令和５年度 年次報告書

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。

安心・信頼の目印「ゆずり葉」

日本貸金業協会のシンボルマークは
「譲葉（ゆずりは）」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。
古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、
「今まで築き上げてきたものを大切にしながら
新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。
この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

発刊のご挨拶

日本貸金業協会
会長　倉中　伸

本年も前年度の協会活動のご報告と、貸金業界関係資料及び公知情報などをお届けします。

貸金業界は、新規貸出がやや持ち直しているものの、急激な物価上昇やデジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化など、さまざまな課題に直面しております。また、業績不振、後継者難等による事業承継問題も顕在化してきており、本協会は今般、東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継問題を抱える協会員に対する情報提供などの支援を開始いたしました。

一方、資金需要者を取り巻く環境は、金融犯罪の手口が巧妙化・複雑化し、副業・アルバイト・投資詐欺等様々なトラブルが若者を中心に増加しています。これを受けて本協会は、昨年6月に消費者向貸付大手4社と協働し、「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立しました。「お金につまずかないための教育」というキャッチフレーズのもと、金融トラブルを回避するための教育・啓発活動を学校領域、職域の両方に向けて展開し、お蔭様で着実に実績が積みあがりつつあります。

このように、様々な変化の中にある貸金業界ですが、本協会としましては、貸金業者が健全な資金を供給することにより国民経済の発展に貢献し、社会から信頼される業界となるよう引き続き役割を果たしてまいります。

なお、本報告書には、今般協会が実施しました事業者金融業者に関する調査の結果を掲載させていただきました。みなさまからのご意見、ご感想をお待ちしております。

みなさまにおかれましては、本報告書をご高覧いただき、協会活動や貸金業界に対するご理解を深めていただく機会としていただければ幸いです。

今後とも、本協会に対するご支援とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

日本貸金業協会の概要

【名称】
日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】
平成19年12月19日

【所在地】
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】
03-5739-3011（代表）

【相談・紛争解決窓口】
0570-051-051

【Webサイト】
https://www.j-fsa.or.jp

【国の指定及び認定等】

● 本協会の設立

平成19年12月19日付で、貸金業法第26条第2項の規定に基づき設立認可を受けました。

● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録（有効期間3年）を受け、以降3回の更新を受けています。
（初回登録日：平成22年9月30日、以降都度更新）

【役員体制】令和6年6月12日現在

公益理事

副会長（自主規制会議議長）	家森 信善	神戸大学経済経営研究所 教授
	垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	田島 優子	弁護士
	増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長
	宮野谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長

会員理事

副会長（貸金戦略会議議長）	木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役会長
副会長（総務委員会委員長）	河野 雅明	株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
	青山 照久	株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長
	片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長
	金子 良平	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 取締役会長
	角田 典彦	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長

常任理事

会　長	倉中　伸	
副会長	三浦 雅樹	

会員監事

	内田 隆司	新生商事株式会社 代表取締役
	岡本　強	栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

長谷川 潤

主要会議体の機能と構成

令和6年6月12日現在

総 会

協会員から選任された代議員をもって組織する。

監事会
会員監事・常任監事

理事会

構成員

◆公益理事※　◆会員理事　◆常任理事

※貸金業と直接関係のある業務を営む会社に従事する者以外の者から選任する。

機　能

○予算・決算・会費など定款に定めがある事項等理事会専決事項の決議を行い、各会議体の進行管理及び協会運営全体に対する監督を行う。

○理事及び常務執行役の業務の執行を監督する。

総務委員会

構成員

◎総務委員長（会員理事より）
◆会員委員

機　能

○協会の組織運営に関する事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

委員会等

財務部会

決議・執行権限の委譲

貸金業務取扱主任者資格試験に係る業務	業界活動に係る業務	自主規制に係る業務	相談・苦情・紛争解決手続等に係る業務

規律委員会 → 意見（自主規制に係る業務）

試験委員会

構成員

◆委員

貸金業法及び内閣府令に定める試験委員の要件を備える者のうちから会長が選任し委嘱する委員により構成する。

機　能

○委任された事項の決議。
○貸金業務取扱主任者に係る試験の公平性及び透明性を確保する観点から、試験の実施に関する理事会への報告は試験結果の公表日以降に行う。

具体的な機能

●試験科目及び出題範囲の決定
●試験問題の決定
●合格者の決定など

貸金戦略会議

構成員

◎貸金戦略会議議長（会員理事より）
◆会長・執行責任者
◆会員委員

機　能

○委任された事項の決議。
○業界活動業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能

●貸金業務等の業界意見のとりまとめ・要望活動
●金融に係る知識の普及・啓発、広報活動の企画・推進
●会員向け研修の企画・立案
●業界動向調査・各種統計データ作成・公表など

委員会等

企画調査委員会　研修委員会

自主規制会議

構成員

◎自主規制会議議長（公益理事より）
◆会長・執行責任者
◆公益委員
◆会員委員

機　能

○委任された事項の決議。
○自主規制業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能

●自主規制ルールの制定・改正
●監査・処分等
●会員向け体制整備支援等
●広告審査など

委員会等

自主ルール委員会

相談・紛争解決委員会

構成員

◆委員

最高裁判事経験者、消費者団体役員、学識経験者、経済団体役員経験者等のうちから会長が選任して委嘱する委員により構成する。

機　能

○委任された事項の決議。
○紛争等解決業務の公平かつ的確な運営。
○資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言等の業務の適切性の確保。

具体的な機能

●手続実施基本契約の締結
●苦情処理手続その他関連事項の実施
●紛争解決委員による紛争解決手続の実施
●相談対応その他関連事項の実施（カウンセリング、貸付自粛対応含む）

事務局組織（本部・支部）

令和6年7月1日現在

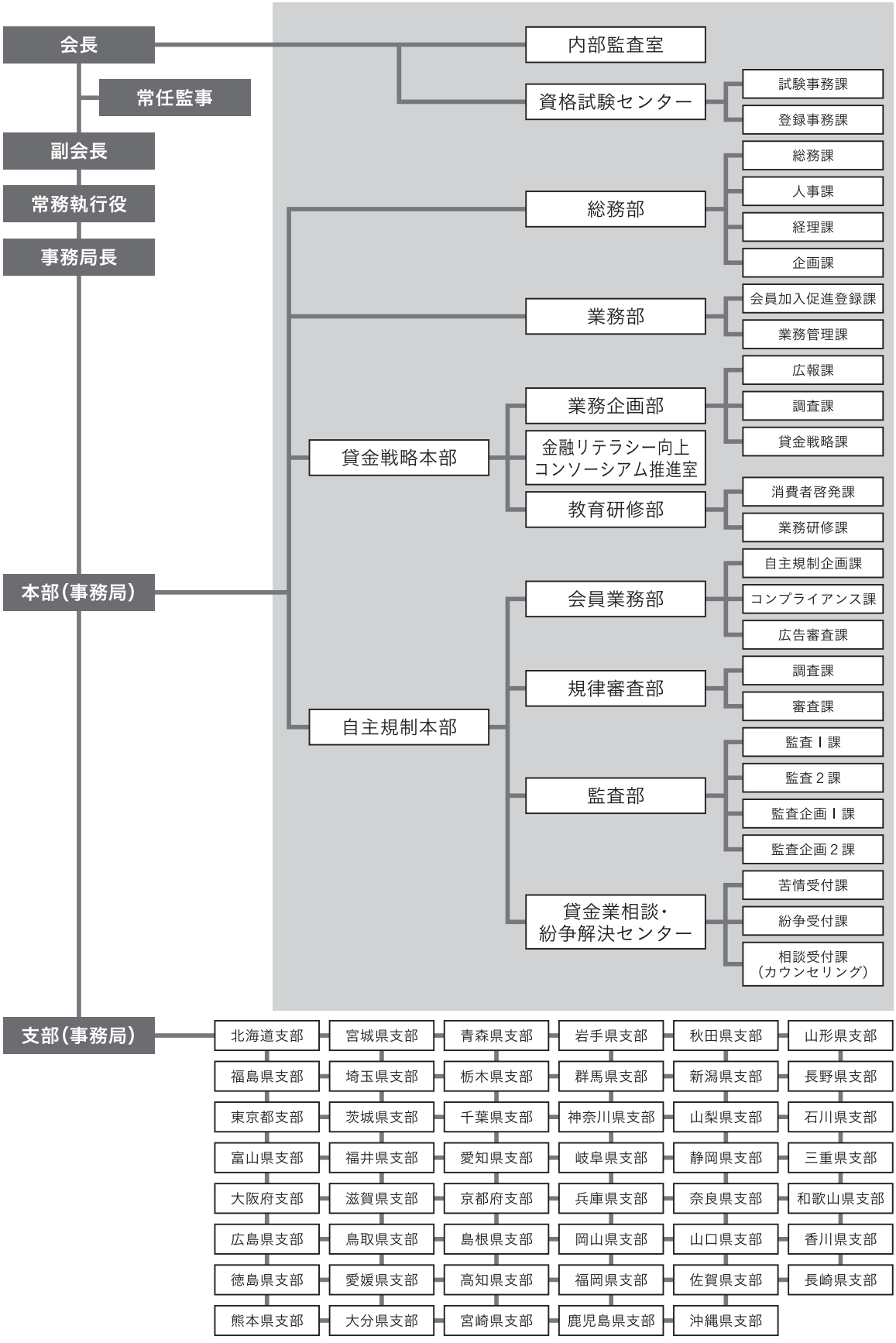

目次

発刊のご挨拶 …… 1
日本貸金業協会の概要 …… 2

第1編 協会活動報告

第 1 章 協会活動概要 …… 8
第 2 章 業務に関する事項 …… 19

Ⅰ. 自主規制部門
1. 法令･諸規則等遵守の徹底･整備･充実 …… 19
2. 相談･苦情･紛争解決対応 …… 28
3. 監査の実施 …… 49

Ⅱ. 貸金戦略部門
1. 広報活動 …… 59
2. 調査･研究活動 …… 63

Ⅲ. 自主規制・貸金戦略部門
1. 研修活動 …… 64

Ⅳ. 主任者資格部門
1. 貸金業務取扱主任者　資格試験･登録講習･主任者登録 …… 67

Ⅴ. 各種建議要望
1. 令和6年度税制改正要望 …… 75

Ⅵ. 金融リテラシー向上コンソーシアム
1. 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況 …… 79

第 3 章 総会･理事会･会議･委員会･協議会･役員等 …… 83

第2編 財務報告

第 1 章 令和5年度　財務諸表及び財産目録 …… 88

第3編 資料

第 1 章 統計資料（金融庁･月次統計･公知情報等） …… 104

付 録

付録 1 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について …… 142
付録 2 ｜事業者金融の実情に関するヒアリング調査レポート｜ 事業者金融の変遷と展望 …… 185
年 表 …… 212

第1編

協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和5年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護について従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、具体的業務を展開した。

令和5年度においては、協会員と協会が一体となった「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立し、金融経済教育による資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止等の消費者保護への取組みを一層強化したほか、協会員の事業承継をサポートするなど協会員の事業発展に寄与する情報提供・サービスの強化を含む以下の業務を行った。

［自主規制部門］

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

⑴適時適切な情報提供による支援

金融庁ほか関係行政庁からの要請に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについては、協会Webサイトを通じて周知を行った（それぞれ65件、7件）。

⑵法令等改正に伴うパブリックコメント対応

貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出した（募集7案件、提出3案件）。

⑶諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

①法令の改正等に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「貸金業者の広告に関する細則」、「個人情報保護指針」の一部を改正等したほか、社内規則策定ガイドライン「3-1.個人顧客情報の安全管理措置（基本編）」、「5.取引時確認等の措置等」、「7.苦情及び紛争等の対応態勢」、「11.過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」、「12.広告の取扱い」、「14.取立て行為」、「16.債権譲渡等」、「18.過払金支払」、「19.システムリスク管理態勢」の一部を改正等した。

②貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定する協会未加入貸金業61社、並びに当協会への加入申請中の貸金業者53社に対し、社内規則の策定支援を実施した。また、社内規則に関する問合わせ・相談について適切に対応した。

⑷協会員からの実務相談への対応

①業務管理システムの機能を改修し、問合わせへの迅速化・正確さの向上を図った。

②問合わせに対しては適宜行政及び顧問弁護士への確認を行うなど、協会員のニーズに適切に対応し、1,834件の実務相談を行った。

⑸協会員への情報提供

①金融庁、個人情報保護委員会、その他関係法令所管省庁の法令等改正に関する情報収集を積極的に行い、協会Webサイトを通じて協会員へ適時・適切に情報提供を行った。

②法令等の改正により運用が変更になる業務については協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を通して「貸金業務に関する質問と回答」に掲載した。
③協会員専用サイト内に協会員向け機関紙「JFSA NEWS」の「貸金業務に関する質問と回答～ご相談事例から～」についての検索機能を提供し貸金業者が適切な業務を行うための取組みを行った。

⑹広告適正化への取組み

①広告審査に係る審査基準の見直しについて、自主規制基本規則の下位規程として、「貸金業者の広告に関する細則」を新設し、全体的な構成の再編とインターネット広告に係る遵守事項等の明確化を図るとともに、自主規制基本規則、社内規則策定にあたっての細則、社内規則策定ガイドラインを改正した。
②広告原稿のセキュリティ強化と広告審査の効率化のため広告審査受付Webフォームを協会Webサイト内に開設した。
③広告出稿審査・モニタリングについては、協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、審査対象広告（322件）、審査対象外広告（347件）の広告審査を実施したほか、TVCM（2,817件）、新聞雑誌（1,867件）、電話帳（125件）の出稿広告のモニタリングを行った。
④インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況や新聞広告及び協会員のWebサイト等を調査するとともに、ヤミ金融業者と判明したものについては警察に対し摘発を要請し、当該広告の削除状況を確認するなどの対応を行った。

⑺反社会的勢力への対応

①反社会的勢力への対応支援として提供している「特定情報照会サービス」については、利用協会員（477協会員）、照会件数（429,329件）、該当情報件数（132件）、再照会件数（13件）、確定情報件数（2件）となった。
②既存顧客への事後確認の対応支援として提供している「フィードバックサービス」の利用協会員は92協会員となった。

⑻マネロン･テロ資金供与対策に係る態勢整備の支援

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った実効的な態勢整備を2024年3月までに完了するよう求められたことを踏まえ、当該ガイドラインに基づく自己検証リスト等を協会員に周知した。

⑼支部職員への情報提供

社内規則策定ガイドラインの改正内容やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援内容等について、オンライン会議を通じて支部・本部間で積極的に情報共有を行い、支部における協会員支援態勢の強化･向上に取組んだ。

2. 協会員に対する監査の実施

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員の法令及び定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等において帳簿等を点検する「実地監査」と、本協会から協会員に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。また、特別監査は、法令等の遵守状況、内部管理態勢の整備状況に関し、特定の項目について点検を行うもので、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行う「フォローアップ監査」がある。

令和5年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化を図りつつ、協会員の規模や業務内容等に応じて各監査項目の検証深度にメリハリを付けるなど、効率的・効果的な監査の実施に努めた。

⑴実地監査

令和5年度の実地監査は、監査先とのコミュニケーションを十分行った効率的な監査の実施により、71協会員（前年度103協会員）の実施となった。このうち一般監査は、59協会員（同80協会員）に実施し、特別監査は、若年者に貸付けを行う予定の11協会員及び前回監査において後日改めて法令等違反の再発防止策の検証が必要とされた1協会員の計12協会員（同23協会員）に実施した。

実地監査の結果、指摘件数は14件で、指摘事項があった11協会員については改善指導等を行った。

⑵書類監査

書類監査については、全協会員一律に3年に一回の頻度で実施している「定期書類監査」に加え、新規加入協会員（新規加入から概ね6か月経過した協会員）及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員に対する「個別書類監査」を実施した。

定期書類監査は、令和6年度に登録更新予定の258協会員を対象とし、うち廃業等の3協会員を除く255協会員に実施した。定期書類監査の結果、指摘件数は12件で、指摘事項のあった9協会員については架電等により改善指導を行った。

個別書類監査は、52協会員に実施。うち新規加入51協会員に対し基本的な態勢整備の点検を、1協会員に対しシステムリスク管理態勢の点検を行った。新規加入協会員を対象とした個別書類監査では、指摘事項ありは6協会員で、指摘件数は11件であった。システムリスク管理態勢の個別書類監査については、指摘事項はなかった。

⑶行政庁等との連携

本協会が自主規制機関として監査機能を十分に発揮するには行政庁等との連携が不可欠であり、監査計画や監査結果等について情報及び意見交換を行うなど、引き続き緊密に連携を図った。

⑷「監査ガイドライン」の公表

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したもので、「Ⅰ. 監査の基本事項」「Ⅱ. 監査の実施手続き」「Ⅲ. 書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」「Ⅳ. 実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」の4部構成となっている。

「監査ガイドライン」を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載し、以降、法令改正等に伴う改訂を重ね、現在、第10版を掲載している。

⑸「貸金業務チェックリスト」の公表

貸金業務の適切な運営を確保するためのツールとして、協会の監査における指摘事項や指導事項、及び東京都が行った検査結果等を踏まえた「貸金業務チェックリスト」（第三版）を、東京都と共同で制作し公表した。

3. 法令等違反に対する措置及び指導等

①法令等違反届出198事案（前年度197事案）の審査を行い、2協会員に対して文書注意措置を行った。
②措置対象となった2協会員に対しては、法令遵守態勢、内部管理態勢等の整備を図り、再発防止に努めるよう会長名による文書をもって注意した。
③協会員の法令等違反の未然防止に役立つよう、機関紙「JFSA NEWS」に「規律審査部からのお知らせ」と題し、具体的な法令違反事例と注意すべき点について定期的に掲載した。

4. 相談・苦情・紛争解決対応

①相談・苦情・紛争解決の受付件数は、合計19,238件（前年度対比+1,926件）で、内訳は「相談」が19,200件（同+1,900件）、「苦情」が33件（同+26件）、「紛争解決」は5件（同±0件）であった。また、多重債務相談の一環である「生活再建支援カウンセリング」は、多重債務の再発防止を目的に、家計収支の改善、家族間の関係性改善及び買い物癖やギャンブル癖等を克服するためのカウンセリングを実施した（相談者99名、総面接回数423回）。
②協会員各社の顧客対応担当者と、相談・苦情・紛争解決に向けた取組み状況等について情報交換を行うとともに、消費者団体との意見交換会において相談員の声や苦情・相談事例等のフィードバックなどを行うことにより、相談対応の重要性についての一層の理解促進と更なる連携強化を図った。
③ADR加入貸金業者向けに「センターだより」を4回発行し、相談・苦情・紛争解決事案に関する情報提供を行った。
④警察庁、警視庁及び消費生活センター等を訪問し、広報誌等の配布、協会活動の周知及び情報交換を行った。

5. 貸付自粛制度の活用と推進

①受付件数（登録・撤回）は、4,957件（前年度対比+1,184件）であった。なお、全受付件数のうち2,735件（75.0%、前年度対比+817件）は、Webからの申し込みとなり申告者の利便性の向上と協会業務の効率化が図られた。
②全国銀行協会との貸付自粛制度に係る諸問題の解決に関する意見交換を行い、協働して同制度の周知活動等に取組んだ。
③多重債務の再発防止を効果的に支援するために「生活再建支援サービスミニパンフレット」の一部改訂を行い関係各所に配布した。
④消費生活センターやギャンブル等依存症対策を推進している行政機関、医療機関並びに公営競技施行者団体等に対して、生活再建支援サービスミニパンフレット、リーフレットなどを配布した。
⑤貸付自粛のデータ分析結果を公営ギャンブル関連団体と共有するとともに、各施設に対する貸付自粛制度のポスター、リーフレットの配置を継続し周知に努めた。

［貸金戦略部門］

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

⑴マスコミへの対応

マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。

⑵広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

⑶「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

⑷協会Webサイトを通じた情報発信の充実

当協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Webサイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

⑸公式Xでの情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式Xを通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

資金需要者等の利益の保護を図る目的として、金融経済教育の一層の推進に注力し、従来の啓発活動に加えてSNSを活用した金融リテラシー普及にも積極的に取り組んだ。

⑴啓発資料等の製作・配布

①資金需要者等の利益保護の観点より、貸金業者の資質向上を図ることを目的として、東京都と共同で「貸金業者のためのe-learning教材～よくある指摘事項を動画でチェック！～」を制作し、令和6年3月に当協会のWebサイトで公開した。

②金融トラブルを未然に防止することを目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を発行した。消費者センター、教育機関、関係行政機関等に約21.3万部を無償配布した。

⑵講師派遣・出前講座の実施

若年層向け	55回（4,440名）
高齢者向け	5回（506名）
一般消費者向け	14回（473名）

⑶若年者向け金融経済教育の推進

①18～24歳若年層を対象とし、金融トラブル事例のショート動画をTikTok広告として配信しており、令和6年3月末現在の視聴回数は約610万回となった。

また、若年者（18・19歳）の保護者層（35歳以上）を対象とし、18歳で大人になることで懸念される消費者被害の増加に関する啓発動画をYouTubeのインストリーム広告として配信した。令和6年3月末現在の視聴回数は約500万回となった。

②当協会の取り組みについて教育関係者に広く周知を図るため、日本教育新聞の「18歳成人」特集号（2024年2月26日発行）に、協会の取り組みを紹介する広告を掲載した。

⑷協会Webサイトを活用した消費者啓発

①若年層向け注意喚起Webサイトを運営し、契約の原則に関する解説やマルチ商法等の若年層が巻き込まれやすい金融トラブル事例の紹介、被害に遭わないための対応策等を周知した。

②悪質な業者による被害防止を目的としたWebサイトを運用し、個人間融資や年金担保融資・偽装ファクタリングなどのヤミ金融業者への注意喚起のほか、融資保証金詐欺や後払い（ツケ払い）現金化などの手口も紹介し、被害の拡大防止を図った。

⑸その他

①金融庁の依頼により、協会員に対し「多重債務者相談強化キャンペーン2023」キャンペーンポスター等を店舗に掲示するよう協力依頼した。（10月）
②東京都主催（金融庁後援）の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加･協力した。（6月、11月）
③東京都江東区消費者センターからの依頼に応じ、江東区消費者展に出展した。（12月）

3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

⑴各種調査等の実施

①当年度は、コロナ禍の収束や急激な物価上昇等の影響、デジタル化の進展など資金需要者等の生活様式や事業環境の大きな変化を考慮しつつ「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」、「貸金業者の経営実態等に関する調査」などを実施した。
②事業者金融業者に特化して質的調査（事業者金融業者への個別ヒアリング調査）を行うことで、事業の特徴や経営実態、直面している問題等を明らかにし、事業者金融が抱えている課題の解決策を探っていくことを目的として、「事業者金融の実情に関するヒアリング調査」を実施した。
③金融庁からの要請に基づき、「諸外国の金融規制に関する要望調査」や「デジタル原則に基づく貸金業法令の書面掲示規制に関する調査」、「災害時の貸金業法施行規則一部改正への対応状況に関するアンケート」などを実施した。
④日本銀行が作成している資金循環統計の基礎データとして、貸金業者の資産や債務などに関する情報を提供した。

⑵調査結果の公表

統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を踏まえ、各種調査及び月次統計資料を公表した。

4. 政府等への建議要望

①貸金業に関する税制の問題を調査研究し、その成果として「令和６年度税制改正要望」を11項目策定のうえ、金融庁、自由民主党及び立憲民主党にそれぞれ要望書として提出した。
②世の中のIT化、DX化の進展に鑑み、書面中心となっている行政手続きのデジタル化及び簡素化を軸として策定した15項目の「貸金業務の諸ルールの見直し要望」について、実現に向け引き続き金融庁と調整を行った。

5. 情報収集機会の拡充

①協会員に対する個別訪問等により、経営の実態や課題、要望の把握に努めた。
②「ファクタリングの動向」や「中小企業の経営状況」等について、全国事業者金融協会と情報交換を行った。
③オンライン型ファクタリング協会やパーソナルファイナンス学会が主催する講演や研修等に参加し、情報収集に努めた。

6. 地区協議会活動状況

①全国10箇所で地区協議会を開催し、定時総会報告、協会運営報告及び意見交換を行うとともに、外部講師によるセミナーや経営実態調査の解説を行った。また、懇親会を通じて協会員相互の親睦及び協会員と協会役職員の交流を図った。
②地区協議会正副会長懇談会を開催し、令和5年度地区協議会の実施報告を行うとともに、今後の地区協議会の方向性について意見交換を行った。
③なお、出席者の減少、出席率の低迷等の状況を踏まえ、協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、令和6年度からは地区協議会を廃止し、協会員懇談会（全国大会及び個別会合）に移行することとした。

7. 貸金業者に係る諸問題への対応

①東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、協会員の事業継続支援の一環として、相談窓口を設置した。
②利息返還や債務整理に関する不適切な広告について、日本広告審査機構や消費者庁へ情報提供を行った。
③媒介業務委託の違法性について、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を提出すべく、金融庁との事前調整を実施した。

8. 支部・本部間の連携強化

支部と本部間の情報連携を目的とする支部連絡会（オンライン）を4回、事務長連絡会議を2回開催した。また、全支部職員を対象に、「マネロン・テロ資金対策に係る態勢整備の支援に関する件」、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部改正についてなど、業務説明会等（オンライン）を17回実施し、支部における協会員対応についてさらなる品質向上を図った。

9. 財務局及び都道府県行政への協力

支部において、財務局や各都道府県から委託を受けている貸金業者の登録・変更等の申請・届出書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務（いわゆる行政協力事務）についての業務処理を円滑かつ堅確に行った。

また、支部による登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、財務局、都道府県への定期訪問などを通じて、一層の連携強化に努めた。

10. 協会加入促進

①令和5年度の協会加入は53業者（前年対比－7業者）となり、令和6年3月末日の協会員数は1,018業者となった。
②協会が社内規則の策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」には62業者から申込があり、令和5年度は新規加入53業者のうち8割強にあたる43業者（前年対比－8業者）が当支援制度を利用し協会に加入した。
③加入促進活動は、登録行政庁の協力も仰ぎつつ推進した。

④協会Webサイトでは、「貸金業を始めるには」のページをブラッシュアップし、また「社内規則」作成に係る支援コンテンツ（動画）を掲載することにより、協会への加入メリットを訴求した。
⑤新規登録貸金業者が多い東京都支部所管エリアについては、対面やオンラインによる支援制度の説明を積極的に行った。
⑥退会を検討している協会員に対しても、協会員であることのメリットを改めて訴求し退会抑止に努めた。

協会員数の推移（令和元年度末～令和5年度末）

	令和元年度計	令和2年度計	令和3年度計	令和4年度計	令和5年度		
					上期計	下期計	合計
加　入	44	48	45	60	22	31	53
退　会	−8	−8	−8	−5	−2	−2	−4
廃　業	−63	−47	−53	−50	−20	−25	−45
不更新	−5	−2	−7	−5	−2	−4	−6
登録取消等	−1	0	0	−1	0	0	0
期末協会員数	1,053	1,044	1,021	1,020	1,018	1,018	
協会加入率	63.9%	63.7%	64.6%	65.9%	66.3%	67.2%	

［自主規制・貸金戦略部門］

1. 研修の実施等

⑴集合研修の実施

コンプライアンス研修会は、「マネロン・テロ資金供与対策に関する研修会 ～態勢整備期限に向けた直前総仕上げ～」をテーマに、9月から11月にかけ東京、大阪、名古屋、福岡の4会場で開催し、262協会員、281名が参加した。

テーマ別研修会は、「これからの時代に不可欠な「人的資本経営」とは何か ～人を活かす経営により、事業環境の変化に適応できる企業体質を～」をテーマに、1月から2月にかけて東京と大阪の2会場で開催し、73協会員、86名が参加した。

なお、参加できなかった協会員が視聴できるように両研修会とも会場で収録した講義のオンデマンド配信を行った。

⑵動画配信による研修の実施

協会員の社員教育支援を目的に、動画配信サービス「JFSAオンデマンド研修」を運営し、「個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置 ～求められる措置と具体的対応手法を学ぶ～」（9月）、「マネロン・テロ資金供与対策 ～テロ資金供与・拡散金融対策を中心に据え～」（3月）、「事業承継の概要とその進め方」（3月）など、計4本の動画配信用オリジナルコンテンツを協会員に提供した。

⑶eラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修サービス（「どこでもJFSAスタディ」）を協会員に提供した。社員教育を目的とした受講に加え、新規加入協会員及び実地監査の結果等から受講が必要と考えられる協会員に対しては受講を推奨し、合計で155協会員、2,654名が受講した。

［主任者資格部門］

1. 資格試験の実施

①全国17試験地（21会場）において、令和5年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。
②試験の結果

試験日	令和5年11月19日（日）
受験申込者数	10,963人
受験者数	9,448人
受験率	86.2%
合格者数	2,928人
合格率	31.0%
合格基準点	31点
合格発表日	令和6年1月9日（火）

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

登録申請書受理件数	6,918件
登録完了通知発送件数	3,104件
更新完了通知発送件数	4,012件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,734件
登録抹消件数	1,600件
令和6年3月31日現在登録主任者数	28,244人

主任者専用サイト「マイページ」の登録者数（令和6年3月31日現在）

マイページ登録者数	14,334人
登録率	50.8%

3. 登録講習事務の実施

①令和5年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、eラーニング講習又は会場講習の選択方式により登録講習を実施した。eラーニング講習は10回、会場講習は全国10地域で15回実施した。
②講習の実施及び結果

⑴受講申込者数（①+②）	5,785人
①会場講習	945人
②eラーニング講習	4,840人
⑵受講者数（③+④）	5,683人
③会場講習	935人
④eラーニング講習	4,748人
⑶修了者数（⑤+⑥）	5,683人
⑤会場講習	935人
⑥eラーニング講習	4,748人

③受講者専用サイトによる情報提供
主任者活動の支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

［総務部門］

1. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス推進計画を策定し確実に実行するとともに、管理職以外の職員で構成するコンプライアンス会議（担当者会議）を開始し、職員レベルでの意識の醸成を図った。

2. リスク管理態勢の確立

①事務ミス・苦情事案の原因究明及び再発防止策の協会内での周知徹底を図ることにより、再発防止を図った。
②情報セキュリティに関する計画を策定し、確実に実施するとともに、協会職員に対する情報セキュリティ教育や最新の情報セキュリティに関する情報提供を継続的に実施し、対応力の向上を図った。また進捗状況等について報告会（年4回開催）において確認・検証した。
③事務ミスの防止策等リスク管理に関する意見や提案を各職員が朝礼等で発表し、これを適宜協会内に周知するなどにより、職員のナレッジ共有とリスク意識の涵養に取組んだ。

3. 内部監査の実施

全支部、本部全部門での業務監査を実施。支部においては業務の正確性・効率性、本部では業務委託先管理、情報管理などを重点的に検証し、全部署において業務遂行上の特段の問題はなく、良好な状況であることを確認した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理に関する取組み状況を点検、管理態勢強化を確認した。

4. 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について積極的に取組み、協会員に対する更なるサービス品質、内容の向上を目指した。具体的には創設3年目の「JFSA-COLLEGE（協会における人財育成に関する教育プログラム）」の研修コンテンツを充実させ、育成目的に応じた役職別研修、業務研修、人間力研修等を実施することにより、職員の育成･戦力化を図った。また、新規入局者向けの研修教材を充実させるとともに、職員の視野を広めることを目的としたナレッジ教育や外部研修の導入、並びに協会若手職員が貸金業の実務を体感することを目的とした消費者金融大手（2協会員）での一日研修、及び監査部に随行しての監査対象先訪問を実施した。

5. IT化・DX化の推進

理事会や各種会議、委員会のほか外部団体との会議等について、オンライン化・ペーパーレス化がさらに浸透したほか、決裁申請や経理業務についても電子化･ペーパーレス化を徹底した。

また、インターネットを利用した調査や監査の実施など、協会員の個別事情にも配慮しつつIT化･DX化を推進するとともに、協会員向けの業務研修や主任者登録講習等についても引き続きオンデマンド化を推進した。

6. 時宜を得た組織改編の実施

事務局内に貸金戦略に関する事項を統括する組織として貸金戦略本部を、自主規制に関する事項を統括する組織として自主規制本部を新設した。また、貸金戦略本部に金融リテラシー向上コンソーシアム推進室を設置し、コンソーシアム事務局を明確化し組織的対応力を強化するとともに、対外的に協会のコンソーシアム活動への注力姿勢を明確にした。

7. 協会運営規則の改正等

組織改編に伴い、事務局運営規則、支部規則、決裁文書規程及び決裁等権限基準等について見直しを行い、所要の改正を行った。

第2章 業務に関する事項

Ⅰ. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

⑴周知要請への適時適切な対応

金融庁ほか、関係行政庁等からの周知要請等に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについて次の要請文を協会Webサイトに掲載し周知した。（それぞれ65件、7件）

【主な周知内容】

①個人情報保護委員会からの「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」公表についてのご案内（令和5年4月5日）。

②「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」に係る国税局からの周知要請について（令和5年4月10日）。

③「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習についてのフィードバック資料」の公表について（令和5年5月29日）

④「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」に関する周知依頼について（令和5年6月13日）

⑤金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａの別紙様式の改正について（令和5年7月6日）

⑥特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正に係る周知要請について（令和5年8月8日）

⑦個人情報保護委員会からの「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」公表にかかる周知要請ついて（令和5年9月6日）

⑧「認定個人情報保護団体対象事業者向けセミナー」開催のご案内（令和5年10月3日）

⑨「大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について」に係る金融庁からの周知要請について（令和5年11月16日）

⑩金融庁からの「「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）改訂のポイント」資料」のご案内及びご意見募集の件（令和5年12月11日）

⑪令和6年能登半島地震による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について（令和6年1月19日）

⑫「自衛官診療証記号・番号等の告知要求制限について」にかかる金融庁からの周知要請について（令和6年2月8日）

⑬東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を騙った偽サイトに関する注意喚起について（令和6年2月8日）

⑭「生活保護の受給者番号等の告知要求制限について」にかかる金融庁からの周知要請について（令和6年3月4日）

⑮貸金業法及び貸金業法施行規則改正に伴う対応について（令和6年3月19日）

⑵諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

①「協会員のシステムリスク管理態勢整備・高度化」への取組みの一環として、社内規則策定ガイドライン（規程記載例）「19.システムリスク管理態勢」を令和5年4月3日に新設した。

②「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」、「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」が改正されたこと

に伴い、「個人情報保護指針」及び社内規則策定ガイドライン「3-1.個人顧客情報の安全管理措置（基本編）」を令和5年7月20日に一部改正した。

③「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正されたこと、また、金融庁より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った態勢整備が求められたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「5.取引時確認等の措置等」を令和5年7月20日に一部改正した。

④インターネット広告に関する規定の明確化等の観点から、「広告審査に係る審査基準」について見直しを行い、「貸金業者の広告に関する細則」を令和5年10月31日に新設した。

⑤「貸金業者の広告に関する細則」の新設等に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び社内規則策定ガイドライン「11.過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」、「12.広告の取扱い」、「14.取立て行為」を令和5年10月31日に一部改正した。

⑥軽微な改正を要する箇所が確認されたことを踏まえ、社内規則策定ガイドライン「16.債権譲渡等」、「18.過払金支払」を令和5年10月31日に一部改正した。

⑦「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正に伴い、社内規則策定ガイドライン「7.苦情及び紛争等の対応態勢」を令和6年2月26日に一部改正した。

加えて、貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定中の協会未加入貸金業者61社、並びに本協会への加入申請中の貸金業者53社に対し、社内規則の策定支援又は点検を行った。

⑶協会員からの実務相談への対応

①電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に適宜対応している。

協会員からの問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	9	3	4	9	8	6	11	12	9	6	4	7	88
広告審査等	6	5	7	5	12	9	9	13	11	5	10	8	100
法令等解釈	104	117	99	123	112	109	123	115	101	95	111	181	1,390
書式類関係	9	5	5	8	22	12	23	14	12	11	10	11	142
研修関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	7	7	13	13	8	13	9	8	10	8	11	114
合　計	135	137	122	158	167	144	179	163	141	127	143	218	1,834

令和5年度の問合せ件数は、1,834と前年度の1,688件に対し、146件増加（前年度比108.6%）した。

⑷社内規則等

前年度より59件の減少（前年度比59.8%）の88件となった。改正箇所、改正時期についての問合せが多く寄せられた。

⑸広告審査等

前年度より39件増加（前年度比163.9%）の100件となった。「広告審査に係る審査基準」を見直し、自主規制基本規則の下位規程として「貸金業者の広告に関する細則」を新設したことに伴うものと考えられる。

⑹法令等解釈

前年度より154件の増加（前年度比112.4%）の1,390件となった。相談内容としては貸金業法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法等広い範囲に係る問合せが多くなっている。

⑷書式類関係

前年度より13件増加（前年度比110.1%）の142件となった。

⑸協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

①「行政等のパブリックコメントの検索」機能の提供

協会員に対して、業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「行政等のパブリックコメントの検索」機能を協会員専用サイト内に開設した。

「行政等のパブリックコメントの検索」は、「貸金業法」と「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」に関する1,818件のパブリックコメントの検索が可能となっている。

②業務用書式の提供及び改訂等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能な仕様及び一部については編集可能なファイル形式で提供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

⑹広告適正化への取組み

①広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第45条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を行っている。

広告出稿審査の新規申請件数 **（単位：件）**

媒体	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新聞・雑誌	570	866	403	351	281	455	265	226
電話帳	179	264	194	192	137	160	145	114
テレビ	92	113	103	146	106	77	73	131
合計	841	1,243	700	689	524	692	483	471
初回承認率(注)	62.1％	60.7％	72.7％	94.5％	98.3％	97.5％	93.8％	95.5％

媒体	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞・雑誌	244	281	114	86	57	109	78
電話帳	110	92	71	54	50	34	55
テレビ	135	264	149	244	214	150	185
合計	489	637	334	384	321	293	318
初回承認率(注)	97.1％	98.1％	97.3％	99.5％	97.8％	98.3％	98.7％

（注）初回承認率（初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合）は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均97％以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を行っている。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第42条及び「貸金業者の広告に関する細則」Ⅱ-2に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかのモニタリング調査を行っている。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合（未承認件数／調査件数）・テレビの自主規制違反件数（全出稿件数に占める割合）

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2%（666／3,872）	—	2件（—）
平成21年度	1.3%（192／14,322）	—	4件（0.09%）
平成22年度	0.9%（211／23,595）	13.9%（132／948）	1件（0.03%）
平成23年度	0.45%（86／19,304）	1.6%（17／1,053）	2件（0.05%）
平成24年度	0.04%（6／16,755）	0%（0／800）	4件（0.11%）
平成25年度	0.01%（2／16,242）	0%（0／779）	0件（0%）
平成26年度	0%（0／16,999）	0%（0／752）	2件（0.07%）
平成27年度	0%（0／13,243）	0%（0／644）	2件（0.07%）
平成28年度	0%（0／11,667）	0%（0／682）	0件（0%）
平成29年度	0.10%（10／9,618）	0.12%（1／804）	13件（0.43%）
平成30年度	0.18%（15／8,261）	0%（0／863）	1件（0.03%）
令和元年度	0%（0／7,734）	0%（0／873）	1件（0.03%）
令和２年度	0.01%（1／6,684）	0.71%（5／700）	0件（0%）
令和3年度	0%（0／6,199）	0%（0／535）	2件（0.06%）
令和4年度	0.14%（7／5,093）	0%（0／669）	0件（0%）
令和5年度	0%（0／1,867）	0%（0／125）（注）	0件（0%）

（注）新聞・雑誌、電話帳のモニタリング調査は６・９・12・３月に実施

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計347件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト148社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような不適切な表現されていないかなどのモニタリング調査や個別指導を行った。

③広告出稿の健全化に向けた関係団体との連携

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、日本民間放送連盟（民放連）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、インターネット広告に関する情報交換を行なった。

また、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を行った。

⑺反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。

また、平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加し、また、JICCへの債権登録件数の条件を撤廃し利用条件の緩和を図り実施している。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定情報サービス利用協会員	604	603	588	569	534	529	515	494	477
フィードバックサービス利用協会員	18	30	42	59	67	68	72	83	92

⑻マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢整備の支援

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った実効的な態勢整備を2024年3月までに完了するよう求められたことを踏まえ「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づく自己検証リスト」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援に関するQ&A」、改正版社内規則策定ガイドライン「5 取引時確認等の措置等」及び改正版「特定事業者作成書面等」を協会員に周知した。

⑼支部職員への情報提供

業務に関し支部から主に法令等解釈についての質問を154件受けた。また「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」や社内規則策定ガイドラインの改正内容についての事前説明、また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援内容等についてWebを使って説明会を開催した。

2. 法令等違反届出状況と措置状況

⑴協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、協会員自らによる社内調査、行政当局による立入検査、本協会の実地監査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

令和5年度は、法令等違反事案として214件の届出があり、前年度（205件）より9件増加している。

なお、本協会発足から令和5年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は6,229件となっている。

次に、令和5年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

・個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が90件
・取立て行為の規制（法第21条）に係る事案が17件
・変更の届出（法第8条）に係る事案が15件
・契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が 13件
・返済能力の調査（法第13条）に係る事案が11件

となっており、これら（146件）で届出事案全体（214件）の約7割を占めている。

なお、令和5年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が39件増、取立て行為の規制（法第21条）に係る事案が5件増となっているが、その他については、減少あるいは横這いとなっている。

法令等違反届出状況 （単位：件）

該当条文等＼年度	平成19～30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		合計	
	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
8条（変更の届出）	470	657	23	26	17	24	15	16	15	21	13	15	553	759
12条の2（業務運営に関する措置）	55	56	4	4	3	3	3	3	3	4	4	4	72	74
12条の3（貸金業務取扱主任者の設置）	36	37	4	4	1	1	0	0	2	2	1	1	44	45
12条の6（禁止行為）	29	32	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0	33	36
12条の8（利息、保証料等に係る制限等）	53	58	4	4	4	4	9	9	4	4	4	4	78	83
13条（返済能力の調査）	232	300	9	12	6	6	3	4	11	16	7	11	268	349
13条の3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）	142	176	5	7	2	3	1	1	4	4	6	8	160	199
14条（貸付条件等の掲示）	99	100	2	2	2	2	1	1	1	1	3	3	108	109
15条（貸付条件の広告等）	123	134	2	2	4	4	0	0	3	4	4	4	136	148
16条の2（(保証)契約締結前の書面の交付）	255	269	12	13	8	10	8	8	9	12	3	3	295	315
17条（契約締結時の書面の交付）	395	523	25	30	15	20	18	21	15	20	11	13	479	627
18条（受取証書の交付）	171	217	6	7	2	5	6	6	5	7	5	8	195	250
19条（帳簿の備付け）	192	238	10	10	4	4	2	2	6	6	2	2	216	262
19条の2（帳簿の閲覧）	16	41	1	3	1	3	2	2	2	3	1	1	23	53
21条（取立て行為の規制）	180	249	8	10	4	10	4	6	7	12	8	17	211	304
22条（債権証書の返還）	65	90	5	5	3	4	1	1	2	2	0	0	76	102
24条（債権譲渡等の規制）	35	36	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	38	39
41条の35（個人信用情報の提供）	558	1,167	40	55	26	28	27	50	32	51	58	90	741	1,441
出資法5条2項（高金利の処罰）	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26
自主規制基本規則	194	261	4	5	10	12	11	14	7	7	6	8	232	307
その他（注）	491	576	26	34	26	29	12	15	19	26	16	21	590	701
合計（※）	3,817	5,243	190	233	139	173	125	161	150	205	153	214	4,574	6,229

（注）その他のうち主なもの。
13条の2（過剰貸付け等の禁止）、13条の4（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）
（※）合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したもの。

⑵協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、処分等の種類によって「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する措置が決定されている。

平成20年度から令和5年度までに措置を行った協会員は延べ132協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が23協会員、定款第5条による文書注意が79協会員となっている。

令和5年度においては、2協会員に対し文書注意措置を行った。

②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続きを経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和５年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第５条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協会員のうち246協会員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協会員である。

令和５年度においては、措置を行った協会員はなかった。

措置状況　　**（単位：協会員数）**

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	0	5	8
平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	4	6
平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	5	6
令和元年度	法令等違反	0	0	0	3	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	5	8
令和2年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和3年度	法令等違反	0	0	0	2	1	3
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	1	3
令和4年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和5年度	法令等違反	0	0	0	0	2	2
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2
合計	法令等違反	3	17	10	23	79	132
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	155	37	50	134	387

⑶協会員における法令等違反発生の防止

処分等の措置の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求め、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図っている。

また、処分等の措置は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等遵守の徹底と法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

3. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人データの漏えい等やそのおそれがある場合で個人の権利利益を害するおそれの大きいものが発生したときは、速やかな個人情報保護委員会（権限委任されている場合は監督当局）への報告を、個人データの漏えい等やそのおそれがある場合又は個人情報・仮名加工情報に係る削除情報等の漏えい等やそのおそれがある場合は、関係法令やガイドラインに従った監督当局への報告をそれぞれ求めているとともに、本協会に対しても報告を求めている。

令和５年度に提出のあった「個人情報等の漏えい等に係る報告」は471件で、前年度の534件から63件の減少となっている。

態様別で見ると前年度同様、クレジットカードやクレジットカード番号の記載された書面の配送等における誤配事案が最も多く、全体の７割程度を占めている。

なお、誤配事案以外を見ると、不正アクセス事案が前年度比で若干増加しているが、誤送付等のその他の事案については概ね減少している。

個人情報の漏えい等に係る報告　　**（単位：件）**

漏えい等を起こした者 ＼ 漏えい等の態様	令和３年度					令和４年度					令和５年度				
		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他
配送等における誤配	9	0	8	1	0	343	0	138	1	204	311	0	97	1	213
誤送付	61	56	0	5	0	62	53	0	8	1	45	42	0	3	0
メールの誤送信	70	17	0	53	0	18	12	0	6	0	13	8	0	5	0
FAX誤送信	10	8	0	2	0	7	6	0	1	0	8	6	0	2	0
誤手交	1	0	0	1	0	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0
口頭漏えい	9	8	0	1	0	5	4	0	1	0	8	8	0	0	0
誤廃棄	9	6	0	3	0	15	10	0	5	0	3	3	0	0	0
紛失	23	17	1	3	2	20	15	4	1	0	9	5	3	1	0
不正アクセス	18	0	0	0	18	46	0	0	0	46	54	0	0	0	54
盗難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	13	9	0	1	3	16	8	3	1	4	19	13	0	6	0
計	223	121	9	70	23	534	109	145	24	256	471	86	100	18	267

4. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局）は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合、障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

令和5年度は115件の「障害発生報告書」が提出されており、件数は前年度から31件増加している。

コンピュータシステム障害の報告状況 **（単位：件）**

脅威の類型	説明	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	3	4	1	1	1	1
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	0	0	0	0	1	1
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	6	8	16	19	9	25
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	5	6	13	18	43	44
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	10	18	13	30	13	24
	その他の非意図的要因による障害	8	16	5	11	13	15
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	2	2	3	4	3	3
	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	2	2	1	1	2	2
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	0	0	0	0	0	0
計		36	56	52	84	85	115

2 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター及び都道府県各支部相談窓口では、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、「資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的に、貸金業務に対する信頼を確保して、中立公正な立場から各種相談・苦情対応、紛争解決に取り組んでいる。

特に多重債務問題については、債務の原因となる失業や生活費の補てん、ギャンブル・買い物の浪費で返済困難になった等様々な相談者の状況に応じて、問題解決の方法等についての助言や情報の提供、生活の再建や改善を目的とした貸付自粛制度の活用及びカウンセリングによる支援を行っている。加えて、行政や協会員等の相談員向けのカウンセリング的手法を取り入れた相談スキル向上のための研修を行っている。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談・紛争解決委員会
相談・紛争解決等に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するために、外部有識者で構成されている。

貸金業相談・紛争解決センター

【相談受付課】

⑴一般相談
「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「本人確認書類を紛失したがどうしたらよいか」などの相談を受け、適切な助言を行っている。

⑵債務相談
「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行っている。

⑶貸付自粛制度申告受付
「ギャンブルがやめられない」「買い物の浪費を防ぎたい」「家族を安心させたい」等の目的で、貸付自粛制度の利用を希望する資金需要者からの申告受付や相談対応を行っている。
また、金融庁と連携してギャンブル等依存症対策、多重債務防止推進強化の一環として貸付自粛制度の幅広い促進の取組みを行っている。

⑷生活再建支援カウンセリング
「借金は整理できたが家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには、問題を起こす本人及び家族を含めた再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っている。

【苦情受付課】
貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の表明があった場合は、苦情としてこれを受け付け、必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めている。

【紛争受付課】
苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立に関する事務を行い、紛争解決手続きを実施する。また、貸金業者と手続実施基本契約締結に関する事務を行っている。

1. 概況

⑴総受付件数

令和５年度の資金需要者等からの相談等総受付件数は19,238件で、前年度と比較して+1,926件増加した。相談数増加の主な要因は「貸付自粛」に関する相談の増加によるもので、相談・苦情のアクセス方法別では、電話18,801件、次いでメール362件、来協（支部含む）28件、文書18件、その他24件、紛争申立書の提出が５件であった。

（単位：件）

分類＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
電話	16,177	18,041	16,984	18,801	97.7%	1,817	10.7%
メール	13	283	284	362	1.9%	78	27.5%
来協	31	25	17	28	0.1%	11	64.7%
文書	24	19	20	18	0.1%	-2	-10.0%
その他	16	8	2	24	0.1%	22	1100.0%
紛争申立書	6	1	5	5	0.0%	0	0.0%
総受付件数	16,267	18,377	17,312	19,238	100.0%	1,926	11.1%

※メール相談は、令和２年度までは、聴覚障がい者や言語障がいがある方を対象にしていたが、資金需要者への相談機会拡充策として一般の方を対象とした受付を令和３年５月から開始。

[注]本報告書の集計表における増減率等の「%」表示は端数処理の関係で合計が「100.0%」にならないことがあります。

⑵受付状況

「相談」は、19,200件（前年度対比+1,900件、+11.0%）と増加した。内訳は、「一般相談」4,157件（前年度対比+104件、+2.6%）、及び「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」9,082件（前年度対比+1,085件、+13.6%）、「多重債務関連相談」が5,961件（前年度対比+711件、+13.5%）と増加した。

「苦情」は、33件（前年度対比+26件、+371.4%）となった。「紛争」は、５件で前年度と同数であった。

（単位：件）

分類＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
							増減	増減率
相談	一般相談	4,187	4,107	4,053	4,157	21.6%	104	2.6%
	多重債務関連相談	4,432	5,000	5,250	5,961	31.0%	711	13.5%
	協会員等相談窓口案内（誤認電話）	7,623	9,260	7,997	9,082	47.3%	1,085	13.6%
	小計	16,242	18,367	17,300	19,200	99.9%	1,900	11.0%
苦情		19	9	7	33	0.17%	26	371.4%
紛争		6	1	5	5	0.03%	0	0.0%
合計		16,267	18,377	17,312	19,238	100.1%	1,926	11.1%

2. 相談

「相談」

貸金業を営む者が遂行した具体的な貸金業務等に関連し、協会に助言を求めるものを「一般相談」という。これに対し、債務者等が、貸付けの契約により負担した金銭債務を主たる理由として経済的窮状又は返済困難な状況に陥っている場合に、協会に対し、当該状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」とし、貸金業者の相談窓口と誤認して当協会に架電があった場合を「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」として分類している。

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化等の融資関連 借入限度額・返済内容・契約内容等に関する相談
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談
	本人確認書類等の紛失等	本人確認書類等の紛失や盗難における対処等に関する相談
	業者等の連絡先	貸金業者の相談窓口等の案内 貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業・クレジット・銀行等に関連する相談
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	貸付自粛制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	貸付自粛制度に関する本人以外（家族）からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び自己破産・調停・民事再生手続き等 債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談
協会員等相談窓口案内（誤認電話）		業者の相談窓口と誤認して当協会に入電した場合の協会員の窓口案内や音声応答等の操作等の助言

⑴相談受付状況

❶相談概要

「一般相談」では、借入希望や借入先等の相談である「融資関連」が1,928件（前年度対比+122件、+6.8%）と増加した。「多重債務関連相談」では、「貸付自粛制度」に関する相談・問い合せが4,346件（前年度対比+629件、+16.9%）と最も多く、次いで支出増・収入減等に起因する「返済困難」に関する相談が、1,411件（前年度対比+72件、+5.4%）と増加した。ヤミ金融･違法業者に関する相談は204件（前年度対比+10件、+5.2%）と増加した。

（単位：件）

分類＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比 増減	前年度対比 増減率
一般相談	融資関連	1,384	1,523	1,806	1,928	10.0%	122	6.8%
	信用情報関連	434	351	380	340	1.8%	-40	-10.5%
	身分証明書等の紛失等	138	145	115	88	0.5%	-27	-23.5%
	業者等の連絡先	1,099	799	703	642	3.3%	-61	-8.7%
	帳簿の開示	6	3	5	8	0.0%	3	60.0%
	その他	1,126	1,286	1,044	1,151	6.0%	107	10.2%
小計		4,187	4,107	4,053	4,157	21.6%	104	2.6%
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	1,262	1,448	1,494	1,796	9.4%	302	20.2%
	貸付自粛・本人以外	1,829	2,081	2,223	2,550	13.3%	327	14.7%
	貸付自粛計	3,091	3,529	3,717	4,346	22.7%	629	16.9%
	返済困難	993	1,167	1,339	1,411	7.3%	72	5.4%
	ヤミ金融・違法業者	348	304	194	204	1.1%	10	5.2%
小計		4,432	5,000	5,250	5,961	31.0%	711	13.5%
協会員等相談窓口案内（誤認電話）		7,623	9,260	7,997	9,082	47.3%	1,085	13.6%
相談合計		16,242	18,367	17,300	19,200	100.0%	1,900	11.0%

❷相談者属性

男性の相談者がやや多く、年代別割合では、50歳代の相談者が、他の年代より多い。返済困難に関する相談は20～50歳代に多く、50歳代及び70歳以上の相談者から融資先の紹介を求める相談が多い傾向がみられた。

【相談者（性別）】 （単位：件）

年度／性別	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		前年度対比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
男性	8,749	53.9%	9,990	54.4%	9,142	52.8%	10,195	53.1%	1,053	11.5%
女性	7,492	46.1%	8,375	45.6%	8,156	47.1%	8,982	46.8%	826	10.1%
不明※	1	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	23	0.1%	21	1050.0%
合計	16,242	100.0%	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	1,900	11.0%

※「不明」とは、メールや文書及び企業からの相談

【相談者（年代別）】 （単位：件）

年代／年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		前年度対比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
10歳代	20	0.1%	11	0.3%	20	0.1%	24	0.1%	4	20.0%
20歳代	736	4.5%	682	3.7%	1,300	7.5%	1,095	5.7%	-205	-15.8%
30歳代	880	5.4%	936	5.1%	1,561	9.0%	1,488	7.8%	-73	-4.7%
40歳代	978	6.0%	1,100	6.0%	1,653	9.6%	1,683	8.8%	30	1.8%
50歳代	961	5.9%	1,050	5.7%	1,999	11.6%	1,815	9.5%	-184	-9.2%
60歳代	830	5.1%	696	3.8%	1,478	8.5%	1,311	6.8%	-167	-11.3%
70歳以上	855	5.3%	648	3.5%	1,704	9.8%	1,403	7.3%	-301	-17.7%
不明	10,982	67.6%	13,244	72.1%	7,585	43.8%	10,381	54.1%	2,796	36.9%
合　計	16,242	100.0%	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	1,900	11.0%

※令和４年度より相談者の年代聞き取りを強化した。

【相談者（年代別相談分類）】 （単位：件）

分類／年代	融資関連	信用情報関連	身分証明書等の紛失等	業者等の連絡先	帳簿の開示	貸付自粛・本人	貸付自粛・本人以外	返済困難	ヤミ金融・違法業者	協会員等相談窓口案内（誤認電話）	その他	合　計
10歳代	6	0	0	0	0	4	1	6	0	5	2	24
20歳代	102	17	3	12	1	248	49	196	19	377	71	1,095
30歳代	129	30	4	26	0	241	141	220	22	611	64	1,488
40歳代	164	43	12	38	0	169	332	201	19	593	112	1,683
50歳代	210	31	10	47	0	117	446	248	21	567	118	1,815
60歳代	157	24	3	53	0	62	186	118	11	603	94	1,311
70歳以上	250	11	7	91	0	23	135	115	5	689	77	1,403
不明	910	184	49	375	7	932	1,260	307	107	5,637	613	10,381
合　計	1,928	340	88	642	8	1,796	2,550	1,411	204	9,082	1,151	19,200

❸相談内容詳細

①一般相談

一般相談のうち、「融資関連」は1,928件（個別取引等に関連する「契約」1,078件、新規・追加融資に関連する「融資」が850件）となっている。これらの相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。他機関への紹介件数は389件であり、主な紹介先窓口は信用情報機関107件、法テラス96件等であった。

【融資関連（他機関への紹介先）】 （単位：件）

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジットカウンセリング協会	消費者センター	金融庁財務局	その他	合計
件数	107	96	28	2	63	2	12	7	8	64	389

②多重債務関連相談

多重債務関連相談のうち、「返済困難」の相談は1,411件で、前年度と比較して72件増加している。返済困難の原因としては、「支出の増加」によるものが680件、「収入の減少」によるものは438件であった。他機関への紹介件数は474件で、主な紹介先窓口は、法テラス189件、クレジットカウンセリング協会109件等であった。

債務額で一番多かったのは、「100万円未満」117件（32.2%）で、平均債務額は、292万円であった。債務の主たる原因で一番多かったのは、「ギャンブル」652件（27.2%）であった。

【返済困難（相談者）】 （単位：件）

相談者	件数	割合
本　人	923	65.4%
親　族	355	25.2%
配偶者	109	7.7%
その他	24	1.7%
合　計	1,411	100.0%

【返済困難（性別）】 （単位：件）

性別	件数	割合
男　性	687	48.7%
女　性	724	51.3%
合　計	1,411	100.0%

【返済困難（原因）】 （単位：件）

主な原因		件　数	割　合
支出増	ギャンブル	83	5.9%
	嗜好消費	82	5.8%
	買い物	114	8.1%
	投資関連	25	1.8%
	予期せぬ支出	39	2.8%
	ローン返済	79	5.6%
	その他※1	258	18.3%
	小　計	680	48.2%
収入減	病気・ケガによる就労困難	161	11.4%
	失業・リストラ	53	3.8%
	その他※2	224	15.9%
	小　計	438	31.0%
カウンセリング関連		293	20.8%
合　計		1,411	100.0%

※1「支出増（その他）」…生活費や教育費の補てん、副業資金等
※2「収入減（その他）」…給料・賞与の減少、介護による休職等

【返済困難（他機関への紹介先）】 （単位：件）

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジットカウンセリング協会	消費者センター	金融庁財務局	その他	合計
件数	22	189	54	6	25	0	109	3	0	66	474

【債務額】 （単位：件）

100万未満	100万以上200万未満	200万以上300万未満	300万以上400万未満	400万以上500万未満	500万以上	合計
117	90	49	31	18	58	363
32.2%	24.8%	13.5%	8.5%	5.0%	16.0%	100.0%

※返済困難相談受付時の債務状況（1,411件の内、債務額不明を除いた相談363件が対象）

【債務の主たる原因】 （単位：件）

生活資金不足	収入の減少	住宅・土地の費用	名義貸し・保証人	ギャンブル	買い物	予期せぬ出費
269	37	7	18	652	455	31
11.2%	1.5%	0.3%	0.8%	27.2%	19.0%	1.3%
事業費運転資金	遊興費飲食・交際費	借金返済	教育費資格取得費	その他	合計	
45	524	68	15	273	2,394	
1.9%	21.9%	2.8%	0.6%	11.4%	100.0%	

※未聴取・無回答及び重複する原因があるため相談件数とは異なる。

❹若年層に関する相談状況

18歳から24歳までの若年層に関する相談は666件で、うち381件（57.2%）は、貸付自粛制度に関する相談であった。また、若年層本人からの相談は168件で、貸付自粛制度及び返済困難に関する相談が多く、家族・親族からの相談は471件で、貸付自粛制度に関する相談が多かった。

（単位：件）

相談分類	件数	割合	相談者		
			本人	家族・親族	その他
貸付自粛	381	57.2%	50	328	3
返済困難	148	22.2%	57	91	0
融資関連	66	9.9%	29	28	9
信用情報関連	7	1.1%	2	2	3
ヤミ金融・違法業者	4	0.6%	4	0	0
身分証明書の紛失等	2	0.3%	1	1	0
業者等の連絡先	5	0.8%	3	2	0
その他	53	8.0%	22	19	12
合計	666	100.0%	168	471	27

※相談者及び相談対象者の年齢の聴き取りができた件数のみ集計

《相談事例》

【事例1】（貸付自粛・母から娘（19歳）の相談）

娘が買い物等で消費者金融に申込をしていることがわかった。消費者金融業者へ連絡したら、20才にならないと貸付はしないと言われたが他にも借入されたら困るので、協会へ連絡して手続きしたらどうですかと勧められた。

【事例2】（貸付自粛・本人（20歳）からの相談）

就職して一人暮らし予定。以前騙されて、借金したことがある。今は騙されない、借金しないとより強く決心するため、貸付自粛制度を利用したい。

【事例3】（その他・本人（21歳）からの相談）

友人と遊んだ際にスマホを貸してしまい、複数の消費者金融への申込がされてしまった。また、マイナンバーカードを貸して写真を撮られた。後日、業者から貸付可能との電話があったが、何のことか分からず無視していた。その後、多くの着信があり消費者金融３社から計70万円借りられていることが判明。また、クレジットカードに第三者のタッチ決済が紐づけられていることが分かりそれは解約した。父が調べていて、警察や、友人の両親に会う予定。業者から貸付自粛制度を案内された。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している

⑵ヤミ金融・違法業者

受付件数は204件（前年度対比+10件、+5.2%）であり、「金銭取引あり」の相談は、104件（前年度対比−7件、−6.3%）と減少した。被害があった場合は速やかに警察に届出するよう誘導し、被害の拡大防止を図っている。また、「金銭取引なし」の相談は100件（前年度対比+17件、+20.5%）と増加した。相談者に対してはヤミ金融・違法業者等の狡猾さ、手口等を注意喚起するとともに正しい業者の見分け方を教示する等、被害の未然防止を図っている。

相談者の約66.7%は男性であり、年齢を聴取することができた97人のうち48人が金銭的被害に遭っている。

なお、ヤミ金融・違法業者との接触媒体については、「SNS」が37件と最も多く、次いで「自らネット検索」が30件、「メール勧誘」が25件となっている。ヤミ金融・違法業者については、業者名、手口等を聴取し、関係機関との情報共有を実施している。

①受付件数　　**（単位：件）**

分類＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
金銭取引あり※1	126	121	111	104	51.0%	−7	−6.3%
金銭取引なし※2	222	183	83	100	49.0%	17	20.5%
合　計	348	304	194	204	100.0%	10	5.2%

※1「金銭取引あり」…金銭支払いやカード類・携帯電話等物品を送付した場合
※2「金銭取引なし」…上記以外

②接触端緒　　**（単位：件）**

接触媒体＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
自らネット検索	106	78	44	30	14.7%	-14	-31.8%
メール勧誘	26	59	30	25	12.3%	-5	-16.7%
電話勧誘	34	43	10	11	5.4%	1	10.0%
FAX勧誘	36	17	14	11	5.4%	-3	-21.4%
DM等勧誘	26	12	5	8	3.9%	3	60.0%
口コミ・紹介等	3	9	13	8	3.9%	-5	-38.5%
SNS	−	−	31	37	18.1%	6	19.4%
不明	117	86	47	74	36.3%	27	57.4%
合　計	348	304	194	204	100.0%	10	5.2%

※令和４年度から、接触端緒に「SNS」を追加した。

③性別　　**（単位：件）**

性別	件数	割合
男　性	136	66.7%
女　性	68	33.3%
合　計	204	100.0%

④年代別　　**（単位：件）**

年代別	相談件数	割合	被害あり件数	割合
10歳代	0	0.0%	0	0.0%
20歳代	19	19.6%	7	14.6%
30歳代	22	22.7%	12	25.0%
40歳代	19	19.6%	10	20.8%
50歳代	21	21.6%	11	22.9%
60歳代	11	11.3%	6	12.5%
70歳以上	5	5.2%	2	4.2%
合　計	97	100.0%	48	100.0%

⑶貸付自粛制度

「貸付自粛制度」とは、多重債務問題解決の一環として浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を希望する本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該個人信用情報機関の会員が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取組みを行っている制度である。

❶貸付自粛制度に関する相談・問合せ

相談・問合せ件数は4,346件で（前年度対比+629件、+16.9%）であった。そのうち、「本人以外」からの相談は、父母（両親）から息子・娘に関する相談が最も多く、貸付自粛制度についての相談には、ギャンブル等依存症に関連する相談が多く含まれることから、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

（参考）個人信用情報機関である３機関が貸付自粛情報登録の運用を実施した。

・日本信用情報機構（JICC）〈消費者金融系〉
・シー・アイ・シー（CIC）〈信販・クレジット系〉
・全国銀行個人信用情報センター（個信センター）〈銀行系〉

①相談件数 **（単位：件）**

相談者＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比 増減	前年度対比 増減率
本　人	1,262	1,448	1,494	1,796	41.3%	302	20.2%
本人以外	1,829	2,081	2,223	2,550	58.7%	327	14.7%
合　計	3,091	3,529	3,717	4,346	100.0%	629	16.9%

②相談種別 **（単位：件）**

相談種別＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比 増減	前年度対比 増減率
登　録	本人	387	415	620	820	18.9%	200	32.3%
	本人以外	1,017	1,325	1,749	2,153	49.5%	404	23.1%
撤　回	本人	428	455	551	690	15.9%	139	25.2%
	本人以外	59	72	92	66	1.5%	-26	-28.3%
問合せ	本人	447	578	323	286	6.6%	-37	-11.5%
	本人以外	753	684	382	331	7.6%	-51	-13.4%
合　計		3,091	3,529	3,717	4,346	100.0%	629	16.9%

③本人以外相談・相談者 **（単位：件）**

相談者	相談件数	割合
父母	1,343	52.7%
妻	495	19.4%
家族・親族	284	11.1%
夫	68	2.7%
その他	360	14.1%
合　計	2,550	100.0%

❷個人信用情報機関への登録状況

貸付自粛制度の協会受付件数（登録・撤回）は、協会活動及び貸付自粛の周知活動の強化により4,957件（前年度対比+1,184件、+31.4%）、うち登録は3,646件（前年度対比+907件、+33.1%」であり、撤回は1,311件「前年度対比+277件、+26.8%）であった。

協会の登録者の年代別では、20～30歳代が多く、居住地都道府県別上位は、「東京都」389件、「大阪府」355件、「神奈川県」244件、「愛知県」212件、「福岡県」189件等と、やはり大都市圏が多くを占める。

※「個信センター」が当協会の貸付自粛制度と連携して申告受付（郵送のみ）を行っている。

（単位：件）

分類＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	前年度対比	
						増減	増減率
協会	登録	2,150	2,337	2,739	3,646	907	33.1%
	撤回	987	1,028	1,034	1,311	277	26.8%
計		3,137	3,365	3,773	4,957	1,184	31.4%
個信センター	登録	380	521	436	356	-80	-18.3%
	撤回	132	166	264	313	49	18.6%
計		512	687	700	669	-31	-4.4%
登録		2,530	2,858	3,175	4,002	827	26.0%
撤回		1,119	1,194	1,298	1,624	326	25.1%
合計		3,649	4,052	4,473	5,626	1,153	25.8%

【年代別登録申告者受付状況】（個信センターを除く）　（単位：件）

登録申告者年代＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
10歳代	15	21	33	8	0.2%	-25	-75.8%
20歳代	637	761	903	998	27.4%	95	10.5%
30歳代	604	648	771	1,088	29.8%	317	41.1%
40歳代	426	418	475	747	20.5%	272	57.3%
50歳代	254	275	303	458	12.6%	155	51.2%
60歳代	147	132	162	239	6.6%	77	47.5%
70歳代以上	67	82	92	108	3.0%	16	17.4%
合計	2,150	2,337	2,739	3,646	100.0%	907	33.1%

（参考）都道府県別登録申告者受付状況（個信センターを除く）　（単位：件）

北海道	137	埼玉県	207	岐阜県	52	鳥取県	18	大分県	38
青森県	29	千葉県	179	静岡県	99	島根県	16	宮崎県	26
岩手県	30	東京都	389	愛知県	212	岡山県	56	鹿児島県	50
宮城県	74	神奈川県	244	三重県	34	広島県	97	福岡県	189
秋田県	22	新潟県	50	滋賀県	40	山口県	43	佐賀県	24
山形県	35	山梨県	15	京都府	56	徳島県	36	長崎県	33
福島県	45	長野県	30	大阪府	355	香川県	41	沖縄県	40
茨城県	58	富山県	25	兵庫県	172	愛媛県	50	合　計	3,646
栃木県	34	石川県	33	奈良県	47	高知県	22		
群馬県	27	福井県	38	和歌山県	26	熊本県	73		

❸Web申告受付による変化

利用者の利便性の拡充及び業務の効率化を図る目的から、令和２年４月よりWeb申告を実施したところWebによる登録・撤回が増加、来協及び郵送による申告が減少し、業務の効率化が図られた。

①登録受付状況（個信センターを除く） （単位：件）

登録（合計）	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		前年度対比	
									増減	増減率
全体	2,150	100.0%	2,337	100.0%	2,739	100.0%	3,646	100.0%	907	33.1%
Web	1,330	61.9%	1,549	66.3%	1,918	70.0%	2,735	75.0%	817	42.6%
来協	174	8.1%	174	7.4%	199	7.3%	292	8.0%	93	46.7%
郵送	646	30.0%	614	26.3%	622	22.7%	619	17.0%	-3	-0.5%

②撤回受付状況（個信センターを除く） （単位：件）

撤回（合計）	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		前年度対比	
									増減	増減率
全体	987	100.0%	987	100.0%	1034	100.0%	1,311	100.0%	277	26.8%
Web	725	73.5%	725	73.5%	842	81.4%	1,115	85.0%	273	32.4%
来協	115	11.7%	115	11.7%	85	8.2%	79	6.0%	-6	-7.1%
郵送	147	14.9%	147	14.9%	107	10.3%	117	8.9%	10	9.3%

❹貸付自粛制度申告者の状況

貸付自粛登録・撤回時に制度を知った経緯、登録の目的、ギャンブルの種類、撤回理由の聞き取りを行っている。

①貸付自粛制度申告者の状況 （単位：件）

登録の目的	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
				増減	増減率
ギャンブル等を止められない	1,219	1,630	44.7%	411	33.7%
遊興費を使いすぎてしまう	502	787	21.6%	285	56.8%
過剰に買い物をしてしまう	508	545	14.9%	37	7.3%
その他（借金防止・再登録等）	510	684	18.8%	174	34.1%
合　計	2,739	3,646	100.0%	907	33.1%

②ギャンブルを理由とする登録者状況（個信センターを除く） （単位：件）

	登録件数	ギャンブル登録者	性別		ギャンブル種類（複数選択含む）							合計
			男性	女性	パチスロパチンコ	競馬	レースボート	競輪	レースオート	オンラインカジノ	その他※1	
令和５年度	3,646	1,630	1,590	40	1,181	530	234	308	51	159	58	2,521
（構成比）※2		44.7%	97.5%	2.5%	46.8%	21.0%	9.3%	12.2%	2.0%	6.3%	2.3%	100.0%
令和４年度	2,739	1,219	1,192	27	873	380	270	210	41	127	44	1,945
（構成比）※2		44.5%	97.8%	2.2%	44.9%	19.5%	13.9%	10.8%	2.1%	6.5%	2.3%	100.0%

※1 その他とは、宝くじ、麻雀等　　※2 ギャンブル種類の構成比は複数選択を含む合計に対する比率

③貸付自粛制度撤回の理由（個信センターを除く）　（単位：件）

撤回申告の理由	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
				増減	増減率
住宅ローン等の新規契約のため	218	227	17.3%	9	4.1%
クレジットカードが必要となった	180	227	17.3%	47	26.1%
再登録のため	209	221	16.9%	12	5.7%
登録の必要がなくなった	252	400	30.5%	148	58.7%
生活資金が必要となった	164	231	17.6%	67	40.9%
その他・無回答	11	5	0.4%	-6	-54.5%
合　計	1,034	1,311	100.0%	277	26.8%

⑷生活再建支援カウンセリング

「生活再建支援カウンセリング」
「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）が治らない」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

金銭や家計管理の実行を支援する「生活再建支援カウンセリング」は、協会独自の取り組みである。多重債務問題は家族を巻き込む問題でもあるところから、本人のために親族や配偶者は立ち直るための重要なキーパーソンである場合が多く、家族を含めたカウンセリングを行っている。カウンセリングを担当する相談員は、産業カウンセラー、認定心理士、心理相談員、FP技能士、消費生活相談員等の資格を持つ職員を中心に、一定の研修を受けた職員である。

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでおり（相談料は無料）、カウンセリングを終了した相談者からは、多重債務防止の効果があるとの言葉をいただいている。

❶受付状況

新規相談者53人、前年度から繰り越した継続相談者46人、合計99人の相談者に対し、電話及びオンラインによるカウンセリング相談を423回（電話411回、来協12回）実施した。

（単位：人、回）

年度 / 新規・継続	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		前年度対比			
									人数		相談回数	
	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	増減	増減率	増減	増減率
新規相談者	40	156	35	135	68	263	53	221	-15	-22.1%	-42	-16.0%
継続相談者	22	61	25	122	36	197	46	202	10	27.8%	5	2.5%
相談者合計	62	217	60	257	104	460	99	423	-5	-4.8%	-37	-8.0%

❷新規相談者の属性等について

新規相談者53人のうち債務者本人は36人（67.9%）、配偶者11人（20.5%）、親族6人（11.3%）であり、年代別では、「債務者本人」は、30歳代が多く、「配偶者・親族」では、30歳代から50歳代が多い。

（単位：人）

性別	債務者本人	割合	配偶者・親族	割合	合計	割合
男性	21	58.3%	0	0.0%	21	39.6%
女性	15	41.7%	17	100.0%	32	60.4%
合計	36	100.0%	17	100.0%	53	100.0%

（単位：人）

年代別	債務者本人	割合	配偶者・親族	割合	合計	割合
20歳代	11	30.6%	1	5.9%	12	22.6%
30歳代	17	47.2%	6	35.3%	23	43.4%
40歳代	7	19.4%	5	29.4%	12	22.6%
50歳代	1	2.8%	5	29.4%	6	11.3%
60歳代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	36	100.0%	17	100.0%	53	100.0%

債務の原因は、「遊興費・飲食費・交際費」11人（30.6%）、「買い物」「生活費の補てん」各9人（各25.0%）、「ギャンブル癖」6人（16.7%）等で、債務者本人の債務の清算経験有無は、「清算あり」26人（72.2%）、「清算なし」10人（27.8%）で、約7割強が繰り返している。

清算経験あり26人の内訳は、「親族による肩代わり」17人（65.4%）、「任意整理」5人（19.2%）、「自己資金（貯金）」「法的整理」各2人（各7.7%）であった。

（単位：人）

債務の原因	人数	割合
遊興費・飲食費・交際費	11	30.6%
買い物	9	25.0%
生活費の補てん	9	25.0%
ギャンブル癖	6	16.7%
その他	1	2.8%
合　計	36	100.0%

（単位：人）

清算経験有無	人数	割合
清算あり	26	72.2%
清算なし	10	27.8%
合　計	36	100.0%

（単位：人）

清算の方法	人数	割合
親族による肩代わり	17	65.4%
任意整理	5	19.2%
自己資金（貯金）	2	7.7%
法的整理	2	7.7%
合　計	26	100.0%

相談時の「債務の有無」については、「債務あり」33人、「債務なし」3人（相談前に清算を含む）であり、債務あり相談者36人の債務件数は、「2～3件」11人、「6件以上」9人等で、債務額は、「300万円以上」13人、「100～200万円未満」8人等であった。

（単位：人）

債務の有無	
債務あり	33
債務なし	3
合計	36

（単位：人）

債務件数	
6件以上	9
4～5件	7
2～3件	11
1件	6
合計	33

（単位：人）

債務額	
300万円以上	13
200～300万円未満	2
100～200万円未満	8
50～100万円未満	6
1～50万円未満	4
合計	33

❸終了結果

（単位：人）

カウンセリング終了者は61人。うち、44人に改善の結果確認ができた。

改善の結果が確認できた終了者44人のうち、10人が当年度の新規相談者で、残り34人が前年度以前からの継続相談者である。

終了者61人のうち、17人は相談者の都合により途中で中断したため、改善結果の確認は出来なかった。

カウンセリングの相談期間は概ね1年程度を目安としているが、長い人で数年かかるケースもある。

終了結果	人数	割合
問題行動が改善された	19	31.1%
家族関係が改善された	16	26.2%
家計状況が改善された	8	13.1%
債務が改善された	1	1.6%
改善計	44	72.1%
途中中断	17	27.9%
合計	61	100.0%

❹カウンセリング事例（令和５年度終了分）

①【配偶者（30代女性）・夫の浪費による借金の相談】

夫に浪費（買い物癖等）による借金が発覚。以前の借金をやっと返し終わったところだったのに貯金にも手を付けていた。夫の金銭感覚を改善させたい。また、お金の話をすると意見が合わず喧嘩になる。どう関わればよいか分からないとのことでカウンセリングを希望。

相談者によると、夫は節約の観念がなく、何でも買えば良い、あれば使うというタイプ。苦しい家計の現状を伝えても使えるお金はあると思ってしまう。カウンセリングでは相談者自身も苦手としていた家計の把握と管理方法に取り組みつつ、夫とのかかわり方の改善にも着手した。まずは家計簿をつけ、現状把握を行い、プランを作成し、夫にも協力させた。相談者自身、家計管理に不慣れだったが、次第にうまくなった。また、自分の考えをうまく夫に伝えられずぶつかる等、すれ違いもあったが、家計管理の向上で自信がつき、夫への説明や考えを伝えることも上手くなったので終了とした。

（面接回数13回　終了までの期間1年5か月）

②【債務者本人（30代男性）・ギャンブルによる借金の再発防止の相談】

ギャンブル（パチンコ・パチスロ）による借金の返済が困難となり、親に相談し、さらにインターネットで協会のカウンセリングを探し、予約に至った。

負けを取り戻したいという気持ちが強く、やめようと思ってもやってしまうこと、パチンコの話が話題に出たときや、時間とお金があればやりたくなることなどが語られた。幸い「ギャンブルをやめたい」という気持ちも強かったので、まずは余った時間の使い方と余分なお金を持たない対策を話し合い、観察課題として、やりたくなったかどうかの記録を日々つけてもらい、通帳を親に預けることにした。観察課題から、従来パチンコに行っていた時間帯を他の様々な行動（運動、散歩、ドライブ、家族の雑用係等）で時間を埋める工夫を行った。また、対人関係に苦手意識があって一人で過ごす時間が多かったので、人とのコミュニケーションの取り方を見直すこととした。毎回これらの課題と改善に取り組んだ結果、自分には依存傾向があると自覚し、手を付けないためには身につけた生活習慣を崩さないようにすることを課題とし、自信がついた時点で終了とした。

（面接回数12回　終了までの期間1年5か月）

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

❺アンケート調査による相談者の声

⇒問題行動の解決を親身になって考えてもらえた。前回の内容を確認してから次の話を進めるというやり方なのでとてもスムーズに運んだ。学んだことをしっかり継続していきます。

⇒とても話しやすかった。問題は夫との向き合い方なので解決には時間がかかるが、カウンセリングでやったことをこれからは自分でできるようにしていきたい。お世話になりました。

⇒毎回のカウンセリングが楽しみでした。お金の相談だが生活全般に渡って話を聴いてもらい、見直すことができました。徐々に自分で考え行動していけるようになり、卒業にこぎつけることができました。ありがとうございました。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

3. 苦情

「貸金業務等関連苦情」
【紛争解決等業務に関する規則】
貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明をいう。

⑴苦情処理受付状況

苦情は貸金業者にとってサービスや商品に関する改善の機会となる有益な情報である事から、従来よりやや幅広に苦情処理受付を行った事等により、令和５年度の苦情処理件数は33件（前年比+26件、+371.4%）と増加した。

（単位：件）

分類＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
事務処理	8	4	3	7	21.2%	4	133.3%
請求業務	6	3	3	6	18.2%	3	100.0%
帳簿の開示	0	1	0	0	0.0%	0	－
個人情報	0	1	1	2	6.1%	1	100.0%
契約内容	3	0	0	9	27.3%	9	－
クレジットカード等不正使用	2	0	0	1	3.0%	1	－
融資関連	0	0	0	8	24.2%	8	－
合　計	19	9	7	33	100.0%	26	371.4%

※事務処理→必要書類の説明及び電話対応時の説明等への不満
※請求業務→債権回収業務における不満
※個人情報→個人信用情報登録の同意の確認不備等への不満
※契約内容→契約・約款に従った業者の説明や対応等への不満
※融資関連→審査結果、審査手続・対応等への不満

⑵終了件数

苦情処理手続きを終了した33件の手続き終了までの所要日数は、「１か月未満」が32件（96.9%）、「１か月以上３か月未満」が１件（3.1%）であった。

（単位：件）

処理結果	苦情処理手続段階における所要日数別内訳				
	１か月未満	１か月以上３か月未満	３か月以上６か月未満	６か月以上	合計
（苦情として）解決	29	1	0	0	30
紛争への移行	3	0	0	0	3
合　計	32	1	0	0	33

⑶主な苦情事例

【請求業務】

取引履歴を確認したところ身に覚えのない借入があった。返済は妻に頼んでいるが、借り入れた場所には行ったことが無い旨を業者に伝えるとその際の業者の説明が誤っていたことがあとで分かり、信用できない。また、対応が遅く、不正利用の明細や詳細について納得行く説明が欲しい。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

⑷業態別苦情処理件数

業態別苦情処理件数は、受付件数33件の内、17件が消費者向無担保貸金業者であった。

（単位：件）

業態＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
消費者向無担保貸金業者	9	3	2	17	51.5%	15	750.0%
クレジットカード会社	3	2	2	2	6.1%	0	0.0%
消費者向住宅向貸金業者	2	2	0	1	3.0%	1	－
流通・メーカー系会社	0	2	0	3	9.1%	3	－
信販会社	2	0	2	3	9.1%	1	50.0%
消費者向有担保貸金業者	2	0	0	1	3.0%	1	－
事業者向貸金業者	1	0	1	4	12.1%	3	300.0%
建設・不動産業者	0	0	0	1	3.0%	1	－
リース会社	0	0	0	1	3.0%	1	－
合　計	19	9	7	33	100.0%	26	371.4%

4. 紛争

「貸金業務関連紛争」
【紛争解決等業務に関する規則】
貸金業務等関連苦情のうち、当該苦情の相手方である貸金業者と当該苦情に係る契約者等の自主的な交渉では解決ができないものであって、当事者が和解をすることができるものをいう。

⑴紛争解決手続（ADR）受理状況

「紛争」受付件数は5件「前年度対比±0件」で全件「融資関連」であった。

・融資関連（5件）：返済額の減免、変更。

（単位：件）

分類＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	前年度対比	
						増減	増減率
契約内容	0	1	1	0	0.0%	-1	－
クレジットカード等不正使用	5	0	2	0	0.0%	-2	－
融資関連	1	0	2	5	100.0%	3	150.0%
合　計	6	1	5	5	100.0%	0	0.0%

⑵終了件数

令和5年度において、受付した5件のうち4件の和解が成立し手続を終了した。

（単位：件）

処理結果	紛争処理手続段階における所要日数別内訳				
	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	合計
和解	0	1	3	0	4
取下げ	0	0	0	0	0
合　計	0	1	3	0	4

※1件は、令和6年度へ繰越し

⑶主な紛争事例

【融資関連】

特殊詐欺にて相手の巧みな話術に嵌り、自分の意思とは関係なく貸金業者からお金を借り入れてしまい、相手に送金してしまいました。すぐさま詐欺と気づき貸金業者の連絡先を探しましたが見つからなかったので、メールで問い合わせしましたが返答がなく（翌日の午後返答ある）警察に相談しました。 希望は借り入れを無かった事にしたいところですが、騙されたとはいえ、自分で操作はしていますので、元金のみ返済で利息なしとして頂きたいと思います。
また、初回返済日は約定日ではなく、本申立書による話し合いの解決後に設定することを希望します。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

【参考】

《紛争解決業務に係る所要期間等の年度別推移》

（令和２年度～令和５年度）の４年間に紛争解決業務が終了した件数は17件。うち14件（82.3%）は、規則上の標準処理期間６か月以内に終了しており、平均処理期間は、事案個別事情はあるものの平均4.6か月であった。標準処理期間の６か月を超えて終了した３件については、すべてが第三者利用に関するものであった。なお、終了件数17件中和解が成立したものは11件（64.7%）であった。

（単位：件）

対象期間と計数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和２年度～令和５年度合計
⑴終了件数	6	2	2	7	17
⑵終了までの期間別件数（構成比）					
1か月未満	0	0	0	0	0
1か月以上～3か月未満	0	0	1	2	3
3か月以上～6か月未満	5	2	1	3	11
6か月以上～	1	0	0	2	3
⑶処理期間内外の件数（構成比）（※）					
標準処理期間（6月）内	5	2	2	5	14
標準処理期間（6月）外	1	0	0	2	3
⑷平均処理期間（月数）	3.7月	5.5月	3.7月	5.3月	（平均）4.6月
⑸紛争解決手続担当の組数又は人数	3人	3人	2人	2人	（平均）2.5人
⑹紛争解決手続担当（紛争解決委員等）の一組（合議制）又は一人（単独制）当たりの処理件数（紛争解決手続終結件数/組数又は人数）	2.0	1.0	1.0	3.5	（平均）1.9
⑺和解件数（和解率）	3（50.0%）	2（100%）	2（100%）	4（57.1%）	11（64.7%）
うち処理期間6か月未満での和解件数（和解率）	2（40.0%）	2（100%）	2（100%）	2（28.6%）	8（72.4%）
うち処理期間6か月以上での和解件数（和解率）	1（100%）	0（－）	0（－）	2（28.6%）	3（27.3%）

※標準処理期間内外に、規程上の処理がなされた件数（構成比）。

5. 関係先との連携及び講演等活動状況

⑴行政・警察等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、警察庁生活安全局、警視庁生活安全相談センターを訪問し情報提供・意見交換を行ったほか、各支部において財務局・都道府県並びに消費生活センターを定期的に訪問し情報提供・意見交換を行った。

⑵財務局相談員との「情報交換会」

金融庁信用制度参事官室が主催している全国の財務局、財務事務所に所属する相談員等との情報交換会がWeb会議により3回開催され、初回（6月29日）には、当協会より「多重債務相談におけるカウンセリングのスキルを活用した対応実務」の研修を合わせて行った。

各財務局相談員が事前にテーマを共有し、相談員相互の事例共有、対応策の検討及び当協会からの助言等を踏まえて情報交換を行った。

日付	参加人数	主なテーマ等
6月29日	33名	・法律相談を受けるまでの督促対応について ・個人間借入の消滅時効について ・予納金をすぐには準備できない相談者に対して、どのような助言が可能か ・車のローンが支払えず自宅が強制執行開始決定されたという相談に対し、有益な情報提供はあるか ・相談者に対する家計管理の重要性についての提案について ※「多重債務相談におけるカウンセリングのスキルを活用した対応実務」研修
9月26日	36名	・生活保護受給者が借り入れをしているケースが散見されるが、与信審査について知りたい ・高齢者の年金受取口座差押えについて ・債務整理が必ずしも相談者の課題解決に結びつかないと思料される事案について ・相談者が平穏な生活を送るために必要とされる視点について ・自宅不動産を利用した借金返済方法について助言するケース ・債務整理中の者に対しての貸付について ・奨学金がある場合の債務整理について ・奨学金について、債務者が自己破産をした場合、連帯保証人へは一括請求となるのか分割返済も可能か、情報を知りたい
1月23日	36名	・借金返済の応援者であった母親が成年被後見人になったケース ・精神疾患を患っている生活困窮者に対する対応について ・ゲーム依存の息子の多重債務について、債務整理を勧めても拒否し解決しようとしない。また、息子に債務整理させるにはどうしたら良いか ・相談窓口として、障がいのある方等への配慮について ・最近は少ないですが、ヤミ金関連の相談時、解決に向けて当局（県警等）との連携はどうしてますか。連携体制は整備されているのですか ・ヤミ金からの借金のために苦慮している相談（進行中、過去分）について ・各財務局における外部機関との連携方法について ・貸付自粛制度の登録解除は、家族に通知できないか

財務局相談員との「情報交換会（Web）」の様子

⑶消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」

全国を４地区に分け、消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」をWeb会議で開催し、協会の活動及び「金融リテラシー向上コンソーシアム」の概要、展望等についての説明ののち、事前に募集したテーマに基づき情報・意見交換を行った。

日付	地区	参加人数	主なテーマ等
6月27日	関東甲信越地区	26団体 34名	・債務者家族からの多重債務の相談に対する対応について ・情報商材やコンサルティングの高額な契約をスマホで一日に複数の貸金業者から借り入れさせるという相談への対応
9月27日	北海道 東北 北陸 地区	18団体 24名	・副業・情報商材詐欺、遠隔操作アプリを利用して借金をさせるトラブル事例について ・若年者・若年層への貸付審査に係る利用目的確認について ・18歳19歳成年者や若年者が借入れを申し込む時、貸金業者が行う利用目的確認はどのように行われているのか
11月13日	東海 近畿 中国 地区	24団体 35名	・インターネット契約や自動契約機での審査について ・副業・情報商材詐欺、遠隔操作アプリを利用して借金をさせるトラブル事例について ・若年者・若年層への貸付契約、被害防止策について ・協会に寄せられる相談の傾向について
1月24日	四国 九州 沖縄 地区	27団体 36名	・副業・情報商材詐欺、遠隔操作アプリを利用して借金をさせるトラブル事例について

北海道・東北・北陸地区「情報・意見交換会（Web）」の様子

⑷国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」

６月７日及び12月７日に、国民生活センター実務担当者との「情報・意見交換会」開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。協会の活動状況及び副業詐欺等の金融トラブル相談事例の説明及び、これらの相談対応等について情報共有・意見交換を行った。

⑸協会員との「情報・意見交換会」

６月21日（11社16名）、令和５年２月２日（11社13名）、協会員のお客様相談関係部署責任者との「情報・意見交換会」を、会議室及びWeb会議のハイブリット方式で開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。協会の活動状況や今後の取組みなどについて説明ののち、『国民生活センター』や『消費生活センター』との情報・意見交換会で多く意見があった「副業・情報商材詐欺等若年層の金融トラブル」に関する情報共有・意見交換が行われた。

⑹貸付自粛制度の周知活動

ギャンブル等依存症防止対策を推進している行政機関、公営競技団体及び、ギャンブル等依存関連相談団体等に対して周知活動を行った。

❶公営競技団体等と定期的な意見交換会を行い、周知活動を推進

・全国公営競馬主催者協議会
・地方競馬全国協会（NAR）
・一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会
・公益社団法人全国競輪施行者協議会
・一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会
・全国小型自動車競走施行者協議会

❷ギャンブル等依存対策関連相談団体等への周知等

・2023年度アルコール・薬物依存関連学会
・依存症専門医療機関
・ギャンブル依存症問題を考える会

❸その他

・生活再建支援サービス（貸付自粛制度・生活再建支援カウンセリング）周知用ミニパンフレットの表現をより解り易く見直した。
・貸付自粛に関係する問合せのあった団体や機関に対して、説明と関係資料（貸付自粛ポスター、貸金業相談・紛争解決センターリーフレット等）を配付した。

⑺消費生活相談員、社会福祉協議会相談員等向け講座

消費生活相談員、社会福祉協議会等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会でカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の出前講座（Web含む）を行った。

日付	相手先	参加人数
5月30日	茨城県内市町村社会福祉協議会生活福祉資金担当者会議	100名
7月24日	全国社会福祉協議会	68名
9月11日	静岡県社会福祉協議会	20名
9月29日	静岡県東部県民生活センター	25名
11月7日	山形県消費生活センター	28名
12月5日	富山県社会福祉協議会	21名
1月15日	広島市市民局消費生活センター	33名
2月14日	松戸市消費生活課	17名
3月13日	茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業担当者研修会	100名
3月19日	鹿児島市消費生活センター	9名

山形県消費生活センター相談員研修の様子

⑻「貸金業相談・紛争解決センターだより（季刊）」の発行

手続実施基本契約を締結した加入貸金業者向けに「貸金業相談・紛争解決センターだより」を年４回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報等のフィードバックを実施した。

⑼指定紛争解決機関（ADR）の会議体

❶金融トラブル連絡調整協議会

金融トラブル連絡調整協議会は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されるものであり、令和５年度はWeb会議により２回開催された。

第64回金融トラブル連絡調整協議会
日時：令和５年６月23日（金曜日）13時00分～15時00分 場所：中央合同庁舎第７号館９階 905B会議室（オンライン開催） 1. 開会 2. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和４年度） 3. ここ３年の相談・苦情・紛争解決対応における工夫・取組と今後への継続・課題 4.「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 5.「金融ADR連絡協議会（第34回・35回）」の概要報告 6. 閉会
第65回金融トラブル連絡調整協議会
日時：令和６年２月２日（金曜日）10時00分～12時00分 場所：中央合同庁舎第７号館９階 905B会議室（オンライン開催） 1. 開会 2. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和５年度上半期） 3. 指定紛争解決機関における相談者対応について 4.「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 5.「金融ADR連絡協議会（第36回・37回）」の概要報告 6. 閉会

❷金融ADR連絡協議会

金融ADRの円滑な運用を行うため、金融ADR制度で紛争解決機関としての指定を受けた8団体（一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人保険オンブズマン、一般社団法人日本少額短期保険協会、日本貸金業協会、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター）による「金融ADR連絡協議会」は、3回開催（6月1日（Web開催）、11月17日（Web開催）、12月20日（書面開催））され、「紛争解決手続の終了事由に関する検討について」「各指定紛争解決機関の業務報告書における用語の定義について」「指定紛争解決機関における相談者対応について」等について、各機関からの報告及び意見交換等が行われた。

⑽その他会議体

❶貸金業相談・紛争解決センター（本部）

令和5年度の各会議体に貸金業相談・紛争解決センターが出席し（書面開催等含む）、協会の活動報告や情報・意見交換等を実施した。

会議体（主な議題等）
・東京都安全・安心まちづくり協議会「総会」（令和5年度活動方針及び活動計画について） ・東京都多重債務問題対策協議会「相談部会」（啓発宣伝事業について） ・東京都多重債務問題対策協議会「貸金業部会」（多重債務相談の状況、多重債務110番の実施報告） ・神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会 （「神奈川県ギャンブル等依存症推進計画」の進捗状況について） ・千葉県ギャンブル等依存症対策推進協議会 （「千葉県ギャンブル等依存症推進計画」に係る取組について各機関の取組みの共有）

❷各支部

令和5年度の各会議体に各支部で出席し（書面開催等含む）、協会の活動報告や意見交換等を実施した。

会議体	都道府県
貸金業監督者会議	財務局主催会議（都度参加）
貸金業関係幹事会（連絡会）関連	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、沖縄（37ヵ所）
安全安心まちづくり関連	埼玉、神奈川、新潟、石川、愛知、徳島、高知（7カ所）
多重債務対策協議会関連	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、高知、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（29ヵ所）
その他	秋田、山形、福島、群馬、神奈川、岐阜、愛知、三重、滋賀、鳥取、香川、愛媛、高知、鹿児島、沖縄（15ヵ所）

※「その他」は、ギャンブル等依存症対策推進協議会、暴力団排除連絡協議会等である。
※同一都道府県内の複数の会議に出席した場合も都道府県単位でカウントしている。
※「各支部報告書」ベースでの集計にて作成している。

3 監査の実施

1. 令和５年度監査計画

⑴監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

⑵監査の重点事項

令和５年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

特に成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況については、引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認する。

①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
②成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況
③利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
④システムリスク管理態勢の整備状況
⑤取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

⑶監査対象協会員

①実地監査

監査対象先は、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員について選定のうえ効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査

令和５年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和６年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和５年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

2. 監査の手法等

⑴実地監査

①対象協会員

一般監査は、協会員自らの内部管理態勢の整備・充実を支援するとの観点から、当局検査や協会監査の実施状況、協会員の規模や業務内容等を総合的に勘案して対象協会員を選定、実施した。

また、特別監査は、監督官庁から要請があった協会員及び協会が監査結果等に基づき改善報告等を求めた協会員を対象に実施した。

②事前調査等

監査実施通知書に貸金業務に関する質問書を同封し、契約書ひな型等関係資料とともに返送を受け、さらに、電話によるヒアリングなどを加えて業務内容等の把握に努めた。

また、担当監査員は、対象協会員に係る調査・確認結果とこれを踏まえた主要監査項目と検証事項、着眼点等を取りまとめ、監査部門全員が参加する「監査情報報告会」に提出、同報告会から意見・アドバイス等を受けて監査に臨んだ。

③本調査等

「監査ガイドライン」（実地監査マニュアル）に基づき法令等遵守状況及び内部管理態勢の整備状況を検証した。また、指摘事項については、発生原因まで掘り下げて検証し、改善措置及び再発防止策に係る改善指導を行った。

また、対象協会員が適切な業務運営の確保のために独自に取り組んでいる良い事例については、対象協会員の協力のもと、関係資料も含め積極的に収集した。

④その他

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査で指摘した事例については、解説を付して「指摘事例集」として取りまとめて協会員に周知した。また、協会員の内部管理態勢の整備・充実に資するため、実地監査で収集した良い事例についても、取りまとめて協会員に周知した。

⑵書類監査

書類監査報告書の設問については、本来の目的であるモニタリングに重点を置き、業務運営上の基本的事項について、簡潔な質問をして回答を得る方式とすることに努めた。

定期書類監査の設問数は60問とし、個別書類監査の設問数は、新規加入協会員対象は57問、システムリスク管理態勢点検は38問とした。

なお、改善指導については、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電等により改善指導を実施した。

①定期書類監査

令和６年度に貸金業登録の満了日を迎える258協会員のうち、廃業等の３協会員を除く255協会員に実施した。

（スケジュール）

a. 令和６年１月22日　定期書類監査実施通知書発出
b. 令和６年２月21日　定期書類監査報告書提出期限
c. 令和６年４月17日　定期書類監査結果通知書発出

②個別書類監査

・当協会に新規加入から概ね６ヵ月が経過した51協会員に実施した。

a. 令和５年 7月21日　24協会員に実施
b. 令和５年11月21日　11協会員に実施
c. 令和６年 2月21日　16協会員に実施

・システムリスク管理態勢の点検を、1協会員に実施した。

a. 令和６年2月13日に実施

3. 監査結果について

①実地監査

⑴監査結果の概要

令和５年度の実地監査は、監査先とのコミュニケーションを十分行った効率的な監査の実施により、一般監査59協会員、特別監査12協会員の合計71協会員（前年度103協会員）に対して実施した。業態別では消費者向けが57協会員（構成比80.3%）、事業者向けが14協会員（同19.7%）であった。

実地監査の結果、指摘があった協会員は11協会員（前年度22協会員）で、その割合は15.5%（同21.4%）であった。指摘件数の合計は14件（同38件）で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.2件（同0.4件）、指摘があった1協会員当たりの指摘件数は1.3件（同1.7件）であった。

指摘事項については、「契約締結時の書面の交付（貸金業法第17条）」及び「帳簿の備付け（同19条）」が複数協会員にあり、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢（事前・定期の反社照会等）」、「マネロン・テロ資金供与対策（特定事業者作成書面等の作成等）」、「ホームページの記載事項」、及び「社内規則（法令改正に伴う改訂、システムリスク管理態勢に係る社内規則の策定）」に関するものが多く見受けられた。

①実施協会員数等

実施協会員数（A）	71協会員	指摘有協会員の発生率（B/A）	15.5%
指摘有の協会員数（B）	11協会員		

②指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項
一般監査	貸金業法	9件	2件	7件	
	自主規制関連	0件	0件	0件	
	その他法令	1件	0件	1件	
小計	指摘件数	10件	2件	8件	212件
特別監査	貸金業法	3件	1件	2件	
	自主規制関連	1件	1件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	4件	2件	2件	18件
合計	指摘件数（C）	14件	4件	10件	230件
指摘有の協会員数＊（D）		11協会員	4協会員	9協会員	66協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数（C/A）		0.2件	0.1件	0.1件	3.2件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数（C/D）		1.3件	1.0件	1.1件	3.5件

＊「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が２協会員あるため、合計数は一致しない。

・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行うものをいう。
・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

≪参考≫実地監査結果の年度別推移　　**（単位：協会員、件）**

実施年度（和暦）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施協会員数（A）		123	119	131	119	101	101	53	86	103	71
監査結果(1)	指摘有の協会員数（B）	48	53	72	36	33	26	19	21	22	11
	指摘有協会員の発生率（B/A）	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	21.4%	15.5%
監査結果(2)	指摘件数（C）	88	117	140	64	58	56	34	36	38	14
	実施した1協会員当たりの指摘件数（C/A）	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2
	指摘有の1協会員当たりの指摘件数（C/B）	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	1.3

⑵指摘内容（法令等違反事項及び改善事項）

（単位：件）

法令等	概要	令和５年度		令和４年度		令和３年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	1	—	1	2	2	4
貸金13条	返済能力の調査	—	—	2	2	1	2
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	—	—	2	—	—	1
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	1	—	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	1	—	1	2	2	8
貸金17条	契約締結時の書面の交付	—	6	2	15	2	8
貸金18条	受取証書の交付	—	—	—	—	—	1
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	1	1	—	2
貸金21条	取立て行為の規制	—	1	—	1	—	1
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	—	—	—	2	—	—
貸金業法計（A）		3	9	9	25	7	27
自主11条	社内態勢整備	1	—	—	—	—	—
自主22条	返済能力の調査 － 借入れ意思の確認	—	—	—	2	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	—	—	—	—	2
自主規制基本規則計（B）		1	—	—	2	—	2
犯収6条	確認記録の作成義務等	—	1	—	2	—	—
その他法令計（C）		—	1	—	2	—	—
総計（A+B+C）		4	10	9	29	7	29

貸　金：貸金業法
自　主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
犯　収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

⑶指導事項

（単位：件）

概要	令和５年度	令和４年度	令和３年度
1. ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。（担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示　等） ・ホームページのアドレスが登録申請の内容と相違している。 ・協会員番号の表示が協会推奨方式と相違している。　等	31	50	49
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。　等	39	37	30
3. 社内規則の策定 ・法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。　等	25	16	29
4. 届出事項 ・登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・立入検査に係る届出書が提出されていない。　等	22	30	19
5. 貸付条件表の掲示内容 ・貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・担保に関し、保証人についての記載がない。　等	4	13	4
6. 研修（周知徹底） ・実施記録を作成・保存していない。　等	7	16	14
7. 取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。　等	8	4	6
8. 内部監査 ・内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。　等	13	11	15
9. 業務検証 ・業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。　等	4	4	8
10. 個人情報の安全管理措置 ・個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 ・借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが、家族の同意を得てない。 ・個人情報の取得の同意書面の同意項目が不足している。　等	10	8	2
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・特定事業者作成書面等を作成していない。　等	35	54	46
12. 個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。　等	—	1	4
13. 借入れの意思の確認 ・借入申込書の記載項目が不足している。　等	1	—	2
14. 従業者名簿 ・従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。　等	—	—	1
15. 指定紛争解決機関の名称の公表 ・指定紛争解決機関の名称を公表していない。	2	4	7
16. 加入指定信用情報機関の名称の公表 ・加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	4	3	5
17. 帳簿の備付け ・交渉経過の記載項目が不足している。 ・業務委託先での交渉経過の記録を自社に備え付けていない。　等	7	7	4
18. 重要情報変更時の書面の交付 ・和解書の記載項目が不足している。	16	—	—
19. その他 ・カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。　等	2	8	6
総　計	230	266	251

⑷実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

①法令等遵守態勢

・当協会員は、内部管理部門において協会発信情報を見落とすことがないよう、新着情報配信メールサービスを部門の共有アドレスで登録して部門全員が確認することにしているなど、法令遵守意識の向上に努めている。（リース会社　貸金業務従事者1,000名未満）

②貸付審査態勢

・当協会員は、返済能力調査において、自社作成の「総量規制内貸付チェックシート」「除外、例外貸付チェックシート」、「法人貸付チェックシート」の使用を必須としている。

当該チェックシートには、貸金業法施行規則に規定されている保存を要する書面等が網羅されており、チェックボックスにチェックを入れることにより、必要書面の徴収漏れを防止するとともに、返済能力調査記録としても活用している。（事業者向貸金業者　貸金業務従事者50名未満）

・当協会員は、ウェブ用の契約書面について、システムに入力された内容を担当者以外の職員が改めて見直ししており、手書きでチェックを入れることによって事務ミスが起きないよう対策しているなど、適正な業務運営の確保に努めている。（消費者向無担保貸金業者　貸金業務従事者200名未満）

③業務検証

・当協会員は、内部監査の点検項目について協会の監査計画を参考に、当該年度の監査の重点事項を協会の監査ガイドライン「別冊チェックリスト（主な着眼点）」に基づき点検しており、適正な業務運営の確保に努めている。（リース会社　貸金業務従事者1,000名未満）

④社員教育等

・当協会員は、教育担当責任者を社長直属として専任しており、自主規制基本規則第11条に規定する21項目に合わせ、理解度確認テスト（20問）を作成し全従業員を対象に自己点検を実施している。

点検の結果、間違い箇所については全支店で共有するとともに、別途教育プログラムに活用するなど、法令遵守意識の向上に努めている。（消費者向無担保貸金業者　貸金業務従事者50名未満）

⑸実地監査協会員の詳細

①登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	令和５年度		令和４年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	20 協会員	28.2%	20 協会員	19.4%
都道府県知事登録	51 協会員	71.8%	83 協会員	80.6%
合計	71 協会員	100.0%	103 協会員	100.0%

②業態区分別の実施協会員数

業態区分	令和５年度		令和４年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1：消費者向無担保貸金業者	47 協会員	66.2%	42 協会員	40.8%
2：消費者向有担保貸金業者	3 協会員	4.2%	3 協会員	2.9%
3：消費者向住宅向貸金業者	0 協会員	0.0%	3 協会員	2.9%
4：事業者向貸金業者	12 協会員	16.9%	29 協会員	28.2%
5：手形割引業者	0 協会員	0.0%	1 協会員	1.0%
6：クレジットカード会社	5 協会員	7.0%	14 協会員	13.6%
7：信販会社	2 協会員	2.8%	4 協会員	3.9%
8：流通・メーカー系会社	1 協会員	1.4%	5 協会員	4.9%
9：建設・不動産業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
10：質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11：リース会社	1 協会員	1.4%	2 協会員	1.9%
12：日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13：非営利特例対象法人	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
合計	71 協会員	100.0%	103 協会員	100.0%

③資本金別の実施協会員数

資本金	令和５年度		令和４年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
１億円以上	14 協会員	19.7%	11 協会員	10.7%
５千万円以上～１億円未満	17 協会員	23.9%	37 協会員	35.9%
２千万円以上～５千万円未満	15 協会員	21.1%	22 協会員	21.4%
２千万円未満	11 協会員	15.5%	16 協会員	15.5%
個人事業者	14 協会員	19.7%	17 協会員	16.5%
合計	71 協会員	100.0%	103 協会員	100.0%

④融資残高別の実施協会員数

融資残高	令和５年度		令和４年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100 億円以上	6 協会員	8.5%	4 協会員	3.9%
50 億円以上～100 億円未満	2 協会員	2.8%	3 協会員	2.9%
１億円以上～ 50 億円未満	46 協会員	64.8%	63 協会員	61.2%
５千万円以上～１億円未満	8 協会員	11.3%	8 協会員	7.8%
５千万円未満	9 協会員	12.7%	25 協会員	24.3%
合計	71 協会員	100.0%	103 協会員	100.0%

②書類監査

⑴監査結果の概要

令和５年度の定期書類監査は、令和６年度に貸金業登録有効期間の満了日を迎える258協会員（1協会員あたり３年に１回の頻度）を対象に実施した。

また、協会加入から概ね６か月を経過した51協会員に対し基本的な態勢整備を確認する書類監査と、1協会員に対しシステムリスク管理態勢を確認する書類監査を実施した。（個別書類監査）

定期書類監査で指摘事項があったのは、9協会員で指摘件数は12件であった。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、6協会員で指摘事項は11件であった。

主な指摘事項は、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していない」、「特定事業者作成書面等の作成・見直しを行っていない」等であった。

⑵定期書類監査

①提出状況

協会員区分	協会員
対象協会員*	258協会員
廃業等	▲３協会員
提出数（評価対象）	255協会員

＊対象協会員…貸金業登録満了日が令和６年４月１日から翌年３月31日に到来する協会員
（令和４年10月以降に加入した協会員及び令和５年度に実地監査を実施した協会員を除く）

②提出方法

提出方法		協会員数	割合
（内訳）	1. Web	154協会員	60.4％
	2. E-Mail	61協会員	23.9％
	3. 郵送等*	40協会員	15.7％
合計		255協会員	100.0％

＊持参１件含む

③点検結果

評価	協会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある協会員	9協会員	3.5％	12件
指摘事項のない協会員	246協会員	96.5％	—
合計	255協会員	100.0％	12件

⑶個別書類監査

個別書類監査とは、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員に対して行うものをいう。

協会加入から概ね６か月を経過した51協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を行った。

個別書類監査（新規）	7月実施	11月実施	2月実施	計
対象協会員	24協会員	11協会員	16協会員	51協会員
指摘事項のある協会員	4協会員	0協会員	2協会員	6協会員
指摘件数	9件	0件	2件	11件

上記の他、1会員に対し、システムリスク管理態勢の整備状況を確認する書類監査を行った結果、指摘事項はなかった。

⑷指摘内容

（単位：件）

法令等		指摘の概要	令和５年度指摘件数	
			定期書類監査	個別書類監査
貸金業法	貸金６条（令３条の２）	貸金業者の最低純資産額	1	—
	貸金13条	指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した返済能力の調査	—	1
	貸金41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	1	2
	監Ⅱ-2-4(1)⑤ホ	システムの脆弱性への適切な対応（OSの最新化等）	—	1
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築	3	5
	貸金業法計		5	9
その他法令	犯収４条	法人との取引時確認における実質的支配者の確認	1	—
	犯収11条（犯収規則32条）	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	5	—
	金融分野Ｇ20条	「個人情報保護宣言」の公表	1	2
	その他法令計		7	2
総　計			12	11

＊「—」は点検項目になし

※ 貸金：貸金業法
令：貸金業法施行令
監：貸金業者向けの総合的な監督指針
犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律
犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
金融分野 G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

＜ご参考＞主な指摘事項にかかる点検内容

反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築（定期書類監査　点検08、個別書類監査　点検08）	
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している
	2.構築していない

特定事業者作成書面等（定期書類監査　点検19）	
特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。	1.行っている
	2.行っていない

加入指定信用情報機関の商号等の公表（定期書類監査　点検32、個別書類監査　点検42）	
指定信用情報機関（JICC・CIC）に加入している場合、指定信用情報機関の商号又は名称をどのようにして公表していますか。	1.店頭でのポスター（自社で作成したものを含む）掲示
	2.ホームページへの掲載
	3.公表していない
	4.指定信用情報機関に加入していない

【参考】令和６年度監査計画

令和６年度の監査計画は、令和５年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（令和６年４月１日公表）。

⑴監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

⑵監査の重点項目

令和６年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
②成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況（引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認）
③取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む）
④利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
⑤システムリスク管理態勢の整備状況
⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

⑶監査対象協会員

①実地監査　　監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査　　令和６年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和７年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和６年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

◎令和６年度監査計画に基づく監査項目

①経営管理等
②法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
③反社会的勢力による被害の防止
④顧客等に関する情報管理態勢
⑤外部委託
⑥取引時確認、疑わしい取引の届出
⑦相談、苦情及び紛争等の対応態勢
⑧貸金業務取扱主任者

⑨禁止行為
⑩利息・保証料等に係る制限等
⑪契約に係る説明態勢
⑫過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）
⑬広告に関する規制
⑭書面の交付義務
⑮取立行為規制
⑯帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）
⑰債権譲渡等
⑱営業店登録
⑲過払金支払
⑳システムリスク管理態勢
㉑非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目

◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第３条　　本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報活動

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

⑴マスコミへの対応

①マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。
②「金融リテラシー向上コンソーシアム」の設立記者会見を6月に開催し、全国紙や金融業界紙で広く報道された。
③「金融リテラシー向上コンソーシアム」による金融経済教育セミナー等に取材招致し、全国紙や金融業界紙で活動が報道された。
④当協会の活動についてプレスリリースを発信し、金融業界紙などの報道につなげた。
⑤金融業界紙に会長のメッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

⑵広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

広報誌「JFSA」

⑶「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

⑷協会Webサイトを通じた情報発信の充実

当協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Webサイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

「JFSA NEWS」

⑸公式Xでの情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式Xを通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 消費者啓発活動　～啓発資料の充実化及び出前講座の推進～

当協会では、設立以来、資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行っており、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行されて以降は、行政及び関係団体との連携を深めながらより幅広い消費者啓発活動を力強く推し進めている。

令和４年４月には民法改正により成年年齢が引き下げられたことから、若年者の金融トラブル未然防止等を目的とした若年者向けの金融経済教育の機会拡充を図り、公正で持続可能な消費者市民社会への実現に向けた活動を行っている。

高齢化が加速する中、高齢者の安全で安心な暮らしを守るため、高齢者本人やその家族、見守りに携わる地域のサポーター等の金融リテラシー向上は喫緊の課題であり、特殊詐欺等による金融被害防止と対処法への取り組みも積極的に行っている。

多重債務者救済の相談体制の充実及び多重債務者発生防止にも引き続き注力している。

DX化の普及を背景に、Web会議システムを活用した講義も積極的に実施している。

⑴消費者向け出前講座の実施

消費者の金融経済教育推進のため、高等学校や大学の授業、教職員研修、若手職員研修、市民講座等に講師を派遣し、「消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法」「成年年齢引き下げにおける留意点」「新社会人のための金融基礎知識」等の講義を行った。

また、行政との連携による出前講座も積極的に実施しており、東京都産業労働局金融部貸金業対策課及び各地の消費者センターが主催する資金需要者セミナー（出前講座）に講師を派遣するほか、埼玉県産業労働部金融課の依頼に基づき、県内の教育機関等において出前講座を実施した。大学生、専門学校生、高校生などの若年層および高齢者に対し、それぞれの世代が陥りやすい金融トラブルの事例の紹介と被害防止のための対策等についての説明を行い、注意を呼び掛けた。

令和５年度は、関係団体との連携強化の一環として、埼玉県内の高等技術専門学校（３校）において、日本クレジット協会との協働による出前講座を実施した。

⑵協会員との協働による金融トラブル防止への取り組み

資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止を目的とし、令和５年６月14日、協会員とともに「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立した。

主に高等学校、大学、専門学校における金融経済教育セミナーの開催やWebサイトなどによる金融トラブル事例などの情報発信を行った。

令和５年度は、13の教育機関（受講者数：1,330名）に対し、セミナー（出前講座）を実施した。

⑶相談員向け出前講座の実施

行政の相談員等の相談対応スキルの向上を目的とし、「カウンセリングを活用した相談対応について」「多重債務の基本知識と相談の対応」「貸付自粛制度の効果的な利用と金融トラブルについて」等をテーマとした研修を実施した。

⑷協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、「貸金業界におけるコンプライアンス」等をテーマとした研修を実施した。

⑸幅広いニーズに対応するための金融経済教育ツールの作成

①資金需要者等の利益保護の観点より、貸金業者の資質向上を図ることを目的として、東京都と共同で「貸金業者のためのe-learning教材～よくある指摘事項を動画でチェック！～」を制作し、令和６年３月に当協会のWebサイトで公開した。

②公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修を受けた若年層向けの金融リテラシー向上のための冊子教材「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を制作し、全国の教育機関、関係行政、一般消費者等に配布した。

⑹マスメディア、SNS、インターネットを活用した金融経済教育の推進

①高校生を対象とした消費者啓発活動の拡大を図るため、日本教育新聞の記事下に当協会が制作した啓発ツールおよび出前講座等に関する広告を掲載し、全国の高等学校教育関係者に当協会の取組みを周知した。

②SNSを活用した注意喚起動画の配信
成年年齢引き下げの継続対応の一環として若年層及び若年者の親世代を対象に金融トラブルの事例を紹介するショート動画をSNSで配信した。
③若年層向け注意喚起Webサイトおよび悪質な業者による被害防止Webサイトを運営し、金融トラブル事例の紹介、トラブルに巻き込まれないための対応策等を周知し、被害の防止を図った。

⑺令和５年度出前講座実施実績

【消費者向け】 （単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	4月3日	川崎市内企業　新入社員研修	FX等の投資等による金融トラブル防止	5
2	4月12日	【埼玉県連携】専門学校　越生自動車大学校	金融トラブルや不正契約に巻き込まれない為に	83
3	5月24日	【埼玉県連携】東邦音楽大学	若年層に対する消費者教育	51
4	5月25日	【埼玉県連携】埼玉県立川口高等技術専門校	消費トラブルやその回避法	96
5	5月27日	関市役所　生涯学習課	家計の管理方法に関する講義	54
6	6月1日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	132
7	6月14日	【埼玉県連携】埼玉県立久喜高等学校 定時制の課程	金融トラブルについて	34
8	6月23日	【八王子市消費生活センター主催】中央大学	大学生の消費者トラブル防止	18
9	6月28日	お茶の水女子大学大学院	金融教育論	40
10	7月10日	【埼玉県連携】埼玉県PTA連合会	子供たち（小・中学生）が金融トラブル等の被害に遭わないために	27
11	7月13日	【成城警察署主催】東京都立総合工科高等学校	高校生が巻き込まれやすい金融犯罪と闇バイトについて	400
12	7月27日	明星大学	大学生のマルチ商法被害の実態と大学からの注意喚起の方法について	50
13	7月29日	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会	一度は聞いておきたい借金の話（返済で困らないための基礎知識）	15
14	8月17日	鹿児島相互信用金庫	多重債務について	22
15	9月29日	【町田市消費生活センター主催】玉川大学農学部	大学生（新入生）が狙われやすい消費トラブルとその対処法、クーリングオフ制度等について	120
16	10月2日	【SMBCコンシューマーファイナンス株式会社共同企画】国際エステティック専門学校	クーリングオフ制度や金融トラブルについて	16
17	10月3日	【埼玉県連携】埼玉県春日部高等技術専門校	若年者向け金融経済教育について	66
18	10月6日	【町田市消費生活センター主催】玉川大学農学部	大学生（新入生）が狙われやすい消費トラブルとその対処法、クーリングオフ制度等について	120
19	10月19日	群馬県警察本部厚生課	家計管理から見たローン・クレジット及び金銭管理	60
20	10月19日	栃木県立栃木農業高等学校	金融トラブルに巻き込まれないために	142
21	10月21日	【八王子市消費生活センター主催】東京純心女子高等学校	成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育について	26
22	10月23日	【八王子市消費生活センター主催】東京純心女子高等学校	成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育について	23
23	10月24日	【八王子市消費生活センター主催】東京純心女子高等学校	成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育について	27
24	10月26日	群馬県警察本部厚生課	家計管理から見たローン・クレジット及び金銭管理	63
25	10月31日	佐賀市生活安全課消費生活センター	高齢者等が巻き込まれやすい特殊詐欺などの金融トラブルとその対処法	18
26	11月14日	東京都立東久留米特別支援学校	お金に関するトラブルとその防止策について	18
27	11月14日	東京都立東久留米特別支援学校	お金に関するトラブルとその防止策について	19
28	11月15日	警視庁蔵前警察署生活安全課	ネット上の金融取引の危険性について	13
29	11月21日	東京都立東久留米特別支援学校	お金に関するトラブルとその防止策について	18
30	11月21日	東京都立東久留米特別支援学校	お金に関するトラブルとその防止策について	19
31	11月22日	NTTデータ東海	ICTを通したセキュリティ	430
32	12月5日	浅草税務署	金融トラブルの事例と防止策について	31
33	12月11日	浅草税務署	金融トラブルの事例と防止策について	46
34	12月15日	大阪国際大学	金融トラブル対応について	45
35	1月17日	【埼玉県連携】高齢者向け福祉施設	高齢者向け金融トラブル防止講座について（インターネット購入トラブルやネット詐欺の注意喚起、事例などを含む）	19
36	1月22日	【東北財務局協働開催】ロイヤルコート河原町町内会他2町内会	うまい話にご用心！振り込め詐欺などの金融犯罪にあわないために	21
37	2月24日	佐渡市消費生活センター	家計管理と金融トラブル事例及び防止策	29
38	3月1日	【埼玉県連携】埼玉県立川越高等技術専門校	消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法 など	24
39	3月1日	【埼玉県連携】埼玉県立熊谷高等技術専門校	社会人としての金銭感覚	36
40	3月15日	【埼玉県連携】埼玉県立中央高等技術専門校	若年者が巻き込まれやすい金融トラブル防止について	30
41	3月18日	【八王子市消費生活センター主催】東京都立南多摩中等教育学校	若年層向け金融経済教育　金融トラブル防止講座	144
42	3月27日	関越ソフトウェア株式会社	新社会人向けの金融トラブル防止講座	40
計				2,690

【東京都主催 資金需要者セミナー】 （単位：人）

No.	開催日	依頼者	テーマ	受講者数
1	4月10日	下北沢正徳高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	78
2	4月10日	東京服飾専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	400
3	4月11日	東京都立武蔵高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	99
4	4月12日	東京警察病院看護専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	30
5	5月1日	東京マックス美容専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	66
6	5月8日	音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	74
7	5月11日	音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	64
8	5月11日	音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
9	5月13日	晃華学園中学校高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	136
10	5月17日	音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	12
11	5月22日	ヤマザキ動物看護大学	大学生１年生向け 成年年齢引き下げに伴う消費者教育	223
12	5月24日	日本芸術高等学園	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	16
13	5月31日	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学	成年年齢引き下げに伴う消費者教育	9
14	6月1日	音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	3
15	6月7日	草苑保育専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	100
16	6月22日	窪田理容美容専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	157
17	7月1日	東京都内高齢者向け	金融トラブル防止	16
18	7月12日	玉川大学文学部国語教育学科	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	65
19	7月19日	東京都立第三商業高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	500
20	8月1日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	73
21	8月1日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
22	8月1日	新宿医療専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	
23	9月30日	東放学園高等専修学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	29
24	10月30日	星美学園短期大学	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	93
25	11月12日	たちかわ楽市2023	【一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン】高齢者向けトラブル事例と防止策	20
26	12月11日	日本赤十字看護大学	金融トラブル事例と防止策について	90
27	12月18日	東京都立調布北高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	163
28	12月22日	香川調理製菓専門学校	金融リテラシー	74
29	12月22日	香川調理製菓専門学校	金融リテラシー	
30	3月15日	聖パウロ学園高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	75
31	3月21日	東京都立園芸高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	20
32	3月22日	東京都立瑞穂農芸高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	44
計				2,729

【相談員向け】 （単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	6月29日	金融庁	カウンセリングに関する研修	34
2	7月24日	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	資金担当者がおさえるべき貸付業務にかかる基礎知識	68
3	9月11日	静岡県社会福祉協議会	貸付自粛制度、相談員のための支援について	14
4	9月29日	静岡県東部県民生活センター	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	25
5	10月2日	適格消費者団体 消費者被害防止ネットワーク東海	最新の消費者金融サービスの仕組みとトラブル対応	60
6	11月7日	山形県消費生活・地域安全課（山形県消費生活センター）	多重債務相談への対応について（講座、事例検討、ロールプレイング）	27
7	12月5日	富山県社会福祉協議会	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイントについて	18
8	12月21日	NACS学習会	①法施行の背景 ②業界について ③若年者対応 ④生活再建カウンセリングについて	39
9	1月15日	広島市消費生活センター	広島市多重債務問題関係課長連絡会議（多重債務相談の実情について）	27
10	1月17日	世田谷区消費生活課	多重債務の実像について	30
11	2月14日	松戸市消費生活センター	多重債務者の掘り起こし	17
12	2月27日	松戸市消費生活センター	若年層が巻き込まれやすい金融トラブル	5
13	2月28日	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	若年層の金融トラブル防止のための日本貸金業協会及び協会員の取り組みについて	150
14	3月3日	全国消費生活相談員協会北海道支部	副業など消費者トラブルに関わる貸金業の諸問題	33
15	3月13日	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	「知って安心 金融トラブル防止について」	100
16	3月19日	鹿児島市消費生活センター	若年層が巻き込まれやすい金融トラブル事例と相談対応について	9
計				656

【協会員向け】 （単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	8月29日	住宅金融支援機構	モーゲージバンクに対するコンプライアンス研修の取り組み（オンデマンド）	5,153
計				5,153

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会Webサイト（一般のみなさまTOP⇒金融・金銭教育⇒講師派遣・出前講座制度のご案内）をご覧ください。

2 調査・研究活動

⑴調査研究活動の概要

資金需要者に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次のとおり行った。

実施期間	実施内容	対象	公表
令和５年７月	資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査	貸金業者からの借入経験のある個人・事業者及び18歳から22歳までの若年者	令和５年10月31日
令和５年12月～令和６年１月	貸金業者の経営実態等に関する調査	協会員・非協会員	令和６年４月26日
令和５年４月～令和６年３月	貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査	協会員（令和６年３月末現在48社）	毎月公表

⑵関係機関との協働した取組

①「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」において、株式会社日本信用情報機構と協働して調査を行った。

②「貸金業者の経営実態等に関する調査」において、日本銀行と協働して調査を行った。

③金融庁からの要請に基づき、「諸外国の金融規制に関する要望調査」や「デジタル原則に基づく貸金業法令の書面掲示規制に関する調査」、「災害時の貸金業法施行規則一部改正への対応状況に関するアンケート」などを実施した。

⑶調査結果の公表

①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等に鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査報告書」や「貸金業者の経営実態等に関する調査報告書」として公表した。

②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「貸金業者の貸付状況等に関する月次統計資料」の公表を行った。

③令和４年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「令和４年度年次報告書」を令和５年８月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

④令和５年７月から11月に全国10箇所で開催した地区協議会において、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の調査結果の解説を行った。

東海地区協議会（令和５年７月６日）

東北地区協議会（令和５年10月６日）

Ⅲ. 自主規制・貸金戦略部門

1 研修活動

1. 集合研修の実施

⑴コンプライアンス研修会

「マネロン・テロ資金供与対策に関する研修会 ～態勢整備期限に向けた直前総仕上げ～」をテーマに、東京（9月22日）、大阪（10月5日）、名古屋（10月13日）、福岡（11月1日）の4か所でコンプライアンス研修会を開催した。右崎大輔弁護士（片岡総合法律事務所）が講師として登壇し、262協会員、281名が参加した。

参加できなかった協会員に対しては、11月6日から、会場で収録した講義（約98分）のオンデマンド配信を行った。

講義を進める右崎大輔弁護士
於：東京会場（「砂防会館」）

［講義の主な項目］

- マネロン等対策の全体像とスケジュール
- 警察庁「犯罪収益移転危険度調査書」の分析
- 金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」の分析
- 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の個別論点

［研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント］

①講義内容について（よかった点）

- マネロンガイドラインそのものが預金取扱金融機関を念頭においたものであることから貸金業者が参考にできるような情報をネットや書籍では得られる機会が少なく、昨年の研修会を含めて大変参考にさせて頂いている。
- 法改正に対する質疑応答や情報収集するサービスなど、自分では理解できないことが学べたのでとても為になった。
- マネロンガイドライン対応における実務上の悩みどころが整理する事ができました。また当社にて対応する部分が明確となった。
- 具体的なアクションをおこすきっかけとなった。
- 貸金業者の実状や貸金業者からの質問などを踏まえてご説明頂き、大変勉強になりました。
- 様々な業界が来年に向けてAMLに不安を持っている中、タイムリーな話題の研修で参考になりました。

②研修会の運営等について（ご意見）

- 自分は集合研修の方が好きなので今後も継続的に行ってほしい。
- 対面の方が講師の方の表情でポイントがわかるので、対面形式も続けて頂きたい。

東京会場 9月22日（「砂防会館」）

大阪会場 10月5日（「AP大阪淀屋橋」）

名古屋会場 10月13日（「ウインクあいち」）

福岡会場 11月1日（「JR博多シティ」）

⑵テーマ別研修会

「これからの時代に不可欠な「人的資本経営」とは何か ～人を活かす経営により、事業環境の変化に適応できる企業体質を～」をテーマに、東京（1月26日）、大阪（2月2日）の2か所でテーマ別研修会を開催した。

株式会社ＮＴＴデータ経営研究所 パートナー 金融政策コンサルティングユニット長 大野博堂氏が講師として登壇し、73協会員、86名が参加した。

参加できなかった協会員に対しては、2月15日から、会場で収録した講義（約106分）のオンデマンド配信を行った。

講義を進める大野博堂講師
於：東京会場（「砂防会館」）

［講義の主な項目］

- パーパス経営の要諦と人的資本経営への流れ
- だからこそ求められてきた人的資本経営

［研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント］

①講義内容について（よかった点）

- これまで意識を向けたことがほとんどない分野の話だったので、かみ砕いてご説明頂き、大勉強になりました。
- 自社だけでは収集できない情報をその読み方まで解説頂いて満足できた。
- 今後、会社が存続していくためには何が必要であるか理解することができた。
- 人材についてマネジメントの立場で悩んでいたため、モチベーション向上につながった。
- 貸金業協会様が行う研修会として大変適切で、またよく考えられたテーマ・内容だったと想像以上に興味深く拝聴した。
- 今後もこのような情報の提供を続けてほしい。

②研修会の運営等について（ご意見）

- 円滑でした。時間配分も絶妙で大変短く感じたがポイントは印象に残った。
- とても丁寧に運営されており、大変お疲れ様でした。

2. 動画配信による研修の実施

協会員の法令等遵守態勢や企業経営に資する講義をオンデマンド配信するサービス「JFSAオンデマンド研修」を運営。令和５年度は動画配信用のオリジナルコンテンツ４本を配信した。

❶犯罪予防等のための顔識別機能付カメラシステム導入における留意点等について ～肖像権・プライバシー侵害にならないために～（約68分）
顔識別機能付カメラシステムを導入する際の留意点として、①肖像権・プライバシーに関する留意点、②個人情報保護法上の留意点、③事業者の自主的な取組みとして考えられる事項の3点について、個人情報保護委員会が公表した文書をもとに解説した講義。
○講　　師：個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士　木村一輝 氏
○配信開始日：令和５年６月28日

❷個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置 ～求められる措置と具体的対応手法を学ぶ～（約40分）
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編）の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」や、漏えい等の近年の傾向について、初学者向けの平易な資料を用いて解説した講義。
○講　　師：個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士　木村一輝 氏
○配信開始日：令和５年９月11日

❸マネロン・テロ資金供与対策 ～テロ資金供与・拡散金融対策を中心に据え～（約71分）
マネロン対策のうち、「テロ資金供与対策」と「拡散金融対策」を中心に解説した講義。
○講　　師：公益財団法人 国際金融情報センター シニア・アドバイザー　牧岡金太郎 氏
○配信開始日：令和６年３月１日

❹事業承継の概要とその進め方（約40分）
事業承継におけるポイントを、支援センターに寄せられた最近の相談事例などを交え易しく解説した講義。
○講　　師：東京都事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者　吉田亨 氏
○配信開始日：令和６年３月１日

3. eラーニングによる研修の実施

貸金実務を適正に行うために習得が必要な法令等を効果的に学習するためのeラーニング研修サービス（「どこでもJFSAスタディ」）を協会員に提供した。受講期間3か月間のコースを年度4回開講し、155協会員、2,654名が受講した。

⑴提供した講座

以下の６講座を提供した。

- ■基礎講座 /「貸金業の基礎実務」
- ■重点講座 /「コンプライアンス編」
- ■重点講座 /「貸付業務編」
- ■重点講座 /「債権管理業務編」
- ■個別講座 /「個人情報の保護と利用」
- ■個別講座 /「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等」

⑵利用者アンケートに寄せられたコメント（一部）

- 電子テキストの文字の色使いを増やしてほしい。
- 電子テキストの解説では、要点がわかるとよい。
- 動画で学習できるとよい。
- 満足している。引き続き利用したい。

⑶サービス向上施策

電子テキストに改正法令を盛り込む改訂を行った。また、利用者アンケートの結果を踏まえ、分かり易さを向上させるため、電子テキスト（個別講座 /「個人情報の保護と利用」）に、人工音声がテキストの文字を読み上げる音声ナレーション機能をトライアル導入した。

※音声ナレーション機能のサービス提供は、令和６年度第一回目５月開講分から。

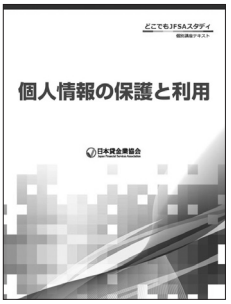

音声ナレーション機能をトライアル導入した電子テキスト

Ⅳ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者　資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、令和５年度は18回目となる資格試験を実施した。

また、登録講習機関として令和５年度は、令和２年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎える者を主たる対象者として、会場講習又は令和2年7月から導入しているeラーニング講習の選択方式により貸金業務取扱主任者講習を実施した。会場講習は全国10地域で15回、eラーニング講習は10回実施した。登録された主任者の活動支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

その他、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ確実に実施した。

■貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年８月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年６月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるよう）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

2. 資格試験の実施

全国17試験地（21会場）において、令和５年度貸金業務取扱主任者資格試験を１回実施した。

⑴試験の実施結果

試験日	令和５年11月19日（日）
受験申込者数	10,963人
受験者数	9,448人
受験率	86.2%
合格者数	2,928人
合格率	31.0%
合格基準点	31点
合格発表日	令和６年１月９日（火）

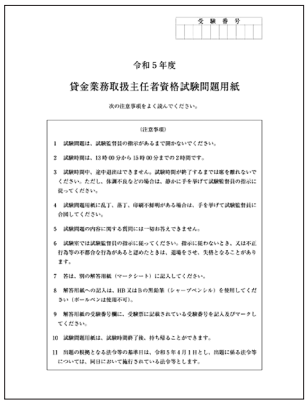

令和５年度

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

⑵合格者の概要（n＝2,928）

①年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	30.1%	28.6%	21.3%	17.3%	2.6%
合格率	35.0%	32.6%	27.6%	26.8%	38.5%

※平均年齢　38.9歳

②試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.5%	2.6%	4.5%	45.2%	5.6%	8.5%	1.1%	5.4%	1.1%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	9.3%	2.0%	1.9%	1.4%	1.5%	7.3%	0.7%	0.4%

（注）小数点以下第２位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0％にならないことがある。

⑶試験結果の推移

（単位：人、％、点）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%	87.9%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%	31.2%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	（累計）
試験日	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	令和元年11月	令和２年11月	令和３年11月	令和４年11月	令和５年11月	－
申込者数	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	11,536	10,963	254,279
受験者数	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	9,950	9,448	226,070
受験率	87.1%	87.4%	87.2%	87.3%	88.6%	88.0%	86.3%	86.2%	88.9%
合格者数	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	2,644	2,928	97,938
合格率	30.5%	32.5%	31.5%	30.0%	33.9%	32.2%	26.6%	31.0%	－
合格基準点	30	34	32	29	33	31	28	31	－

⑷科目別設問形式別出題数の推移

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3
	組合せ	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50
第14回試験	4択	9	9	8	7	3	2	2	1	22	19	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	18	9	8	7	3	2	2	1	31	19	50
第15回試験	4択	7	11	9	6	3	2	0	2	19	21	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第16回試験	4択	4	13	8	7	3	2	1	1	16	23	39
	個数	4	0	0	0	0	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	14	13	8	7	3	2	2	1	27	23	50
第17回試験	4択	6	10	8	7	3	2	2	1	19	20	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	17	10	8	7	3	2	2	1	30	20	50
第18回試験	4択	6	11	8	7	2	3	2	1	18	22	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	16	11	8	7	2	3	2	1	28	22	50

※各科目共通で「適切」な問題の後に「適切でない」問題の順で出題。　※試験問題及び正答は、本協会Ｗｅｂサイトに掲載。

⑸試験結果開示サービスの利用

令和５年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、令和６年３月31日現在2,686件。

※再度受験する方の学習支援のため、自身の試験結果（①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤）を協会Webサイトで照会できるサービス（無料）を実施している。

3. 登録講習の実施

⑴講習の実施

①会場講習開催日別実施結果　（単位：人、%）

実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数
6月6日（火）	東京	128	128	100.0%	128
6月29日（木）	沖縄	19	19	100.0%	19
7月4日（火）	仙台	22	22	100.0%	22
7月11日（火）	東京	144	142	98.6%	142
7月13日（木）	広島	8	8	100.0%	8
7月20日（木）	高松	13	13	100.0%	13
7月25日（火）	大阪	79	78	98.7%	78
7月27日（木）	金沢	19	19	100.0%	19
8月3日（木）	名古屋	44	43	97.7%	43
8月10日（木）	福岡	21	21	100.0%	21
8月18日（金）	札幌	31	30	96.8%	30
8月31日（木）	東京	138	136	98.6%	136
9月6日（水）	大阪	55	55	100.0%	55
10月5日（木）	東京	93	93	100.0%	93
1月25日（木）	東京	131	128	97.7%	128
令和５年度計（15回）		945	935	98.9%	935

②開催場所別実施結果　（単位：人、%）

開催場所	実施回数	受講者数	修了者数	構成比率
札幌	1	30	30	0.5%
仙台	1	22	22	0.4%
東京	5	627	627	11.0%
名古屋	1	43	43	0.8%
金沢	1	19	19	0.3%
大阪	2	133	133	2.3%
高松	1	13	13	0.2%
広島	1	8	8	0.1%
福岡	1	21	21	0.4%
沖縄	1	19	19	0.3%
eラーニング	(10)	4,748	4,748	83.5%
計（10地域）	15	5,683	5,683	－

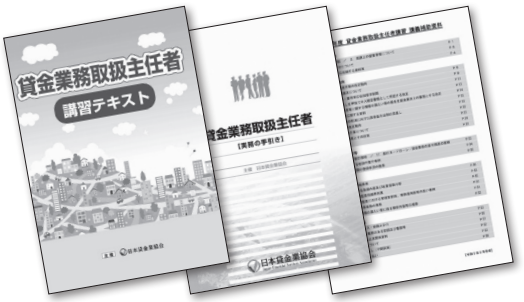

※令和２年度からeラーニング講習を実施。

③受講者の受講回数別内訳　（単位：人、%）

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	受講者計
人数	1,995	1,341	1,017	970	354	6	5,683
構成比率	35.1%	23.6%	17.9%	17.1%	6.2%	0.1%	

※当年度に２回以上受講した者を含む。

④会場講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～	受付開始	
【10分】	9:30～9:40	受講説明	
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する法令に関する科目その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00	休憩	
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する法令に関する科目その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50	昼食休憩	
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する法令に関する科目その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30	休憩	
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10	休憩	
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:40	修了証明書の交付等	

⑤講習教材

令和５年度講習では、会場講習･eラーニング講習ともに、①講習テキスト、②実務の手引き、③令和５年度講義補助資料、④講義用ビデオを講習教材として用いた。

上記①及び②は令和5～7年度講習で使用するため、法令等の改正に合わせ大幅な改訂を行った。また、③及びeラーニング講習専用の動画教材は毎年度改訂を行っている。

⑥会場講習における質疑応答

３時限目と５時限目の講義では理解度テストと質疑応答の時間を設けており、受講者からの質問票による質問に対し会場講師が適切に回答を行った。

⑵令和６年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

○更新対象者（14,701人）へのご案内 令和６年度登録講習の受講対象者（※）に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和６年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 令和３年11月１日～令和４年10月31日に主任者登録を受けた方 （令和６年10月31日～令和７年10月30日に有効期限を迎える方）	（発送日） 1月31日（水）
○講習受講要領の公表 ・令和６年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類（冊子）の郵送請求の受付・発送を開始。	2月19日（月）
○受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付（インターネット申込・「郵送申込の予約」とも） ・団体申込の予約手続き（団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可）	3月1日（金）

※令和５年12月15日、登録更新対象者のうちマイページ登録者（8,170人）に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

4. 主任者登録の実施

⑴主任者登録に関する事務手続等の周知

①令和５年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」（第12版に改訂）を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。

②令和５年度試験合格者に合格証書及び主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。

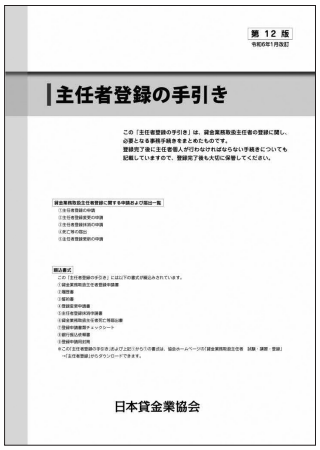

⑵主任者登録に関する事務処理状況

令和５年４月１日から令和６年３月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

主任者登録　事務処理状況（令和５年４月１日から令和６年３月31日）（単位：件）

登録申請書受理件数	6,918
登録完了通知発送件数	3,104
更新完了通知発送件数	4,012
登録拒否件数	1
登録の変更・取消し・拒否件数	1,734
登録取消件数	0
登録抹消件数	1,600

⑶主任者の登録と更新の状況

令和６年３月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は28,244名。

主任者の登録と更新の状況 （単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録件数（更新以外）	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
登録件数（更新以外）	2,203	2,559	3,407	1,959	3,187	3,301	3,104
更新件数	2,026	11,740	4,775	2,812	10,471	5,046	4,012
登録抹消件数	1,530	3,834	3,555	1,692	3,282	3,191	1,600

※主任者登録の有効期間は３年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期間の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移 （単位：人）

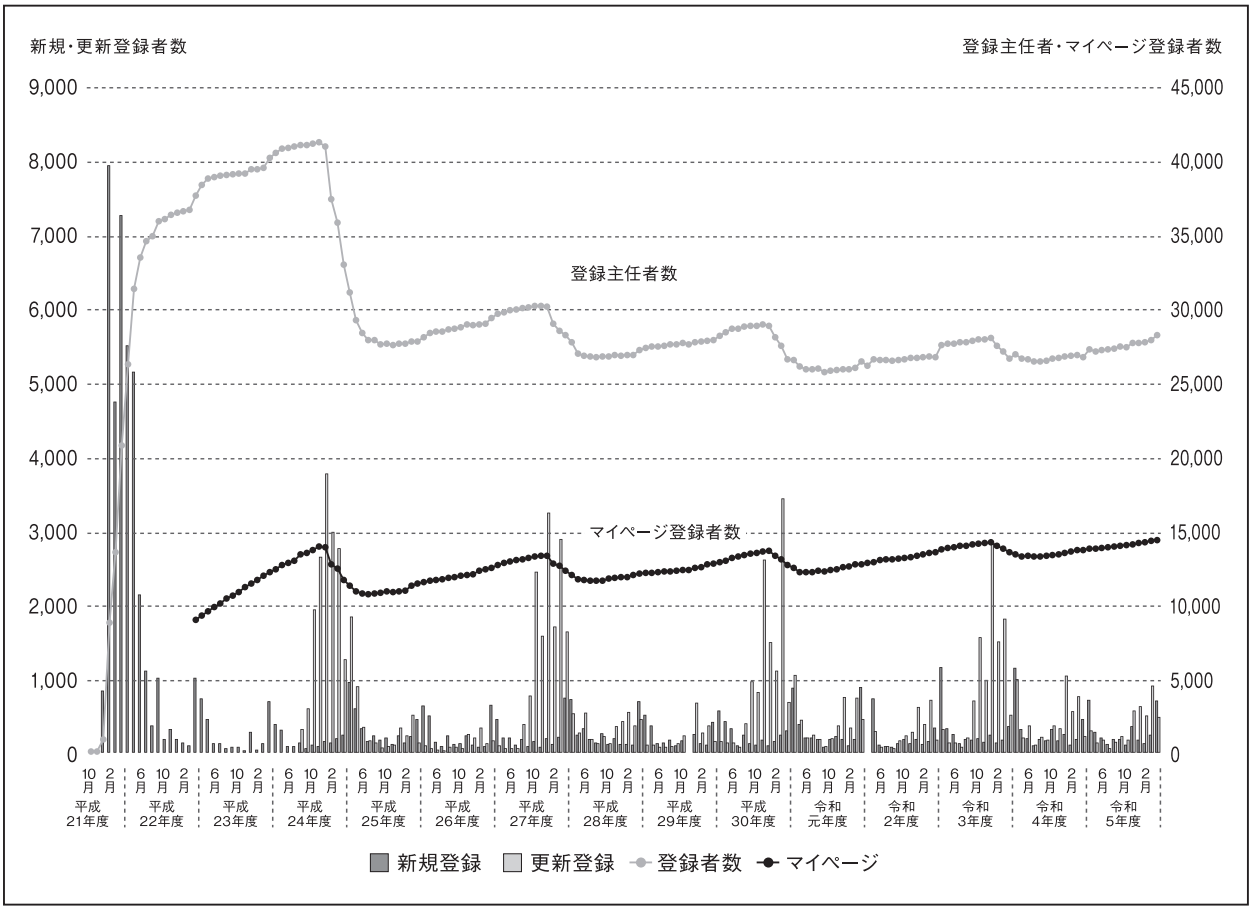

⑷マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための情報提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
登録主任者数	37,708	40,219	32,988	27,796	29,391	28,219	27,208
マイページ登録者数	8,945	12,179	11,641	11,375	12,433	12,258	12,046
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%	44.3%

	平成30年3月末	令和元年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
登録主任者数	27,881	26,606	26,458	26,725	26,630	26,740	28,244
マイページ登録者数	12,716	12,654	12,685	13,495	13,516	13,669	14,334
登録率	45.6%	47.6%	47.9%	50.5%	50.8%	51.1%	50.8%

②受講者専用サイト「主任者Library」の情報更新

令和５年度の更新では、改訂された講習テキストを電子書籍として同サイトに収録した。また、「実務の手引き」、「同用語集」、「関係法令集」等の電子版は毎年度改訂のうえ同サイトに収録し、受講者の用に供している。（受講者は受講年度から３年間同サイトの利用が可能）

Ⅴ. 各種建議要望

1 令和６年度税制改正要望

貸金業者は、我が国の金融構造において、消費者及び事業者に利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する身近な金融機関として重要な役割を担っている。

改正貸金業法公布から15年以上が経過し、この間、貸金業者は法令遵守や多重債務化の防止等に対し真摯に取組み、業界の健全化は着実に進んでいる。

コロナ禍も収束に向い、貸金業者の新規貸出はやや持ち直しているものの、急速な円安進行やエネルギーコストの上昇による企業の収益悪化など、景気の先行きに不透明感が強まっていることに加え、デジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、これらの環境変化に対応すべく、様々な取組みを行う必要性に迫られている。

また、貸金業界特有の問題である利息返還請求については、消費者向無担保貸金業者で微減傾向にあるものの、クレジットカード・信販会社では増加傾向にあるなど予断を許さない状況にあり、加えて、成年年齢引下げへの対応、マネーローンダリング対応や情報セキュリティ対策などの社会的要請に応えるべく、さらなる経営の効率化が必要となっている。

さらに、多くの地域においては、業績不振や後継者の不在等に起因する廃業を主因として協会員の減少が続いている。

このような状況を改善し、金融市場の重要な担い手として位置づけられている貸金業者が、健全な資金供給により国民経済の発展にさらに貢献するためにも、強力な税制措置を講じることが不可欠であり、令和６年度の税制改正として、法人税５項目、消費税３項目、印紙税、地方税及びその他それぞれ１項目の計11項目を要望する。

1. 法人税

⑴利息返還に係る欠損金繰越控除の特例措置の適用【継続】

要 望

利息返還に係る損失については、通常の欠損金とは別に、全額（100％）の繰越控除を認める特例措置を講じていただきたい。

現 状

平成18年１月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、今なお終息が見られず累計の損失額は、業界全体として7.4兆円を超えている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、既納法人税の還付を求めることができない。加えて、資本金１億円超の法人は欠損金繰越控除限度額が50％であることから、税負担の不公平感は大きい。

⑵破産・民事再生債権の貸倒引当金算入率の見直し【継続】

要 望

税務上の貸倒引当金の損金算入割合を100%に引き上げていただきたい。

現 状

個人の債務者が破産申立てや民事再生手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計処理は全額損失に計上している。

一方、税務上では、貸倒引当金の損金算入割合は債権額の50％までしか認められない。

⑶金銭債権の貸倒基準の明文化【継続】

要 望

金銭債権の貸倒れについて、法人税法基本通達9-6-3「売掛金、未収請負金」と同等の基準を設けていただきたい。

現 状

金銭債権については、貸倒れと判定する明文化された期間基準等がないため、回収不能の判定に多大な労力を要している。

さらに貸金業者ごとに独自の貸倒基準によって判定することとなり、税務当局との見解の相違が生じるケースも少なくない。

⑷資産に係る控除対象外消費税額の全額損金算入【新規】

要 望

繰延消費税処理を廃止し、全額を損金に算入可能としていただきたい。
全額損金算入がかなわない場合は、償却期間を短縮していただきたい。

現 状

資産に係る控除対象外消費税額について、当該事業年度の課税売上割合が80％以上の場合は全額を損金の額に算入できるが、80％未満の場合は5年で償却する。

貸金業は、消費税の課税売上割合が低い業種であり、控除対象外消費税額が多額となる。

⑸中小企業投資促進税制の対象業種拡大【継続】

要 望

中小企業投資促進税制の対象業種に貸金業を加えていただきたい。

現 状

小規模貸金業者が7割近くを占める貸金業界においても、一定以上のシステム構築（コンピューターやウェブサイト等のセキュリティ強化による情報流出への対策など）は欠かすことのできないものとなっている。

中小企業のコンピューター関連の投資を促進するための中小企業投資促進税制の対象業種には貸金業が含まれていない。

2. 消費税

⑴グループ会社間取引の消費税不課税措置【新規】

要 望

グループ会社間の取引における消費税については、不課税扱いの特例措置を設けていただきたい（または、仕入れに係る税額控除を全額控除）。
不課税扱いがかなわない場合は、非課税取引としていただきたい。

現 状

消費税ではグループ会社間の取引でも原則課税取引となり、法人税における「グループ法人税制」のような税務上優遇措置はなく、親会社・子会社がそれぞれ個別に申告・納税している。さらに非課税売上が大半を占める貸金業者は、仕入れに係る税額控除は、一部しか適用されず不利となりやすい。

⑵消費税の課税売上割合の計算方法の見直し【新規】

要 望

金銭債権の譲渡について、一定の条件で、不課税扱いの特例措置を設けていただきたい。
かなわない場合は「課税売上割合」の計算時、非課税売上高のうち「金銭債権の譲渡対価」の５％を算入しないこととしていただきたい。

現 状

消費税は納税時において「課税売上割合」に基づき仕入税額控除をしている。「課税売上割合」計算時において、非課税売上高のうち金銭債権の譲渡対価額については分母の「非課税売上高」にその5%を算入している。

⑶インボイス制度における免税事業者の保護【新規】

要 望

免税事業者からの仕入れについては、全額控除を認めていただきたい。
または、免税事業者でも、適格請求書発行事業者の登録を可能としていただきたい。

現 状

免税事業者からの仕入れは、令和11年10月まで６年間（８割控除・５割控除）経過措置が設けられているが、将来的に相手方から取引を打ち切られる可能性がある。

また、免税事業者が仕入税額控除の対象となるには、課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録のうえ適格請求書を発行しなければならない。

3. 印紙税

⑴印紙税制度の廃止【継続】

要 望

印紙税制度を廃止していただきたい。
廃止が困難な場合、「別表第一 課税物件表」について、課税文書の区分を減少させ、あわせて、文書区分ごとに税額を統一する等簡素化・明瞭化をしていただきたい。

現 状

契約書作成時における印紙税は、低金利下において過大な負担となっているのみならず、金額が同じであっても、契約の種類により税額が異なり不公平感がある。

また、印紙税法「別表第一 課税物件表」に掲げる課税文書も取引形態の多様化により、その判定に際し事務負担が多大になっている。

4. 地方税

⑴地方税申告事務の簡素化【継続】

要 望

法人事業税、法人住民税の計算の簡素化および法人番号の活用による一括申告を可能としていただきたい。
一括申告がかなわない場合、申告様式を全国で統一していただきたい。

現 状

法人事業税に係る外形標準課税の計算は、所得割、付加価値割、資本割と分かれており、それぞれ税率、計算方法が異なり事務負担が大きい。

法人住民税についても、都道府県民税と市町村民税があり、それぞれ法人税割と均等割に分かれている。加えて自治体ごとに申告書の様式が異なり、確認作業の負担が更に増している。

5. その他

⑴事業成長担保権の創設に伴う税制措置【新規】

要 望

新たに事業全体に対する担保権として創設される事業成長担保権について、
利用促進の観点から税制軽減措置を講じていただきたい。

現 状

政府は現在、不動産などの有形資産に対する担保権に依存する融資の現状から、企業の事業全体（無形資産）を担保とする事業成長担保権の創設に向け動いている。

有形資産を持たないスタートアップや事業承継時の資金調達手法で期待されており、創設に伴う関連法案や税制措置などは今後国会に提出される予定。

Ⅵ. 金融リテラシー向上コンソーシアム

1 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況

1. 金融リテラシー向上コンソーシアムの概要

日本貸金業協会は令和５年６月、大手貸金業者と協働で金融リテラシー向上コンソーシアム（FLIC：Financial Literacy Improvement Consortium）を設立した。金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止等により、消費者保護に寄与することを目的とし、金融経済教育セミナーの開催や金融トラブル事例などの情報発信を行う。また、行政・警察・消費生活センターなど関係機関との連携を一層強化し、金融犯罪被害の未然防止に取り組む。

名称	金融リテラシー向上コンソーシアム
設立日	令和５年６月14日
目的	資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止
活動内容	金融リテラシー向上、金融トラブル被害防止セミナー開催、関連教材の制作及び配布、啓発コンテンツの配信 ほか
代表	倉中 伸（日本貸金業協会 会長）
事務局	日本貸金業協会

コンソーシアム概要図

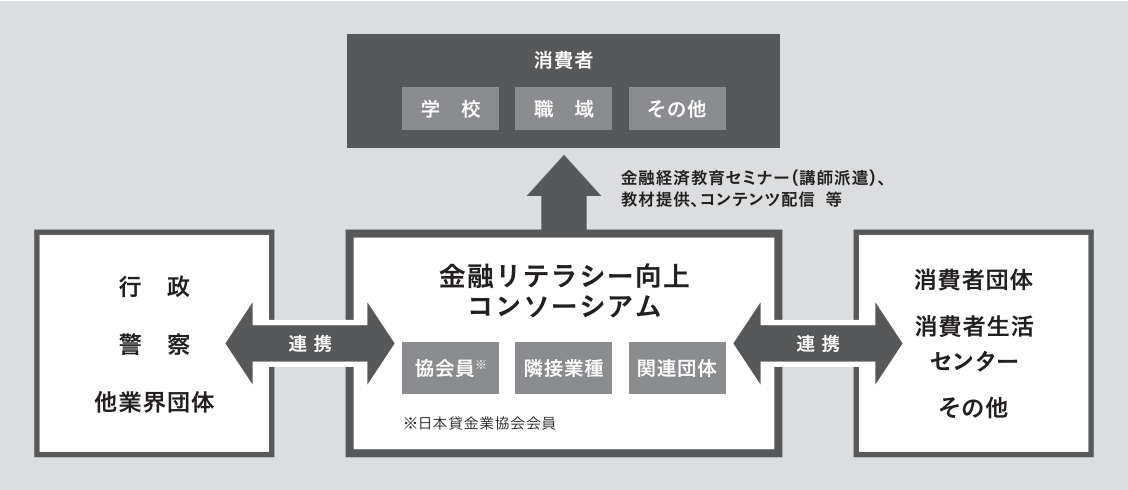

組織体系図

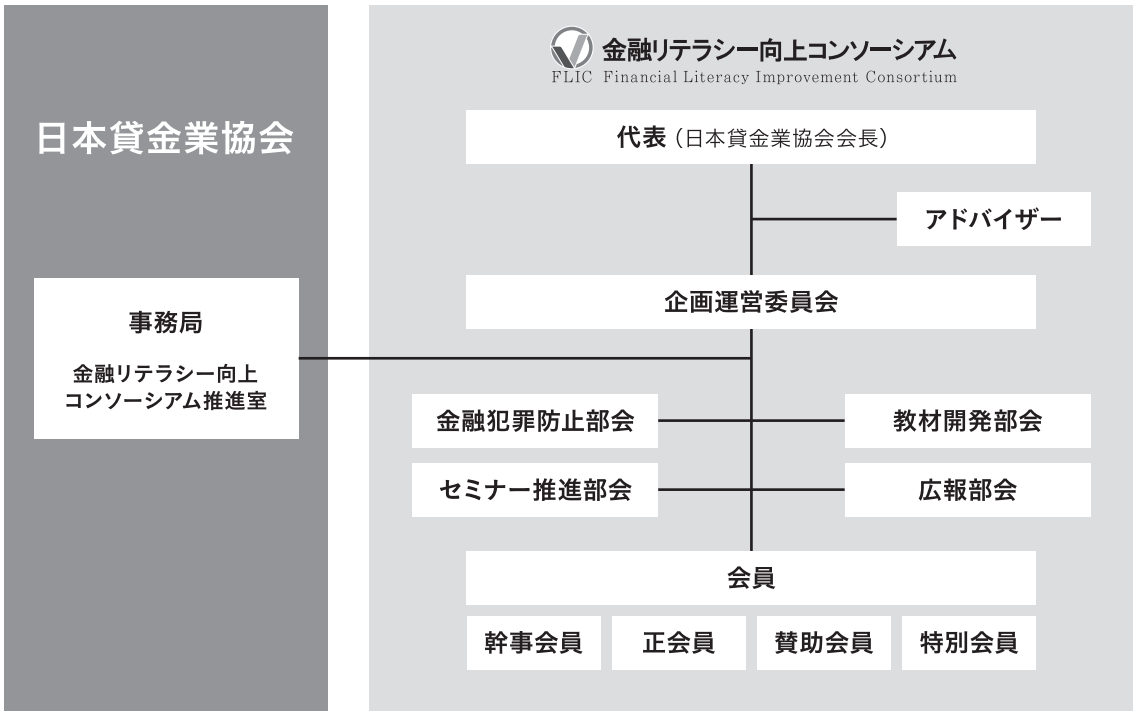

2. 会員

2024年4月1日現在

会員種別	加盟状況 ※50音順
幹事会員	アイフル株式会社 アコム株式会社 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 新生フィナンシャル株式会社 日本貸金業協会
正会員	株式会社アルクレイン 三井住友カード株式会社
賛助会員	株式会社SBI新生銀行 日本ファイナンス有限会社 PayPay銀行株式会社 LINE Credit株式会社
特別会員	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

3. 金融経済教育セミナー

⑴プログラム概要

学習内容

学習形式	学習コンテンツ
知識習得型	生活設計・家計管理
	ローン・クレジット
	金融トラブル

開催形式

〈対面型〉

開催先の学校・会場で講義を行う出前授業

〈オンライン型〉

オンライン会議ツールを活用した双方向型のライブセミナー

対象

高校・専門学校、短大、大学、若年社会人

地域

全国（離島など一部の地域を除く）

その他

特徴は、銀行、クレジットカード会社、貸金業者において、直近で発生している金融トラブルの事例の紹介が充実

講師は、コンソーシアムが認定した講師を派遣（参加企業・団体が講師を実施。個社名なし）

⑵セミナー実績

回	開催日	依頼者	受講者数
1	9月26日	専門学校東京国際ビジネスカレッジ	140
2	9月26日～10月2日	東京都立国際高等学校	290
3	10月4日	大阪府立住吉商業高等学校	31
4	10月9日	大阪城南女子短期大学	115
5	10月19日	学校法人大麻学園四国医療専門学校	42
6	10月21日	学校法人武井育英会育英高等学校	368
7	12月11日	学校法人瀧川学園滝川第二中学校	97
8	2月6日	神奈川県大井町立 湘光中学校	122
9	2月19日	学校法人 三幸学園 飛鳥未来高等学校	20
10	3月12日	愛知県立愛知総合工科高等学校	105
計			1,330

［セミナー会場で行ったアンケートに寄せられたコメント］

□動画を用いて自分の身に起こるかもしれない問題が理解しやすかったです。また、説明していただいている内容の言葉が分かりやすく、生活に生かせそうだと思いました。

□実際にクレジットカードを使っている身として知らないことや、落とし穴が多数存在することを気づかされた。講義だけでなく、アニメーションを交えたスライドは見やすかった。

□若年者が巻き込まれやすい金融トラブルの事例を、動画を使って解説していたのがとても分かりやすかったです。また、全体的に1枚1枚のスライドの文字の大きさや文章の量が適切で、ところどころイラストも交えていて見やすいスライドになっていたのもよかったです。

□今まで金融のことはあまり知らなかったので、少し気になっていたクレジットカードなどのしくみ、良さ、危険さが分かって良かったです。

□講座の中では、動画の内容が良かったです。私も騙されないようにしないといけないなと思いました。

□文字だけのスライドではなく、一目でわかりやすいようなイラストや動画があって内容がスっと頭に入ってきて良かったです。

学校法人 瀧川学園 滝川第二中学校

神奈川県大井町立 湘光中学校

第3章 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

1. 総会

令和５年６月14日、第16回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案　令和4年度事業報告書承認に関する件
第2号議案　令和4年度財務諸表及び財産目録承認に関する件

[令和4年度監査報告]
第3号議案　令和5年度事業計画書(案)承認に関する件
第4号議案　令和5年度予算書(案)承認に関する件
第5号議案　定款の改正に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を13回開催し、協会への入退会、各会議体委員の選任、本部組織の改編、業務規程・運営規則の一部改正、令和６年度事業計画書及び予算書（案）等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

⑴第１回理事会（令和５年４月26日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　令和4年度事業報告書(案)承認に関する件
第3号議案　令和4年度決算報告書(案)承認に関する件
第4号議案　貸金戦略会議委員選任に関する件
第5号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件
第6号議案　研修委員会委員選任の同意に関する件
第7号議案　相談・紛争解決委員会委員委嘱の承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告

⑵第２回理事会（令和５年５月17日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　理事会に係る手続きの見直し及びこれに伴う定款の一部改正に関する件
第3号議案　第16回定時総会に付議すべき議案に関する件
第4号議案　「行政協力事務規則」の一部改正に関する件
第5号議案　金融リテラシー向上に向けたコンソーシアムの設立に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　その他報告
・「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の廃止について
・第16回定時総会及び懇親会のご案内

⑶第３回理事会（令和５年５月29日）（書面による会議）

①報告事項

ⅰ　令和5年度予算書(案)の修正について
ⅱ　総務委員会報告

⑷第４回理事会（令和５年６月14日）

①審議事項

第1号議案　貸金戦略会議規則の一部改正に関する件

②報告事項

ⅰ　貸金戦略会議報告
ⅱ　総務委員会報告
ⅲ　その他報告
・令和5年度理事会開催予定について

⑸第５回理事会（令和５年７月19日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　相談・紛争解決委員会報告
ⅴ　その他報告
・令和5年度第2回理事会資料の一部訂正について

⑹第６回理事会（令和５年８月16日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　貸金戦略会議委員選任に関する件

②報告事項

i　総務委員会報告

⑺第７回理事会（令和５年９月20日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　「特定情報照会サービス運営規則」の一部改正に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　総務委員会報告

⑻第８回理事会（令和５年10月18日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　「定款の施行に関する規則」の一部改正に関する件
第4号議案　本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
第5号議案　「支部規則」の一部改正に関する件
第6号議案　常務執行役の選任承認に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　貸金戦略会議報告
iii　総務委員会報告
iv　試験委員会報告

⑼第９回理事会（令和５年11月15日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　貸金戦略会議報告
iii　総務委員会報告

⑽第10回理事会（令和５年12月20日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　貸金戦略会議報告
iii　総務委員会報告
iv　その他報告
・第17回（令和6年）定時総会の開催日時及び会場について
・令和6年度理事会開催予定について

⑾第11回理事会（令和６年１月17日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　総務委員会報告
iii　試験委員会報告

⑿第12回理事会（令和６年２月21日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　「行政協力事務規則」の一部改正に関する件
第3号議案　金融経済教育推進機構への分担金の拠出に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　貸金戦略会議報告
iii　総務委員会報告

⒀第13回理事会（令和６年３月21日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　令和6年度事業計画書（案）承認に関する件
第3号議案　令和6年度予算書（案）承認に関する件
第4号議案　代議員選挙実施要領に関する件
第5号議案　代議員候補者の承認に関する件
第6号議案　協議会の廃止に関する件
第7号議案　自主規制会議委員選任に関する件
第8号議案　常務執行役の選任（再任）承認に関する件
第9号議案　事務局長の定年延長の承認に関する件
第10号議案　旧山形県支部に係る未収金（敷金）の償却に関する件

②報告事項

i　自主規制会議報告
ii　貸金戦略会議報告
iii　総務委員会報告

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

⑴自主規制会議　12回（令和５年４月25日、５月16日（書面による会議）、６月13日（書面による会議）、７月14日、８月15日（書面による会議）、９月12日、10月11日、11月14日（書面による会議）、12月12日、令和６年１月16日（書面による会議）、２月20日、３月19日　※通常開催はオンライン会議併用）開催

①各種法令等の改正及びインターネット広告に関する規定の明確化などを踏まえて、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正、並びに「貸金業者の広告に関する細則」の新設について審議した。
②各種法令等の改正及びマネロン・テロ資金供与対策に係る態勢整備の支援への対応などを踏まえて、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正について審議した。
③マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢整備の期限などを踏まえて、「「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく自己検証リスト」の公表について審議した。
④国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに、協会員の参考に供すべく最新版の「特定事業者作成書面等」について審議した。
⑤委員選任の同意について審議した。
⑥法令等違反届出事案について、措置を審議した。

⑵貸金戦略会議　9回（令和５年４月19日、５月10日、６月７日、７月11日（書面による会議）、10月10日、11月８日（書面による会議）、12月13日、令和６年２月14日（書面による会議）、３月13日　※通常開催はオンライン会議併用）開催

①資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の借入状況や意識の変化、行動変容、金融リテラシーなどを調査する「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」等の実施及び公表について審議した。
②貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
③貸金業の実情に即した課税制度や制度の簡素化等による事務負担の軽減等を軸とした「令和６年度税制改正要望」を策定し、政府等に建議要望することについて審議した。
④消費者保護の取組みを一層戦略的・効果的に推進すべく、協会員大手４社と協働した「金融リテラシー向上コンソーシアム」の設立について審議した。
⑤出席者の減少、出席率の低迷等の状況に鑑み、地区協議会を廃止し協会員懇談会へ移行することについて審議した。

⑶総務委員会　13回（令和５年４月20日（書面による会議）、５月11日、５月23日（書面による会議）、６月８日（書面による会議）、７月13日（書面による会議）、８月10日（書面による会議）、９月14日（書面による会議）、10月12日（書面による会議）、11月９日（書面による会議）、12月14日（書面による会議）、令和６年１月11日、２月15日、３月14日　※通常開催はオンライン会議併用）開催

協会への入退会、令和４年度事業報告書及び決算報告書（案）、令和６年度予算編成方針、事業計画書及び予算書（案）、定款、定款の施行に関する規則、行政協力事務規則、事務局運営規則及び支部規則の一部改正、金融経済教育推進機構への分担金の拠出等について、理事会に付議又は報告した。

⑷相談・紛争解決委員会　1回（令和５年６月26日　※オンライン会議併用）開催

委員の互選による委員長選出を審議し、紛争解決事案の進捗及び「令和４年度相談・苦情・紛争解決年次報告書」について報告した。

⑸試験委員会　2回（令和５年９月13日、12月14日）開催

令和５年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和６年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. その他委員会等

⑴自主ルール委員会　12回（令和５年４月18日（書面による会議）、５月９日（書面による会議）、６月６日（書面による会議）、７月４日、８月８日（書面による会議）、９月５日、10月３日、11月７日（書面による会議）、12月5日（書面による会議）、令和6年1月10日（書面による会議）、2月13日（書面による会議）、3月12日（書面による会議）　※通常開催はオンライン会議併用）開催

⑵広告審査小委員会　12回（令和５年４月20日、５月18日（書面による会議）、６月15日（書面による会議）、7月20日、8月17日、9月21日（書面による会議）、10月19日、11月16日（書面による会議）、12月21日、令和６年1月18日（書面による会議）、2月15日（書面による会議）、3月21日 ※通常開催はオンライン会議併用）開催

⑶規律委員会　6回（令和５年６月２日、７月28日、10月２日、12月１日、令和６年２月２日、3月27日 ※全てオンライン会議併用）開催

⑷研修委員会　2回（令和５年７月３日、令和６年３月22日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）開催

⑸企画調査委員会　9回（令和５年４月11日、５月２日、５月31日、７月５日（書面による会議）、10月３日、11月１日（書面による会議）、12月６日、令和６年２月７日（書面による会議）、3月６日 ※通常開催はオンライン会議併用）開催

⑹人事推薦合同委員会　3回（令和５年４月12日、12月22日、令和６年３月８日　※全て書面による会議）開催

5. 協議会

⑴全体会議（沖縄県は報告会）　全国10箇所（令和５年７月６日（東海地区）、７月７日（近畿地区）、７月21日（九州地区）、７月24日（関東地区）、７月27日（中国地区）、８月25日（四国地区）、８月30日（北海道地区）、９月15日（北陸地区）、10月６日（東北地区）、10月27日（沖縄県））で開催

⑵地区協議会正副会長懇談会　1回（令和６年1月18日）開催

6. 行政との意見交換会

⑴金融庁（総合政策局、企画市場局、監督局）　2回（令和５年４月26日、10月18日）開催

⑵関東財務局　1回（令和５年11月30日）開催

7. 役員等の異動

⑴常務執行役の就任　①令和５年４月１日付再任　小谷哲也
②令和５年11月１日付新任　土井保英

第2編

財務報告

第1章 令和5年度　財務諸表及び財産目録

令和5年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録のほか、参考として収支計算書を作成している。

1. 貸借対照表

⑴資産の部

流動資産合計は8億7,174万8千円で、前年度に比べ1,842万円の増加となった。この主な要因は、固定資産の「退職給付引当資産」を積み増すため、普通預金から振り替えたことなどにより、「普通預金」が999万1千円減少した一方で、令和6年度に使用する登録講習教材の「貯蔵品」が2,609万円増加したことなどによるものである。

固定資産合計は34億1,945万8千円で、前年度に比べ870万3千円の増加となった。この主な要因は、「什器備品（リース資産）」が、1,521万6千円減少した一方で、「退職給付引当資産（預金）」が、1,935万円増加したことなどによるものである。

固定資産の大宗を占める「長期活動目的特定資産（預金）」は、前年度と変わらず26億8,417万8千円で、資産合計は42億9,120万7千円、前年度に比べ、2,712万3千円の増加となった。

⑵負債の部

流動負債合計は2億2,337万円で、前年度に比べ6,550万4千円の増加となった。

この主な要因は、登録講習受講料の「前受金」が5,512万8千円増加したことなどによるものである。

固定負債合計は4億7,162万8千円で、前年度に比べ1,457万8千円の増加となった。この要因は、「リース未払金」が1,938万9千円減少した一方で、「退職給付引当金」が3,396万8千円増加したことによるものであり、負債合計は、6億9,499万8千円で、前年度に比べ8,008万3千円増加となった。

⑶正味財産の部

正味財産合計は35億9,620万8千円で、前年度に比べ5,295万9千円減少となった。

①貸借対照表（令和６年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	806,413	816,263	△ 9,849
現金	1,258	1,116	141
普通預金	805,154	815,146	△ 9,991
未収会費・加入金	728	247	481
未収金	17,457	16,585	871
前払費用	13,850	13,850	0
前払金	899	699	200
仮払金	－	128	△ 128
立替金	270	－	270
貯蔵品	26,090	－	26,090
棚卸商品	6,038	5,554	484
流動資産合計	871,748	853,328	18,420
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金（預金）	297,910	288,110	9,800
基金合計	297,910	288,110	9,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産（預金）	2,684,178	2,684,178	－
退職給付引当資産（預金）	230,916	211,566	19,350
特定資産合計	2,915,095	2,895,745	19,350
(3) その他固定資産			
建物附属設備	2,830	3,847	△ 1,016
什器備品	9,003	10,361	△ 1,358
ソフトウェア	1,533	0	1,533
電話加入権	298	298	－
敷金	107,758	107,758	－
什器備品（リース資産）	75,154	90,370	△ 15,216
ソフトウェア（リース資産）	9,874	14,263	△ 4,388
その他固定資産合計	206,452	226,899	△ 20,447
固定資産合計	3,419,458	3,410,755	8,703
資産合計	4,291,207	4,264,083	27,123
Ⅱ負債の部			
1. 流動負債			
未払金	114,378	111,239	3,139
仮受金	457	939	△ 482
預り金	441	－	441
源泉所得税預り金	5,379	5,005	373
社会保険料等預り金	8,025	125	7,899
前受金	89,065	33,936	55,128
前受会費	22	301	△ 279
未払消費税等	2,111	2,827	△ 715
未払法人税等	3,489	3,489	－
流動負債合計	223,370	157,866	65,504
2. 固定負債			
リース未払金	86,858	106,248	△ 19,389
退職給付引当金	384,769	350,801	33,968
固定負債合計	471,628	457,049	14,578
負債合計	694,998	614,915	80,083
Ⅲ正味財産の部			
1. 基金			
基金	297,910	288,110	9,800
（うち基金への充当額）	（ 297,910 ）	（ 288,110 ）	（ 9,800 ）
2. 指定正味財産			
寄付金（指定寄付）	2,684,178	2,684,178	－
（うち特定資産への充当額）	（ 2,684,178 ）	（ 2,684,178 ）	（ － ）
3. 一般正味財産			
一般正味財産	614,119	676,879	△ 62,759
（うち特定資産への充当額）	（ － ）	（ － ）	（ － ）
正味財産合計	3,596,208	3,649,168	△ 52,959
負債及び正味財産合計	4,291,207	4,264,083	27,123

②貸借対照表内訳表（令和6年3月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	一般会計	事業特別会計	資格試験特別会計	主任者登録特別会計	登録講習特別会計	内部取引等消去	合　　計
Ⅰ資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	574,743	12,169	106,431	6,681	106,389	－	806,413
現金	832	425	－	－	－	－	1,258
普通預金	573,910	11,743	106,431	6,681	106,389	－	805,154
未収会費・加入金	728	－	－	－	－	－	728
未収金	5,998	11,458	－	－	－	－	17,457
前払費用	13,850	－	－	－	－	－	13,850
前払金	229	－	－	－	670	－	899
立替金	270	－	－	－	－	－	270
貯蔵品	－	－	－	－	26,090	－	26,090
棚卸商品	－	6,038	－	－	－	－	6,038
他会計未収金	94,507	－	112,000	－	－	△ 206,507	－
流動資産合計	690,328	29,666	218,431	6,681	133,149	△ 206,507	871,748
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金（預金）	297,910	－	－	－	－	－	297,910
基金合計	297,910	－	－	－	－	－	297,910
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産（預金）	2,684,178	－	－	－	－	－	2,684,178
退職給付引当資産（預金）	230,916	－	－	－	－	－	230,916
特定資産合計	2,915,095	－	－	－	－	－	2,915,095
(3) その他固定資産							
建物附属設備	2,668	－	161	－	－	－	2,830
什器備品	8,558	－	444	－	－	－	9,003
ソフトウェア	1,533	－	－	－	－	－	1,533
電話加入権	298	－	－	－	－	－	298
敷金	107,758	－	－	－	－	－	107,758
什器備品（リース資産）	27,164	－	14,107	9,303	24,578	－	75,154
ソフトウェア（リース資産）	－	－	－	－	9,874	－	9,874
その他固定資産合計	147,981	－	14,714	9,303	34,453	－	206,452
固定資産合計	3,360,987	－	14,714	9,303	34,453	－	3,419,458
資産合計	4,051,315	29,666	233,145	15,984	167,602	△ 206,507	4,291,207
Ⅱ負債の部							
1. 流動負債							
未払金	89,376	4,027	2,357	12,202	6,415	－	114,378
仮受金	－	－	3	－	454	－	457
預り金	441	－	－	－	－	－	441
源泉所得税預り金	5,379	－	－	－	－	－	5,379
社会保険料等預り金	8,025	－	－	－	－	－	8,025
前受金	－	11	－	－	89,054	－	89,065
前受会費	22	－	－	－	－	－	22
未払消費税等	2,111	－	－	－	－	－	2,111
未払法人税等	3,489	－	－	－	－	－	3,489
一般会計未払金	－	29,557	9,204	2,342	53,402	△ 94,507	－
他会計未払金	－	－	－	112,000	－	△ 112,000	－
流動負債合計	108,845	33,596	11,564	126,544	149,326	△ 206,507	223,370
2. 固定負債							
リース未払金	27,423	－	14,536	9,584	35,314	－	86,858
退職給付引当金	384,769	－	－	－	－	－	384,769
固定負債合計	412,193	－	14,536	9,584	35,314	－	471,628
負債合計	521,038	33,596	26,101	136,128	184,641	△ 206,507	694,998
Ⅲ正味財産の部							
1. 基金							
基金	297,910	－	－	－	－	－	297,910
（うち基金への充当額）	（ 297,910 ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ 297,910 ）
2. 指定正味財産							
寄付金（指定寄付）	2,684,178	－	－	－	－	－	2,684,178
（うち特定資産への充当額）	（ 2,684,178 ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ 2,684,178 ）
3. 一般正味財産							
一般正味財産	548,187	△ 3,929	207,044	△ 120,144	△ 17,038	－	614,119
（うち特定資産への充当額）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）
正味財産合計	3,530,276	△ 3,929	207,044	△ 120,144	△ 17,038	－	3,596,208
負債及び正味財産合計	4,051,315	29,666	233,145	15,984	167,602	△ 206,507	4,291,207

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は16億5,518万4千円となり、前年度に比べ2,879万8千円の減少となった。うち、一般会計の「受取会費」は13億6,537万8千円で、前年度に比べ2,525万3千円減収、「紛争解決手続収益」は5,107万5千円となった。

特別会計の「試験受験料収益」は9,318万5千円、「登録手数料収益」は2,164万3千円、「講習受講料収益」は9,405万2千円で、いずれもほぼ前年度並みとなった。

経常費用について、事業費は13億216万2千円で、前年度に比べ1,519万2千円の増加となった。この主な要因は、「会場費」が271万6千円、「消耗備品費」が557万6千円、「保守費」が363万6千円減少した一方で、人件費関連費用である「給料手当」が959万3千円、「退職給付費用」が1,526万1千円、「福利厚生費」が484万8千円増加したことなどによるものである。

管理費は4億1,229万2千円で、前年度に比べ1,725万4千円の増加となった。この主な要因は、「役員等報酬」が414万7千円、「臨時雇賃金（人材派遣料）」が291万8千円、「減価償却費」が583万5千円増加したことなどによるものである。

経常費用計は17億1,445万5千円となり、前年度に比べ3,244万6千円の増加となった。

この結果、当期経常増減額は5,927万円のマイナスとなり、「法人税、住民税及び事業税」を差引後、当期一般正味財産増減額は6,275万9千円のマイナスで、一般正味財産期末残高は6億1,411万9千円となった。

指定正味財産期末残高は26億8,417万8千円で、前年度から増減はなく、基金期末残高は、基金受入額（当期加入金）980万円を反映し、2億9,791万円で、この結果、正味財産期末残高は35億9,620万8千円で、前年度に比べ5,295万9千円の減少となった。

①正味財産増減計算書（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）　（単位：千円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	5	5	0
基金受取利息	5	5	0
② 特定資産運用益	32	32	0
特定資産受取利息	32	32	0
③ 受取会費	1,365,378	1,390,631	△ 25,253
受取会費	1,365,378	1,390,631	△ 25,253
④ 行政事務協力収益	2,919	3,153	△ 234
行政事務受託収益	2,899	3,059	△ 160
証紙収益	19	94	△ 74
⑤ 貸付自粛受託収益	7,509	5,735	1,773
貸付自粛受託収益	6,865	5,091	1,773
貸付自粛システム利用料収益	644	644	－
⑥ 紛争解決手続収益	51,075	52,975	△ 1,899
紛争解決手続負担金収益	50,991	52,941	△ 1,949
紛争解決手続手数料収益	84	34	50
⑦ 物品販売収益	2,310	3,128	△ 818
物品販売収益	2,310	3,128	△ 818
⑧ 特定情報利用料収益	11,423	11,434	△ 10
特定情報利用料収益	11,423	11,434	△ 10
⑨ 試験受験料収益	93,185	98,056	△ 4,870
試験受験料収益	93,185	98,056	△ 4,870
⑩ 登録手数料収益	21,643	22,399	△ 756
主任者登録手数料収益	21,643	22,399	△ 756
⑪ 講習受講料収益	94,052	91,261	2,791
主任者講習受講料収益	94,052	91,261	2,791
⑫ 支援金収益	5,000	5,000	－
教育・講演活動等支援金収益	5,000	5,000	－
⑬ 雑収益	647	168	479
受取利息	10	11	△ 0
雑収益	636	157	479
経常収益計	1,655,184	1,683,983	△ 28,798
(2) 経常費用			
① 事業費	1,302,162	1,286,970	15,192
給料手当	641,877	632,284	9,593
臨時雇賃金（人材派遣料）	19,553	18,556	997
退職給付費用	43,961	28,700	15,261
福利厚生費	104,892	100,043	4,848
物品仕入費用	2,102	2,263	△ 160
物品破棄費用	－	1,228	△ 1,228
委託費	155,724	157,494	△ 1,769
諸謝金	23,805	24,506	△ 701
広報費	18,729	16,485	2,243
カウンセリング賛助会費	51,000	51,000	－
会場費	9,679	12,395	△ 2,716
印刷製本費	7,927	9,662	△ 1,735
会議費	7,745	7,916	△ 171
旅費交通費	22,505	22,067	437
通信運搬費	29,644	29,252	392
租税公課	50	19	31
新聞図書費	353	260	92
消耗備品費	1,236	6,812	△ 5,576
消耗品費	3,245	2,504	741
情報収集研修費	1,400	1,336	63
リース料	5,339	6,494	△ 1,155
支払手数料	6,125	7,931	△ 1,805
光熱水料費	4,374	4,248	125
賃借料	80,062	78,492	1,569
保守費	55,604	59,241	△ 3,636
諸団体費	2,667	2,312	355
修繕費	139	－	139

（単位：千円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
事務所費	2,125	2,171	△ 45
雑費	290	1,288	△ 997
② 管理費	412,292	395,038	17,254
役員等報酬	84,664	80,517	4,147
給料手当	99,179	97,709	1,470
臨時雇賃金	2,918	－	2,918
退職給付費用	5,356	6,262	△ 905
福利厚生費	26,080	25,400	680
諸謝金	1,728	2,074	△ 345
顧問料	5,214	7,689	△ 2,475
印刷製本費	665	535	130
委託費	2,784	2,414	370
会議費	5,035	4,765	270
旅費交通費	5,407	4,353	1,053
通信運搬費	12,509	11,430	1,079
租税公課	7,335	6,902	433
新聞図書費	183	200	△ 17
消耗備品費	156	8	147
消耗品費	2,520	2,512	7
情報収集研修費	4,637	4,552	85
リース料	247	303	△ 56
支払手数料	3,145	3,080	64
光熱水料費	5,127	4,727	400
賃借料	89,936	89,936	－
保険料	687	684	3
保守費	1,465	491	973
修繕費	－	70	△ 70
事務所費	2,336	2,336	－
慶弔費	249	319	△ 69
減価償却費	40,742	34,907	5,835
リース支払利息	1,363	647	715
貸倒損失	340	－	340
雑費	273	203	69
経常費用計	1,714,455	1,682,009	32,446
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 59,270	1,974	△ 61,244
評価損益等計	－	－	－
当期経常増減額	△ 59,270	1,974	△ 61,244
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	－	－	－
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	0	－	0
什器備品除却損	0	－	0
経常外費用計	0	－	0
当期経常外増減額	△ 0	－	△ 0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 59,270	1,974	△ 61,244
法人税、住民税及び事業税	3,489	3,489	－
当期一般正味財産増減額	△ 62,759	△ 1,514	△ 61,244
一般正味財産期首残高	676,879	678,394	△ 1,514
一般正味財産期末残高	614,119	676,879	△ 62,759
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	－	－	－
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	－
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	－
Ⅲ 基金増減の部			
① 基金受入額	9,800	12,400	△ 2,600
基金受入額	9,800	12,400	△ 2,600
当期基金増減額	9,800	12,400	△ 2,600
基金期首残高	288,110	275,710	12,400
基金期末残高	297,910	288,110	9,800
Ⅳ 正味財産期末残高	3,596,208	3,649,168	△ 52,959

②正味財産増減計算書内訳表（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	一般会計	事業特別会計	資格試験特別会計	主任者登録特別会計	登録講習特別会計	内部取引等消去	合　　計
Ⅰ一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	5	－	－	－	－	－	5
基金受取利息	5	－	－	－	－	－	5
② 特定資産運用益	32	－	－	－	－	－	32
特定資産受取利息	32	－	－	－	－	－	32
③ 受取会費	1,365,378	－	－	－	－	－	1,365,378
受取会費	1,365,378	－	－	－	－	－	1,365,378
④ 行政事務協力収益	2,919	－	－	－	－	－	2,919
行政事務受託収益	2,899	－	－	－	－	－	2,899
証紙収益	19	－	－	－	－	－	19
⑤ 貸付自粛受託収益	7,509	－	－	－	－	－	7,509
貸付自粛受託収益	6,865	－	－	－	－	－	6,865
貸付自粛システム利用料収益	644	－	－	－	－	－	644
⑥ 紛争解決手続収益	51,075	－	－	－	－	－	51,075
紛争解決手続負担金収益	50,991	－	－	－	－	－	50,991
紛争解決手続手数料収益	84	－	－	－	－	－	84
⑦ 物品販売収益	－	2,310	－	－	－	－	2,310
物品販売収益	－	2,310	－	－	－	－	2,310
⑧ 特定情報利用料収益	－	11,423	－	－	－	－	11,423
特定情報利用料収益	－	11,423	－	－	－	－	11,423
⑨ 試験受験料収益	－	－	93,185	－	－	－	93,185
試験受験料収益	－	－	93,185	－	－	－	93,185
⑩ 登録手数料収益	－	－	－	21,643	－	－	21,643
主任者登録手数料収益	－	－	－	21,643	－	－	21,643
⑪ 講習受講料収益	－	－	－	－	94,052	－	94,052
主任者講習受講料収益	－	－	－	－	94,052	－	94,052
⑫ 支援金収益	5,000	－	－	－	－	－	5,000
教育・講演活動等支援金収益	5,000	－	－	－	－	－	5,000
⑬ 雑収益	20	2	248	185	191	－	647
受取利息	8	－	1	－	－	－	10
雑収益	12	2	246	184	190	－	636
経常収益計	1,431,941	13,736	93,433	21,828	94,244	－	1,655,184
(2) 経常費用							
① 事業費	1,051,630	17,665	92,754	36,296	103,815	－	1,302,162
給料手当	590,522	8,190	14,388	3,597	25,179	－	641,877
臨時雇賃金（人材派遣料）	19,553	－	－	－	－	－	19,553
退職給付費用	43,961	－	－	－	－	－	43,961
福利厚生費	96,667	1,359	2,288	572	4,004	－	104,892
物品仕入費用	－	2,102	－	－	－	－	2,102
委託費	39,999	3,294	57,356	21,509	33,564	－	155,724
諸謝金	18,635	－	770	－	4,400	－	23,805
広報費	18,729	－	－	－	－	－	18,729
カウンセリング賛助会費	51,000	－	－	－	－	－	51,000
会場費	－	－	－	－	9,679	－	9,679
印刷製本費	1,070	－	3,469	2,493	893	－	7,927
会議費	7,642	－	103	－	－	－	7,745
旅費交通費	20,547	－	182	－	1,774	－	22,505
通信運搬費	13,932	193	6,241	4,659	4,617	－	29,644
租税公課	28	－	22	－	－	－	50
新聞図書費	326	－	26	－	－	－	353
消耗備品費	1,236	－	－	－	－	－	1,236
消耗品費	2,510	－	72	86	575	－	3,245
情報収集研修費	1,400	－	－	－	－	－	1,400
リース料	5,222	－	20	25	70	－	5,339
支払手数料	637	1	11	133	5,341	－	6,125
光熱水料費	3,998	39	112	28	196	－	4,374
賃借料	71,264	685	2,020	557	5,534	－	80,062
保守費	39,509	－	5,550	2,616	7,928	－	55,604
諸団体費	867	1,800	－	－	－	－	2,667
修繕費	30	－	108	－	－	－	139
事務所費	2,125	－	－	－	－	－	2,125
雑費	207	－	9	16	56	－	290

（単位：千円）

科　　目	一般会計	事業特別会計	資格試験特別会計	主任者登録特別会計	登録講習特別会計	内部取引等消去	合　　計
② 管理費	391,601	－	6,235	2,552	11,903	－	412,292
役員等報酬	84,664	－	－	－	－	－	84,664
給料手当	99,179	－	－	－	－	－	99,179
臨時雇賃金	2,918	－	－	－	－	－	2,918
退職給付費用	5,356	－	－	－	－	－	5,356
福利厚生費	26,080	－	－	－	－	－	26,080
諸謝金	1,728	－	－	－	－	－	1,728
顧問料	5,214	－	－	－	－	－	5,214
印刷製本費	665	－	－	－	－	－	665
委託費	2,784	－	－	－	－	－	2,784
会議費	5,035	－	－	－	－	－	5,035
旅費交通費	5,407	－	－	－	－	－	5,407
通信運搬費	12,509	－	－	－	－	－	12,509
租税公課	7,335	－	－	－	－	－	7,335
新聞図書費	183	－	－	－	－	－	183
消耗備品費	156	－	－	－	－	－	156
消耗品費	2,520	－	－	－	－	－	2,520
情報収集研修費	4,637	－	－	－	－	－	4,637
リース料	247	－	－	－	－	－	247
支払手数料	3,145	－	－	－	－	－	3,145
光熱水料費	5,127	－	－	－	－	－	5,127
賃借料	89,936	－	－	－	－	－	89,936
保険料	687	－	－	－	－	－	687
保守費	1,465	－	－	－	－	－	1,465
事務所費	2,336	－	－	－	－	－	2,336
慶弔費	249	－	－	－	－	－	249
減価償却費	21,104	－	5,945	2,375	11,316	－	40,742
リース支払利息	309	－	289	177	586	－	1,363
貸倒損失	340	－	－	－	－	－	340
雑費	273	－	－	－	－	－	273
経常費用計	1,443,232	17,665	98,990	38,848	115,718	－	1,714,455
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,290	△ 3,929	△ 5,556	△ 17,020	△ 21,473	－	△ 59,270
評価損益等計	－	－	－	－	－	－	－
当期経常増減額	△ 11,290	△ 3,929	△ 5,556	△ 17,020	△ 21,473	－	△ 59,270
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	－	－	－	－	－	－	－
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	0	－	－	－	－	－	0
什器備品除却損	0	－	－	－	－	－	0
経常外費用計	0	－	－	－	－	－	0
当期経常外増減額	△ 0	－	－	－	－	－	△ 0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 11,290	△ 3,929	△ 5,556	△ 17,020	△ 21,473	－	△ 59,270
税引前当期一般正味財産増減額	△ 11,290	△ 3,929	△ 5,556	△ 17,020	△ 21,473	－	△ 59,270
法人税、住民税及び事業税	3,489	－	－	－	－	－	3,489
当期一般正味財産増減額	△ 14,779	△ 3,929	△ 5,556	△ 17,020	△ 21,473	－	△ 62,759
一般正味財産期首残高	562,967	－	212,600	△ 103,124	4,435	－	676,879
一般正味財産期末残高	548,187	△ 3,929	207,044	△ 120,144	△ 17,038	－	614,119
Ⅱ指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	－	－	－	－	－	－	－
指定正味財産期首残高	2,684,178	－	－	－	－	－	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	－	－	－	－	－	2,684,178
Ⅲ基金増減の部							
① 基金受入額	9,800	－	－	－	－	－	9,800
基金受入額	9,800	－	－	－	－	－	9,800
当期基金増減額	9,800	－	－	－	－	－	9,800
基金期首残高	288,110	－	－	－	－	－	288,110
基金期末残高	297,910	－	－	－	－	－	297,910
Ⅳ正味財産期末残高	3,530,276	△ 3,929	207,044	△ 120,144	△ 17,038	－	3,596,208

3. 財務諸表に対する注記

⑴重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日、平成21年10月16日、令和2年5月15日改正内閣府公益認定等委員会）を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施している。

③引当金の計上基準
退職給付引当金 …… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④リース取引の処理方法
ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

⑤消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

⑵特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 （単位：千円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産（預金）（注1）	2,684,178	－	－	2,684,178
退職給付引当資産（預金）（注2）	211,566	34,700	15,349	230,916
合　　計	2,895,745	34,700	15,349	2,915,095

（注1）長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。
（注2）退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

⑶特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 （単位：千円）

科　　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
特定資産				
長期活動目的特定資産（預金）	2,684,178	（ 2,684,178 ）	－	－
退職給付引当資産（預金）	230,916	－	－	（ 230,916 ）
合　　計	2,915,095	（ 2,684,178 ）	－	（ 230,916 ）

⑷固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。　**（単位：千円）**

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	34,189	31,358	2,830
什器備品	42,964	33,960	9,003
ソフトウェア	5,819	4,286	1,533
什器備品（リース資産）	146,813	71,659	75,154
ソフトウェア（リース資産）	21,943	12,069	9,874
合　　計	251,730	153,334	98,395

⑸未収会費・加入金の内訳　**（単位：千円）**

未収会費	令和５年度上期以前	221
	令和５年度下期	507
	合計	728

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

⑹基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。　**（単位：千円）**

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金（預金）（注）	288,110	9,800	－	297,910

（注）基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

⑴基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

⑵引当金の明細　**（単位：千円）**

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	350,801	49,318	15,349	－	384,769

5. 財産目録

財産目録（令和６年３月31日現在） （単位：千円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金			806,413
	現金	手元保管	運転資金として	1,258
	普通預金	三菱UFJ銀行他	運転資金として	805,154
	未収会費・加入金	会費等未収分	会費の未収分	728
	未収金	特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	17,457
	前払費用	本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の令和6年4月分賃借料等	13,850
	前払金	講習会場前払分等	令和6年度講習受講会場の前払分等	899
	立替金	ｺﾝｿｰｼｱﾑ運営費立替分	ｺﾝｿｰｼｱﾑ運営費立替分	270
	貯蔵品	講習用教材在庫分	講習受講用教材の在庫分	26,090
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	6,038
流動資産合計				871,748
(固定資産)				
基金				
	基金（預金）	加入金振替分(みずほ銀行)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	297,910
特定資産				
	長期活動目的特定資産（預金）	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
	退職給付引当資産（預金）	三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	230,916
その他固定資産				
	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	2,830
	什器備品	本部書庫設備等	本部書庫設備等	9,003
	ソフトウェア	会員ｻｰﾋﾞｽ管理ｼｽﾃﾑ(改修)	会員ｻｰﾋﾞｽ管理ｼｽﾃﾑ(改修)	1,533
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	107,758
	什器備品（リース資産）	本部サーバ等	本部サーバ等	75,154
	ソフトウェア（リース資産）	講習e-ﾗｰﾆﾝｸﾞｼｽﾃﾑ(改修)	講習e-ﾗｰﾆﾝｸﾞｼｽﾃﾑ(改修)	9,874
固定資産合計				3,419,458
資産合計				4,291,207
(流動負債)				
	未払金	費用等未払分	未払賞与・委託費用等の未払分	114,378
	仮受金	講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	457
	預り金	ｺﾝｿｰｼｱﾑ運営費預り分	ｺﾝｿｰｼｱﾑ運営費預り分	441
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士等の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	5,379
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	8,025
	前受金	講習受講料前受分	令和6年度講習受講料の前受分	89,065
	前受会費	上期会費前受分	令和6年度上期会費の前受分	22
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	2,111
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,489
流動負債合計				223,370
(固定負債)				
	リース未払金	クライアントPC等未払分	クライアントPC等のリース債務	86,858
	退職給付引当金	役職員退職給付引当分	役職員に対する退職金の引当分	384,769
固定負債合計				471,628
負債合計				694,998
正味財産				3,596,208

6. 収支計算書（参考）

①収支計算書（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで） （単位：千円）

科　　目	予算額	決算額	差 異	備 考
Ⅰ 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	－	5	△ 5	
② 特定資産運用収入	30	32	△ 2	
③ 加入金収入	8,000	9,800	△ 1,800	
④ 会費収入	1,361,200	1,365,378	△ 4,178	
⑤ 行政事務受託収入	3,070	2,919	150	
⑥ 貸付自粛受託収入	5,344	7,509	△ 2,165	
⑦ 紛争解決手続収入	52,050	51,075	974	
⑧ 物品販売収入	2,700	2,310	389	
⑨ 特定情報利用料収入	10,800	11,423	△ 623	
⑩ 試験受験料収入	97,750	93,185	4,564	
⑪ 登録手数料収入	22,051	21,643	407	
⑫ 講習受講料収入	97,380	94,052	3,327	
⑬ 支援金収入	5,000	5,000	－	
⑭ 雑収入	168	647	△ 479	
事業活動収入計	1,665,543	1,664,984	558	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,369,703	1,310,095	59,607	
② 管理費支出	362,749	365,267	△ 2,518	
③ 法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	
事業活動支出計	1,735,931	1,678,851	57,079	
事業活動収支差額	△ 70,388	△ 13,866	△ 56,521	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	12,245	15,349	△ 3,104	
投資活動収入計	12,245	15,349	△ 3,104	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	8,000	9,800	△ 1,800	
② 特定資産取得支出	－	34,700	△ 34,700	
③ 固定資産等取得支出	－	4,066	△ 4,066	
投資活動支出計	8,000	48,566	△ 40,566	
投資活動収支差額	4,245	△ 33,216	37,461	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	－	－	－	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	－	－	－	
財務活動収支差額	－	－	－	
Ⅳ 予備費支出	－	－	－	
当期収支差額	△ 66,143	△ 47,083	△ 19,059	
前期繰越収支差額	695,462	695,462	－	
次期繰越収支差額	629,319	648,378	△ 19,059	

②収支計算書内訳表（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差　異	予算額	決算額	差　異	予算額	決算額	差　異
Ⅰ　事業活動収支の部									
1．事業活動収入									
①　基金運用収入	－	5	△ 5	－	－	－	－	－	－
②　特定資産運用収入	30	32	△ 2	－	－	－	－	－	－
③　加入金収入	8,000	9,800	△ 1,800	－	－	－	－	－	－
④　会費収入	1,361,200	1,365,378	△ 4,178	－	－	－	－	－	－
⑤　行政事務受託収入	3,070	2,919	150	－	－	－	－	－	－
⑥　貸付自粛受託収入	5,344	7,509	△ 2,165	－	－	－	－	－	－
⑦　紛争解決手続収入	52,050	51,075	974	－	－	－	－	－	－
⑧　物品販売収入	－	－	－	2,700	2,310	389	－	－	－
⑨　特定情報利用料収入	－	－	－	10,800	11,423	△ 623	－	－	－
⑩　試験受験料収入	－	－	－	－	－	－	97,750	93,185	4,564
⑪　登録手数料収入	－	－	－	－	－	－	－	－	－
⑫　講習受講料収入	－	－	－	－	－	－	－	－	－
⑬　支援金収入	5,000	5,000	－	－	－	－	－	－	－
⑭　雑収入	168	20	147	－	2	△ 2	－	248	△ 248
事業活動収入計	1,434,862	1,441,741	△ 6,879	13,500	13,736	△ 236	97,750	93,433	4,316
2．事業活動支出									
①　事業費支出	1,072,386	1,039,651	32,734	18,472	17,665	806	97,161	98,505	△ 1,344
②　管理費支出	362,749	365,267	△ 2,518	－	－	－	－	－	－
③　法人税、住民税及び事業税	3,479	3,489	△ 10	－	－	－	－	－	－
事業活動支出計	1,438,614	1,408,407	30,206	18,472	17,665	806	97,161	98,505	△ 1,344
事業活動収支差額	△ 3,752	33,333	△ 37,085	△ 4,972	△ 3,929	△ 1,042	589	△ 5,071	5,660
Ⅱ　投資活動収支の部									
1．投資活動収入									
①　特定資産取崩収入	12,245	15,349	△ 3,104	－	－	－	－	－	－
投資活動収入計	12,245	15,349	△ 3,104	－	－	－	－	－	－
2．投資活動支出									
①　基金取得支出	8,000	9,800	△ 1,800	－	－	－	－	－	－
②　特定資産取得支出	－	34,700	△ 34,700	－	－	－	－	－	－
③　固定資産等取得支出	－	4,066	△ 4,066	－	－	－	－	－	－
投資活動支出計	8,000	48,566	△ 40,566	－	－	－	－	－	－
投資活動収支差額	4,245	△ 33,216	37,461	－	－	－	－	－	－
Ⅲ　財務活動収支の部									
1．財務活動収入									
財務活動収入計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2．財務活動支出									
財務活動支出計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務活動収支差額	－	－	－	－	－	－	－	－	－
Ⅳ　予備費支出	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期収支差額	493	116	376	△ 4,972	△ 3,929	△ 1,042	589	△ 5,071	5,660
前期繰越収支差額	581,365	581,365	－	－	－	－	211,937	211,937	－
次期繰越収支差額	581,858	581,482	376	△ 4,972	△ 3,929	△ 1,042	212,526	206,866	5,660

（単位：千円）

科　　目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合　　計		
	予算額	決算額	差　異	予算額	決算額	差　異	予算額	決算額	差　異
Ⅰ　事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	－	－	－	－	－	－	－	5	△ 5
② 特定資産運用収入	－	－	－	－	－	－	30	32	△ 2
③ 加入金収入	－	－	－	－	－	－	8,000	9,800	△ 1,800
④ 会費収入	－	－	－	－	－	－	1,361,200	1,365,378	△ 4,178
⑤ 行政事務受託収入	－	－	－	－	－	－	3,070	2,919	150
⑥ 貸付自粛受託収入	－	－	－	－	－	－	5,344	7,509	△ 2,165
⑦ 紛争解決手続収入	－	－	－	－	－	－	52,050	51,075	974
⑧ 物品販売収入	－	－	－	－	－	－	2,700	2,310	389
⑨ 特定情報利用料収入	－	－	－	－	－	－	10,800	11,423	△ 623
⑩ 試験受験料収入	－	－	－	－	－	－	97,750	93,185	4,564
⑪ 登録手数料収入	22,051	21,643	407	－	－	－	22,051	21,643	407
⑫ 講習受講料収入	－	－	－	97,380	94,052	3,327	97,380	94,052	3,327
⑬ 支援金収入	－	－	－	－	－	－	5,000	5,000	－
⑭ 雑収入	－	185	△ 185	－	191	△ 191	168	647	△ 479
事業活動収入計	22,051	21,828	222	97,380	94,244	3,135	1,665,543	1,664,984	558
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	44,451	38,766	5,684	137,233	115,506	21,726	1,369,703	1,310,095	59,607
② 管理費支出	－	－	－	－	－	－	362,749	365,267	△ 2,518
③ 法人税、住民税及び事業税	－	－	－	－	－	－	3,479	3,489	△ 10
事業活動支出計	44,451	38,766	5,684	137,233	115,506	21,726	1,735,931	1,678,851	57,079
事業活動収支差額	△ 22,400	△ 16,937	△ 5,462	△ 39,853	△ 21,262	△ 18,590	△ 70,388	△ 13,866	△ 56,521
Ⅱ　投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	－	－	－	－	－	－	12,245	15,349	△ 3,104
投資活動収入計	－	－	－	－	－	－	12,245	15,349	△ 3,104
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	－	－	－	－	－	－	8,000	9,800	△ 1,800
② 特定資産取得支出	－	－	－	－	－	－	－	34,700	△ 34,700
③ 固定資産等取得支出	－	－	－	－	－	－	－	4,066	△ 4,066
投資活動支出計	－	－	－	－	－	－	8,000	48,566	△ 40,566
投資活動収支差額	－	－	－	－	－	－	4,245	△ 33,216	37,461
Ⅲ　財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務活動収支差額	－	－	－	－	－	－	－	－	－
Ⅳ　予備費支出	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期収支差額	△ 22,400	△ 16,937	△ 5,462	△ 39,853	△ 21,262	△ 18,590	△ 66,143	△ 47,083	△ 19,059
前期繰越収支差額	△ 102,926	△ 102,926	－	5,085	5,085	－	695,462	695,462	－
次期繰越収支差額	△ 125,326	△ 119,863	△ 5,462	△ 34,767	△ 16,177	△ 18,590	629,319	648,378	△ 19,059

7. 収支計算書に対する注記

⑴資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、未収会費･加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、立替金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、預り金、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、前受金、前受会費、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記⑵に記載するとおりである。

⑵次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

（単位：千円）

科目	前期末残高	当期末残高
現金	1,116	1,258
普通預金	815,146	805,154
未収会費・加入金	247	728
未収金	16,585	17,457
前払費用	13,850	13,850
前払金	699	899
仮払金	128	－
立替金	－	270
貯蔵品	－	26,090
棚卸商品	5,554	6,038
合計	853,328	871,748
未払金（注1）	111,239	114,378
仮受金	939	457
預り金	－	441
源泉所得税預り金	5,005	5,379
社会保険料等預り金	125	8,025
前受金	33,936	89,065
前受会費	301	22
未払消費税等	2,827	2,111
未払法人税等	3,489	3,489
合計	157,866	223,370
次期繰越収支差額	695,462	648,378

（注1）未払金期末残高には、未払賞与相当額（前期61百万円、当期59百万円）が含まれる。

第3編

資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

⑴各年度末の推移

（単位：社）

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
財務局登録	762	702	664	580	473	409	349	330	315	302
都道府県登録	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020	1,902	1,811
合計	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217	2,113
	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
財務局登録	299	292	285	285	281	275	271	268	268	264
都道府県登録	1,712	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372	1,367	1,312	1,280	1,251
合計	2,011	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647	1,638	1,580	1,548	1,515

（注）財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵財務局、都道府県別

（単位：社）

	令和6年3月末
関東財務局	130
東京都	553
神奈川県	30
埼玉県	20
千葉県	17
山梨県	2
栃木県	6
茨城県	4
群馬県	12
新潟県	4
長野県	5
小計	653
関東管内合計	783
近畿財務局	31
大阪府	122
京都府	20
兵庫県	24
奈良県	6
和歌山県	6
滋賀県	5
小計	183
近畿管内合計	214
北海道財務局	5
北海道	34
小計	34
北海道管内合計	39

	令和6年3月末
東北財務局	20
宮城県	17
岩手県	4
福島県	2
秋田県	6
青森県	5
山形県	3
小計	37
東北管内合計	57
東海財務局	21
愛知県	47
静岡県	27
三重県	11
岐阜県	10
小計	95
東海管内合計	116
北陸財務局	7
富山県	5
石川県	6
福井県	2
小計	13
北陸管内合計	20
中国財務局	12
広島県	22
山口県	8
岡山県	14
鳥取県	2
島根県	1
小計	47
中国管内合計	59

	令和6年3月末
四国財務局	10
香川県	6
徳島県	6
愛媛県	16
高知県	8
小計	36
四国管内合計	46
九州財務局	10
熊本県	13
大分県	5
宮崎県	10
鹿児島県	6
小計	34
九州管内合計	44
福岡財務支局	15
福岡県	65
佐賀県	4
長崎県	7
小計	76
福岡管内合計	91
沖縄総合事務局	3
沖縄県	43
小計	43
沖縄管内合計	46

財務局計	264
都道府県計	1,251
総合計	1,515

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

⑴消費者向、事業者向別の貸付残高

（単位：億円）

	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
消費者向貸付残高	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477	95,519	78,315	67,790
事業者向貸付残高	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880	165,225	167,731	164,696
合計	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488
	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
消費者向貸付残高	62,287	60,148	60,627	62,179	64,882	69,233	73,207	70,954	71,720	74,629
事業者向貸付残高	167,082	161,511	158,622	160,118	170,200	182,928	194,844	258,669	279,285	295,009
合計	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163	268,053	329,625	351,007	369,641

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵業態別の貸付残高

（単位：億円）

	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
消費者向無担保貸金業者	89,659	72,853	53,497	36,600	30,792	26,995	25,909	25,544	26,540	27,004	28,001	29,543	31,355	29,882	30,573	33,018
	(-17.4%)	(-18.7%)	(-26.6%)	(-31.6%)	(-15.9%)	(-12.3%)	(-4.0%)	(-1.4%)	(3.9%)	(1.7%)	(3.7%)	(5.5%)	(6.1%)	(-4.7%)	(2.3%)	(8.0%)
消費者向有担保貸金業者	1,653	1,933	1,351	1,861	1,460	1,492	1,568	1,553	1,545	1,355	1,803	2,064	3,333	3,863	1,332	6,138
	(-31.4%)	(16.9%)	(-30.1%)	(37.7%)	(-21.5%)	(2.2%)	(5.1%)	(-1.0%)	(-0.5%)	(-12.3%)	(33.1%)	(14.5%)	(61.5%)	(15.9%)	(-65.5%)	(360.8%)
消費者向住宅向貸金業者	6,992	6,158	5,719	6,282	6,031	6,358	6,358	6,529	7,139	7,665	7,383	8,295	8,738	8,898	8,256	8,202
	(-2.3%)	(-11.9%)	(-7.1%)	(9.8%)	(-4.0%)	(5.4%)	(0.0%)	(2.7%)	(9.3%)	(7.4%)	(-3.7%)	(12.4%)	(5.3%)	(1.8%)	(-7.2%)	(▲0.7%)
事業者向貸金業者	178,547	168,546	121,551	115,275	112,852	112,014	111,642	84,507	82,435	71,467	79,721	87,588	87,060	98,765	108,663	108,438
	(0.4%)	(-5.6%)	(-27.9%)	(-5.2%)	(-2.1%)	(-0.7%)	(-0.3%)	(-24.3%)	(-2.5%)	(-13.3%)	(11.5%)	(9.9%)	(-0.6%)	(13.4%)	(10.0%)	(▲0.2%)
手形割引業者	1,597	961	770	615	644	593	556	515	479	477	473	413	378	305	290	297
	(-32.0%)	(-39.8%)	(-19.9%)	(-20.1%)	(4.7%)	(-7.9%)	(-6.2%)	(-7.4%)	(-7.0%)	(-0.4%)	(-0.8%)	(-12.7%)	(-8.5%)	(-19.3%)	(-4.9%)	(2.4%)
クレジットカード会社	26,334	24,635	22,381	18,817	15,908	13,783	13,524	17,073	16,050	20,104	20,774	23,097	32,197	76,002	98,719	100,224
	(3.6%)	(-6.5%)	(-9.1%)	(-15.9%)	(-15.5%)	(-13.4%)	(-1.9%)	(26.2%)	(-6.0%)	(25.3%)	(3.3%)	(11.2%)	(39.4%)	(136.1%)	(29.9%)	(1.5%)
信販会社	55,509	54,434	46,746	38,532	32,923	28,371	26,602	26,608	27,783	29,997	31,877	35,057	36,831	36,024	35,610	38,192
	(-3.1%)	(-1.9%)	(-14.1%)	(-17.6%)	(-14.6%)	(-13.8%)	(-6.2%)	(0.0%)	(4.4%)	(8.0%)	(6.3%)	(10.0%)	(5.1%)	(-2.2%)	(-1.1%)	(7.3%)
流通・メーカー系会社	4,044	4,317	8,463	7,559	6,107	7,964	8,761	7,990	8,082	8,791	7,554	8,235	7,739	8,154	9,883	8,807
	(-39.0%)	(6.8%)	(96.0%)	(-10.7%)	(-19.2%)	(30.4%)	(10.0%)	(-8.8%)	(1.2%)	(8.8%)	(-14.1%)	(9.0%)	(-6.0%)	(5.4%)	(21.2%)	(▲10.9%)
建設・不動産業者	5,731	4,962	3,800	2,368	2,268	2,207	2,259	2,785	2,685	2,702	3,207	3,022	3,329	3,367	4,435	5,301
	(-4.6%)	(-13.4%)	(-23.4%)	(-37.7%)	(-4.2%)	(-2.7%)	(2.4%)	(23.3%)	(-3.6%)	(0.6%)	(18.7%)	(-5.8%)	(10.2%)	(1.1%)	(31.7%)	(19.5%)
質屋	141	132	113	90	63	66	62	57	44	46	42	44	47	48	44	46
	(-43.8%)	(-6.4%)	(-14.4%)	(-20.4%)	(-30.0%)	(4.8%)	(-6.1%)	(-8.1%)	(-22.8%)	(4.5%)	(-8.7%)	(4.8%)	(6.8%)	(2.1%)	(-8.3%)	(4.5%)
リース会社	44,543	39,435	34,891	32,730	36,988	32,639	32,081	48,449	46,406	52,625	54,149	54,739	56,995	64,266	53,150	60,926
	(4.8%)	(-11.5%)	(-11.5%)	(-6.2%)	(13.0%)	(-11.8%)	(-1.7%)	(51.0%)	(-4.2%)	(13.4%)	(2.9%)	(1.1%)	(4.1%)	(12.8%)	(-17.3%)	(14.6%)
日賦貸金業者	142	95	69	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(-53.7%)	(-33.1%)	(-27.4%)	(-97.1%)	(-100.0%)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)
非営利特例対象法人	–	–	–	7	6	2	44	43	59	61	96	61	46	46	45	44
	(–)	(–)	(–)	(–)	(-14.3%)	(-66.7%)	(2,100.0%)	(-2.3%)	(37.2%)	(3.4%)	(57.4%)	(-36.5%)	(-24.6%)	(0.0%)	(-2.2%)	(▲2.2%)
合計	414,898	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163	268,053	329,625	351,007	369,641
	(-5.0%)	(-8.8%)	(-20.9%)	(-12.9%)	(-5.6%)	(-5.5%)	(-1.3%)	(-3.4%)	(-1.1%)	(1.4%)	(5.8%)	(7.3%)	(6.3%)	(23.0%)	(6.5%)	(5.3%)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。
（注3）カッコ内の数字は対前年比増減率（%）。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

（参考）貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の 5 割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の 5 割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の 5 割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の 5 割超で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の 5 割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が 5 割以上（全国事業者金融協会に加盟しているものにあっては 2 割 5 分超）のもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の一般社団法人等、自動車関係の一般社団法人等に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	公益社団法人リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑶財務局・都道府県別の貸付残高（令和５年３月末）

（単位：億円）

	業者数（社）	消費者向貸付残高	事業者向貸付残高	合計
関東財務局	127	58,877	169,045	227,922
東京都	405	1,830	78,461	80,291
神奈川県	29	35	6,191	6,227
埼玉県	16	310	46	357
千葉県	13	1	28	29
山梨県	3	1	2	3
栃木県	5	19	0	20
茨城県	3	4	1	6
群馬県	11	3	451	455
新潟県	4	1	4	5
長野県	4	2	24	26
小計	493	2,211	85,212	87,424
関東管内合計	620	61,088	254,257	315,346
近畿財務局	32	9,044	1,568	10,613
大阪府	110	306	17,978	18,285
京都府	16	31	9	40
兵庫県	25	18	315	333
奈良県	6	6	19	25
和歌山県	6	12	5	17
滋賀県	4	0	0	0
小計	167	374	18,327	18,702
近畿管内合計	199	9,419	19,896	29,316
北海道財務局	5	599	1,850	2,449
北海道	34	280	334	615
小計	34	280	334	615
北海道管内合計	39	880	2,185	3,065
東北財務局	20	85	0	86
宮城県	18	5	32	37
岩手県	4	10	0	11
福島県	2	0	1	1
秋田県	6	2	3	5
青森県	5	13	0	13
山形県	2	0	1	2
小計	37	32	39	72
東北管内合計	57	118	39	158
東海財務局	21	1,639	10,347	11,986
愛知県	45	415	5,270	5,686
静岡県	27	33	326	359
三重県	12	9	10	20
岐阜県	11	1	36	37
小計	95	460	5,644	6,104
東海管内合計	116	2,099	15,991	18,090

	業者数（社）	消費者向貸付残高	事業者向貸付残高	合計
北陸財務局	7	17	12	30
富山県	6	0	191	192
石川県	5	1	36	37
福井県	3	1	0	2
小計	14	2	229	232
北陸管内合計	21	20	242	262
中国財務局	12	76	518	594
広島県	20	28	89	117
山口県	7	9	24	34
岡山県	13	6	24	31
鳥取県	2	7	2	9
島根県	1	0	0	0
小計	43	52	141	193
中国管内合計	55	128	659	787
四国財務局	10	239	10	250
香川県	4	1	3	4
徳島県	5	1	8	9
愛媛県	14	15	20	35
高知県	7	28	17	45
小計	30	46	50	96
四国管内合計	40	285	60	346
九州財務局	10	146	17	163
熊本県	12	6	57	63
大分県	4	2	25	28
宮崎県	10	11	65	77
鹿児島県	5	10	45	56
小計	31	31	194	226
九州管内合計	41	177	211	389
福岡財務支局	15	159	1,144	1,304
福岡県	56	153	244	398
佐賀県	2	0	0	0
長崎県	8	15	2	17
小計	66	170	247	417
福岡管内合計	81	329	1,392	1,721
沖縄総合事務局	3	29	0	30
沖縄県	40	51	72	124
小計	40	51	72	124
沖縄管内合計	43	81	73	154

財務局計	262	70,914	184,516	255,431
都道府県計	1,050	3,715	110,493	114,209
総合計	1,312	74,629	295,009	369,641

（注１）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注２）業者数は、業務報告書提出業者（1,545）のうち、貸付残高のない業者（233）を除いたものである。
（注３）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

3. 業態別貸付金利（令和5年3月末）

業態	業者数（社）	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高（億円）	構成比	金利	うち無担保残高（億円）	金利	残高（億円）	構成比	金利	残高（億円）	構成比	金利
消費者向無担保貸金業者	296	30,475	40.8%	14.85%	29,658	15.04%	2,542	0.9%	5.05%	33,018	8.9%	14.11%
うち大手	7	27,633	37.0%	14.91%	26,930	15.13%	2,385	0.8%	4.89%	30,018	8.1%	14.11%
うち大手以外	289	2,842	3.8%	14.24%	2,728	14.17%	157	0.1%	7.53%	2,999	0.8%	14.08%
消費者向有担保貸金業者	60	3,225	4.3%	1.79%	14	16.76%	2,913	1.0%	2.02%	6,138	1.7%	1.90%
消費者向住宅向貸金業者	29	6,844	9.2%	2.71%	6	2.18%	1,357	0.5%	3.30%	8,202	2.2%	2.81%
事業者向貸金業者	488	381	0.5%	5.85%	67	9.20%	108,056	36.6%	1.77%	108,438	29.3%	1.79%
手形割引業者	49	1	0.0%	13.04%	0	14.89%	296	0.1%	8.79%	297	0.1%	8.81%
クレジットカード会社	122	3,408	4.6%	11.98%	2,972	13.53%	96,815	32.8%	0.73%	100,224	27.1%	1.11%
信販会社	92	25,061	33.6%	7.27%	10,989	14.00%	13,131	4.5%	1.46%	38,192	10.3%	5.28%
流通・メーカー系会社	21	1,761	2.4%	6.28%	1,239	7.92%	7,046	2.4%	0.59%	8,807	2.4%	1.73%
建設・不動産業者	82	703	0.9%	4.77%	2	6.60%	4,598	1.6%	3.28%	5,301	1.4%	3.49%
質屋	11	2	0.0%	15.02%	1	16.42%	44	0.0%	4.33%	46	0.0%	4.97%
リース会社	47	2,743	3.7%	1.92%	5	2.75%	58,183	19.7%	2.06%	60,926	16.5%	2.06%
日賦貸金業者	1	－	－	－	－	－	0	0.0%	17.70%	0	0.0%	17.70%
非営利特例対象法人	14	20	0.0%	2.27%	20	2.27%	23	0.0%	2.33%	44	0.0%	2.30%
合計	1,312	74,629	100.0%	9.67%	44,979	14.47%	295,009	100.0%	1.51%	369,641	100.0%	3.16%

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）「金利」は「平均約定金利」である。
（注3）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。
（注4）業者数は、業務報告書提出業者（1,545）のうち、貸付残高のない業者（233）を除いたものである。
（注5）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（令和5年3月末）

業態	業者数（社）	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数（件）	残高（億円）	1件当たり平均貸付残高（千円）	うち無担保件数（件）	うち無担保残高（億円）	1件当たり平均貸付残高（千円）	件数（件）	残高（億円）	1件当たり平均貸付残高（千円）	件数（件）	残高（億円）
消費者向無担保貸金業者	296	6,490,254	30,475	470	6,452,001	29,658	460	51,618	2,542	4,925	6,541,872	33,018
うち大手	7	5,734,685	27,633	482	5,719,485	26,930	471	45,212	2,385	5,275	5,779,897	30,018
うち大手以外	289	755,569	2,842	376	732,516	2,728	372	6,406	157	2,451	761,975	2,999
消費者向有担保貸金業者	60	35,063	3,225	9,198	5,713	14	245	2,635	2,913	110,550	37,698	6,138
消費者向住宅向貸金業者	29	47,576	6,844	14,385	933	6	643	4,410	1,357	30,771	51,986	8,202
事業者向貸金業者	488	37,707	381	1,010	33,671	67	199	66,334	108,056	162,897	104,041	108,438
手形割引業者	49	117	1	855	96	0	417	11,157	296	2,653	11,274	297
クレジットカード会社	122	1,466,964	3,408	232	1,460,115	2,972	204	25,296	96,815	382,728	1,492,260	100,224
信販会社	92	8,936,413	25,061	280	8,791,052	10,989	125	293,808	13,131	4,469	9,230,221	38,192
流通・メーカー系会社	21	379,123	1,761	464	367,270	1,239	337	3,689	7,046	191,000	382,812	8,807
建設・不動産業者	82	8,073	703	8,708	887	2	225	7,028	4,598	65,424	15,101	5,301
質屋	11	1,252	2	160	1,216	1	82	165	44	26,667	1,417	46
リース会社	47	14,411	2,743	19,034	1,332	5	375	11,368	58,183	511,814	25,779	60,926
日賦貸金業者	1	－	－	－	－	－	－	85	0	165	85	0
非営利特例対象法人	14	1,501	20	1,332	1,501	20	1,332	413	23	5,569	1,914	44
合計	1,312	17,418,454	74,629	428	17,115,787	44,979	263	478,006	295,009	61,717	17,896,460	369,641

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）業者数は、業務報告書提出業者（1,545）のうち、貸付残高のない業者（233）を除いたものである。
（注3）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。
（注4）「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。
（注5）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高（令和５年３月末）

⑴貸付金利別

金利	該当業者数（社）		消費者向無担保貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	１件当たり平均貸付残高（千円）
28％超	2	0.7%	0	0.0%	55	0.0%	564
26％超～28％以下	0	－	－	－	－	－	－
24％超～26％以下	2	0.7%	0	0.0%	152	0.0%	164
22％超～24％以下	4	1.4%	2	0.0%	1,481	0.0%	135
20％超～22％以下	4	1.4%	1	0.0%	816	0.0%	123
18％超～20％以下	46	15.5%	81	0.3%	48,715	0.8%	166
16％超～18％以下	162	54.7%	1,455	4.9%	505,164	7.8%	288
14％超～16％以下	35	11.8%	25,167	84.9%	5,303,321	82.2%	475
12％超～14％以下	9	3.0%	2,404	8.1%	550,394	8.5%	437
10％超～12％以下	5	1.7%	3	0.0%	765	0.0%	392
8％超～10％以下	3	1.0%	3	0.0%	3,688	0.1%	81
6％超～8％以下	3	1.0%	161	0.5%	28,237	0.4%	570
4％超～6％以下	6	2.0%	2	0.0%	234	0.0%	855
2％超～4％以下	11	3.7%	348	1.2%	8,553	0.1%	4,069
2％以下	4	1.4%	27	0.1%	426	0.0%	6,338
合計	296	100.0%	29,658	100.0%	6,452,001	100.0%	460

（注１）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注２）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵貸付残高規模別

貸付残高規模	該当業者数（社）		消費者向無担保貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	１件当たり平均貸付残高（千円）
5,000億円超	3	1.0%	20,741	69.9%	4,213,825	65.3%	492
1,000億円超～5,000億円以下	2	0.7%	5,544	18.7%	1,170,909	18.1%	473
500億円超～1,000億円以下	1	0.3%	558	1.9%	309,622	4.8%	180
100億円超～500億円以下	8	2.7%	1,699	5.7%	392,741	6.1%	433
50億円超～100億円以下	5	1.7%	389	1.3%	97,006	1.5%	401
10億円超～50億円以下	15	5.1%	389	1.3%	119,437	1.9%	326
5億円超～10億円以下	17	5.7%	120	0.4%	43,758	0.7%	274
1億円超～5億円以下	70	23.6%	151	0.5%	69,924	1.1%	216
5,000万円超～1億円以下	47	15.9%	33	0.1%	16,429	0.3%	201
1,000万円超～5,000万円以下	93	31.4%	28	0.1%	17,482	0.3%	160
1,000万円以下	35	11.8%	1	0.0%	868	0.0%	115
合計	296	100.0%	29,658	100.0%	6,452,001	100.0%	460

（注１）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注２）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（令和5年3月末）

⑴貸付金利別

金利	該当業者数（社）		事業者向貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり平均貸付残高（百万円）
28％超	1	0.2%	2	0.0%	2	0.0%	100.0
26％超～28％以下	0	－	－	－	－	－	－
24％超～26％以下	0	－	－	－	－	－	－
22％超～24％以下	1	0.2%	4	0.0%	44	0.1%	9.1
20％超～22％以下	0	－	－	－	－	－	－
18％超～20％以下	3	0.6%	8	0.0%	124	0.2%	6.5
16％超～18％以下	9	1.8%	5	0.0%	575	0.9%	0.9
14％超～16％以下	62	12.7%	101	0.1%	1,598	2.4%	6.3
12％超～14％以下	40	8.2%	705	0.7%	22,523	34.2%	3.1
10％超～12％以下	41	8.4%	1,185	1.1%	10,759	16.4%	11.0
8％超～10％以下	44	9.0%	5,009	4.6%	2,500	3.8%	200.4
6％超～8％以下	33	6.8%	2,010	1.9%	824	1.3%	243.9
4％超～6％以下	54	11.1%	2,987	2.8%	2,309	3.5%	129.4
2％超～4％以下	60	12.3%	8,813	8.2%	2,693	4.1%	327.3
2％以下	140	28.7%	87,205	80.7%	21,843	33.2%	399.2
合計	488	100.0%	108,039	100.0%	65,794	100.0%	164.2

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約16億円）を除いている。
（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵貸付残高規模別

貸付残高規模	該当業者数（社）		事業者向貸付				
		構成比	残高（億円）	構成比	件数（件）	構成比	1件当たり平均貸付残高（百万円）
5,000億円超	5	1.0%	58,317	54.0%	1,742	2.6%	3,347.7
1,000億円超～5,000億円以下	11	2.3%	24,222	22.4%	17,479	26.6%	138.6
500億円超～1,000億円以下	12	2.5%	8,222	7.6%	1,540	2.3%	533.9
100億円超～500億円以下	49	10.0%	12,743	11.8%	32,413	49.3%	39.3
50億円超～100億円以下	24	4.9%	1,701	1.6%	810	1.2%	210.0
10億円超～50億円以下	94	19.3%	2,163	2.0%	5,499	8.4%	39.3
5億円超～10億円以下	43	8.8%	314	0.3%	1,081	1.6%	29.0
1億円超～5億円以下	111	22.7%	301	0.3%	3,439	5.2%	8.8
5,000万円超～1億円以下	44	9.0%	31	0.0%	657	1.0%	4.7
1,000万円超～5,000万円以下	65	13.3%	20	0.0%	1,024	1.6%	2.0
1,000万円以下	30	6.1%	1	0.0%	110	0.2%	0.9
合計	488	100.0%	108,039	100.0%	65,794	100.0%	164.2

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約16億円）を除いている。
（注3）億円未満を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

（単位：件）

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
							4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
財務局登録貸金業者	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	8	4	1	2	1	0	0	0	1
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	8	3	3	1	0	0	1	0	1
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	1	1	0	0	1	0	0	0	1
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計		17	9	4	3	2	0	1	0	3
計	処分事由	業務改善（法第24条の6の3）	8	4	1	2	1	0	0	0	1
		業務停止（旧規制法第36条、法第24条の6の4）	8	3	3	1	0	0	1	0	1
		登録取消し（旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	1	1	0	0	1	0	0	0	1
		所在不明者の登録取消し（旧規制法第38条、法第24条の6の6）	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計		17	9	4	3	2	0	1	0	3

（注1）表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。
（注2）令和元年度は平成31年4月を含む。
（注3）「貸金業関係資料集 7.貸金業者の行政処分件数の推移」の公表時期が11月に変更となったため、令和5年度の件数は令和6年度年次報告書に掲載予定。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

⑴内容別

（単位：件）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
苦情等受付件数		5,560	4,768	4,747	3,793	1,053	853	875	895	3,676
	うち無登録業者に係るもの	1,681	998	1,171	670	113	111	116	145	485
苦情の内容	取立て行為	105	69	67	70	14	16	13	10	53
	契約内容	63	54	35	18	4	0	1	2	7
	金利	18	18	13	10	1	0	2	1	4
	年金担保	4	0	0	0	0	1	0	0	1
	帳簿の開示	25	20	26	11	3	1	2	1	7
	過剰貸付け	1	2	1	1	0	0	0	0	0
	行政当局詐称、登録業者詐称	5	9	5	0	2	1	1	0	4
	保証契約	4	1	0	0	0	1	0	0	1
	広告・勧誘（詐称以外）	159	66	38	30	4	0	1	2	7
	その他	276	277	213	126	38	29	30	25	122
苦情計		660	516	398	266	66	49	50	41	206
相談・照会の内容	債務整理等	263	210	162	366	106	109	97	107	419
	金利	55	50	39	30	6	13	7	11	37
	相談先	460	221	291	270	53	26	26	34	139
	登録確認（無登録の疑いあり）	1,621	998	1,171	670	113	111	116	145	485
	制度改正要望	9	10	35	32	0	1	3	1	5
	法令等解釈	535	557	569	488	88	43	48	56	235
	その他	1,957	2,206	2,082	1,671	621	501	528	500	2,150
相談・照会計		4,900	4,252	4,349	3,527	987	804	825	854	3,470

（注1）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。
（注2）令和元年度は平成31年4月を含む。
（注3）「貸金業関係資料集 8.金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数⑴内容別」の公表時期が11月に変更となったため、令和5年度の件数は令和6年度年次報告書に掲載予定。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵受付先別

（単位：件）

区分		平成30年度				令和元年度				令和２年度				令和３年度				令和４年度			
		金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数		934	1,561	3,065	5,560	971	1,455	2,342	4,768	1,223	1,641	1,883	4,747	819	1,446	1,528	3,793	616	1,661	1,399	3,676
	うち無登録業者に係るもの	288	210	1,183	1,681	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670	142	97	246	485
苦情の内容	取立て行為	18	25	62	105	9	28	32	69	3	17	47	67	1	39	30	70	3	24	26	53
	契約内容	11	10	42	63	6	8	40	54	2	14	19	35	1	15	2	18	3	4	0	7
	金利	5	2	11	18	3	4	11	18	3	2	8	13	1	5	4	10	0	3	1	4
	年金担保	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	帳簿の開示	0	11	14	25	0	6	14	20	0	6	20	26	0	6	5	11	1	3	3	7
	過剰貸付け	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	行政当局詐称、登録業者詐称	0	0	5	5	0	5	4	9	1	1	3	5	0	0	0	0	0	4	0	4
	保証契約	2	1	1	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	広告・勧誘（詐称以外）	103	4	52	159	37	2	27	66	27	3	8	38	13	8	9	30	3	2	2	7
	その他	3	65	208	276	7	60	210	277	27	64	122	213	16	63	47	126	8	74	40	122
苦情計		142	118	400	660	62	115	339	516	63	107	228	398	32	137	97	266	18	116	72	206
相談・照会の内容	債務整理等	28	18	217	263	12	63	135	210	21	48	93	162	2	228	136	366	8	322	89	419
	金利	17	26	12	55	12	19	19	50	9	15	15	39	3	11	16	30	8	11	18	37
	相談先	174	201	85	460	123	53	45	221	179	64	48	291	171	63	36	270	45	19	75	139
	登録確認（無登録の疑いあり）	252	359	1,010	1,621	189	281	528	998	260	243	668	1,171	85	156	429	670	142	97	246	485
	制度改正要望	4	4	1	9	1	6	3	10	27	5	3	35	27	0	5	32	2	3	0	5
	法令等解釈	184	65	286	535	188	94	275	557	228	80	261	569	185	100	203	488	52	45	138	235
	その他	133	770	1,054	1,957	384	824	998	2,206	436	1,079	567	2,082	314	751	606	1,671	341	1,048	761	2,150
相談・照会計		792	1,443	2,665	4,900	909	1,340	2,003	4,252	1,160	1,534	1,655	4,349	787	1,309	1,431	3,527	598	1,545	1,327	3,470

（注１）令和元年度は平成31年４月を含む。

（注２）「貸金業関係資料集　８.金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数⑵受付先別」の公表時期が11月に変更となったため、令和５年度の件数は令和６年度年次報告書に掲載予定。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会　月次統計資料

1. 概要

⑴月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会員の状況	（前々月末実績を）毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	（前月末実績を）毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	（前々月末実績を）毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

⑵月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の70％以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	13社	82.2%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者　等
クレジット業態等	24社	94.5%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	11社	32.4%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者　等
全体	48社	74.7%	―

（注1）協力社数は、令和5年7月末時点での数値。
（注2）カバレッジは、前年度における業務報告書に記載された3月末時点の貸付残高を用いて、全協会員の残高で（各業態別に）除したもの。

2. 協会員数

⑴協会員数と加入率の推移

（単位：社）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312	1,279	1,246	1,241	1,214	1,193	1,176	1,168	1,148
登録貸金業者数	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217	2,160	2,113	2,076	2,011	1,959	1,926	1,894	1,865
協会加入率	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%	60.9%	61.1%	61.7%	61.6%

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	1,136	1,106	1,091	1,086	1,071	1,053	1,049	1,044	1,029	1,021	1,018	1,020	1,018	1,018
登録貸金業者数	1,819	1,770	1,745	1,716	1,680	1,647	1,652	1,638	1,601	1,580	1,568	1,548	1,535	1,515
協会加入率	62.5%	62.5%	62.5%	63.3%	63.8%	63.9%	63.5%	63.7%	64.3%	64.6%	64.9%	65.9%	66.3%	67.2%

（注）登録貸金業者数の出典：金融庁「貸金業関係資料集」

⑵財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（令和６年３月）　　（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	120	130	92.3%
東京都	276	553	49.9%
神奈川県	23	30	76.7%
埼玉県	9	20	45.0%
千葉県	9	17	52.9%
山梨県	2	2	100.0%
栃木県	6	6	100.0%
茨城県	4	4	100.0%
群馬県	10	12	83.3%
新潟県	2	4	50.0%
長野県	2	5	40.0%
小計	343	653	52.5%
合計	463	783	59.1%
近畿財務局	31	31	100.0%
大阪府	88	122	72.1%
京都府	19	20	95.0%
兵庫県	13	24	54.2%
奈良県	5	6	83.3%
和歌山県	4	6	66.7%
滋賀県	5	5	100.0%
小計	134	183	73.2%
合計	165	214	77.1%
北海道財務局	5	5	100.0%
北海道	26	34	76.5%
小計	26	34	76.5%
合計	31	39	79.5%
東北財務局	20	20	100.0%
宮城県	11	17	64.7%
岩手県	4	4	100.0%
福島県	2	2	100.0%
秋田県	5	6	83.3%
青森県	3	5	60.0%
山形県	3	3	100.0%
小計	28	37	75.7%
合計	48	57	84.2%
東海財務局	21	21	100.0%
愛知県	28	47	59.6%
静岡県	21	27	77.8%
三重県	7	11	63.6%
岐阜県	5	10	50.0%
小計	61	95	64.2%
合計	82	116	70.7%

	協会員数	登録業者数	加入率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	3	5	60.0%
石川県	2	6	33.3%
福井県	2	2	100.0%
小計	7	13	53.8%
合計	14	20	70.0%
中国財務局	12	12	100.0%
広島県	16	22	72.7%
山口県	7	8	87.5%
岡山県	10	14	71.4%
鳥取県	2	2	100.0%
島根県	1	1	100.0%
小計	36	47	76.6%
合計	48	59	81.4%
四国財務局	10	10	100.0%
香川県	5	6	83.3%
徳島県	5	6	83.3%
愛媛県	6	16	37.5%
高知県	6	8	75.0%
小計	22	36	61.1%
合計	32	46	69.6%
九州財務局	10	10	100.0%
熊本県	10	13	76.9%
大分県	3	5	60.0%
宮崎県	7	10	70.0%
鹿児島県	4	6	66.7%
小計	24	34	70.6%
合計	34	44	77.3%
福岡財務支局	12	15	80.0%
福岡県	35	65	53.8%
佐賀県	2	4	50.0%
長崎県	7	7	100.0%
小計	44	76	57.9%
合計	56	91	61.5%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	42	43	97.7%
小計	42	43	97.7%
合計	45	46	97.8%

財務局計	251	264	95.1%
都道府県計	767	1,251	61.3%
総合計	1,018	1,515	67.2%

財務局・都道府県知事別の協会員数の推移（令和4年～令和6年の各3月末）

（単位：社）

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
関東財務局	118	121	120
東京都	246	264	276
神奈川県	26	25	23
埼玉県	9	8	9
千葉県	10	10	9
山梨県	3	3	2
栃木県	6	6	6
茨城県	4	4	4
群馬県	9	11	10
新潟県	2	2	2
長野県	2	2	2
小計	317	335	343
合計	435	456	463
近畿財務局	33	33	31
大阪府	81	84	88
京都府	22	19	19
兵庫県	16	14	13
奈良県	5	5	5
和歌山県	4	4	4
滋賀県	5	5	5
小計	133	131	134
合計	166	164	165
北海道財務局	5	5	5
北海道	29	27	26
小計	29	27	26
合計	34	32	31
東北財務局	20	20	20
宮城県	14	12	11
岩手県	4	4	4
福島県	2	2	2
秋田県	6	5	5
青森県	3	3	3
山形県	2	2	3
小計	31	28	28
合計	51	48	48
東海財務局	21	21	21
愛知県	31	30	28
静岡県	23	21	21
三重県	9	8	7
岐阜県	7	7	5
小計	70	66	61
合計	91	87	82

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
北陸財務局	7	7	7
富山県	5	4	3
石川県	2	2	2
福井県	3	3	2
小計	10	9	7
合計	17	16	14
中国財務局	13	13	12
広島県	16	16	16
山口県	8	8	7
岡山県	10	10	10
鳥取県	2	2	2
島根県	1	1	1
小計	37	37	36
合計	50	50	48
四国財務局	10	10	10
香川県	3	5	5
徳島県	5	5	5
愛媛県	8	6	6
高知県	7	6	6
小計	23	22	22
合計	33	32	32
九州財務局	10	10	10
熊本県	11	9	10
大分県	4	3	3
宮崎県	6	7	7
鹿児島県	4	4	4
小計	25	23	24
合計	35	33	34
福岡財務支局	13	12	12
福岡県	37	35	35
佐賀県	2	2	2
長崎県	11	9	7
小計	50	46	44
合計	63	58	56
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	43	41	42
小計	43	41	42
合計	46	44	45

財務局計	253	255	251
都道府県計	768	765	767
総合計	1,021	1,020	1,018

3. 貸付残高・貸付件数

⑴業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	3,365,802	3,391,269	3,400,737	3,106,666	3,121,745	3,151,532	3,187,951	3,221,317	3,229,967	3,252,169	3,287,015	3,338,059
	令和５年度	3,692,396	3,736,384	3,759,767	3,459,075	3,498,574	3,544,270	3,595,463	3,639,871	3,658,519	3,691,656	3,737,563	3,799,466
	前年同月比	9.7%	10.2%	10.6%	11.3%	12.1%	12.5%	12.8%	13.0%	13.3%	13.5%	13.7%	13.8%
事業者金融業態	令和４年度	906,116	910,895	971,432	1,002,188	919,200	1,035,250	1,041,177	1,034,588	1,043,341	1,047,934	1,048,985	1,057,872
	令和５年度	1,066,406	1,085,392	1,125,815	1,134,653	1,106,677	1,160,882	1,164,517	1,174,119	1,184,379	1,198,264	1,201,434	1,254,401
	前年同月比	17.7%	19.2%	15.9%	13.2%	20.4%	12.1%	11.8%	13.5%	13.5%	14.3%	14.5%	18.6%
クレジット業態等	令和４年度	6,858,168	6,967,396	6,765,661	7,055,570	7,097,177	7,096,587	7,159,731	7,205,215	7,207,367	7,338,393	7,353,940	7,356,342
	令和５年度	7,105,151	7,227,426	7,077,087	7,622,596	7,570,442	7,710,624	7,784,966	7,900,915	7,913,366	7,960,117	7,919,459	7,916,065
	前年同月比	3.6%	3.7%	4.6%	8.0%	6.7%	8.7%	8.7%	9.7%	9.8%	8.5%	7.7%	7.6%
全体	令和４年度	11,130,087	11,269,560	11,137,830	11,164,423	11,138,122	11,283,369	11,388,858	11,461,120	11,480,675	11,638,496	11,689,939	11,752,273
	令和５年度	11,863,953	12,049,201	11,962,670	12,216,324	12,175,694	12,415,776	12,544,946	12,714,904	12,756,264	12,850,036	12,858,456	12,969,932
	前年同月比	6.6%	6.9%	7.4%	9.4%	9.3%	10.0%	10.2%	10.9%	11.1%	10.4%	10.0%	10.4%
業態別シェア 令和4年度	消費者金融業態	30.2%	30.1%	30.5%	27.8%	28.0%	27.9%	28.0%	28.1%	28.1%	27.9%	28.1%	28.4%
	事業者金融業態	8.1%	8.1%	8.7%	9.0%	8.3%	9.2%	9.1%	9.0%	9.1%	9.0%	9.0%	9.0%
	クレジット業態等	61.6%	61.8%	60.7%	63.2%	63.7%	62.9%	62.9%	62.9%	62.8%	63.1%	62.9%	62.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
業態別シェア 令和5年度	消費者金融業態	31.1%	31.0%	31.4%	28.3%	28.7%	28.5%	28.7%	28.6%	28.7%	28.7%	29.1%	29.3%
	事業者金融業態	9.0%	9.0%	9.4%	9.3%	9.1%	9.4%	9.3%	9.2%	9.3%	9.3%	9.3%	9.7%
	クレジット業態等	59.9%	60.0%	59.2%	62.4%	62.2%	62.1%	62.1%	62.1%	62.0%	61.9%	61.6%	61.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	5,347,560	5,396,225	5,392,992	4,816,522	4,843,777	4,876,759	4,926,115	4,971,665	4,948,585	4,991,367	5,040,930	5,098,320
	令和５年度	5,787,217	5,863,471	5,875,322	5,267,447	5,317,528	5,373,187	5,434,865	5,494,840	5,465,359	5,498,603	5,545,138	5,599,340
	前年同月比	8.2%	8.7%	8.9%	9.4%	9.8%	10.2%	10.3%	10.5%	10.4%	10.2%	10.0%	9.8%
事業者金融業態	令和４年度	51,777	51,890	51,595	52,588	52,999	53,318	53,701	54,084	54,397	54,727	55,106	54,657
	令和５年度	54,888	55,281	55,823	56,440	56,944	57,509	58,047	58,575	59,175	59,768	60,361	59,444
	前年同月比	6.0%	6.5%	8.2%	7.3%	7.4%	7.9%	8.1%	8.3%	8.8%	9.2%	9.5%	8.8%
クレジット業態等	令和４年度	102,461,631	102,611,680	102,711,989	103,493,101	103,817,638	104,282,803	104,643,393	93,842,542	104,954,552	105,228,148	107,746,142	107,873,398
	令和５年度	105,716,758	108,039,903	106,091,581	107,754,355	107,636,622	108,552,338	108,431,088	109,322,983	109,729,424	109,742,631	109,984,605	110,281,752
	前年同月比	3.2%	5.3%	3.3%	4.1%	3.7%	4.1%	3.6%	16.5%	4.5%	4.3%	2.1%	2.2%
全体	令和４年度	107,860,968	108,059,795	108,156,576	108,362,211	108,714,414	109,212,880	109,623,209	98,868,291	109,957,534	110,274,242	112,842,178	113,026,375
	令和５年度	111,558,863	113,958,655	112,022,726	113,078,242	113,011,094	113,983,034	113,924,000	114,876,398	115,253,958	115,301,002	115,590,104	115,940,536
	前年同月比	3.4%	5.5%	3.6%	4.4%	4.0%	4.4%	3.9%	16.2%	4.8%	4.6%	2.4%	2.6%

（注）クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

⑵消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	3,147,951	3,169,272	3,174,448	2,876,829	2,888,444	2,912,432	2,944,002	2,973,434	2,975,963	2,996,794	3,026,817	3,073,825
	令和５年度	3,424,140	3,463,911	3,483,911	3,181,022	3,212,399	3,252,250	3,297,406	3,340,893	3,354,566	3,386,303	3,422,636	3,478,467
	前年同月比	8.8%	9.3%	9.7%	10.6%	11.2%	11.7%	12.0%	12.4%	12.7%	13.0%	13.1%	13.2%
事業者金融業態	令和４年度	210,991	209,901	209,048	207,171	205,683	204,153	203,339	202,073	200,632	199,450	197,153	196,707
	令和５年度	195,725	194,904	194,850	194,193	193,842	192,675	193,707	193,594	193,678	194,505	195,356	195,014
	前年同月比	-7.2%	-7.1%	-6.8%	-6.3%	-5.8%	-5.6%	-4.7%	-4.2%	-3.5%	-2.5%	-0.9%	-0.9%
クレジット業態等	令和４年度	2,516,645	2,518,462	2,513,677	2,769,717	2,776,383	2,796,817	2,815,394	2,839,810	2,817,890	2,830,337	2,843,152	2,804,805
	令和５年度	2,494,951	2,520,748	2,509,331	2,833,220	2,846,645	2,869,320	2,888,311	2,913,111	2,881,690	2,879,848	2,888,133	2,841,393
	前年同月比	-0.9%	0.1%	-0.2%	2.3%	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.3%	1.7%	1.6%	1.3%
全体	令和４年度	5,875,587	5,897,634	5,897,173	5,853,717	5,870,511	5,913,402	5,962,734	6,015,317	5,994,485	6,026,581	6,067,122	6,075,337
	令和５年度	6,114,817	6,179,563	6,188,092	6,208,436	6,252,886	6,314,245	6,379,423	6,447,598	6,429,934	6,460,655	6,506,125	6,514,874
	前年同月比	4.1%	4.8%	4.9%	6.1%	6.5%	6.8%	7.0%	7.2%	7.3%	7.2%	7.2%	7.2%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	5,320,435	5,369,059	5,365,825	4,789,408	4,816,632	4,849,483	4,898,701	4,944,163	4,920,971	4,962,698	5,012,196	5,069,449
	令和５年度	5,758,324	5,834,192	5,845,924	5,237,984	5,287,986	5,343,533	5,405,048	5,463,990	5,434,530	5,467,689	5,514,053	5,568,098
	前年同月比	8.2%	8.7%	8.9%	9.4%	9.8%	10.2%	10.3%	10.5%	10.4%	10.2%	10.0%	9.8%
事業者金融業態	令和４年度	13,168	13,024	12,918	12,802	12,716	12,629	12,541	12,435	12,315	12,225	12,128	12,020
	令和５年度	11,897	11,766	11,688	11,639	11,586	11,543	11,494	11,437	11,403	11,400	11,438	11,431
	前年同月比	-9.7%	-9.7%	-9.5%	-9.1%	-8.9%	-8.6%	-8.3%	-8.0%	-7.4%	-6.7%	-5.7%	-4.9%
クレジット業態等	令和４年度	102,276,658	102,424,918	102,524,344	103,304,157	103,628,352	104,093,007	104,452,204	93,650,698	104,761,449	105,033,025	107,548,833	107,671,582
	令和５年度	105,509,492	107,831,687	105,880,804	107,539,142	107,418,105	108,329,199	108,205,805	109,094,428	109,498,411	109,508,889	109,746,716	110,039,479
	前年同月比	3.2%	5.3%	3.3%	4.1%	3.7%	4.1%	3.6%	16.5%	4.5%	4.3%	2.0%	2.2%
全体	令和４年度	107,610,261	107,807,001	107,903,087	108,106,367	108,457,700	108,955,119	109,363,446	98,607,296	109,694,735	110,007,948	112,573,157	112,753,051
	令和５年度	111,279,713	113,677,645	111,738,416	112,788,765	112,717,677	113,684,275	113,622,347	114,569,855	114,944,344	114,987,978	115,272,207	115,619,008
	前年同月比	3.4%	5.4%	3.6%	4.3%	3.9%	4.3%	3.9%	16.2%	4.8%	4.5%	2.4%	2.5%

（注）クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高と貸付件数の推移

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
貸付残高（百万円）	無担保貸付（住宅向を除く）	令和4年度	3,867,683	3,887,258	3,874,437	3,863,820	3,876,419	3,903,300	3,936,128	3,974,333	3,928,813	3,948,605	3,972,626	4,008,166
		令和5年度	4,034,748	4,089,863	4,079,267	4,083,356	4,107,613	4,146,782	4,184,471	4,231,965	4,185,430	4,205,251	4,234,236	4,239,533
		前年同月比	4.3%	5.2%	5.3%	5.7%	6.0%	6.2%	6.3%	6.5%	6.5%	6.5%	6.6%	5.8%
	有担保貸付（住宅向を除く）	令和4年度	99,852	100,516	101,843	101,690	102,059	103,635	102,995	103,078	115,860	118,665	121,779	129,196
		令和5年度	136,509	139,861	143,922	148,277	152,482	158,146	160,398	161,276	165,787	167,036	168,176	170,346
		前年同月比	36.7%	39.1%	41.3%	45.8%	49.4%	52.6%	55.7%	56.5%	43.1%	40.8%	38.1%	31.9%
	住宅向貸付	令和4年度	1,908,052	1,909,861	1,920,893	1,888,208	1,892,033	1,906,467	1,923,612	1,937,907	1,949,812	1,959,311	1,972,717	1,937,974
		令和5年度	1,943,559	1,949,839	1,964,903	1,976,803	1,992,790	2,009,317	2,034,554	2,054,356	2,078,717	2,088,368	2,103,714	2,104,995
		前年同月比	1.9%	2.1%	2.3%	4.7%	5.3%	5.4%	5.8%	6.0%	6.6%	6.6%	6.6%	8.6%
有残件数（件）	無担保貸付（住宅向を除く）	令和4年度	107,406,528	107,603,764	107,698,822	107,903,326	108,254,127	108,750,723	109,158,256	98,401,151	109,487,571	109,800,261	112,364,392	112,552,933
		令和5年度	111,079,152	113,477,607	111,537,430	112,587,264	112,515,104	113,481,019	113,418,499	114,365,012	114,738,684	114,782,222	115,065,646	115,420,428
		前年同月比	3.4%	5.5%	3.6%	4.3%	3.9%	4.3%	3.9%	16.2%	4.8%	4.5%	2.4%	2.5%
	有担保貸付（住宅向を除く）	令和4年度	13,934	12,861	12,803	12,738	12,691	12,679	12,589	12,542	12,884	12,933	12,971	13,140
		令和5年度	13,469	13,310	13,405	13,486	13,534	13,667	13,703	13,820	13,822	13,819	13,837	13,888
		前年同月比	-3.3%	3.5%	4.7%	5.9%	6.6%	7.8%	8.8%	10.2%	7.3%	6.9%	6.7%	5.7%
	住宅向貸付	令和4年度	189,799	190,376	191,462	190,303	190,882	191,717	192,601	193,603	194,280	194,754	195,794	186,978
		令和5年度	187,092	186,728	187,581	188,015	189,039	189,589	190,145	191,023	191,838	191,937	192,724	184,692
		前年同月比	-1.4%	-1.9%	-2.0%	-1.2%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.2%

（注）「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

⑶事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和4年度	217,851	221,997	226,289	229,837	233,301	239,100	243,949	247,883	254,004	255,375	260,198	264,234
	令和5年度	268,256	272,473	275,856	278,053	286,175	292,020	298,057	298,977	303,953	305,352	314,927	320,999
	前年同月比	23.1%	22.7%	21.9%	21.0%	22.7%	22.1%	22.2%	20.6%	19.7%	19.6%	21.0%	21.5%
事業者金融業態	令和4年度	695,126	700,995	762,384	795,017	713,517	831,097	837,838	832,515	842,709	848,484	851,832	861,165
	令和5年度	870,681	890,488	930,965	940,460	912,835	968,207	970,811	980,525	990,701	1,003,759	1,006,078	1,059,386
	前年同月比	25.3%	27.0%	22.1%	18.3%	27.9%	16.5%	15.9%	17.8%	17.6%	18.3%	18.1%	23.0%
クレジット業態等	令和4年度	4,341,524	4,448,934	4,251,984	4,285,852	4,320,794	4,299,770	4,344,337	4,365,405	4,389,477	4,508,056	4,510,788	4,551,537
	令和5年度	4,610,199	4,706,677	4,567,757	4,789,376	4,723,798	4,841,305	4,896,655	4,987,804	5,031,676	5,080,269	5,031,325	5,074,672
	前年同月比	6.2%	5.8%	7.4%	11.7%	9.3%	12.6%	12.7%	14.3%	14.6%	12.7%	11.5%	11.5%
全体	令和4年度	5,254,500	5,371,925	5,240,657	5,310,706	5,267,611	5,369,967	5,426,124	5,445,802	5,486,190	5,611,915	5,622,817	5,676,936
	令和5年度	5,749,136	5,869,638	5,774,578	6,007,889	5,922,808	6,101,531	6,165,523	6,267,307	6,326,330	6,389,381	6,352,331	6,455,058
	前年同月比	9.4%	9.3%	10.2%	13.1%	12.4%	13.6%	13.6%	15.1%	15.3%	13.9%	13.0%	13.7%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和4年度	27,125	27,166	27,167	27,114	27,145	27,276	27,414	27,502	27,614	28,669	28,734	28,871
	令和5年度	28,893	29,279	29,398	29,463	29,542	29,654	29,817	30,850	30,829	30,914	31,085	31,242
	前年同月比	6.5%	7.8%	8.2%	8.7%	8.8%	8.7%	8.8%	12.2%	11.6%	7.8%	8.2%	8.2%
事業者金融業態	令和4年度	38,609	38,866	38,677	39,786	40,283	40,689	41,160	41,649	42,082	42,502	42,978	42,637
	令和5年度	42,991	43,515	44,135	44,801	45,358	45,966	46,553	47,138	47,772	48,368	48,923	48,013
	前年同月比	11.3%	12.0%	14.1%	12.6%	12.6%	13.0%	13.1%	13.2%	13.5%	13.8%	13.8%	12.6%
クレジット業態等	令和4年度	184,973	186,762	187,645	188,944	189,286	189,796	191,189	191,844	193,103	195,123	197,309	201,816
	令和5年度	207,266	208,216	210,777	215,213	218,517	223,139	225,283	228,555	231,013	233,742	237,889	242,273
	前年同月比	12.1%	11.5%	12.3%	13.9%	15.4%	17.6%	17.8%	19.1%	19.6%	19.8%	20.6%	20.0%
全体	令和4年度	250,707	252,794	253,489	255,844	256,714	257,761	259,763	260,995	262,799	266,294	269,021	273,324
	令和5年度	279,150	281,010	284,310	289,477	293,417	298,759	301,653	306,543	309,614	313,024	317,897	321,528
	前年同月比	11.3%	11.2%	12.2%	13.1%	14.3%	15.9%	16.1%	17.5%	17.8%	17.5%	18.2%	17.6%

（注）クレジット業態等の貸付件数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高と貸付件数の推移

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
貸付残高（百万円）	無担保貸付	令和４年度	271,580	275,250	264,845	269,465	261,081	269,653	276,133	283,276	304,068	309,507	309,581	319,715
		令和５年度	311,863	332,620	328,745	334,759	342,532	354,015	356,842	366,426	365,275	456,099	370,685	370,969
		前年同月比	14.8%	20.8%	24.1%	24.2%	31.2%	31.3%	29.2%	29.4%	20.1%	47.4%	19.7%	16.0%
	有担保貸付	令和４年度	1,118,393	1,128,089	1,179,654	1,209,692	1,141,886	1,248,687	1,259,231	1,259,051	1,258,270	1,266,177	1,281,526	1,297,260
		令和５年度	1,309,164	1,327,331	1,379,160	1,384,828	1,354,067	1,411,125	1,422,872	1,429,096	1,441,055	1,363,820	1,458,187	1,510,769
		前年同月比	17.1%	17.7%	16.9%	14.5%	18.6%	13.0%	13.0%	13.5%	14.5%	7.7%	13.8%	16.5%
	その他営業貸付	令和４年度	3,864,527	3,968,587	3,796,158	3,831,550	3,864,644	3,851,626	3,890,760	3,903,476	3,923,851	4,036,232	4,031,710	4,059,961
		令和５年度	4,128,109	4,209,688	4,066,672	4,288,301	4,226,209	4,336,391	4,385,809	4,471,784	4,519,999	4,569,462	4,523,459	4,573,320
		前年同月比	6.8%	6.1%	7.1%	11.9%	9.4%	12.6%	12.7%	14.6%	15.2%	13.2%	12.2%	12.6%
有残件数（件）	無担保貸付	令和４年度	233,529	235,544	236,170	238,379	239,112	239,922	241,727	242,839	244,383	247,748	250,265	254,400
		令和５年度	257,462	261,722	264,683	269,719	273,543	278,711	281,363	286,130	288,924	293,417	296,875	300,451
		前年同月比	10.2%	11.1%	12.1%	13.1%	14.4%	16.2%	16.4%	17.8%	18.2%	18.4%	18.6%	18.1%
	有担保貸付	令和４年度	13,683	13,750	13,836	13,980	14,095	14,346	14,543	14,726	14,979	15,105	15,334	15,525
		令和５年度	15,445	15,835	16,190	16,313	16,435	16,644	16,905	17,023	17,344	16,275	17,718	17,803
		前年同月比	12.9%	15.2%	17.0%	16.7%	16.6%	16.0%	16.2%	15.6%	15.8%	7.7%	15.5%	14.7%
	その他営業貸付	令和４年度	3,495	3,500	3,483	3,485	3,507	3,493	3,493	3,430	3,437	3,441	3,422	3,399
		令和５年度	6,243	3,453	3,437	3,445	3,439	3,404	3,385	3,390	3,346	3,332	3,304	3,274
		前年同月比	78.6%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.9%	-2.5%	-3.1%	-1.2%	-2.6%	-3.2%	-3.4%	-3.7%

（注１）「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
（注２）「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

⑴消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和4年度	137,615	140,198	134,394	116,819	141,140	132,674	128,365	128,140	130,058	118,621	123,729	164,862
	令和5年度	143,040	144,564	142,450	122,079	155,743	138,160	135,997	135,950	134,404	122,867	128,749	158,239
	前年同月比	3.9%	3.1%	6.0%	4.5%	10.3%	4.1%	5.9%	6.1%	3.3%	3.6%	4.1%	-4.0%
事業者金融業態	令和4年度	1,791	1,928	2,265	1,718	1,511	1,853	1,950	1,673	1,980	1,105	1,326	3,005
	令和5年度	2,330	2,202	3,353	1,751	3,015	2,589	3,708	3,378	4,502	4,726	4,705	5,265
	前年同月比	30.1%	14.2%	48.0%	1.9%	99.5%	39.7%	90.2%	101.9%	127.4%	327.7%	254.8%	75.2%
クレジット業態等	令和4年度	116,335	123,490	116,607	115,915	121,407	139,574	136,809	140,675	125,810	123,554	128,170	162,295
	令和5年度	118,916	132,644	115,945	120,699	129,950	145,936	141,575	147,542	115,976	116,526	129,729	148,016
	前年同月比	2.2%	7.4%	-0.6%	4.1%	7.0%	4.6%	3.5%	4.9%	-7.8%	-5.7%	1.2%	-8.8%
全体	令和4年度	255,741	265,615	253,266	234,451	264,058	274,101	267,124	270,488	257,847	243,280	253,225	330,162
	令和5年度	264,286	279,410	261,748	244,529	288,708	286,685	281,279	286,870	254,882	244,119	263,183	311,520
	前年同月比	3.3%	5.2%	3.3%	4.3%	9.3%	4.6%	5.3%	6.1%	-1.1%	0.3%	3.9%	-5.6%

業態別月間契約数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和4年度	94,158	108,081	90,074	77,474	84,294	96,623	98,975	97,645	81,002	94,713	104,482	126,772
	令和5年度	129,397	136,176	119,810	104,448	114,625	126,369	120,290	114,972	89,960	95,690	106,976	127,712
	前年同月比	37.4%	26.0%	33.0%	34.8%	36.0%	30.8%	21.5%	17.7%	11.1%	1.0%	2.4%	0.7%
事業者金融業態	令和4年度	498	92	116	83	74	100	84	94	91	58	67	120
	令和5年度	120	99	130	102	126	127	136	177	204	174	209	233
	前年同月比	-75.9%	7.6%	12.1%	22.9%	70.3%	27.0%	61.9%	88.3%	124.2%	200.0%	211.9%	94.2%
クレジット業態等	令和4年度	892,867	841,406	725,194	730,977	685,488	980,694	735,963	806,462	754,069	787,952	829,420	938,974
	令和5年度	921,515	764,854	779,776	774,446	697,960	771,812	767,900	947,064	836,114	806,712	849,956	1,091,229
	前年同月比	3.2%	-9.1%	7.5%	5.9%	1.8%	-21.3%	4.3%	17.4%	10.9%	2.4%	2.5%	16.2%
全体	令和4年度	987,523	949,579	815,384	808,534	769,856	1,077,417	835,022	904,201	835,162	882,723	933,969	1,065,866
	令和5年度	1,051,032	901,129	899,716	878,996	812,711	898,308	888,326	1,062,213	926,278	902,576	957,141	1,219,174
	前年同月比	6.4%	-5.1%	10.3%	8.7%	5.6%	-16.6%	6.4%	17.5%	10.9%	2.2%	2.5%	14.4%

（注）クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和４年度	33.2%	33.1%	33.2%	34.6%	36.3%	37.3%	38.0%	37.4%	36.5%	36.8%	37.1%	35.2%
令和５年度	33.9%	33.0%	36.2%	36.7%	36.5%	36.7%	35.6%	35.4%	34.6%	33.5%	34.5%	34.7%
前年同月差	0.7%	-0.1%	3.0%	2.1%	0.2%	-0.5%	-2.4%	-2.0%	-1.9%	-3.4%	-2.6%	-0.6%

（注１）成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数／当月申込数）。
（注２）前年同月差は、令和５年度の成約率から令和４年度の成約率を単純減算したもの。

⑵事業者向貸付

業態別月間貸付残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	13,240	14,916	17,949	13,578	14,498	18,577	17,589	15,301	21,453	15,010	14,772	22,105
	令和５年度	20,229	17,349	21,445	16,963	22,878	23,629	21,013	16,383	22,856	14,243	23,464	25,768
	前年同月比	52.8%	16.3%	19.5%	24.9%	57.8%	27.2%	19.5%	7.1%	6.5%	-5.1%	58.8%	16.6%
事業者金融業態	令和４年度	50,532	50,115	75,677	115,524	48,069	54,414	58,122	54,007	54,976	46,523	39,820	196,229
	令和５年度	70,353	59,596	74,740	79,315	74,561	53,430	50,662	54,972	59,701	49,015	42,428	210,050
	前年同月比	39.2%	18.9%	-1.2%	-31.3%	55.1%	-1.8%	-12.8%	1.8%	8.6%	5.4%	6.5%	7.0%
クレジット業態等	令和４年度	574,151	635,483	533,212	504,607	487,329	481,978	500,033	498,251	623,584	565,426	530,843	631,955
	令和５年度	581,863	578,601	507,893	631,990	495,925	502,754	497,377	538,702	534,830	564,014	591,963	580,147
	前年同月比	1.3%	-9.0%	-4.7%	25.2%	1.8%	4.3%	-0.5%	8.1%	-14.2%	-0.2%	11.5%	-8.2%
全体	令和４年度	637,923	700,514	626,838	633,710	549,896	554,969	575,744	567,559	700,013	626,958	585,435	850,288
	令和５年度	672,445	655,546	604,078	728,268	593,363	579,814	569,052	610,056	617,387	627,273	657,855	815,965
	前年同月比	5.4%	-6.4%	-3.6%	14.9%	7.9%	4.5%	-1.2%	7.5%	-11.8%	0.1%	12.4%	-4.0%

業態別月間契約数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	令和４年度	386	372	424	382	372	494	455	447	493	414	436	574
	令和５年度	511	543	582	506	529	566	604	498	585	441	564	605
	前年同月比	32.4%	46.0%	37.3%	32.5%	42.2%	14.6%	32.7%	11.4%	18.7%	6.5%	29.4%	5.4%
事業者金融業態	令和４年度	275	232	282	304	298	308	299	280	335	278	287	397
	令和５年度	260	327	309	272	288	315	271	278	330	250	242	326
	前年同月比	-5.5%	40.9%	9.6%	-10.5%	-3.4%	2.3%	-9.4%	-0.7%	-1.5%	-10.1%	-15.7%	-17.9%
クレジット業態等	令和４年度	1,149	963	989	798	812	858	807	821	951	901	898	1,192
	令和５年度	1,010	908	969	954	983	1,125	1,036	955	1,163	912	920	1,097
	前年同月比	-12.1%	-5.7%	-2.0%	19.5%	21.1%	31.1%	28.4%	16.3%	22.3%	1.2%	2.4%	-8.0%
全体	令和４年度	1,810	1,567	1,695	1,484	1,482	1,660	1,561	1,548	1,779	1,593	1,621	2,163
	令和５年度	1,781	1,778	1,860	1,732	1,800	2,006	1,911	1,731	2,078	1,603	1,726	2,028
	前年同月比	-1.6%	13.5%	9.7%	16.7%	21.5%	20.8%	22.4%	11.8%	16.8%	0.6%	6.5%	-6.2%

（注）クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

消費者向貸付における貸付種別毎の平均約定金利の長期推移

令和2年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	52社	52社	52社	52社	52社	52社	52社	52社	51社	51社	51社	51社
無担保貸付（住宅向を除く）	14.86%	14.85%	14.89%	14.84%	14.82%	14.77%	14.78%	14.82%	14.86%	14.86%	14.92%	14.88%
有担保貸付（住宅向を除く）	5.87%	5.83%	5.85%	5.78%	5.78%	5.20%	5.15%	5.14%	5.09%	5.07%	5.04%	4.99%
住宅向貸付	2.28%	2.33%	2.27%	2.32%	2.30%	2.26%	2.32%	2.26%	2.33%	2.31%	2.22%	2.38%
全体	11.02%	10.97%	10.90%	10.80%	10.73%	10.66%	10.66%	10.67%	10.65%	10.66%	10.64%	10.60%

令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社	50社
無担保貸付（住宅向を除く）	14.89%	14.91%	14.94%	14.90%	14.89%	14.87%	14.90%	14.92%	14.89%	14.86%	14.91%	14.87%
有担保貸付（住宅向を除く）	4.99%	4.90%	4.89%	4.82%	4.82%	4.74%	4.73%	4.67%	4.63%	4.61%	4.60%	4.49%
住宅向貸付	2.29%	2.35%	2.28%	2.34%	2.31%	2.28%	2.34%	2.27%	2.33%	2.29%	2.19%	2.39%
全体	10.59%	10.65%	10.62%	10.57%	10.55%	10.51%	10.54%	10.54%	10.49%	10.45%	10.43%	10.49%

令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
無担保貸付（住宅向を除く）	14.75%	14.80%	14.97%	14.84%	14.93%	14.86%	14.94%	14.91%	14.95%	14.92%	14.96%	14.91%
有担保貸付（住宅向を除く）	4.47%	4.44%	4.39%	4.36%	4.32%	4.28%	4.29%	4.71%	4.18%	4.29%	4.22%	4.07%
住宅向貸付	2.28%	2.34%	2.31%	2.39%	2.36%	2.31%	2.38%	2.31%	2.42%	2.39%	2.28%	2.47%
全体	10.26%	10.32%	10.50%	10.48%	10.53%	10.46%	10.54%	10.50%	10.48%	10.45%	10.43%	10.52%

令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
無担保貸付（住宅向を除く）	14.82%	14.81%	14.96%	14.94%	14.98%	14.92%	14.97%	14.96%	14.98%	14.95%	14.97%	14.79%
有担保貸付（住宅向を除く）	4.02%	3.91%	3.86%	3.43%	3.77%	3.70%	3.68%	3.77%	3.71%	3.69%	3.68%	3.66%
住宅向貸付	2.34%	2.40%	2.39%	2.42%	2.38%	2.33%	2.39%	2.34%	2.40%	2.35%	2.27%	2.39%
全体	10.30%	10.34%	10.51%	10.32%	10.32%	10.27%	10.30%	10.43%	10.39%	10.35%	10.33%	10.25%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移　　（単位：店）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
消費者金融業態	有人店舗数	令和4年度	118	119	120	120	120	120	120	120	121	121	121	116
		令和5年度	106	104	104	100	101	101	101	101	101	101	100	101
		前年同月比	-10.2%	-12.6%	-13.3%	-16.7%	-15.8%	-15.8%	-15.8%	-15.8%	-16.5%	-16.5%	-17.4%	-12.9%
	無人店舗数	令和4年度	3,462	3,432	3,403	2,975	2,948	2,918	2,888	2,880	2,877	2,863	2,849	2,841
		令和5年度	3,207	3,167	3,138	2,708	2,664	2,623	2,552	2,517	2,505	2,469	2,433	2,384
		前年同月比	-7.4%	-7.7%	-7.8%	-9.0%	-9.6%	-10.1%	-11.6%	-12.6%	-12.9%	-13.8%	-14.6%	-16.1%
	合計	令和4年度	3,580	3,551	3,523	3,095	3,068	3,038	3,008	3,000	2,998	2,984	2,970	2,957
		令和5年度	3,313	3,271	3,242	2,808	2,765	2,724	2,653	2,618	2,606	2,570	2,533	2,485
		前年同月比	-7.5%	-7.9%	-8.0%	-9.3%	-9.9%	-10.3%	-11.8%	-12.7%	-13.1%	-13.9%	-14.7%	-16.0%
事業者金融業態	有人店舗数	令和4年度	62	59	58	39	39	39	38	57	57	38	38	41
		令和5年度	60	60	60	58	58	58	57	60	58	58	60	60
		前年同月比	-3.2%	1.7%	3.4%	48.7%	48.7%	48.7%	50.0%	5.3%	1.8%	52.6%	57.9%	46.3%
	無人店舗数	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	令和4年度	62	59	58	39	39	39	38	57	57	38	38	41
		令和5年度	60	60	60	58	58	58	57	60	58	58	60	60
		前年同月比	-3.2%	1.7%	3.4%	48.7%	48.7%	48.7%	50.0%	5.3%	1.8%	52.6%	57.9%	46.3%
クレジット業態等	有人店舗数	令和4年度	441	438	436	451	441	436	434	436	434	435	435	435
		令和5年度	434	435	413	413	403	400	400	401	400	401	402	386
		前年同月比	-1.6%	-0.7%	-5.3%	-8.4%	-8.6%	-8.3%	-7.8%	-8.0%	-7.8%	-7.8%	-7.6%	-11.3%
	無人店舗数	令和4年度	199	183	169	552	554	525	525	492	483	470	395	435
		令和5年度	29	28	23	406	400	400	395	379	376	372	369	366
		前年同月比	-85.4%	-84.7%	-86.4%	-26.4%	-27.8%	-23.8%	-24.8%	-23.0%	-22.2%	-20.9%	-6.6%	-15.9%
	合計	令和4年度	640	621	605	1,003	995	961	959	928	917	905	830	870
		令和5年度	463	463	436	819	803	800	795	780	776	773	771	752
		前年同月比	-27.7%	-25.4%	-27.9%	-18.3%	-19.3%	-16.8%	-17.1%	-15.9%	-15.4%	-14.6%	-7.1%	-13.6%
全体	有人店舗数	令和4年度	621	616	614	610	600	595	592	613	612	594	594	592
		令和5年度	600	599	577	571	562	559	558	562	559	560	562	547
		前年同月比	-3.4%	-2.8%	-6.0%	-6.4%	-6.3%	-6.1%	-5.7%	-8.3%	-8.7%	-5.7%	-5.4%	-7.6%
	無人店舗数	令和4年度	3,661	3,615	3,572	3,527	3,502	3,443	3,413	3,372	3,360	3,333	3,244	3,276
		令和5年度	3,236	3,195	3,161	3,114	3,064	3,023	2,947	2,896	2,881	2,841	2,802	2,750
		前年同月比	-11.6%	-11.6%	-11.5%	-11.7%	-12.5%	-12.2%	-13.7%	-14.1%	-14.3%	-14.8%	-13.6%	-16.1%
	合計	令和4年度	4,282	4,231	4,186	4,137	4,102	4,038	4,005	3,985	3,972	3,927	3,838	3,868
		令和5年度	3,836	3,794	3,738	3,685	3,626	3,582	3,505	3,458	3,440	3,401	3,364	3,297
		前年同月比	-10.4%	-10.3%	-10.7%	-10.9%	-11.6%	-11.3%	-12.5%	-13.2%	-13.4%	-13.4%	-12.4%	-14.8%

7. 信用保証残高・信用保証件数

信用保証残高の推移

（単位：百万円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
金融機関の貸付に対する信用保証	令和4年度	8,232,452	8,265,339	8,291,916	8,297,406	8,320,253	8,372,075	8,415,842	8,467,365	8,482,793	8,510,045	8,536,370	8,608,410
	令和5年度	8,677,972	8,743,416	8,804,985	8,835,660	8,881,826	8,961,451	9,034,171	9,113,912	9,149,577	9,192,989	9,239,124	9,329,593
	前年同月比	5.4%	5.8%	6.2%	6.5%	6.7%	7.0%	7.3%	7.6%	7.9%	8.0%	8.2%	8.4%

信用保証件数の推移

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
金融機関の貸付に対する信用保証	令和4年度	7,510,426	7,501,708	7,503,981	7,469,428	7,458,954	7,467,668	7,475,873	7,482,134	7,456,340	7,433,463	7,448,015	7,462,009
	令和5年度	7,463,016	7,480,072	7,485,958	7,466,734	7,478,602	7,495,035	7,503,228	7,530,529	7,502,134	7,485,440	7,503,355	7,524,394
	前年同月比	-0.6%	-0.3%	-0.2%	0.0%	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%

8. 利息返還金・利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金と利息返還に伴う元本毀損額の推移 （単位：百万円）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			49社	49社	49社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社	48社
利息返還金	消費者金融業態	令和4年度	4,454	4,392	6,350	4,657	4,360	6,001	4,611	4,214	6,214	4,259	4,246	6,839
		令和5年度	4,307	4,267	5,683	4,136	4,312	5,368	3,596	3,925	5,349	3,429	3,945	4,903
		前年同月比	-3.3%	-2.8%	-10.5%	-11.2%	-1.1%	-10.6%	-22.0%	-6.9%	-13.9%	-19.5%	-7.1%	-28.3%
	事業者金融業態	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クレジット業態等	令和4年度	3,732	3,343	3,290	3,275	3,164	3,093	3,271	3,199	3,018	2,951	2,883	3,069
		令和5年度	2,784	2,818	2,610	2,674	2,521	2,296	2,532	2,321	2,499	2,471	2,199	2,285
		前年同月比	-25.4%	-15.7%	-20.7%	-18.3%	-20.3%	-25.8%	-22.6%	-27.5%	-17.2%	-16.3%	-23.7%	-25.5%
	合計	令和4年度	8,187	7,735	9,640	7,931	7,525	9,095	7,882	7,413	9,232	7,210	7,129	9,908
		令和5年度	7,091	7,085	8,293	6,810	6,833	7,663	6,128	6,246	7,848	5,900	6,144	7,189
		前年同月比	-13.4%	-8.4%	-14.0%	-14.1%	-9.2%	-15.7%	-22.2%	-15.7%	-15.0%	-18.2%	-13.8%	-27.4%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	令和4年度	449	517	666	512	454	636	464	488	620	508	437	591
		令和5年度	453	454	587	448	491	497	423	389	455	416	368	459
		前年同月比	0.9%	-12.3%	-11.8%	-12.5%	8.0%	-21.9%	-8.8%	-20.2%	-26.6%	-18.1%	-15.7%	-22.3%
	事業者金融業態	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クレジット業態等	令和4年度	561	543	570	496	529	477	486	549	514	454	473	494
		令和5年度	441	466	454	458	445	425	457	424	398	386	389	401
		前年同月比	-21.3%	-14.2%	-20.3%	-7.8%	-15.9%	-10.9%	-6.1%	-22.8%	-22.6%	-14.9%	-17.8%	-18.8%
	合計	令和4年度	1,010	1,060	1,236	1,009	984	1,113	950	1,037	1,134	962	910	1,086
		令和5年度	894	919	1,041	906	936	922	880	814	853	802	757	861
		前年同月比	-11.4%	-13.3%	-15.8%	-10.1%	-4.9%	-17.2%	-7.4%	-21.6%	-24.8%	-16.6%	-16.8%	-20.7%
全体		令和4年度	9,196	8,796	10,876	8,940	8,508	10,207	8,832	8,451	10,366	8,172	8,039	10,993
		令和5年度	7,985	8,005	9,334	7,716	7,769	8,585	7,008	7,060	8,701	6,702	6,901	8,049
		前年同月比	-13.2%	-9.0%	-14.2%	-13.7%	-8.7%	-15.9%	-20.7%	-16.5%	-16.1%	-18.0%	-14.1%	-26.8%

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

株式会社日本信用情報機構（JICC）への登録状況

		登録人数（万人）	5件以上の借入利用者（万人）	全体人数に対する割合	登録件数（万件）	5件以上の借入利用者（万件）	登録残高合計額（億円）	5件以上の借入利用者（億円）
平成30年	1月	1,068	9.1	0.9%	1,588	49.5	74,580	2,022
	2月	1,070	9.2	0.9%	1,591	49.8	75,074	2,054
	3月	1,069	9.2	0.9%	1,592	49.9	75,500	2,072
	4月	1,077	9.4	0.9%	1,603	50.4	76,154	2,130
	5月	1,079	9.5	0.9%	1,607	50.7	76,349	2,141
	6月	1,078	9.4	0.9%	1,606	50.3	76,712	2,148
	7月	1,080	9.3	0.9%	1,608	50.3	76,997	2,158
	8月	1,075	9.3	0.9%	1,603	50.6	77,245	2,167
	9月	1,083	9.5	0.9%	1,616	51.3	78,136	2,201
	10月	1,089	9.6	0.9%	1,626	52.0	78,451	2,232
	11月	1,089	9.7	0.9%	1,629	52.2	78,887	2,246
	12月	1,082	9.6	0.9%	1,617	51.3	78,957	2,234
令和元年	1月	1,079	9.6	0.9%	1,614	51.6	79,179	2,236
	2月	1,083	9.6	0.9%	1,620	51.6	79,843	2,268
	3月	1,083	9.7	0.9%	1,621	52.0	80,595	2,320
	4月	1,090	9.8	0.9%	1,632	52.5	81,314	2,402
	5月	1,092	10.0	0.9%	1,637	53.3	81,785	2,432
	6月	1,093	10.0	0.9%	1,638	53.5	82,238	2,436
	7月	1,089	9.6	0.9%	1,626	51.4	82,123	2,367
	8月	1,083	9.6	0.9%	1,619	51.4	82,415	2,360
	9月	1,096	9.8	0.9%	1,639	52.2	83,570	2,412
	10月	1,092	9.8	0.9%	1,634	52.4	83,821	2,425
	11月	1,096	9.9	0.9%	1,642	53.2	84,598	2,448
	12月	1,095	10.0	0.9%	1,641	53.3	85,042	2,470
令和2年	1月	1,085	10.0	0.9%	1,628	53.5	85,177	2,486
	2月	1,091	10.2	0.9%	1,639	54.4	84,726	2,542
	3月	1,091	10.3	0.9%	1,643	55.2	85,707	2,602
	4月	1,077	10.2	0.9%	1,623	54.7	85,473	2,573
	5月	1,068	10.1	0.9%	1,610	54.1	85,343	2,568
	6月	1,064	9.9	0.9%	1,601	53.3	85,247	2,564
	7月	1,043	9.6	0.9%	1,567	51.2	84,470	2,494
	8月	1,038	9.5	0.9%	1,558	50.7	84,513	2,483
	9月	1,040	9.6	0.9%	1,561	51.1	84,760	2,504
	10月	1,035	9.5	0.9%	1,552	50.7	84,957	2,494
	11月	1,043	9.7	0.9%	1,566	51.8	85,709	2,533
	12月	1,031	9.4	0.9%	1,545	50.5	85,434	2,483
令和3年	1月	1,023	9.4	0.9%	1,534	50.2	85,491	2,463
	2月	1,027	9.5	0.9%	1,540	51.0	86,003	2,490
	3月	1,027	9.6	0.9%	1,542	51.4	86,515	2,523
	4月	1,024	9.6	0.9%	1,536	51.6	86,470	2,516
	5月	1,023	9.7	0.9%	1,537	52.2	87,143	2,613
	6月	1,025	9.8	1.0%	1,539	52.3	87,528	2,620
	7月	1,015	9.7	1.0%	1,525	51.9	87,514	2,595
	8月	1,018	9.8	1.0%	1,531	52.7	87,934	2,628
	9月	1,017	10.0	1.0%	1,531	53.4	88,369	2,652
	10月	1,018	10.0	1.0%	1,533	53.9	88,817	2,674
	11月	1,028	10.3	1.0%	1,550	55.3	89,591	2,718
	12月	1,016	10.1	1.0%	1,530	54.0	89,166	2,657
令和4年	1月	1,014	10.2	1.0%	1,529	54.8	89,423	2,685
	2月	1,017	10.4	1.0%	1,536	55.8	89,488	2,658
	3月	1,016	10.5	1.0%	1,535	56.2	89,835	2,673
	4月	1,015	10.5	1.0%	1,533	56.4	89,975	2,698
	5月	1,023	10.8	1.1%	1,549	58.0	90,604	2,756
	6月	1,021	10.8	1.1%	1,546	58.1	90,704	2,777
	7月	1,015	10.8	1.1%	1,539	58.1	90,753	2,774
	8月	1,021	11.0	1.1%	1,549	59.2	91,217	2,819
	9月	1,023	11.3	1.1%	1,556	60.4	91,785	2,875
	10月	1,028	11.5	1.1%	1,566	61.7	92,298	2,919
	11月	1,038	11.7	1.1%	1,582	63.1	93,014	2,973
	12月	1,027	11.7	1.1%	1,567	62.8	92,661	2,967
令和5年	1月	1,032	12.1	1.2%	1,579	65.1	93,173	3,025
	2月	1,037	12.5	1.2%	1,591	67.4	93,647	3,104
	3月	1,040	12.8	1.2%	1,599	68.9	94,104	3,143
	4月	1,044	13.0	1.2%	1,605	70.4	94,142	3,185
	5月	1,057	13.5	1.3%	1,629	73.2	94,908	3,270
	6月	1,055	13.6	1.3%	1,629	73.7	94,948	3,281
	7月	1,053	13.7	1.3%	1,628	73.9	94,994	3,287
	8月	1,056	13.9	1.3%	1,635	75.0	95,271	3,338
	9月	1,063	14.2	1.3%	1,650	76.8	95,893	3,361
	10月	1,069	14.5	1.4%	1,661	78.3	96,473	3,420
	11月	1,071	14.5	1.4%	1,666	78.6	96,919	3,426
	12月	1,063	14.2	1.3%	1,654	76.8	96,530	3,388
令和6年	1月	1,066	14.4	1.4%	1,661	77.7	96,972	3,446
	2月	1,068	14.6	1.4%	1,667	78.6	97,395	3,490
	3月	1,068	14.6	1.4%	1,667	78.8	97,802	3,498

（注1）各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。
（注2）登録人数は、名寄せベース。
（注3）登録人数及び登録件数は、小数点以下を切り捨てとしている。

出典：株式会社日本信用情報機構

株式会社シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

		登録人数（万人）	5件以上の借入利用者（万人）	全体人数に対する割合	登録件数（万件）	5件以上の借入利用者（万件）	登録残高合計額（億円）	5件以上の借入利用者（億円）
平成29年	1月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,336	2,813
	2月	1,144	13	1.1%	1,687	71	80,583	2,817
	3月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,855	2,818
	4月	1,148	13	1.1%	1,691	71	81,150	2,829
	5月	1,150	13	1.1%	1,694	71	81,410	2,840
	6月	1,154	13	1.1%	1,700	71	81,890	2,845
	7月	1,146	13	1.1%	1,685	69	81,779	2,788
	8月	1,145	12	1.0%	1,684	69	81,907	2,785
	9月	1,149	13	1.1%	1,691	69	82,485	2,827
	10月	1,151	13	1.1%	1,695	69	83,011	2,844
	11月	1,154	13	1.1%	1,701	70	83,584	2,891
	12月	1,150	12	1.0%	1,688	67	83,762	2,805
平成30年	1月	1,140	12	1.1%	1,673	66	83,574	2,786
	2月	1,142	12	1.1%	1,678	66	83,959	2,834
	3月	1,144	12	1.0%	1,682	67	84,674	2,873
	4月	1,148	12	1.0%	1,685	66	85,372	2,891
	5月	1,153	12	1.0%	1,694	66	85,860	2,923
	6月	1,156	12	1.0%	1,700	66	86,484	2,947
	7月	1,149	12	1.0%	1,688	65	86,631	2,935
	8月	1,149	12	1.0%	1,690	66	87,117	2,963
	9月	1,154	12	1.0%	1,698	66	87,967	3,004
	10月	1,158	12	1.0%	1,707	67	88,711	3,047
	11月	1,162	12	1.0%	1,715	68	89,523	3,100
	12月	1,159	12	1.0%	1,710	67	89,899	3,083
令和元年	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763	3,083
	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280	3,129
	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141	3,197
	4月	1,154	12	1.0%	1,707	68	91,816	3,265
	5月	1,160	13	1.1%	1,719	69	92,397	3,330
	6月	1,165	13	1.1%	1,728	70	93,096	3,353
	7月	1,153	12	1.0%	1,707	68	92,846	3,284
	8月	1,151	12	1.0%	1,705	68	93,223	3,287
	9月	1,154	12	1.0%	1,711	68	94,104	3,316
	10月	1,157	13	1.1%	1,715	68	94,780	3,323
	11月	1,161	13	1.1%	1,724	69	95,615	3,377
	12月	1,157	13	1.1%	1,718	69	96,036	3,367
令和2年	1月	1,149	12	1.0%	1,706	68	96,010	3,342
	2月	1,150	13	1.1%	1,710	69	96,800	3,403
	3月	1,149	13	1.1%	1,712	70	97,765	3,461
	4月	1,142	13	1.1%	1,704	70	98,532	3,496
	5月	1,131	13	1.1%	1,687	69	98,233	3,467
	6月	1,123	12	1.1%	1,672	67	98,117	3,435
	7月	1,107	12	1.1%	1,642	64	97,522	3,350
	8月	1,088	11	1.0%	1,610	61	96,803	3,228
	9月	1,086	11	1.0%	1,607	61	97,248	3,234
	10月	1,087	11	1.0%	1,608	61	97,448	3,248
	11月	1,088	11	1.0%	1,612	63	98,136	3,312
	12月	1,084	11	1.0%	1,605	62	98,210	3,272
令和3年	1月	1,073	11	1.0%	1,588	61	97,865	3,232
	2月	1,066	11	1.0%	1,581	61	98,068	3,247
	3月	1,065	11	1.0%	1,581	62	98,252	3,285
	4月	1,066	11	1.0%	1,582	62	98,687	3,296
	5月	1,067	11	1.0%	1,584	62	98,970	3,297
	6月	1,063	12	1.1%	1,582	63	99,119	3,303
	7月	1,057	11	1.0%	1,571	62	99,166	3,277
	8月	1,055	11	1.0%	1,569	62	99,419	3,286
	9月	1,054	12	1.1%	1,571	63	99,910	3,301
	10月	1,057	12	1.1%	1,576	64	100,523	3,325
	11月	1,059	12	1.1%	1,581	65	100,233	3,357
	12月	1,058	12	1.1%	1,580	65	100,508	3,349
令和4年	1月	1,049	12	1.1%	1,565	64	100,021	3,310
	2月	1,048	12	1.1%	1,566	65	99,963	3,312
	3月	1,047	12	1.1%	1,567	66	100,252	3,346
	4月	1,050	12	1.1%	1,572	67	100,757	3,398
	5月	1,051	12	1.1%	1,575	67	101,085	3,407
	6月	1,056	13	1.2%	1,586	69	101,647	3,450
	7月	1,051	13	1.2%	1,578	68	101,730	3,427
	8月	1,050	13	1.2%	1,578	69	102,056	3,444
	9月	1,054	13	1.2%	1,587	70	102,767	3,503
	10月	1,060	13	1.2%	1,599	71	103,609	3,556
	11月	1,066	13	1.2%	1,612	73	104,333	3,605
	12月	1,067	13	1.2%	1,614	73	104,341	3,616
令和5年	1月	1,061	14	1.3%	1,608	74	104,427	3,642
	2月	1,066	14	1.3%	1,621	77	105,167	3,721
	3月	1,071	14	1.3%	1,634	79	105,403	3,797
	4月	1,078	15	1.4%	1,647	81	106,194	3,852
	5月	1,084	15	1.4%	1,660	83	106,724	3,917
	6月	1,091	16	1.5%	1,675	85	107,496	3,993
	7月	1,088	16	1.5%	1,671	85	107,736	3,968
	8月	1,089	16	1.5%	1,677	86	108,286	4,014
	9月	1,095	16	1.5%	1,690	88	108,012	4,080
	10月	1,100	17	1.5%	1,703	90	108,826	4,111
	11月	1,102	17	1.5%	1,710	92	109,715	4,176
	12月	1,103	17	1.5%	1,712	91	110,298	4,171
令和6年	1月	1,096	17	1.6%	1,702	90	110,410	4,144
	2月	1,099	17	1.5%	1,710	91	111,236	4,181
	3月	1,104	17	1.5%	1,722	93	111,177	4,220

（注1）各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。
（注2）小数点第1位を四捨五入している。

出典：株式会社シー・アイ・シー

2. 金融機関の貸出の状況

預金取扱機関・公的金融機関の貸出残高の推移 （単位：億円）

	預金取扱機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
平成30年度	1,672,500	186,618	5,788,692	7,647,810	225,569	1,933,349	2,158,918	9,806,728
令和元年度	1,714,783	185,946	6,083,824	7,984,553	227,910	1,904,758	2,132,668	10,117,221
令和2年度	1,769,449	177,299	6,257,348	8,204,096	229,665	2,202,695	2,432,360	10,636,456
令和3年度	1,827,113	175,415	6,430,197	8,432,725	228,013	2,219,737	2,447,750	10,880,475
令和4年度	1,878,273	178,840	6,722,298	8,779,411	224,312	2,240,605	2,464,917	11,244,328
令和5年度	1,938,662	187,314	6,997,018	9,122,994	218,018	2,198,226	2,416,244	11,539,238

（注）資金循環統計は、原則として年に1回、新たに入手した基礎資料や制度変更等の反映及び推計方法の見直しに伴う遡及改定を実施している。

出典：日本銀行

3. 一般社団法人生命保険協会会員会社の貸付状況

（単位：百万円）

		保険約款貸付			一般貸付							合計	
			契約者貸付	保険料振替貸付		企業貸付	国・国際機関・政府関係機関貸付	公共団体・公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他		うち非居者貸付
令和元年3月末（全41社合計）	金額	2,865,247	2,610,520	254,711	29,013,333	24,182,090	1,072,292	2,005,102	1,102,110	542,511	109,208	31,878,593	3,568,333
	構成比	9.0%	8.2%	0.8%	91.0%	75.9%	3.4%	6.3%	3.5%	1.7%	0.3%	100.0%	11.2%
令和2年3月末（全42社合計）	金額	2,861,471	2,616,348	245,109	27,337,151	23,308,611	281,726	1,999,017	1,096,757	543,594	107,425	30,198,633	3,802,837
	構成比	9.5%	8.7%	0.8%	90.5%	77.2%	0.9%	6.6%	3.6%	1.8%	0.4%	100.0%	12.6%
令和3年3月末（全42社合計）	金額	2,687,848	2,457,834	229,996	26,898,409	23,111,069	65,409	1,955,875	1,083,851	557,390	124,799	29,586,270	4,303,005
	構成比	9.1%	8.3%	0.8%	90.9%	78.1%	0.2%	6.6%	3.7%	1.9%	0.4%	100.0%	14.5%
令和4年3月末（全42社合計）	金額	2,551,978	2,329,336	222,628	26,613,422	22,622,556	290,739	1,924,954	1,080,792	575,532	118,831	29,165,412	4,788,623
	構成比	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.6%	1.0%	6.6%	3.7%	2.0%	0.4%	100.0%	16.4%
令和5年3月末（全42社合計）	金額	2,529,157	2,311,516	217,629	26,404,276	22,486,089	227,307	1,879,615	1,107,473	582,509	121,261	28,933,445	5,080,062
	構成比	8.7%	8.0%	0.8%	91.3%	77.7%	0.8%	6.5%	3.8%	2.0%	0.4%	100.0%	17.6%
令和6年3月末（全42社合計）	金額	2,563,250	2,345,342	217,892	26,858,323	23,008,862	137,948	1,873,108	1,122,550	609,579	106,258	29,421,583	5,770,280
	構成比	8.7%	8.0%	0.7%	91.3%	78.2%	0.5%	6.4%	3.8%	2.1%	0.4%	100.0%	19.6%

出典：一般社団法人生命保険協会

4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

（単位：億円）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		前年度比
	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	R5/R4
大企業（資本金1億円超の法人）	17,345	34.6%	19,719	37.0%	17,035	37.1%	14,963	35.5%	16,000	37.1%	16,181	34.9%	101.1%
上場企業等	8,224	16.4%	8,934	16.8%	7,483	16.3%	6,148	14.6%	6,695	15.5%	7,115	15.4%	106.3%
中小企業（資本金1億円以下の法人、個人事業者）	26,637	53.1%	26,996	50.6%	23,294	50.7%	21,287	50.5%	22,296	51.7%	24,945	53.9%	111.9%
官公庁・その他	6,148	12.3%	6,616	12.4%	5,581	12.2%	5,936	14.1%	4,810	11.2%	5,173	11.2%	107.5%
合計	50,129	100.0%	53,331	100.0%	45,910	100.0%	42,186	100.0%	43,106	100.0%	46,299	100.0%	107.4%

出典：公益社団法人リース事業協会

業種別リース取扱高の推移

（単位：億円）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		前年度比
	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	リース取扱高	構成比	R5/R4
農業・林業・漁業・鉱業	608	1.2％	566	1.1％	512	1.1％	495	1.2%	547	1.3%	610	1.3%	111.6%
建設業	2,937	5.9％	3,373	6.3％	3,126	6.8％	2,982	7.1%	3,051	7.1%	3,299	7.1%	108.1%
製造業	9,299	18.6％	9,902	18.6％	7,744	16.9％	7,026	16.7%	7,582	17.6%	8,274	17.9%	109.1%
食品等製造業	1,329	2.7％	1,412	2.6％	1,047	2.3％	1,128	2.7%	1,173	2.7%	1,200	2.6%	102.3%
繊維・木材・パルプ等製造業	719	1.4％	718	1.3％	560	1.2％	506	1.2%	589	1.4%	692	1.5%	117.5%
化学・石油・プラスチック製品等製造業	827	1.7％	885	1.7％	820	1.8％	728	1.7%	807	1.9%	848	1.8%	105.0%
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,447	2.9％	1,405	2.6％	1,216	2.6％	979	2.3%	1,051	2.4%	1,165	2.5%	110.8%
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	3,804	7.6％	4,203	7.9％	3,083	6.7％	2,734	6.5%	2,960	6.9%	3,287	7.1%	111.0%
その他の製造業	1,174	2.3％	1,278	2.4％	1,018	2.2％	951	2.3%	1,002	2.3%	1,082	2.3%	108.0%
非製造業	31,502	62.8％	33,789	63.4％	28,975	63.1％	26,304	62.4%	26,859	62.3%	29,128	62.9%	108.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	853	1.7％	740	1.4％	787	1.7％	411	1.0%	336	0.8%	531	1.1%	158.2%
情報通信業	2,617	5.2％	3,206	6.0％	3,552	7.7％	3,145	7.5%	2,555	5.9%	2,303	5.0%	90.1%
運輸業・郵便業	3,170	6.3％	3,431	6.4％	2,804	6.1％	2,620	6.2%	2,524	5.9%	3,230	7.0%	128.0%
卸売業・小売業	8,615	17.2％	8,438	15.8％	6,925	15.1％	6,501	15.4%	6,710	15.6%	7,106	15.3%	105.9%
金融業・保険業	1,381	2.8％	1,605	3.0％	1,330	2.9％	1,416	3.4%	1,693	3.9%	2,018	4.4%	119.2%
不動産業・物品賃貸業	2,705	5.4％	3,081	5.8％	2,554	5.6％	2,210	5.2%	2,143	5.0%	2,495	5.4%	116.4%
宿泊業・飲食サービス業	1,147	2.3％	1,364	2.6％	884	1.9％	764	1.8%	950	2.2%	1,013	2.2%	106.6%
医療・福祉	3,432	6.8％	3,602	6.8％	3,006	6.5％	2,855	6.8%	3,391	7.9%	3,733	8.1%	110.1%
その他サービス	7,582	15.1％	8,323	15.6％	7,133	15.5％	6,382	15.1%	6,556	15.2%	6,699	14.5%	102.2%
公務・その他	5,783	11.5％	5,701	10.7％	5,552	12.1％	5,379	12.7%	5,067	11.8%	4,988	10.8%	98.4%
合計	50,129	100.0％	53,331	100.0％	45,910	100.0％	42,186	100.0%	43,106	100.0%	46,299	100.0%	107.4%

出典：公益社団法人リース事業協会

5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター（PIO-NET）に寄せられた多重債務に関する相談件数 （単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	20,777	20,381	21,288	2,356（前年同期：2,100）

（注）相談件数は令和5年5月31日現在（消費生活センター等からの経由相談は含まれていません）。

出典：独立行政法人国民生活センター

日本司法支援センター（法テラス）における代理援助件数の推移

【民事法律扶助】代理援助の事件別内訳 （単位：件）

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成29年度	35,137	60,582	19,051	114,770	52.8%
平成30年度	35,940	61,686	18,204	115,830	53.3%
令和元年度	35,223	59,781	17,233	112,237	53.3%
令和2年度	33,860	54,819	16,951	105,630	51.9%
令和3年度	32,753	54,852	15,873	103,478	53.0%
令和4年度	30,268	56,864	14,462	101,594	56.0%

出典：日本司法支援センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

カウンセリングの実施状況 （単位：件）

	電話相談件数	他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		カウンセリング（面接相談）			
								新規カウンセリング件数	介入	弁護士会等紹介	助言で完結等
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	件数	件数	件数
平成30年度	6,042	2,368	39.2%	1,969	32.6%	1,705	28.2%	1,378	610	392	376
令和元年度	5,470	2,270	41.5%	1,719	31.4%	1,481	27.1%	1,151	479	322	350
令和2年度	4,029	1,774	44.0%	1,462	36.3%	793	19.7%	632	261	163	208
令和3年度	4,081	1,659	40.7%	1,321	32.4%	1,101	27.0%	912	385	255	272
令和4年度	4,077	1,703	41.8%	1,271	31.2%	1,103	27.1%	795	350	200	245
令和5年度	4,617	1,927	41.7%	1,495	32.4%	1,195	25.9%	872	361	226	285

（注1）「電話相談件数」は、「多重債務ほっとライン」で受け付けた件数。
（注2）「他機関案内」は、弁護士会など他機関へ案内した件数。
（注3）「電話回答・助言」は、電話相談段階での回答・助言のみで解決した件数。
（注4）「カウンセリング受付」は、カウンセリングの予約を受け付けた件数。
（注5）「新規カウンセリング件数」は、電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数。なお、カウンセリングの予約を受け付けた件数と新規カウンセリングの件数の差は、申込みのキャンセルと、受付と実施年度のずれによるもの。
（注6）「介入」は、協会が介入して任意整理等の手続に入った件数。
（注7）「弁護士会等紹介」は、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介した件数。
（注8）「割合」は、電話相談件数に占める割合を示す。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

各拠点別カウンセリングの実施状況

（単位：件）

			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
東京	電話相談件数		1,687	－	1,252	－	1,267	－	1,204	－	1,396	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	447	100.0%	262	100.0%	376	100.0%	279	100.0%	338	100.0%
		介入	186	41.6%	128	48.9%	172	45.7%	164	58.8%	168	49.7%
		弁護士会等紹介	148	33.1%	66	25.2%	103	27.4%	56	20.1%	64	18.9%
		助言で完結等	113	25.3%	68	26.0%	101	26.9%	59	21.1%	106	31.4%
大阪	電話相談件数		845	－	662	－	642	－	629	－	802	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	197	100.0%	122	100.0%	138	100.0%	150	100.0%	150	100.0%
		介入	48	24.4%	20	16.4%	36	26.1%	31	20.7%	29	19.3%
		弁護士会等紹介	40	20.3%	39	32.0%	56	40.6%	67	44.7%	73	48.7%
		助言で完結等	109	55.3%	63	51.6%	46	33.3%	52	34.7%	48	32.0%
福岡	電話相談件数		360	－	301	－	316	－	291	－	331	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	50	100.0%	39	100.0%	59	100.0%	45	100.0%	54	100.0%
		介入	18	36.0%	12	30.8%	13	22.0%	6	13.3%	11	20.4%
		弁護士会等紹介	9	18.0%	10	25.6%	13	22.0%	7	15.6%	7	13.0%
		助言で完結等	23	46.0%	17	43.6%	33	55.9%	32	71.1%	36	66.7%
名古屋	電話相談件数		351	－	283	－	269	－	306	－	342	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	87	100.0%	42	100.0%	71	100.0%	59	100.0%	78	100.0%
		介入	55	63.2%	30	71.4%	43	60.6%	37	62.7%	39	50.0%
		弁護士会等紹介	16	18.4%	10	23.8%	14	19.7%	8	13.6%	14	17.9%
		助言で完結等	16	18.4%	2	4.8%	14	19.7%	14	23.7%	25	32.1%
仙台	電話相談件数		194	－	170	－	204	－	207	－	245	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	81	100.0%	29	100.0%	64	100.0%	61	100.0%	71	100.0%
		介入	33	40.7%	16	55.2%	24	37.5%	27	44.3%	34	47.9%
		弁護士会等紹介	27	33.3%	4	13.8%	20	31.3%	18	29.5%	24	33.8%
		助言で完結等	21	25.9%	9	31.0%	20	31.3%	16	26.2%	13	18.3%
広島	電話相談件数		264	－	198	－	221	－	231	－	230	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	43	100.0%	32	100.0%	58	100.0%	45	100.0%	49	100.0%
		介入	16	37.2%	6	18.8%	23	39.7%	9	20.0%	7	14.3%
		弁護士会等紹介	13	30.2%	15	46.9%	12	20.7%	6	13.3%	18	36.7%
		助言で完結等	14	32.6%	11	34.4%	23	39.7%	30	66.7%	24	49.0%
新潟	電話相談件数		107	－	41	－	44	－	27	－	25	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	32	100.0%	0	－	0	－	0	－	0	－
		介入	12	37.5%	0	－	0	－	0	－	0	－
		弁護士会等紹介	9	28.1%	0	－	0	－	0	－	0	－
		助言で完結等	11	34.4%	0	－	0	－	0	－	0	－
静岡	電話相談件数		168	－	106	－	133	－	134	－	119	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	34	100.0%	16	100.0%	37	100.0%	30	100.0%	24	100.0%
		介入	22	64.7%	8	50.0%	15	40.5%	11	36.7%	14	58.3%
		弁護士会等紹介	9	26.5%	2	12.5%	12	32.4%	8	26.7%	6	25.0%
		助言で完結等	3	8.8%	6	37.5%	10	27.0%	11	36.7%	4	16.7%
熊本	電話相談件数		87	－	57	－	50	－	51	－	68	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	5	100.0%	6	100.0%	3	100.0%	5	100.0%	2	100.0%
		介入	1	20.0%	2	33.3%	1	33.3%	1	20.0%	0	0.0%
		弁護士会等紹介	1	20.0%	2	33.3%	1	33.3%	2	40.0%	2	100.0%
		助言で完結等	3	60.0%	2	33.3%	1	33.3%	2	40.0%	0	0.0%
福島・他	電話相談件数		1,407	－	959	－	935	－	997	－	1,059	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	372	100.0%	84	100.0%	106	100.0%	121	100.0%	106	100.0%
		介入	136	36.6%	39	28.6%	58	54.7%	64	52.9%	59	55.7%
		弁護士会等紹介	90	24.2%	15	26.2%	24	22.6%	28	23.1%	18	17.0%
		助言で完結等	146	39.2%	30	45.1%	24	22.6%	29	24.0%	29	27.4%
全体	電話相談件数		5,470	－	4,029	－	4,081	－	4,077	－	4,617	－
	カウンセリング	新規カウンセリング件数	1,151	100.0%	632	100.0%	912	100.0%	795	100.0%	872	100.0%
		介入	479	41.6%	261	41.3%	385	42.2%	350	44.0%	361	41.4%
		弁護士会等紹介	322	28.0%	163	25.8%	255	28.0%	200	25.2%	226	25.9%
		助言で完結等	350	30.4%	208	32.9%	272	29.8%	245	30.8%	285	32.7%

（注1）「福島･他」には、福島及び高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野を含む。
（注2）新潟、福島、岐阜、三重については、令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。また、長野は令和5年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。
（注3）「電話相談件数」は、「多重債務ほっとライン」で受け付けた件数。
（注4）「新規カウンセリング件数」は、電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数。なお、カウンセリングの予約を受け付けた件数と新規カウンセリングの件数の差は、申込みのキャンセルと、受付と実施年度のずれによるもの。
（注5）「介入」は、協会が介入して任意整理等の手続に入った件数。
（注6）「弁護士会等紹介」は、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介した件数。
（注7）「割合」は、新規カウンセリング件数に占める割合を示す。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

7. 自己破産の状況

破産新受事件数 （単位：件）

	自然人の自己破産	法人・その他の自己破産	合計
平成28年	64,639	6,759	71,398
平成29年	68,792	6,848	75,640
平成30年	73,099	6,583	79,682
令和元年	73,095	6,743	79,838
令和2年	71,679	6,085	77,764
令和3年	68,240	4,871	73,111
令和4年	64,833	5,474	70,307

出典：最高裁判所

8. 自殺者数の状況

男女別の自殺者数 （単位：人）

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性	14,826	69.5%	14,290	68.6%	14,078	69.8%	14,055	66.7%	13,939	66.4%	14,746	67.4%	14,862	68.1%
女性	6,495	30.5%	6,550	31.4%	6,091	30.2%	7,026	33.3%	7,068	33.6%	7,135	32.6%	6,975	31.9%
合計	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%

出典：警察庁

年齢階級別の自殺者数 （単位：人）

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
～19歳	567	2.7%	599	2.9%	659	3.3%	777	3.7%	750	3.6%	798	3.6%	810	3.7%
20～29歳	2,213	10.4%	2,152	10.3%	2,117	10.5%	2,521	12.0%	2,611	12.4%	2,483	11.3%	2,521	11.5%
30～39歳	2,703	12.7%	2,597	12.5%	2,526	12.5%	2,610	12.4%	2,554	12.2%	2,545	11.6%	2,587	11.8%
40～49歳	3,668	17.2%	3,498	16.8%	3,426	17.0%	3,568	16.9%	3,575	17.0%	3,665	16.7%	3,625	16.6%
50～59歳	3,593	16.9%	3,575	17.2%	3,435	17.0%	3,425	16.2%	3,618	17.2%	4,093	18.7%	4,194	19.2%
60歳～	8,521	40.0%	8,367	40.1%	7,953	39.4%	8,126	38.5%	7,860	37.4%	8,249	37.7%	8,069	37.0%
不詳	56	0.3%	52	0.2%	53	0.3%	54	0.3%	39	0.2%	48	0.2%	31	0.1%
合計	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%

出典：警察庁

原因・動機別の自殺者数 （単位：人）

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
遺書有り	15,930	74.7%	15,551	74.6%	14,922	74.0%	15,127	71.8%	15,093	71.8%	19,164	87.6%	19,449	89.1%
家庭問題	3,179	－	3,147	－	3,039	－	3,128	－	3,200	－	4,775	－	4,708	－
健康問題	10,778	－	10,423	－	9,861	－	10,195	－	9,860	－	12,774	－	12,403	－
経済・生活問題	3,464	－	3,432	－	3,395	－	3,216	－	3,376	－	4,697	－	5,181	－
勤務問題	1,991	－	2,018	－	1,949	－	1,918	－	1,935	－	2,968	－	2,875	－
交際問題	768	－	715	－	726	－	799	－	797	－	828	－	877	－
学校問題	329	－	354	－	355	－	405	－	370	－	579	－	524	－
その他	1,172	－	1,081	－	1,056	－	1,221	－	1,302	－	1,734	－	1,776	－
遺書無し	5,391	25.3%	5,289	25.4%	5,247	26.0%	5,954	28.2%	5,914	28.2%	2,717	12.4%	2,388	10.9%
自殺者総数	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%

（注1）自殺者の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
（注2）令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

出典：警察庁

9. ヤミ金融事犯の検挙状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙事件数（件）	743	718	639	592	502	627	671
無登録・高金利事犯	135	130	118	106	85	60	56
ヤミ金融関連事犯	608	588	521	486	417	567	615
検挙人員（人）	881	814	724	701	598	708	732
無登録・高金利事犯	236	207	191	197	167	128	101
ヤミ金融関連事犯	645	607	533	504	431	580	631
検挙法人数（社）	9	3	2	5	8	3	4
無登録・高金利事犯	7	2	1	5	8	1	4
ヤミ金融関連事犯	2	1	1	0	0	2	0
被害人員（人）	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689	35,298	48,631
無登録・高金利事犯	12,793	14,233	10,343	17,279	117,566	35,139	48,530
ヤミ金融関連事犯	251	236	186	138	123	159	101
被害額（千円）	9,138,520	3,591,600	6,714,640	4,343,270	9,403,400	5,547,240	23,377,770
無登録・高金利事犯	9,138,360	3,519,720	6,710,680	4,341,690	9,402,900	5,543,010	23,303,040
ヤミ金融関連事犯	160	71,880	3,960	1,580	500	4,220	74,730

（注）被害額は1万円未満切り捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

出典：警察庁

10. 生活保護の被保護者の状況

被保護世帯数及び被保護実人員

	平成29年3月	平成30年3月	令和元年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
被保護世帯数	1,641,532	1,639,768	1,636,334	1,635,201	1,641,536	1,642,821	1,647,341	1,650,379
被保護実人員	2,145,415	2,116,807	2,090,578	2,066,660	2,053,268	2,036,045	2,027,865	2,018,671

（注）保護停止中を含む。

出典：厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数） （単位：万人）

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・従業員	3,434	62.7%	3,492	62.1%	3,515	61.7%	3,556	62.8%	3,587	63.3%	3,588	63.1%	3,606	62.9%
非正規の職員・従業員	2,040	37.3%	2,126	37.9%	2,173	38.3%	2,100	37.2%	2,075	36.7%	2,101	36.9%	2,124	37.1%
合計	5,474	100.0%	5,617	100.0%	5,688	100.0%	5,655	100.0%	5,662	100.0%	5,689	100.0%	5,730	100.0%

（注）令和4年1～3月期平均から、算出の基礎となるベンチマーク人口を、平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた※。これに伴い、平成27年から令和3年までの数値については、比率を除き、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。
※この切替えによる変動（ギャップ）は、全国の15歳以上人口（令和2年10～12月期平均結果）で＋38万人（新基準－旧基準）となっている。【参考】https://www.stat.go.jp/data/roudou/220201/index.html

出典：総務省　統計局

男女別の正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）　（単位：万人）

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男性	正規の職員・従業員	2,316	78.1%	2,349	77.8%	2,347	77.2%	2,353	77.8%	2,353	78.2%	2,339	77.8%	2,338	77.4%
	非正規の職員・従業員	647	21.9%	669	22.2%	691	22.8%	665	22.2%	653	21.8%	669	22.2%	683	22.6%
	合計	2,964	100.0%	3,018	100.0%	3,038	100.0%	3,018	100.0%	3,007	100.0%	3,008	100.0%	3,021	100.0%
女性	正規の職員・従業員	1,118	44.5%	1,144	43.9%	1,169	44.0%	1,204	45.6%	1,233	46.4%	1,249	46.6%	1,267	46.8%
	非正規の職員・従業員	1,393	55.5%	1,457	56.1%	1,482	56.0%	1,435	54.4%	1,422	53.6%	1,432	53.4%	1,441	53.2%
	合計	2,510	100.0%	2,599	100.0%	2,650	100.0%	2,637	100.0%	2,655	100.0%	2,681	100.0%	2,708	100.0%
合計	正規の職員・従業員	3,434	62.7%	3,492	62.1%	3,515	61.7%	3,556	62.8%	3,587	63.3%	3,588	63.1%	3,606	62.9%
	非正規の職員・従業員	2,040	37.3%	2,126	37.9%	2,173	38.3%	2,100	37.2%	2,075	36.7%	2,101	36.9%	2,124	37.1%
	合計	5,474	100.0%	5,617	100.0%	5,688	100.0%	5,655	100.0%	5,662	100.0%	5,689	100.0%	5,730	100.0%

（注）令和4年1～3月期平均から、算出の基礎となるベンチマーク人口を、平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた※。これに伴い、平成27年から令和3年までの数値については、比率を除き、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。
※この切替えによる変動（ギャップ）は、全国の15歳以上人口（令和2年10～12月期平均結果）で＋38万人（新基準－旧基準）となっている。【参考】https://www.stat.go.jp/data/roudou/220201/index.html

出典：総務省　統計局

年齢階級別の正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）　（単位：万人）

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
正規の職員・従業員	15～24歳	262	7.6%	269	7.7%	273	7.8%	274	7.7%	274	7.6%	263	7.3%	267	7.4%
	25～34歳	788	22.9%	799	22.9%	798	22.7%	806	22.7%	817	22.8%	816	22.7%	815	22.6%
	35～44歳	933	27.2%	921	26.4%	899	25.6%	883	24.8%	871	24.3%	853	23.8%	842	23.4%
	45～54歳	868	25.3%	904	25.9%	930	26.5%	952	26.8%	970	27.0%	985	27.5%	984	27.3%
	55～64歳	474	13.8%	488	14.0%	501	14.3%	522	14.7%	531	14.8%	546	15.2%	571	15.8%
	65歳以上	109	3.2%	111	3.2%	114	3.2%	120	3.4%	124	3.5%	125	3.5%	126	3.5%
	合計	3,434	100.0%	3,492	100.0%	3,515	100.0%	3,556	100.0%	3,587	100.0%	3,588	100.0%	3,605	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	240	11.8%	272	12.8%	285	13.1%	267	12.7%	262	12.6%	267	12.7%	277	13.0%
	25～34歳	276	13.5%	267	12.6%	264	12.1%	248	11.8%	237	11.4%	233	11.1%	237	11.2%
	35～44歳	373	18.3%	374	17.6%	361	16.6%	336	16.0%	323	15.6%	322	15.3%	312	14.7%
	45～54歳	414	20.3%	427	20.1%	439	20.2%	433	20.6%	435	21.0%	437	20.8%	430	20.2%
	55～64歳	422	20.7%	430	20.2%	437	20.1%	428	20.4%	425	20.5%	439	20.9%	451	21.2%
	65歳以上	316	15.5%	358	16.8%	388	17.9%	389	18.5%	393	18.9%	405	19.3%	417	19.6%
	合計	2,040	100.0%	2,126	100.0%	2,173	100.0%	2,100	100.0%	2,075	100.0%	2,101	100.0%	2,124	100.0%
合計	15～24歳	502	9.2%	541	9.6%	557	9.8%	542	9.6%	536	9.5%	530	9.3%	544	9.5%
	25～34歳	1,064	19.4%	1,065	19.0%	1,062	18.7%	1,054	18.6%	1,055	18.6%	1,049	18.4%	1,052	18.4%
	35～44歳	1,306	23.9%	1,293	23.0%	1,259	22.1%	1,217	21.5%	1,194	21.1%	1,175	20.7%	1,154	20.1%
	45～54歳	1,282	23.4%	1,331	23.7%	1,370	24.1%	1,384	24.5%	1,405	24.8%	1,421	25.0%	1,414	24.7%
	55～64歳	896	16.4%	918	16.3%	938	16.5%	950	16.8%	955	16.9%	985	17.3%	1,023	17.9%
	65歳以上	425	7.8%	469	8.3%	502	8.8%	509	9.0%	517	9.1%	529	9.3%	543	9.5%
	合計	5,474	100.0%	5,617	100.0%	5,688	100.0%	5,655	100.0%	5,662	100.0%	5,689	100.0%	5,730	100.0%

（注）令和4年1～3月期平均から、算出の基礎となるベンチマーク人口を、平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた※。これに伴い、平成27年から令和3年までの数値については、比率を除き、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。
※この切替えによる変動（ギャップ）は、全国の15歳以上人口（令和2年10～12月期平均結果）で＋38万人（新基準－旧基準）となっている。【参考】https://www.stat.go.jp/data/roudou/220201/index.html

出典：総務省　統計局

年齢階級別の平均給与　　（単位：万円）

	平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
19歳以下	162	114	137	160	111	135	146	115	129	152	113	133	137	114	124
20-24歳	284	249	267	278	248	264	277	242	260	287	249	269	291	253	273
25-29歳	404	326	370	403	328	369	393	319	362	404	328	371	420	349	389
30-34歳	470	315	410	470	321	410	458	309	400	472	322	413	485	338	425
35-39歳	528	314	448	529	313	445	518	311	437	533	321	449	549	333	462
40-44歳	581	319	476	582	318	476	571	317	470	584	324	480	602	335	491
45-49歳	635	313	502	629	324	499	621	321	498	630	328	504	643	346	521
50-54歳	682	322	529	679	320	525	656	319	514	664	328	520	684	340	537
55-59歳	686	298	520	686	301	518	668	311	518	687	316	529	702	329	546
60-64歳	537	242	416	522	254	411	521	257	415	537	262	423	569	267	441
65-69歳	410	211	326	406	211	324	421	208	332	423	216	338	428	227	342
70歳以上	382	206	306	343	205	282	357	191	285	369	210	300	367	211	298
全体平均	545	293	441	540	296	436	532	293	433	545	302	443	563	314	458
正社員（正職員）	563	389	507	566	392	508	556	388	502	577	394	516	584	407	523
正社員（正職員）以外	233	155	178	225	153	175	227	153	176	263	161	195	270	166	201

（注1）この調査は、各年12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る。）に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている。
（注2）「正社員（正職員）」とは、役員、青色専従者を除く就業規則等、雇用管理上において、正社員（正職員）として処遇している給与所得者をいう。「正社員（正職員）以外」とは、役員、青色専従者を除くパート・アルバイト等、「正社員（正職員）」として処遇していない給与所得者をいう。「給与」とは、各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。「平均給与」とは、給与支給総額を給与所得者数で除したものである。
（注3）小数点以下第1位を四捨五入している。

出典：国税庁「民間給与実態統計調査」

12. 企業の倒産状況

倒産件数と負債総額の推移

	件数（件）		負債総額（百万円）	
		前年度比		前年度比
平成22年度	11,496	-10.6%	4,557,376	-35.1%
平成23年度	11,435	-0.5%	3,916,518	-14.1%
平成24年度	10,710	-6.3%	2,929,117	-25.2%
平成25年度	10,102	-5.7%	2,747,393	-6.2%
平成26年度	9,044	-10.5%	1,887,031	-31.3%
平成27年度	8,408	-7.0%	1,906,386	1.0%
平成28年度	8,153	-3.0%	1,946,515	2.1%
平成29年度	8,285	1.6%	2,593,226	33.2%
平成30年度	8,057	-2.8%	1,554,809	-40.0%
令和元年度	8,480	5.3%	1,218,789	-21.6%
令和2年度	7,314	-13.8%	1,217,469	-0.1%
令和3年度	5,916	-19.1%	1,182,871	-2.8%
令和4年度	6,799	14.9%	2,338,591	97.7%

	件数（件）		負債総額（百万円）	
		前年度比		前年度比
令和5年度	8,881	30.6%	2,434,474	4.1%
4月	610	25.3%	208,807	189.9%
5月	694	34.2%	279,740	256.2%
6月	782	43.8%	123,208	-90.4%
7月	701	40.5%	180,470	99.7%
8月	742	50.5%	99,501	-6.0%
9月	679	16.5%	695,110	414.8%
10月	790	33.0%	305,584	279.0%
11月	773	35.6%	88,150	-31.5%
12月	806	36.1%	101,504	47.7%
1月	700	28.2%	84,229	65.9%
2月	734	27.9%	136,166	35.4%
3月	870	8.7%	132,005	-8.0%

出典：株式会社帝国データバンク

倒産主因別件数の推移

（単位：件）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		前年度比	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比（ポイント）
販売不振	6,230	77.3%	6,566	77.4%	5,615	76.8%	4,505	76.2%	5,148	75.7%	7,027	79.1%	36.5%	3.4%
輸出不振	5	0.1%	1	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	2	0.0%	0	0.0%	-100.0%	0.0%
売掛金回収難	51	0.6%	67	0.8%	36	0.5%	14	0.2%	30	0.4%	44	0.5%	46.7%	0.1%
不良債権の累積	16	0.2%	20	0.2%	14	0.2%	16	0.3%	9	0.1%	15	0.2%	66.7%	0.1%
業界不振	98	1.2%	69	0.8%	59	0.8%	35	0.6%	60	0.9%	69	0.8%	15.0%	-0.1%
不況型合計	6,400	79.4%	6,723	79.3%	5,726	78.3%	4,574	77.3%	5,249	77.1%	7,155	80.6%	36.3%	3.4%
放漫経営	156	1.9%	155	1.8%	151	2.1%	117	2.0%	138	2.0%	146	1.6%	5.8%	-0.4%
設備投資の失敗	44	0.5%	57	0.7%	43	0.6%	29	0.5%	35	0.5%	38	0.4%	8.6%	-0.1%
その他の経営計画の失敗	278	3.5%	297	3.5%	294	4.0%	262	4.4%	262	3.9%	312	3.5%	19.1%	-0.4%
経営者の病気、死亡	－	－	－	－	－	－	275	0	277	4.1%	285	3.2%	2.9%	-0.9%
その他	1,179	14.6%	1,248	14.7%	1,100	15.0%	659	11.1%	838	12.3%	945	10.6%	12.8%	-1.7%
合計	8,057	100.0%	8,480	100.0%	7,314	100.0%	5,916	100.0%	6,799	100.0%	8,881	100.0%	30.6%	－

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

負債額規模別の倒産件数（令和5年度）

（単位：件）

		令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	合計
5,000万円未満	件数	334	405	435	411	433	406	481	481	505	408	418	520	5,237
	構成比	54.8%	58.4%	55.6%	58.6%	58.4%	59.8%	60.9%	62.2%	62.7%	58.3%	56.9%	59.8%	59.0%
1億円未満	件数	114	100	125	105	113	99	107	108	106	108	125	121	1,331
	構成比	18.7%	14.4%	16.0%	15.0%	15.2%	14.6%	13.5%	14.0%	13.2%	15.4%	17.0%	13.9%	15.0%
5億円未満	件数	131	147	181	150	156	130	163	145	155	149	152	180	1,839
	構成比	21.5%	21.2%	23.1%	21.4%	21.0%	19.1%	20.6%	18.8%	19.2%	21.3%	20.7%	20.7%	20.7%
10億円未満	件数	18	20	23	17	21	19	15	19	21	26	26	30	255
	構成比	3.0%	2.9%	2.9%	2.4%	2.8%	2.8%	1.9%	2.5%	2.6%	3.7%	3.5%	3.4%	2.9%
50億円未満	件数	11	18	13	10	18	21	11	20	18	9	10	15	174
	構成比	1.8%	2.6%	1.7%	1.4%	2.4%	3.1%	1.4%	2.6%	2.2%	1.3%	1.4%	1.7%	2.0%
100億円未満	件数	0	1	5	4	1	3	7	0	1	0	1	3	26
	構成比	0.0%	0.1%	0.6%	0.6%	0.1%	0.4%	0.9%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%
100億円以上	件数	2	3	0	4	0	1	6	0	0	0	2	1	19
	構成比	0.3%	0.4%	0.0%	0.6%	0.0%	0.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%
合計	件数	610	694	782	701	742	679	790	773	806	700	734	870	8,881
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

資本金規模別の倒産件数（令和５年度）

（単位：件）

		令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	合計
個人事業主+1,000万円未満	件数	397	467	536	490	491	487	551	540	574	500	512	624	6,169
	構成比	65.1%	67.3%	68.5%	69.9%	66.2%	71.7%	69.7%	69.9%	71.2%	71.4%	69.8%	71.7%	69.5%
5,000万円未満	件数	191	193	221	193	235	171	211	211	209	175	207	225	2,442
	構成比	31.3%	27.8%	28.3%	27.5%	31.7%	25.2%	26.7%	27.3%	25.9%	25.0%	28.2%	25.9%	27.5%
1億円未満	件数	16	24	18	11	13	13	24	19	17	21	14	20	210
	構成比	2.6%	3.5%	2.3%	1.6%	1.8%	1.9%	3.0%	2.5%	2.1%	3.0%	1.9%	2.3%	2.4%
1億円以上	件数	6	10	7	7	3	8	4	3	6	4	1	1	60
	構成比	1.0%	1.4%	0.9%	1.0%	0.4%	1.2%	0.5%	0.4%	0.7%	0.6%	0.1%	0.1%	0.7%
合計	件数	610	694	782	701	742	679	790	773	806	700	734	870	8,881
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

業歴別の倒産件数（令和５年度）

（単位：件）

		令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	合計
3年未満	件数	27	31	39	28	25	24	25	34	32	38	24	32	359
	構成比	4.4%	4.5%	5.0%	4.0%	3.4%	3.5%	3.2%	4.4%	4.0%	5.4%	3.3%	3.7%	4.0%
5年未満	件数	52	44	46	55	47	49	59	55	64	54	44	62	631
	構成比	8.5%	6.3%	5.9%	7.8%	6.3%	7.2%	7.5%	7.1%	7.9%	7.7%	6.0%	7.1%	7.1%
10年未満	件数	93	139	138	139	130	124	157	167	159	125	151	190	1,712
	構成比	15.2%	20.0%	17.6%	19.8%	17.5%	18.3%	19.9%	21.6%	19.7%	17.9%	20.6%	21.8%	19.3%
15年未満	件数	75	81	93	80	108	94	80	88	87	94	88	106	1,074
	構成比	12.3%	11.7%	11.9%	11.4%	14.6%	13.8%	10.1%	11.4%	10.8%	13.4%	12.0%	12.2%	12.1%
20年未満	件数	65	67	91	77	95	78	89	85	95	68	67	98	975
	構成比	10.7%	9.7%	11.6%	11.0%	12.8%	11.5%	11.3%	11.0%	11.8%	9.7%	9.1%	11.3%	11.0%
30年未満	件数	92	97	130	101	109	90	132	108	113	105	109	108	1,294
	構成比	15.1%	14.0%	16.6%	14.4%	14.7%	13.3%	16.7%	14.0%	14.0%	15.0%	14.9%	12.4%	14.6%
30年以上	件数	206	235	245	221	228	220	248	236	256	216	251	274	2,836
	構成比	33.8%	33.9%	31.3%	31.5%	30.7%	32.4%	31.4%	30.5%	31.8%	30.9%	34.2%	31.5%	31.9%
合計	件数	610	694	782	701	742	679	790	773	806	700	734	870	8,881
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：株式会社帝国データバンク

13. 国内物価指数の状況

消費者物価指数の推移（令和２年基準）

	年度平均指数	前年度比
平成24年度	94.4	-0.3
平成25年度	95.2	0.9
平成26年度	98	2.9
平成27年度	98.2	0.2
平成28年度	98.2	-0.1
平成29年度	98.9	0.7
平成30年度	99.6	0.7
令和元年度	100.1	0.5
令和2年度	99.9	-0.2
令和3年度	100	0.1
令和4年度	103.2	3.2
令和5年度	106.3	3.0

	月次指数	前月比	前年同月比
令和5年4月	105.1	0.6	3.5
令和5年5月	105.1	0.1	3.2
令和5年6月	105.2	0.1	3.3
令和5年7月	105.7	0.5	3.3
令和5年8月	105.9	0.3	3.2
令和5年9月	106.2	0.3	3.0
令和5年10月	107.1	0.9	3.3
令和5年11月	106.9	-0.2	2.8
令和5年12月	106.8	-0.1	2.6
令和6年1月	106.9	0.1	2.2
令和6年2月	106.9	0	2.8
令和6年3月	107.2	0.3	2.7

出典：総務省統計局

国内企業物価指数総平均の推移（令和２年基準）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物価指数	96.4%	99.0%	101.2%	101.3%	99.9%	107.0%	117.2%	119.9%

（注）企業物価指数は、長期の時系列データを利用するユーザーの利便性を考慮して、基準を跨いで指数系列を接続する接続指数を作成している。令和２年基準接続指数は、令和２年基準の品目分類編成をベースに過去に遡及して接続する接続指数であり、基本分類指数及び参考指数の類別以上（ないしはそれに準ずる上位分類）、品目を対象として作成している。

出典：日本銀行

14. 完全失業者数と完全失業率の状況

完全失業者数と完全失業率の推移（原数値）

（単位：万人）

	平成23年3月		平成24年3月		平成25年3月		平成26年3月		平成27年3月		平成28年3月		平成29年3月	
	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率
男性	199	5.2％	190	5.0％	181	4.8％	150	4.0％	142	3.8％	132	3.5％	111	3.0％
女性	122	4.5％	117	4.3％	101	3.6％	98	3.5％	88	3.1％	84	3.0％	77	2.7％
合計	322	4.9％	307	4.7％	280	4.3％	246	3.8％	228	3.5％	216	3.3％	188	2.8％

	平成30年3月		令和元年3月末		令和2年3月		令和3年3月		令和4年3月		令和5年3月		令和6年3月	
	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率	人数	失業率
男性	103	2.7％	106	2.8％	107	2.8%	115	3.0％	107	2.8％	115	3.0％	103	2.7％
女性	69	2.3％	68	2.2％	69	2.3%	75	2.4％	73	2.4％	78	2.5％	82	2.6％
合計	174	2.5％	175	2.5％	177	2.6%	189	2.7％	180	2.6％	193	2.8％	185	2.7％

出典：総務省統計局

15. 手形交換高の状況

手形交換所における手形交換高の推移

	手形交換高			
	枚数（千枚）	前年度比	金額（百万円）	前年度比
平成24年度	76,419	-5.03%	365,383,061	-5.55%
平成25年度	72,861	-4.66%	364,293,267	-0.30%
平成26年度	67,722	-7.05%	321,418,449	-11.77%
平成27年度	62,941	-7.06%	304,534,336	-5.25%
平成28年度	58,338	-7.31%	435,562,521	43.03%
平成29年度	53,851	-7.69%	362,443,625	-16.79%
平成30年度	50,643	-5.96%	223,512,942	-38.33%
令和元年度	46,850	-7.49%	178,608,405	-20.09%
令和2年度	39,114	-16.51%	126,662,170	-29.08%
令和3年度	34,816	-10.99%	118,406,615	-6.52%
令和4年度	18,781	–	60,529,190	–

（注1）単位未満は「0」、該当計数なしは「–」としている。
（注2）手形交換所は、令和4年11月2日をもって手形交換所業務を終了したため、令和4年度における前年度比は「–」としている。

出典：一般社団法人全国銀行協会

電子交換所における手形交換高の推移

		手形交換高									
						小切手		手形		その他	
		枚数(千枚)	前年(同月)比	金額(百万円)	前年(同月)比	枚数(千枚)	金額(百万円)	枚数(千枚)	金額(百万円)	枚数(千枚)	金額(百万円)
令和4年度	令和4年11月中	2,653	–	7,933,498	–	1,024	3,586,835	1,111	2,294,350	518	2,052,312
	令和4年12月中	2,922	–	8,320,798	–	1,376	5,114,808	693	1,397,698	853	1,808,292
	令和5年1月中	3,027	–	8,030,464	–	1,007	3,755,932	1,535	3,251,240	485	1,023,291
	令和5年2月中	2,675	–	6,640,712	–	1,035	3,512,215	1,124	2,415,468	517	713,030
	令和5年3月中	2,931	–	10,307,111	–	1,181	4,706,208	1,123	2,429,091	626	3,171,813
	合計	14,208	–	41,232,583	–	5,623	20,675,998	5,586	11,787,847	2,999	8,768,738
令和5年度	令和5年4月中	2,266	–	6,205,427	–	1,043	3,579,981	665	1,394,837	558	1,230,609
	令和5年5月中	3,134	–	9,589,835	–	1,095	3,660,571	1,488	3,201,001	550	2,728,263
	令和5年6月中	2,752	–	9,124,807	–	1,038	4,351,630	1,003	2,149,297	711	2,623,881
	令和5年7月中	2,767	–	7,190,987	–	1,014	3,711,403	1,022	2,240,091	731	1,239,493
	令和5年8月中	2,565	–	6,958,673	–	1,000	3,411,873	1,016	2,241,195	549	1,305,605
	令和5年9月中	2,076	–	7,047,854	–	948	4,143,219	583	1,222,423	546	1,682,212
	令和5年10月中	2,838	–	8,049,502	–	983	3,944,540	1,297	2,726,312	558	1,378,650
	令和5年11月中	2,428	-8.5%	7,597,690	-4.2%	949	3,511,142	922	1,934,418	556	2,152,131
	令和5年12月中	2,408	-17.6%	6,679,753	-19.7%	1,053	4,125,240	556	1,148,949	799	1,405,564
	令和6年1月中	2,594	-14.3%	7,622,053	-5.1%	854	3,352,472	1,240	2,643,237	500	1,626,344
	令和6年2月中	2,287	-14.5%	6,275,168	-5.5%	859	3,432,767	901	1,969,261	527	873,141
	令和6年3月中	1,979	-32.5%	6,596,013	-36.0%	880	4,013,604	541	1,172,559	557	1,409,849
	合計	30,094	111.8%	88,937,762	115.7%	11,716	45,238,442	11,234	24,043,580	7,142	19,655,742

（注1）令和4年度は電子交換所開業後の令和4年11月～令和5年3月分。
（注2）令和5年11月中の前年比は令和4年11月中（電子交換所開業後の令和4年11月4日～同月30日分）との対比。

出典：一般社団法人全国銀行協会

16. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の利用者登録状況

利用者登録数と利用契約件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者登録数（社）	447,958	455,573	458,045	456,241	457,740	467,180	482,853	495,151
利用登録件数（件）	604,788	617,025	621,179	619,163	621,421	635,929	658,008	675,932

（注1）「利用者登録数」は、同一の利用者が複数の利用契約を締結している場合に、同一の利用者の単位で名寄せを行った結果の数（各年度末時点の数）。
（注2）「利用契約件数」は、利用契約件数の総数（各年度末時点の数）。

出典：株式会社全銀電子債権ネットワーク

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

Ⅰ.資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果（資金需要者向け調査）

物価上昇による家計や企業への影響は依然として大きいものの、新型コロナウイルス感染症の分類見直しを受け経済活動が正常化しつつあります。一方、デジタル化の進展を背景として、金融犯罪の手口は巧妙化・複雑化し、若年者を中心にトラブルが増加するなど憂慮すべき状況にあります。

こうした背景を踏まえ、資金需要者等の借入状況や意識、行動及び金融リテラシーなどを調査し、貸金業者に求められている資金供給機能や社会的役割等を把握したうえで対応策を講じるなど、資金需要者等の利益の保護及び貸金業の健全な発展に資することを目的として、資金需要者等を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

調査概要

⑴調査方法	インターネット調査法（スマートフォン等を利用したモバイルリサーチ）
⑵調査対象	調査会社が保有する全国18歳以上のインターネットモニター会員
⑶調査期間	2023年7月12日から2023年7月31日
⑷主な調査項目 （個人・事業者共通）	＜テーマ調査＞ ・物価上昇やエネルギー価格高騰などによる資金需要者等への影響 ・若年者の金融知識や借入に対する意識・行動　等 ＜定点調査＞ ・資金需要者等を取り巻く環境の変化について ・資金需要者等の借入に対する意識等について ・資金需要者等の借入行動等について ・資金需要者等の借入できなかった際の行動・影響 ・借入金の返済状況・セーフティネットの認知度について ・資金需要者等の借入に関する知識・スキル（金融リテラシー） ・社会問題となり得る可能性のある行動等について　等

▶調査対象

プレ調査	回収サンプル数 78,208 名
個人向け本調査	【貸金業者からの借入経験のある個人】 回収サンプル数 2,000 名（借入残高あり 1,000 名、借入残高なし 1,000 名） ※現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入残高がある個人の借入利用者1,000 名と借入残高のない借入経験者1,000 名を抽出。 ※日本信用情報機構の統計データ（2022 年 3 月末時点）に基づき、年齢・男女別で割付を行った。
事業者向け本調査	【貸金業者からの借入経験のある事業者】 回収サンプル数 1,000 名 ※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入をしたことがある個人事業主の借入利用者 740 名と、小規模企業経営者の借入利用者 260 名を抽出。 ※小規模企業経営者の事業規模ついては、「中小企業基本法第 2 条第 5 項」の規定等に基づいて該当する事業者を抽出。
若年者向け本調査	【18 歳から 22 歳までの若年者（個人）】 回収サンプル数 1,000 名 ※18 歳から19 歳の若年者 400 名（借入申込の経験がある若しくは考えたことがある者 200 名を含む）と 20 歳から 22 歳の若年者 600 名（借入申込の経験がある若しくは考えたことがある者 300 名を含む）を抽出。

調査結果の概要

1. 環境の変化による資金需要者等への影響

⑴資金需要者等の社会生活等への影響と変化 <借入経験のある個人>

①生活様式の変化

直近 1 年間における生活様式の変化をみると、「大幅に増えた」、「少し増えた」と回答した割合の合計では、「ネットショッピングや電子決済などを利用した買い物」が 47.9% と最も高く、次いで「生活必需品の買い物」が 31.8% となった。 図1

図1 【借入経験のある個人の直近1年間における生活様式の変化（n=2,000）】

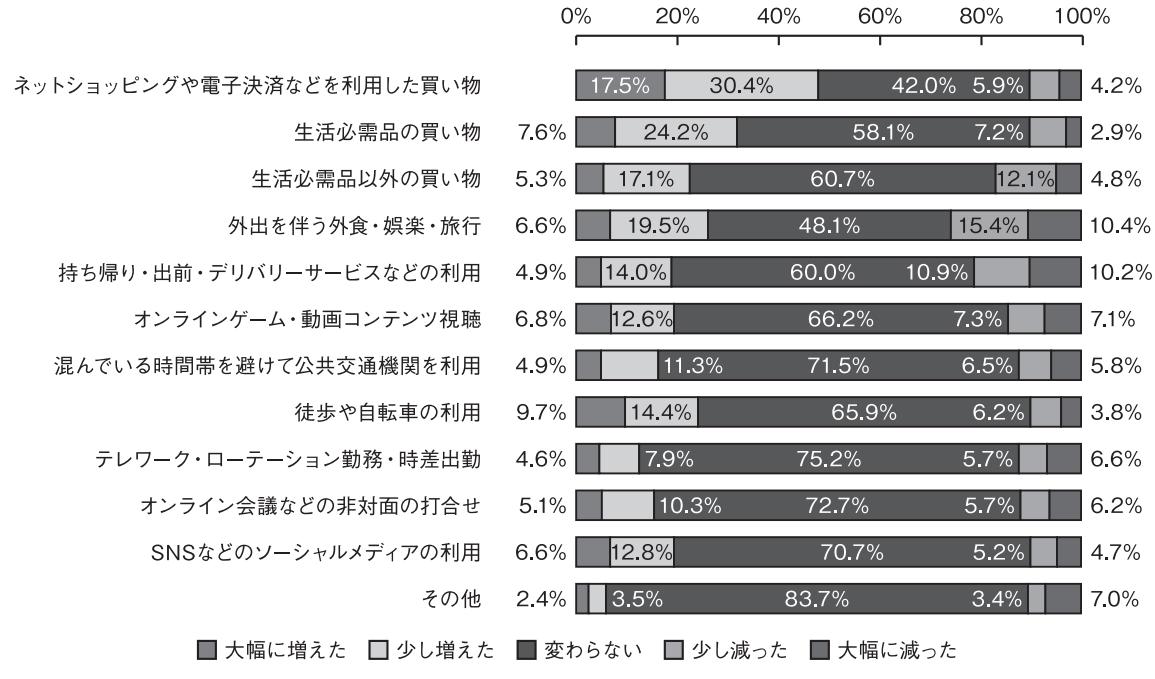

②雇用環境の変化

直近1年間における雇用環境の変化をみると、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した割合の合計では、「収入が減少した」が32.4%と最も高く、次いで「仕事が増えた」が23.7%、「仕事が減った」が20.7%となった。 図2

図2 【借入経験のある個人の直近1年間における雇用環境の変化（n=2,000）】

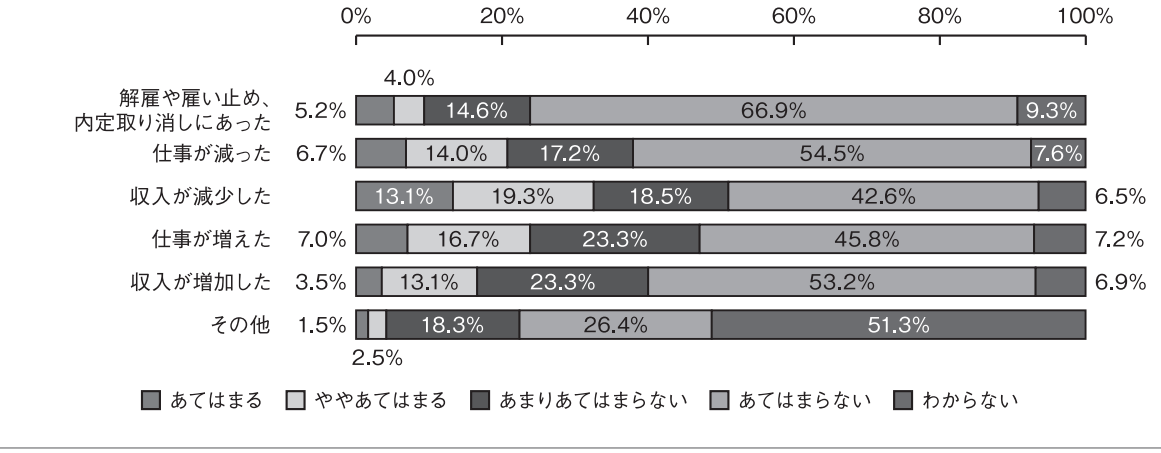

③家計収支状況の変化

借入経験のある個人に対して、家計の収支状況の変化と今後の見通しについて調査したところ、1年前との比較では「変化なし」が42.3%と最も高く、次いで「悪化した」が26.6%、「改善した」が22.4%と続いており、今後の見込みでも、38.0%が「変化なし」と回答している。 図3

図3 【借入経験のある個人の家計収支状況の変化と今後の見通し（n=2,000）】

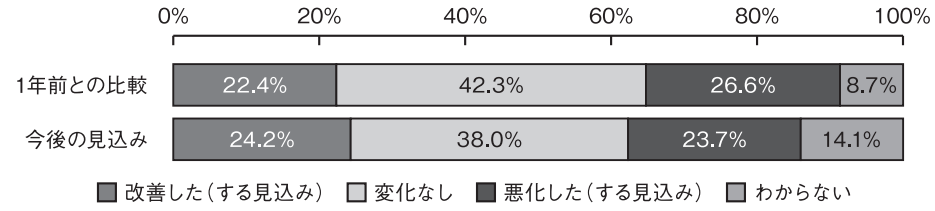

また、家計収支の変化による借入金返済への影響をみると、現状では4割が借入金の返済への影響を受けていると回答した一方で、5割が今後は影響を受けそうと回答していることから、現状に比べ今後への不安が全体として強いことがわかった。図4

図4 【借入経験のある個人の家計収支の変化による借入金返済への影響（n=1,000）】

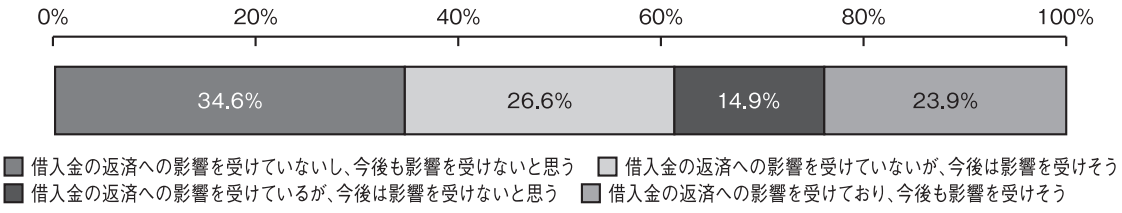

④借入意識や借入行動の変化

借入意識や借入行動の変化をみると、「収入が減ったことによって、返済の目途が不安だったため、新たな借入を行わなかった」（21.6%）や「支出が減ったため、新たな借入の必要性が低下した」（18.2%）など新たな借入を控える理由が目立つ一方で、「収入が減ったことによって、生活費を補填するため、新たに借入が必要になった」（14.7%）といった理由もみられる結果となった。図5

図5 【借入経験のある個人の借入意識や借入行動の変化（複数回答n=2,000）】

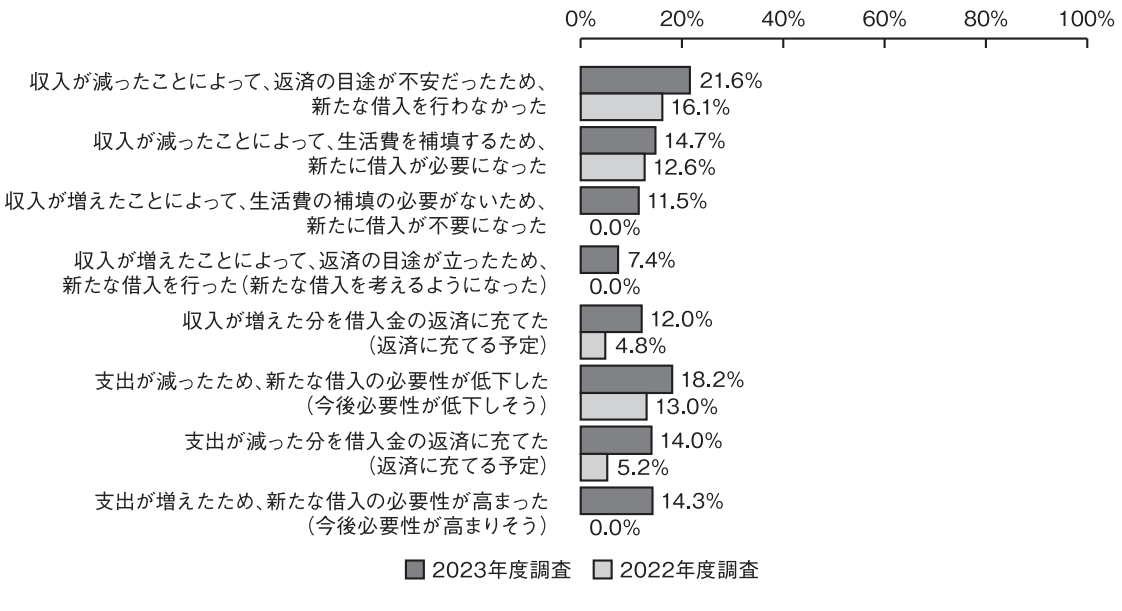

⑵資金需要者等の事業活動等への影響と変化 <借入経験のある事業者>

①事業環境の変化

借入経験のある事業者の事業環境の変化について調査したところ、悪化が改善を1割程度上回っているものの、悪化は縮小傾向にある。図6

図6 【借入経験のある事業者の事業環境の変化 (n=1,000)】

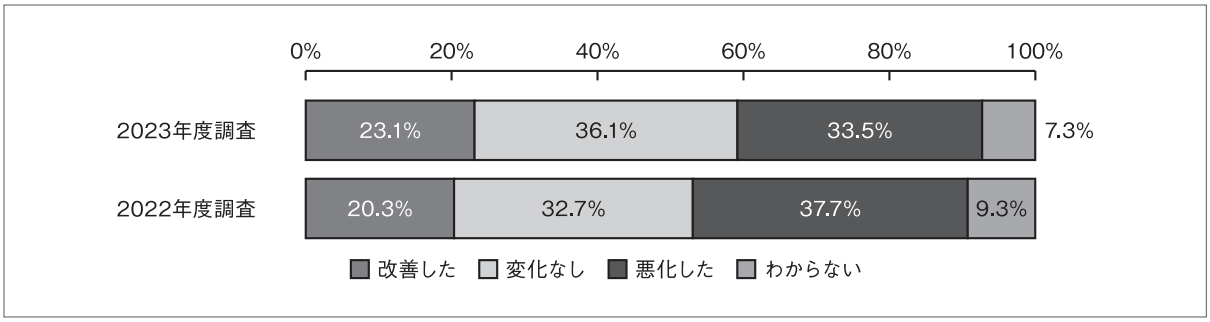

②事業活動の変化

事業活動の変化をみると、「悪化した」「やや悪化した」と回答した割合の合計は、「利益」が44.9%と最も高く、次いで「手元資金・資金繰り」が42.1%となった。図7

図7 【借入経験のある事業者の事業活動の変化 (n=1,000)】

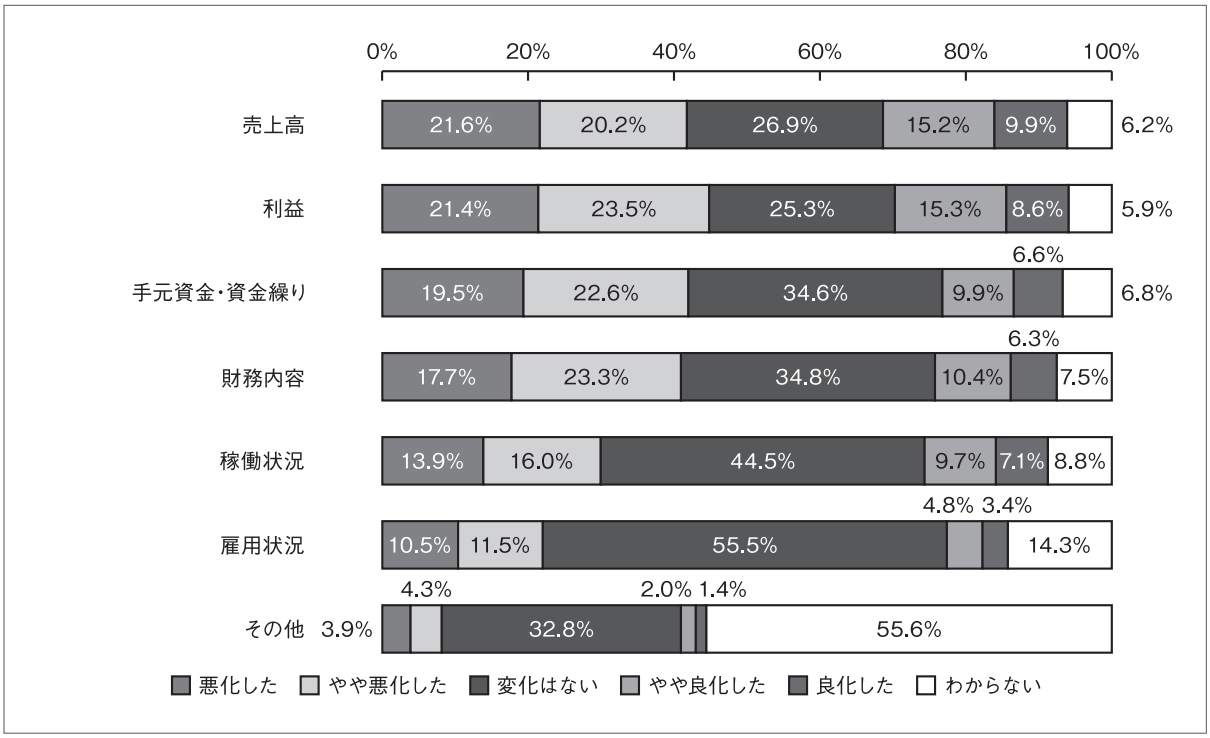

③事業収支状況の変化

借入経験のある事業者における事業収支状況の変化と今後の見通しをみると、26.6%が1年前と比較して「改善した」と回答しており、今後の見通しでは27.1%が「改善する見込み」と回答している。図8

図8 【借入経験のある事業者の事業収支状況の変化と今後の見通し（n=1,000）】

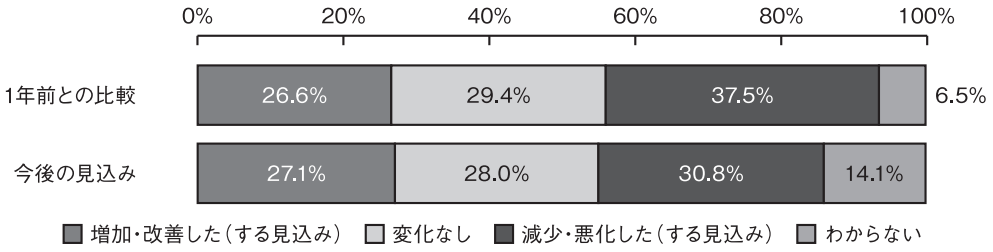

④事業活動における資金繰りについて

借入経験のある事業者の事業活動における資金調達や資金繰りに対する問題意識をみると、借入の返済や利息負担（45.6%）、借入可能額の少なさ（37.9%）といった条件面が上位にあげられた一方で、借入にかかる手間（42.9%）や時間（37.8%）といった利便性に関する事柄も同程度問題視されていることが伺える。図9

図9 【借入経験のある事業者の事業活動における資金調達や資金繰りに対する問題意識（n=1,000）】

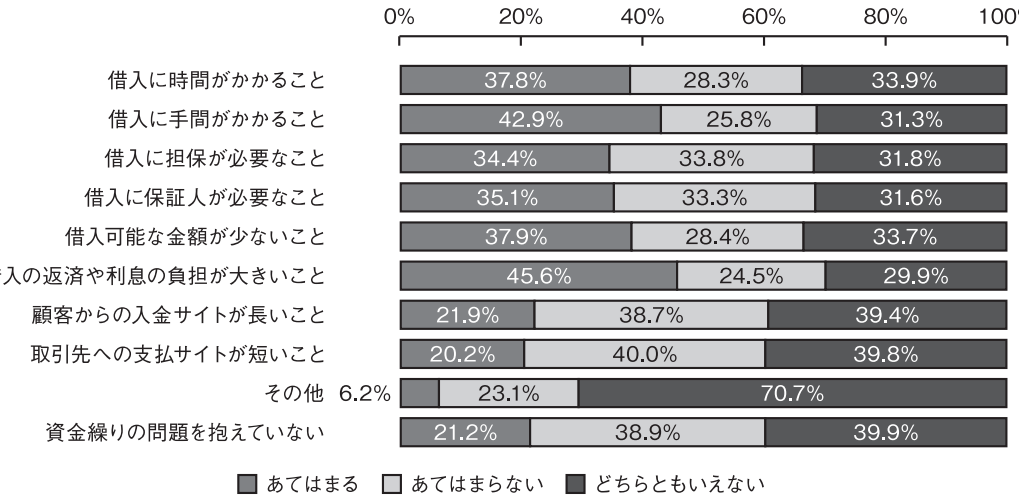

また、将来的な資金繰りの不安については、「不安はない」は約2割にとどまり、約6割が「不安を抱えている」と回答していることから、先行きの不透明さを厳しく捉えている事業者が依然として多数を占めている一方、前年比ではわずかに不安が緩和されている傾向もみてとれる結果となった。図10

図10 【借入経験のある事業者の事業活動における将来的な資金繰りの不安（n=1,000）】

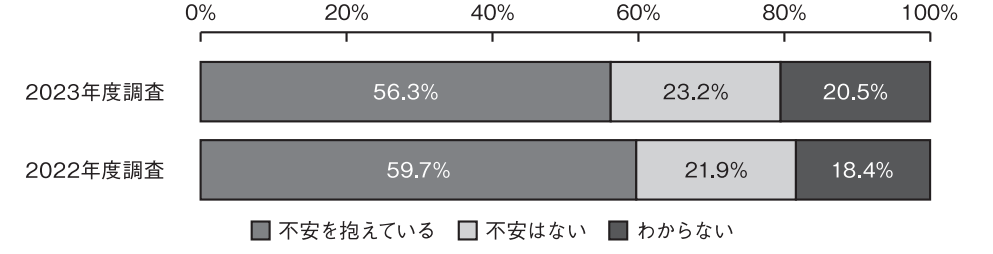

⑤借入意識や借入行動の変化

借入意識や借入行動の変化をみると、新たな資金調達（借入）を控える行動がみられる一方で、「支出が増えたため、新たな借入の必要性が高まった」（20.7%）といった事業環境変化に起因する行動や「オンラインで借入できるところを探した」（24.1%）といった利便性に起因する行動も上位にあげられた。図11

図11 【借入経験のある事業者の借入意識や借入行動の変化（n=1,000）】

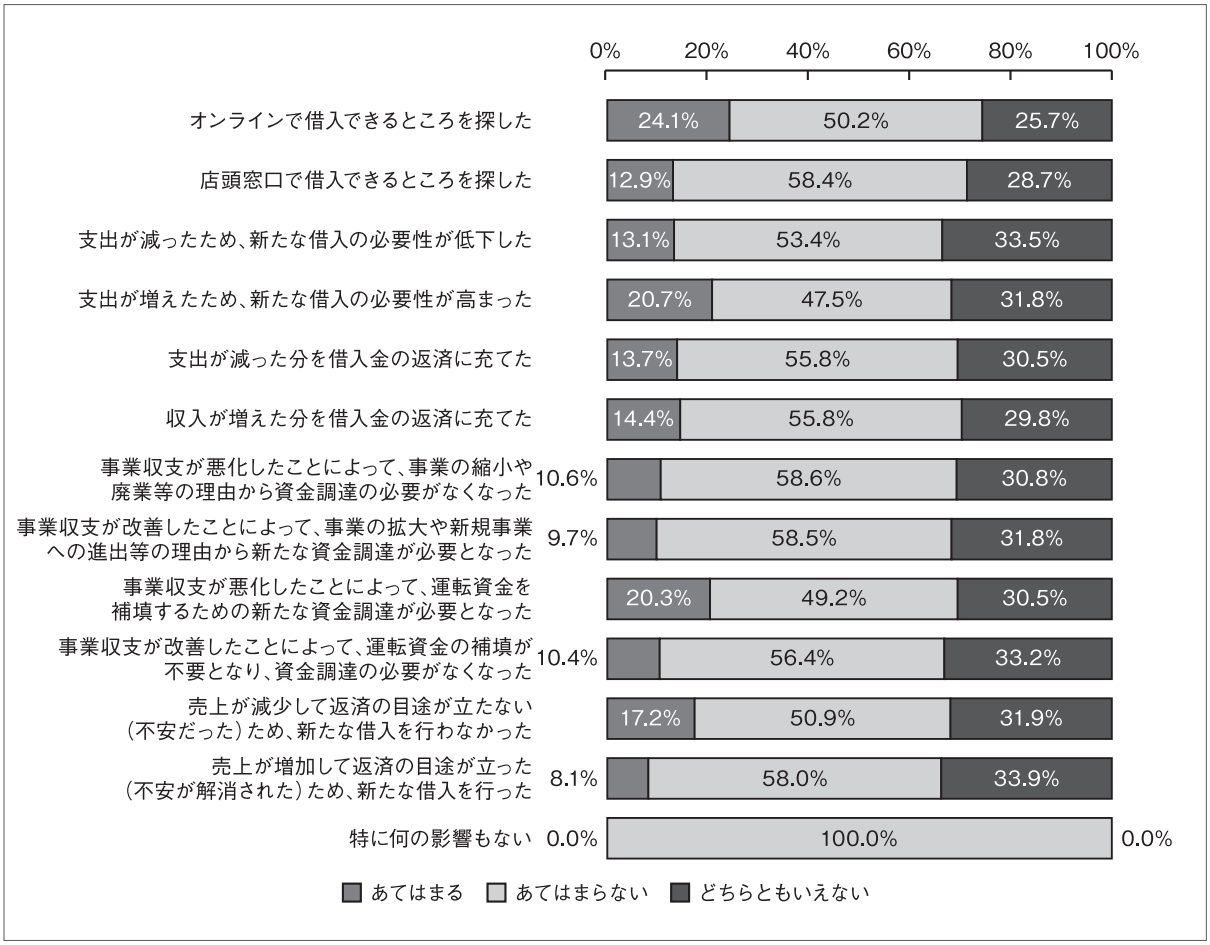

2. 若年者の金融リテラシーや借入に対する意識と行動等

⑴金融経済教育について ＜若年者＞

①金融経済教育受講経験の有無

若年者の金融経済教育受講経験の有無について調査したところ、「学校の授業で学習した」が53.4%と最も高く、次いで「受けたことはない」が30.0%、「動画サイト等にアップロードされている映像を見て学習した」が15.0%と続いている。図12

図12 【若年者の金融経済教育受講経験の有無（複数回答n=1,000）】

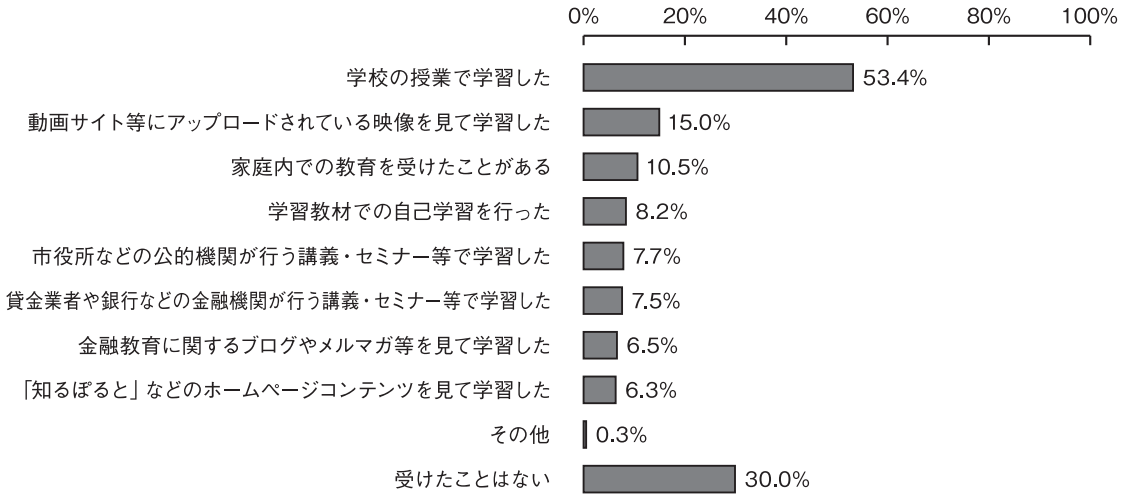

②不十分だと感じている金融経済教育

若年者が不十分だと感じている金融経済教育について調査したところ、「お金の大切さを理解することについて」が40.1%と最も高く、次いで「お金の計画的な使い方を理解することについて」が36.7%、「基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて」が36.5%と続いている。図13

図13 【若年者が不十分だと感じている金融経済教育（複数回答n=1,000）】

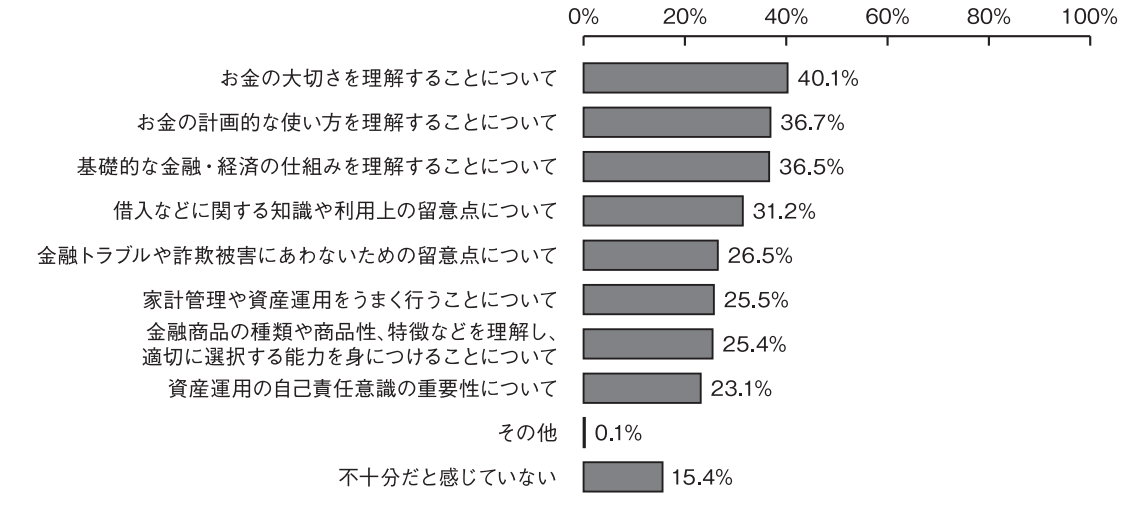

⑵借入に対する意識と行動について ＜若年者＞

①お金を借りることに対する意識

若年者のお金を借りることに対する意識について調査したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計は、「お金を借りることに抵抗は感じるが、必要な場合もあると思う」が53.8%と最も高く、次いで「スキルアップなどの自己投資のためなら積極的に利用したいと思う」が51.6%、「家計収支のバランスを考えて、計画的に利用すれば問題ないと思う」が50.7%と続いている。図14

図14 【若年者のお金を借りることに対する意識（n=1,000）】

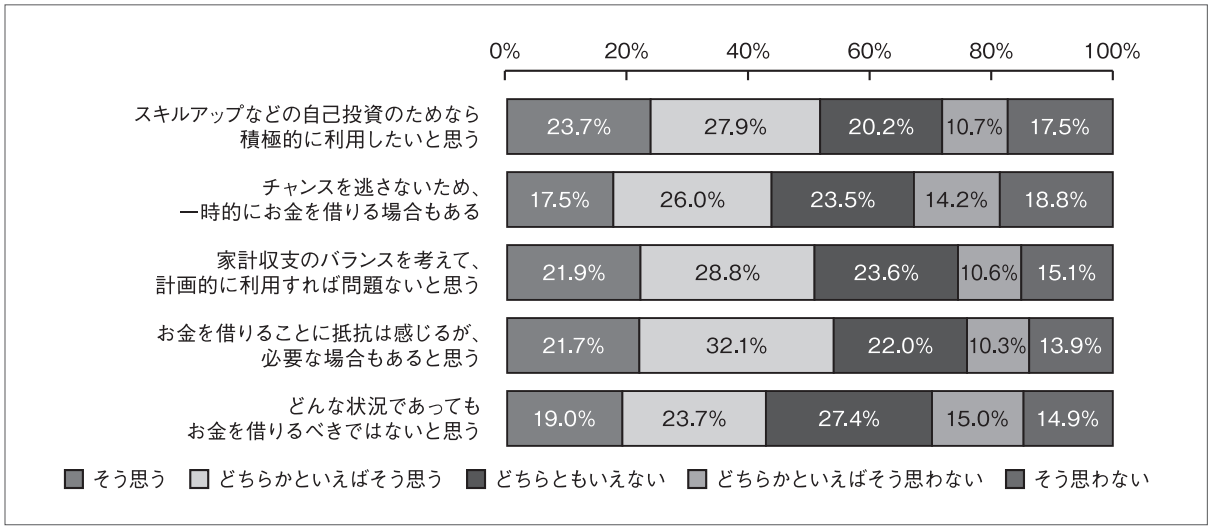

②返済が困難になった場合における手段や行動等

若年者が返済困難になった場合における手段や行動等について調査したところ、「毎月の支出を切り詰めて返済に充当する」が56.9%と最も高く、次いで「家族や親族等に相談する」が43.1%、「借入先に毎月の返済額や返済期間の変更を相談する」が14.8%と続いている。図15

図15 【若年者が返済困難になった場合における手段や行動等（複数回答n=1,000）】

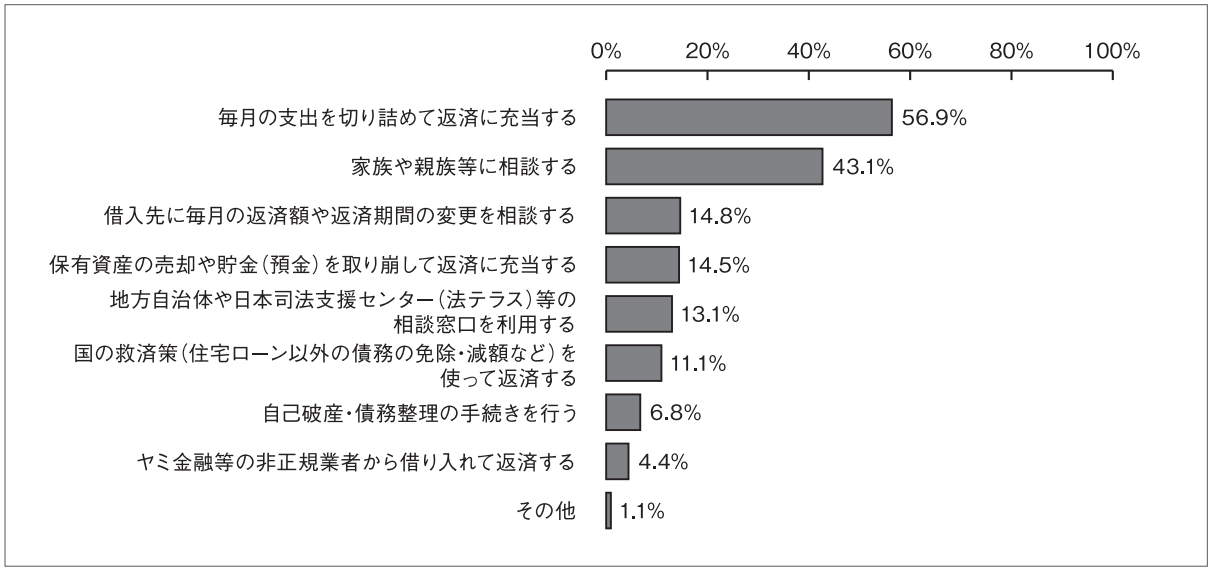

⑶社会問題となり得る可能性のある行動等について ＜若年者＞

①消費者トラブル経験の有無

若年者の消費者トラブル経験の有無について調査したところ、「消費者トラブルの経験がある」が8.6%、「消費者トラブルになりかけた経験がある」が13.3%となった。図16

図16 【若年者の消費者トラブル経験の有無（n=1,000）】

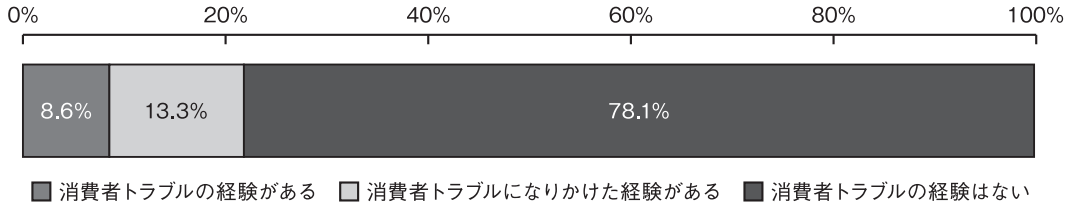

②ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等に対する認知・意識

若年者のヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の認知について調査したところ、「どのようなものか知っている」と回答した割合では、「ヤミ金融等非正規業者」が22.7%と最も高く、次いで「SNSや掲示板などを通じた個人間融資」が15.7%と続いている。図17-1

図17-1 【若年者のヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の認知（n=1,000）】

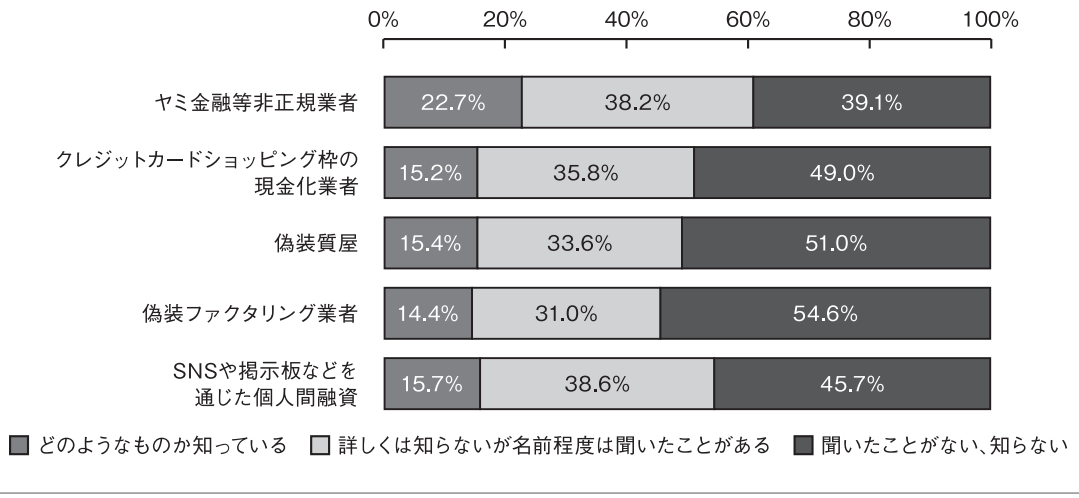

また、ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等を利用することに対する意識について調査したところ、「いかなる状況であっても、絶対利用したくないと思う」が58.3%と最も高く、次いで「わからない」が28.1%、「状況によっては、利用したいと思うかもしれない」が13.6%と続いている。図17-2

図17-2 【若年者のヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等を利用することに対する意識（n=1,000）】

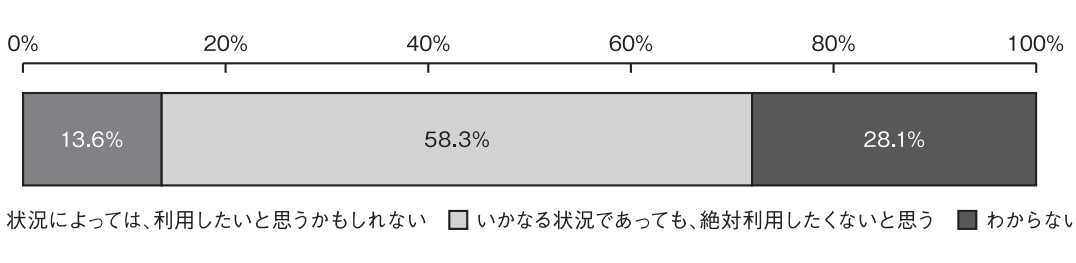

3. 貸金市場の状況

⑴男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 ＜JICC「統計データ」より＞

2023年3月末時点における消費者向無担保貸付残高のある人数構成比を性別にみると、男性が62.9%、女性が37.1%となっており、年齢別でみると男性では40歳代が13.7%、女性では50歳代が8.1%と最も高くなっている。図18

図18 【男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比（n=6,343千人）】

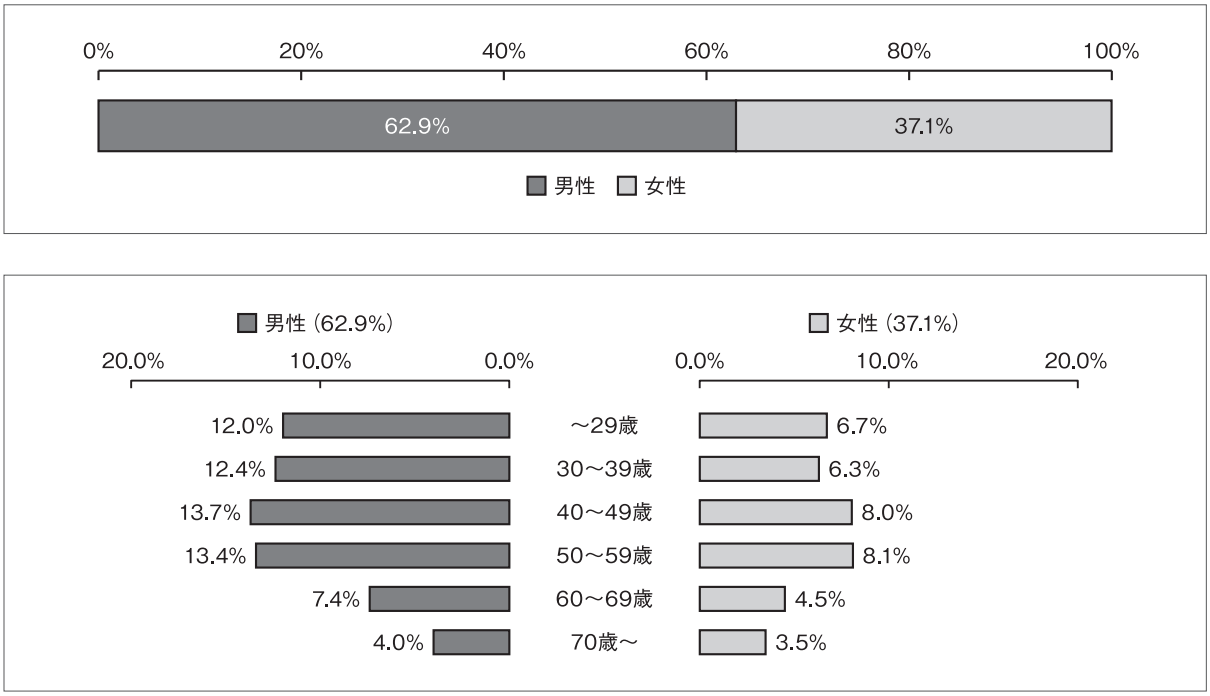

⑵残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比（n=6,343千人）＜JICC「統計データ」より＞

残高区分別に消費者向無担保貸付残高のある人数構成比をみると、50万円以下の占める割合が59.4%となっている。図19

図19 【残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比（n=6,343千人）】

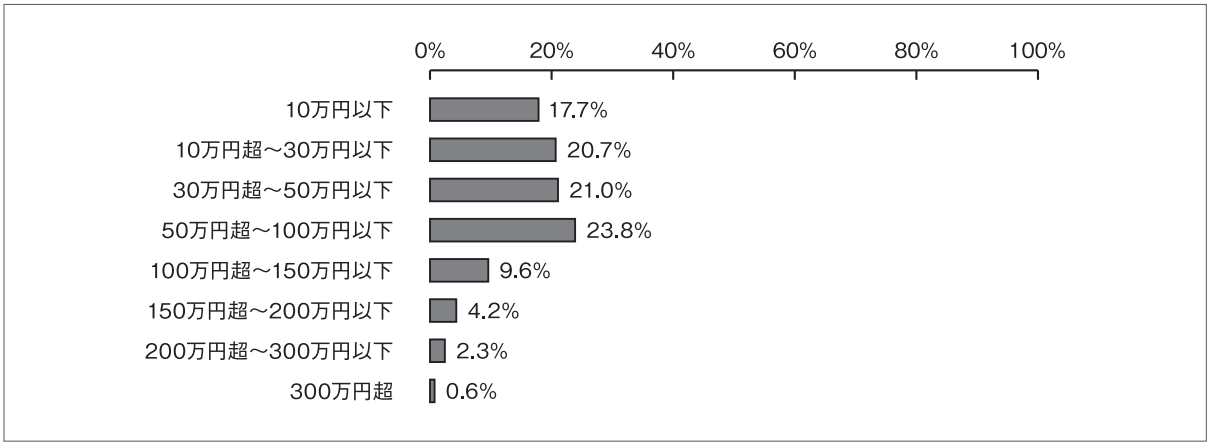

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

4. 資金需要者等の借入の動機・背景

⑴借入申込の背景 <借入経験のある個人・事業者>

借入経験のある個人の新たな借入申込や既に契約している借入枠を利用した背景をみると、「将来の臨時収入や収入の増加などを見込んだ支出の先取り」が28.5%と最も高く、次いで「旅行や物品購入などによる支出の先取り」が20.6%、「物価上昇などによる支出の増加」が19.0%と続いている。図20-1

図20-1 【借入経験のある個人の借入申込に至った背景（複数回答n=2,000）】

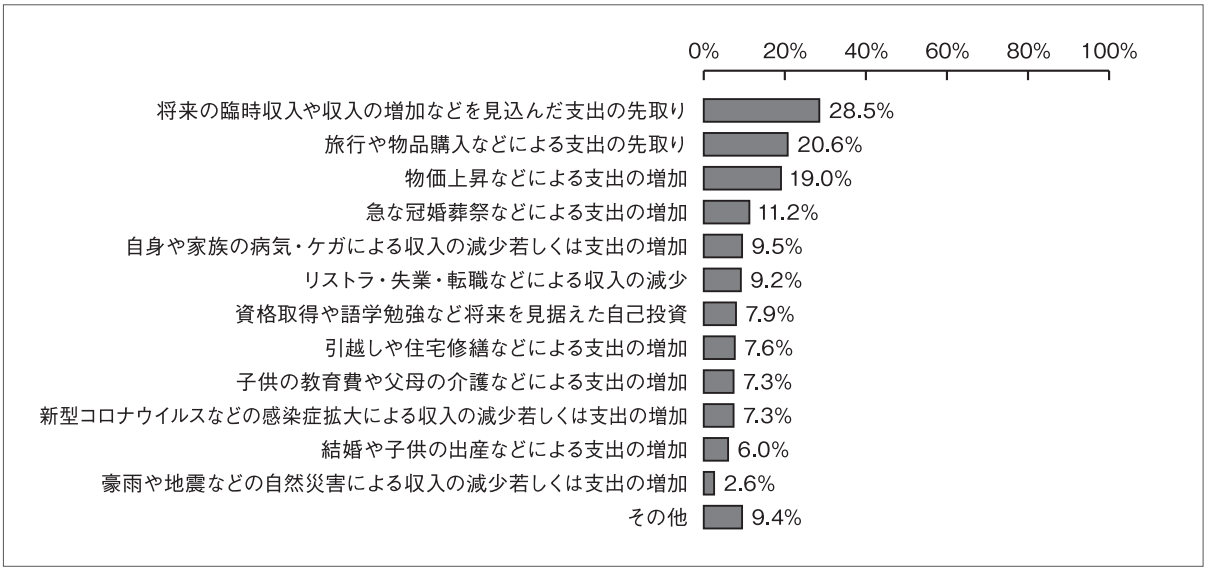

借入経験のある事業者の新たな借入申込や既に契約している借入枠を利用した背景をみると、「収支が悪化したため、借入が必要となった」が51.9%と最も高く、次いで「仕入や雇用、設備投資を増やすために借入が必要となった」が24.5%、「手元資金の積み増し」が14.9%となった。図20-2

図20-2 【借入経験のある事業者の借入申込に至った背景（複数回答n=1,000）】

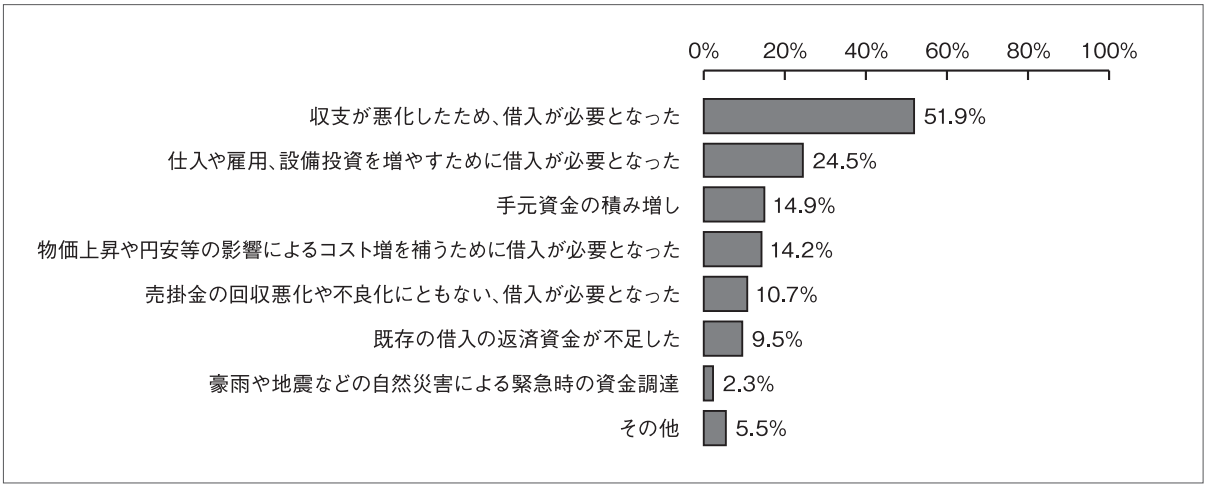

⑵借入申込の資金使途 <借入経験のある個人・事業者>

借入経験のある個人に対して、借入申込の資金使途について調査したところ、「趣味/娯楽（レジャー、旅行を含む）費」が34.3%と最も高く、次いで「食費」が19.4%、「家族のための支出」が14.1%となった。図21-1

図21-1 【借入経験のある個人が借入申込を行なった際の資金使途（複数回答n=2,000）】

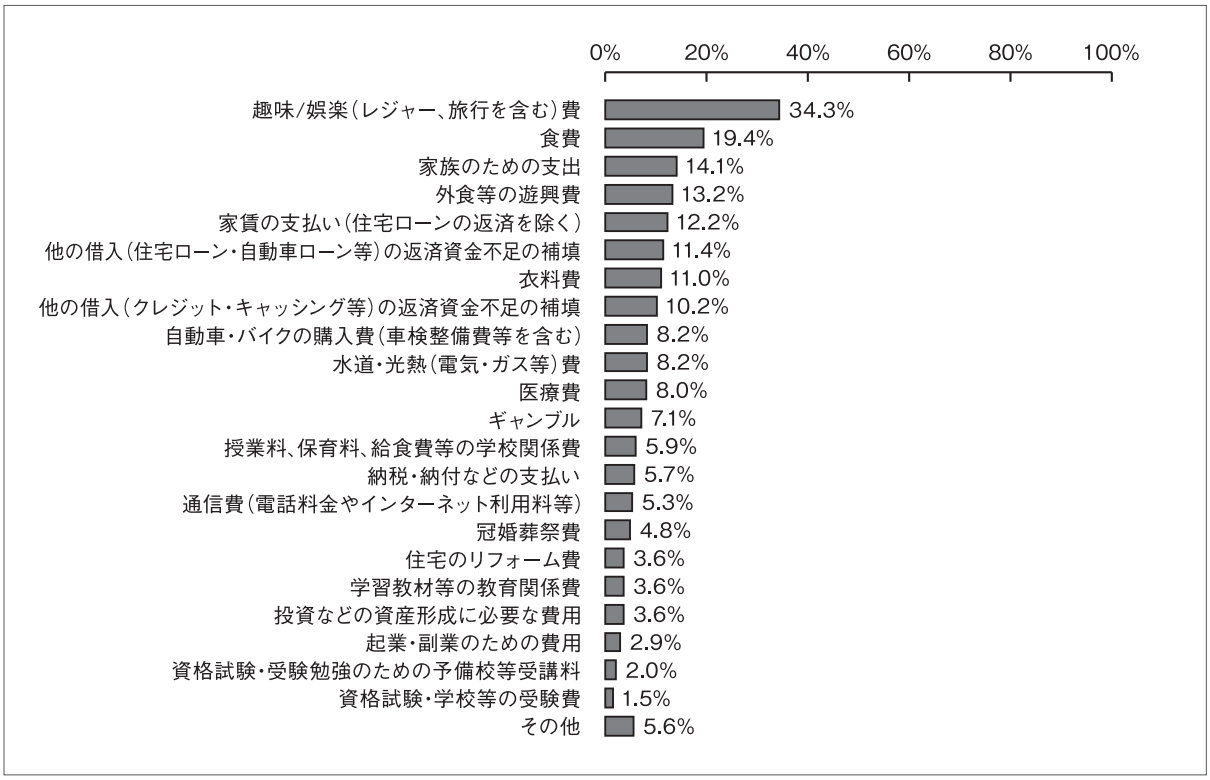

借入経験のある事業者に対して、借入申込の資金使途について調査したところ、「事業の一時的な運転資金（つなぎ資金）」、「事業の経常的な運転資金」で「取引先への支払い」がそれぞれ49.6%、33.5%と最も高く、「事業の設備資金」では「設備資金等の支払い」が37.4%となった。図21-2

図21-2 【借入経験のある事業者が借入申込を行った際の資金使途（複数回答n=1,000）】

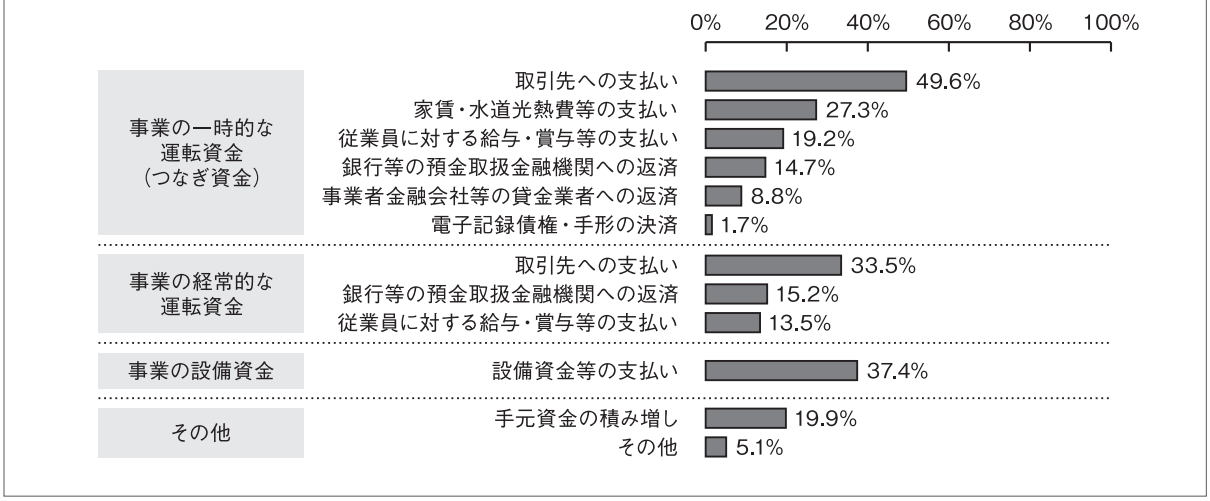

5. 資金需要者等の借入行動等

⑴借入申込の結果 <借入経験のある個人・事業者>

借入経験のある個人に対して、貸金業者への借入申込の結果について調査したところ、66.7%が「希望どおりの金額で借入できた」と回答している。図22-1

図22-1 【借入経験のある個人の借入申込結果 (n=2,000)】

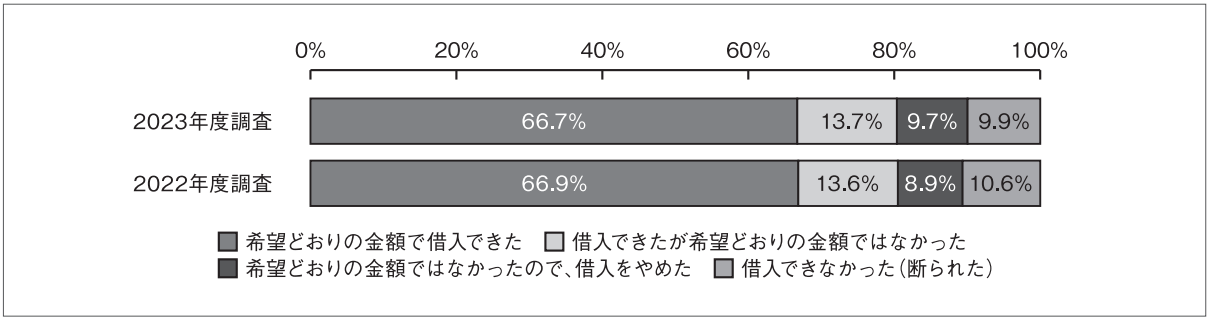

また、借入経験のある事業者に対して、貸金業者への借入申込の結果について調査したところ、58.4%が「希望どおりの金額で借入できた」と回答している。図22-2

図22-2 【借入経験のある事業者の借入申込結果 (n=1,000)】

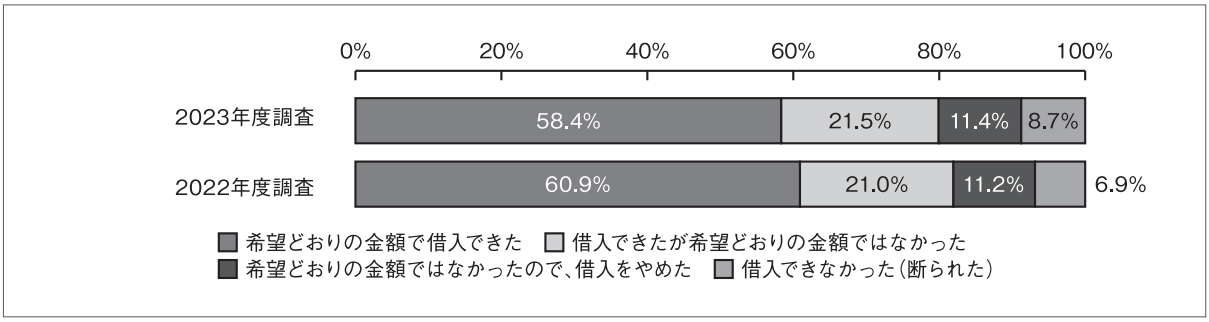

⑵借入申込時の返済計画 <借入経験のある個人・事業者>

①借入申込時に計画していた返済期間

借入経験のある個人が借入申込時に計画していた返済期間をみると、36.6%が1年以内(「1週間以内」～「1年以内」)と回答した。図23-1

図23-1 【借入経験のある個人が借入申込時に計画していた返済期間 (n=2,000)】

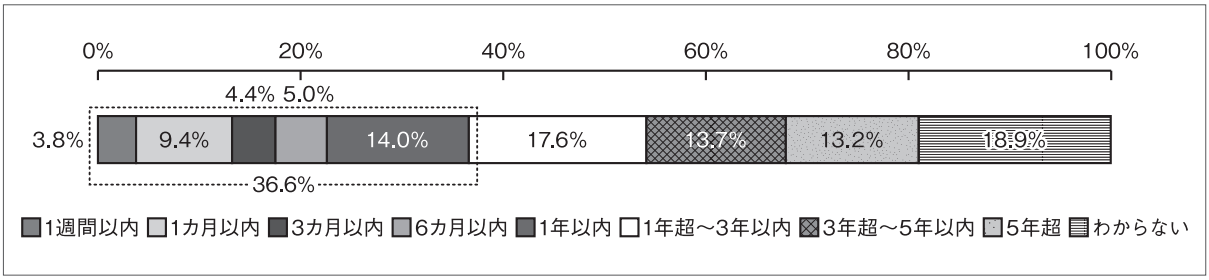

借入経験のある事業者が借入申込時に計画していた返済期間をみると、39.4%が1年以内（「1週間以内」～「1年以内」）と回答した。図23-2

図23-2 【借入経験のある事業者が借入申込時に計画していた返済期間（n=1,000）】

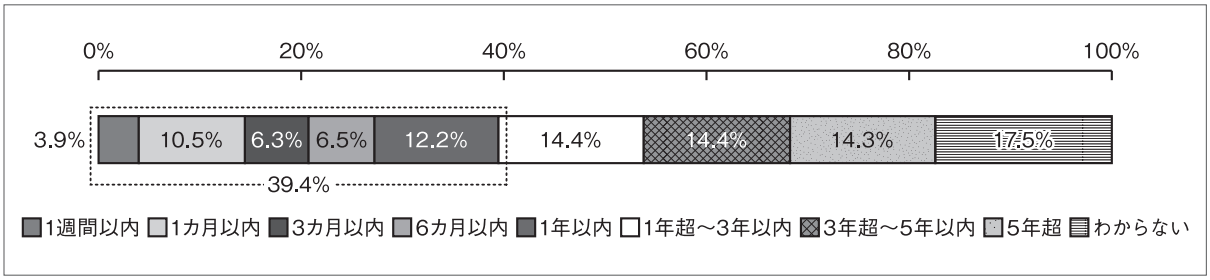

②借入申込時に計画していた返済原資

借入経験のある個人が借入申込時に計画していた返済原資をみると、「毎月の収入から返済」が86.0%と最も高く、次いで「ボーナス・賞与から返済」が20.5%と続いている。図24-1

図24-1 【借入経験のある個人が借入申込時に計画していた返済原資（複数回答n=2,000）】

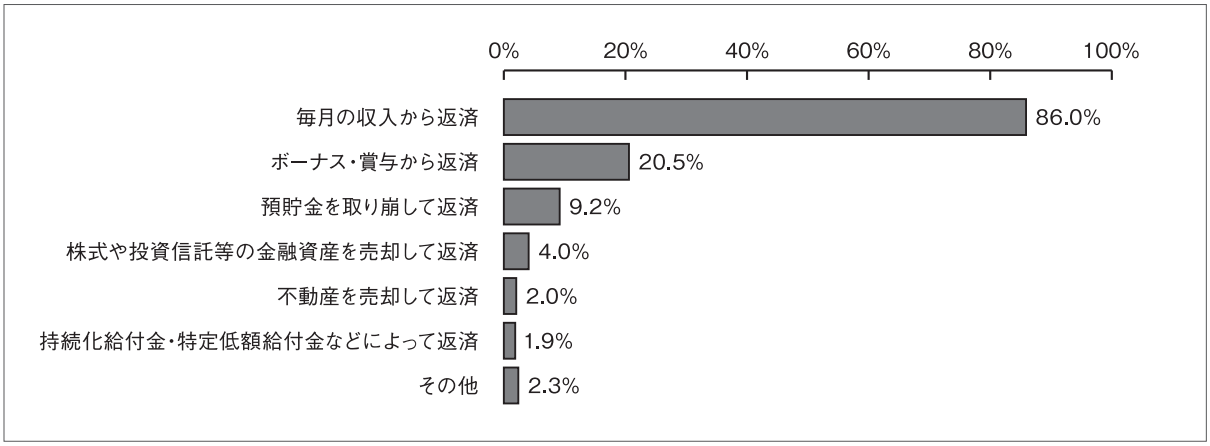

借入経験のある事業者が借入申込時に計画していた返済原資については、「売上代金の回収により返済」と回答した割合が79.8%と最も高い結果となった。図24-2

図24-2 【借入経験のある事業者が借入申込時に計画していた返済原資（複数回答n=1,000）】

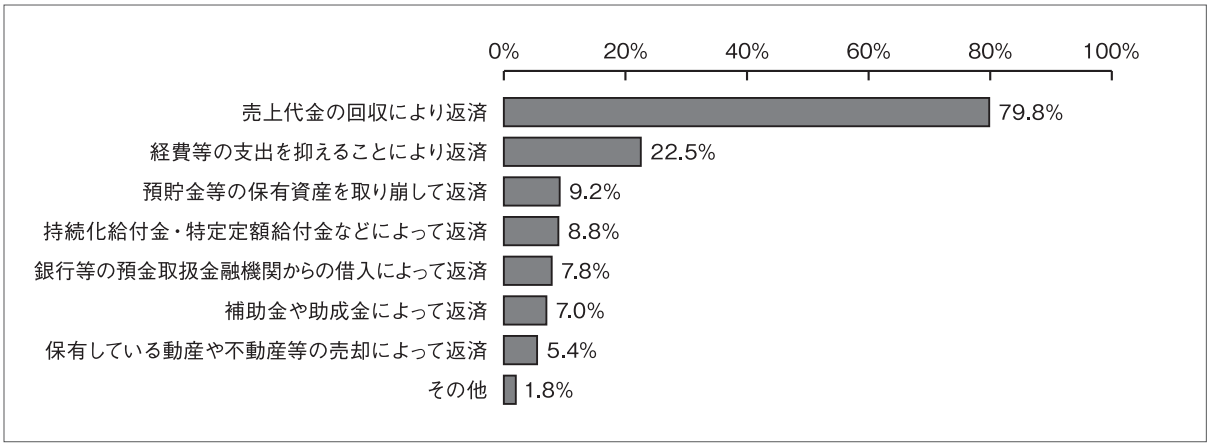

⑶希望どおりに借入できなかった際の行動 <借入経験のある個人・事業者>

借入経験のある個人に対して、希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に取った行動について調査したところ、「支出を抑えた」が42.3%と最も高く、次いで「特に何もしなかった」が29.0%、「相談窓口や家族・知人等に相談した」が18.3%となった。図25-1

図25-1【借入経験のある個人が希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に取った行動（複数回答n=665）】

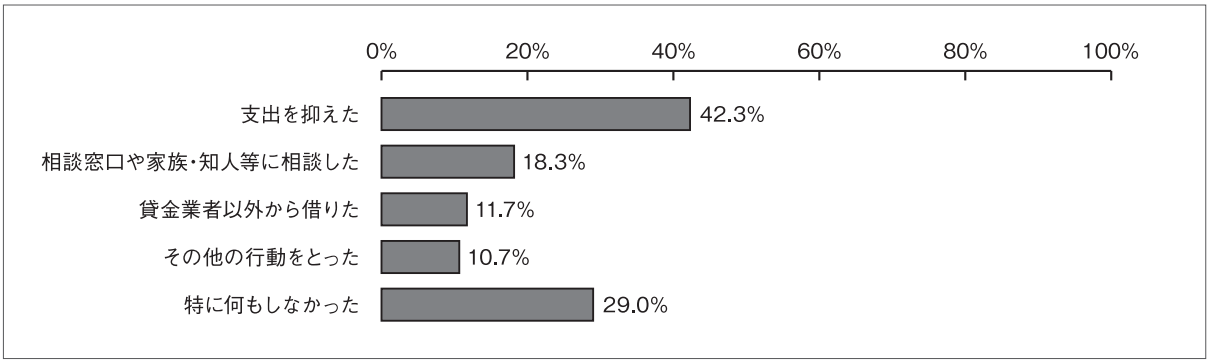

また、借入経験のある事業者が希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に取った行動についてみると、「事業活動において必要な行動をとった」と回答した割合が38.5%と最も高く、次いで「あなた個人の支出を減らして事業資金に充てた」が24.3%、「特に何もしなかった」が21.6%となった。図25-2

図25-2【借入経験のある事業者が希望どおりに借入できなかった（申込まなかった）際に取った行動（複数回答n=416）】

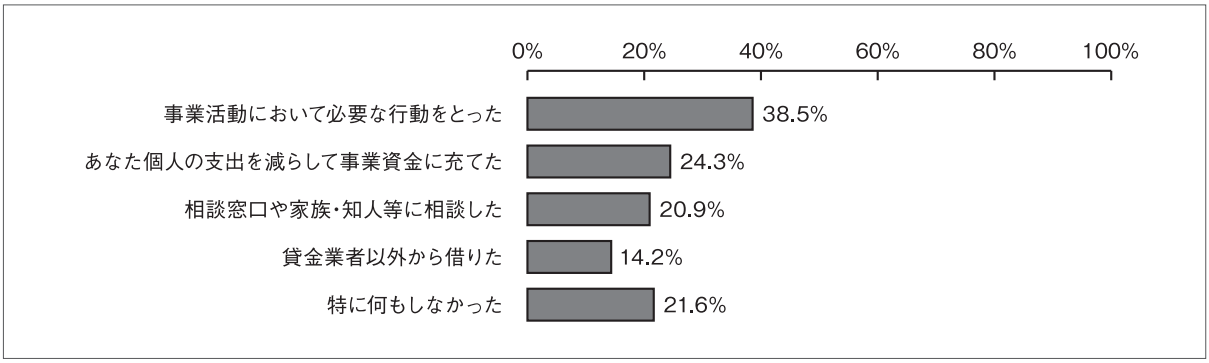

⑷貸金業者からの借入に関する満足度 <借入経験のある個人・事業者>

借入経験のある個人に対して、貸金業者からの借入に関する満足度について調査したところ、「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計は、「保証人を立てずに借りられること」が45.4%と最も高く、次いで「無担保で借入できること」が41.7%、「小額で申込可能なこと」が39.4%となった。図26-1

図 26-1 【借入経験のある個人の貸金業者からの借入に関する満足度（n=2,000）】

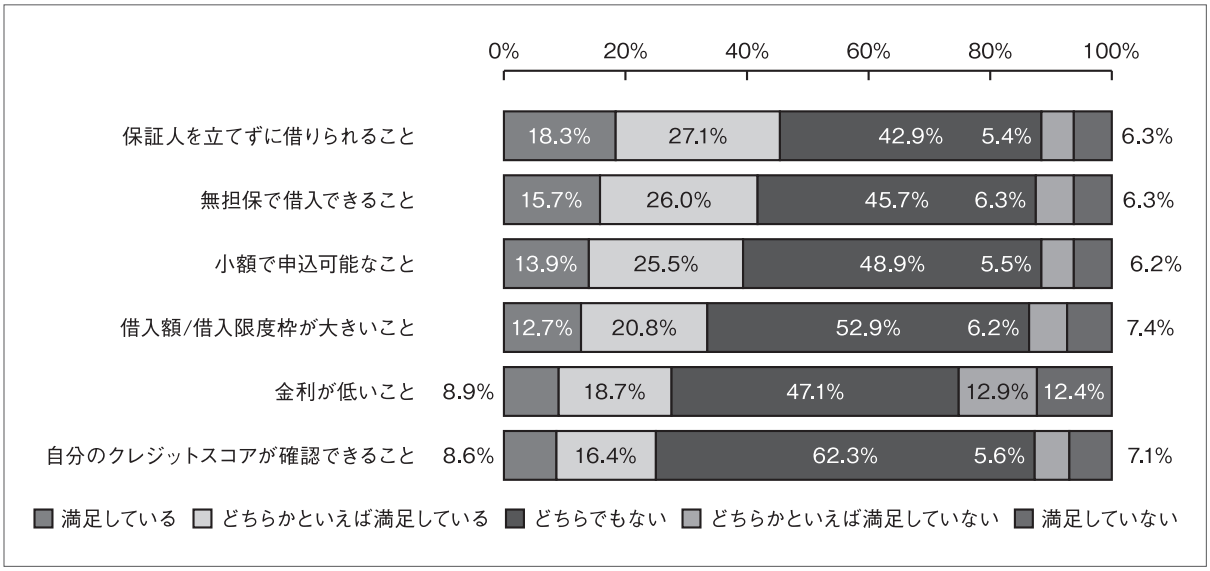

借入経験のある事業者に対して、貸金業者からの借入に関する満足度について調査したところ、「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計は、「保証人を立てずに借りられること」が44.4%と最も高く、次いで「無担保で借入できること」が42.8%、「小額で申込可能なこと」が37.2%となった。図 26-2

図 26-2 【借入経験のある事業者の貸金業者からの借入に関する満足度（n=1,000）】

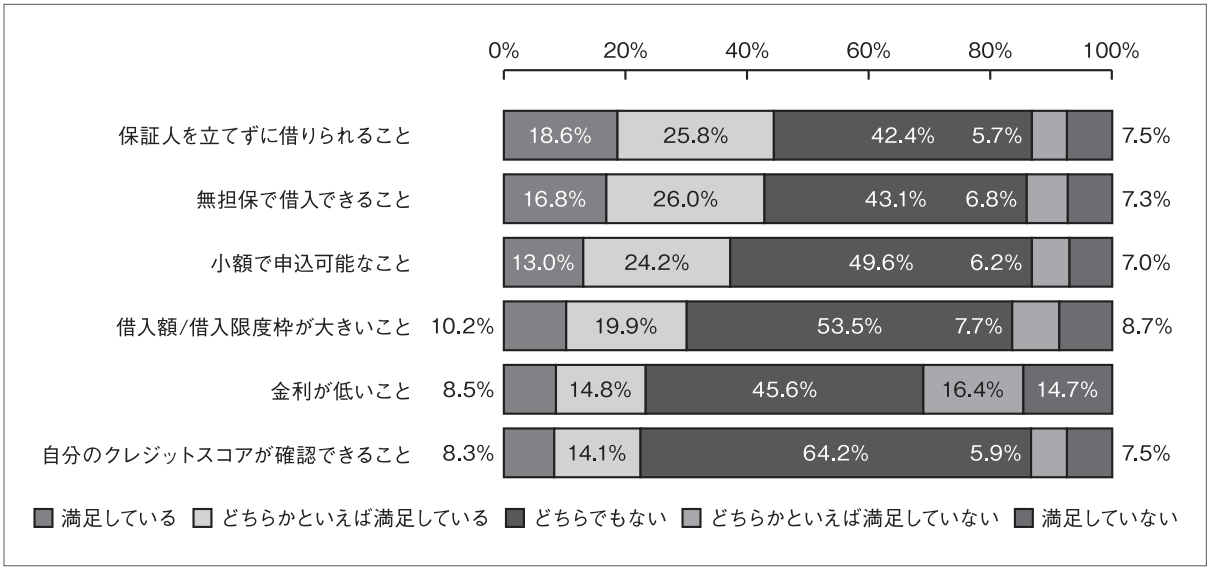

6. 貸金需要者等の金融リテラシーや借入に対する意識と行動等

⑴金融経済教育について <借入経験のある個人>

①金融経済教育受講経験の有無

借入経験のある個人に対して、金銭教育受講経験の有無について調査したところ、62.6%が「受けたことがない」と回答している。図27

図27 【借入経験のある個人の金融経済教育受講経験の有無（複数回答n=2,000）】

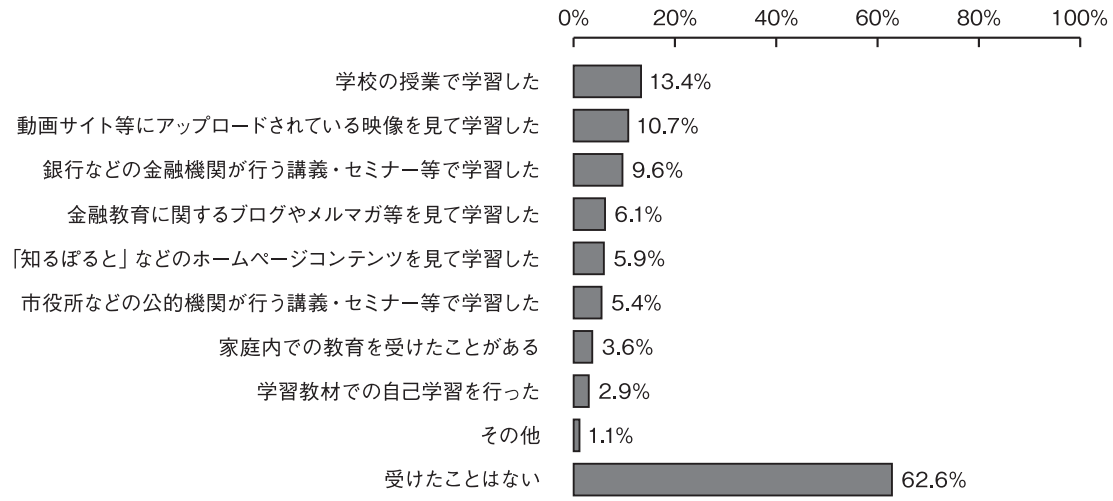

②不十分だと感じている金融経済教育

借入経験のある個人に対して、不十分だと感じている金融経済教育について調査したところ、「基礎的な金融・経済の仕組みを理解することについて」が36.8%と最も高く、次いで「お金の計画的な使い方を理解することについて」が35.0%となった。図28

図28 【借入経験のある個人が不十分だと感じている金融経済教育（複数回答n=2,000）】

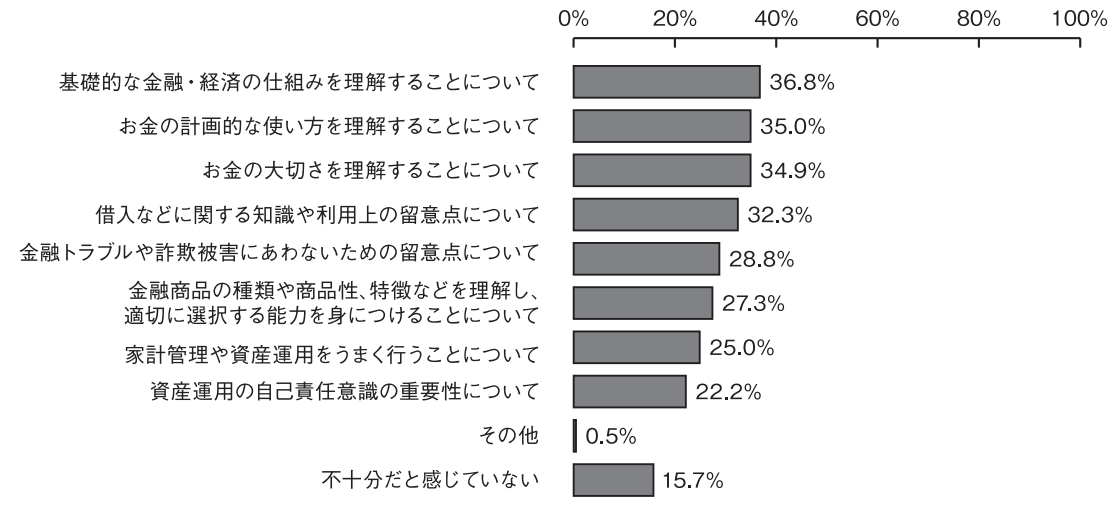

⑵借入に対する意識と行動について ＜借入経験のある個人・事業者＞

①お金を借りることに対する意識

借入経験のある個人のお金を借りることに対する意識については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計をみると、「お金を借りることに抵抗は感じるが、必要な場合もあると思う」が58.1%と最も高く、次いで「家計収支のバランスを考えて、計画的に利用すれば問題ないと思う」が47.4%、「チャンスを逃さないため、一時的にお金を借りる場合もある」が37.7%となった。図29

図29 【借入経験のある個人のお金を借りることに対する意識（n=2,000）】

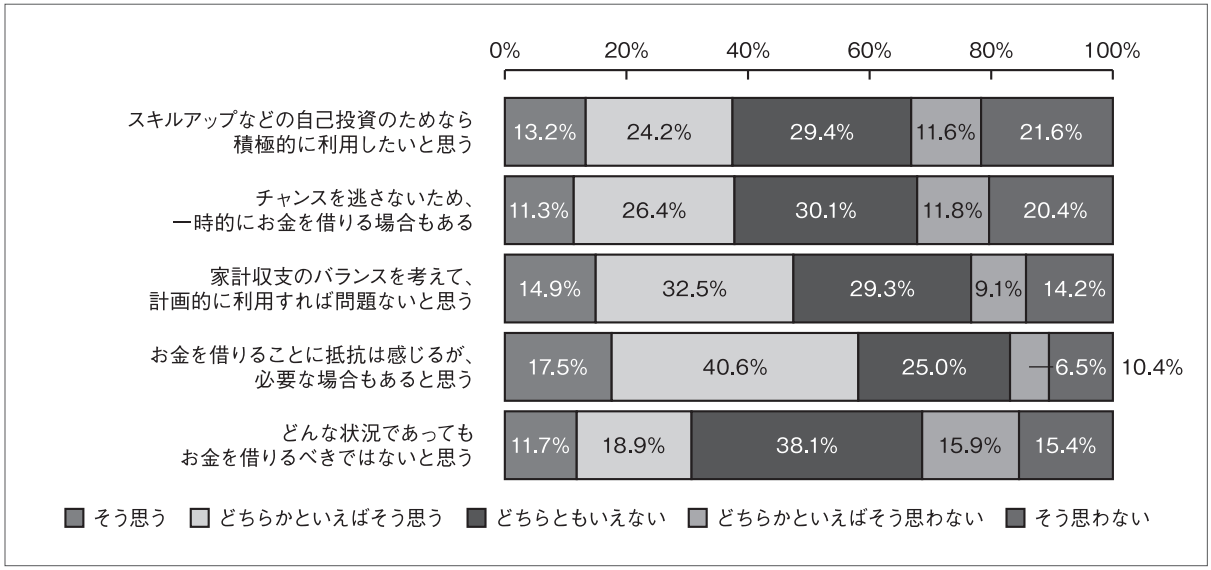

②返済が困難になった場合における手段や行動等

借入経験のある個人が返済困難になった場合における手段や行動等について調査したところ、「毎月の支出を切り詰めて返済に充当する」が70.2%と最も高く、次いで「家族や親族等に相談する」が25.0%、「借入先に毎月の返済額や返済期間の変更を相談する」が14.6%と続いている。図30

図30 【借入経験のある個人が返済困難になった場合における手段や行動等（複数回答n=2,000）】

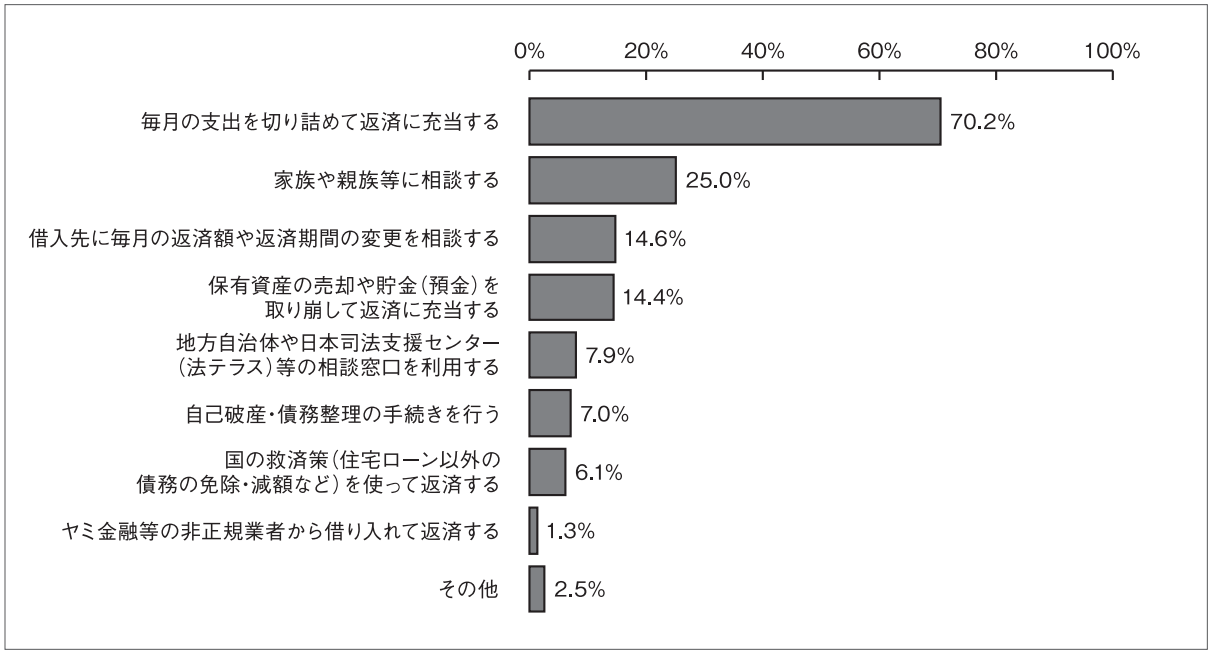

③セーフティネット等の認知度とカウンセリングの利用意向

借入経験のある個人におけるセーフティネット等の認知度について、「名前や利用方法について、よく知っている」、「名前や利用方法などについて、ある程度知っている」と回答した割合の合計をみると、「日本司法支援センター法テラス」が28.7%と最も高く、次いで「国民生活センター相談窓口」が27.0%と続いている。図31-1

図31-1 【借入経験のある個人のセーフティネット等の認知度（n=2,000）】

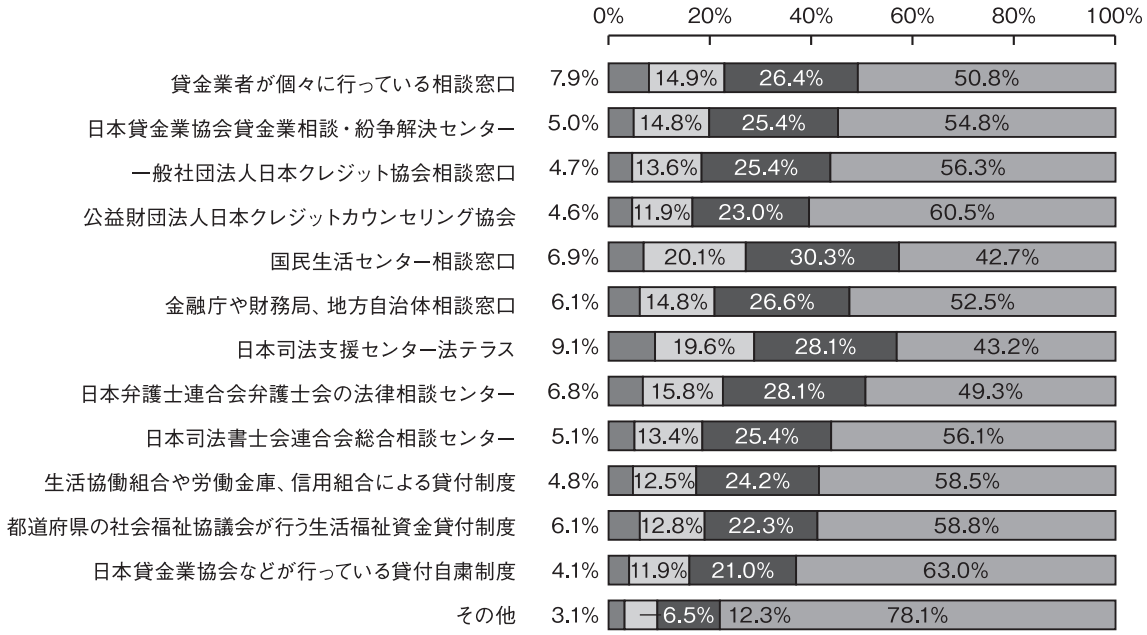

借入経験のある個人に対して、借入金の返済等に関するカウンセリングの利用意向について調査したところ、16.7%が「利用したい」と回答している。図31-2

図31-2 【借入経験のある個人の借入金の返済等に関するカウンセリングの利用意向（n=2,000）】

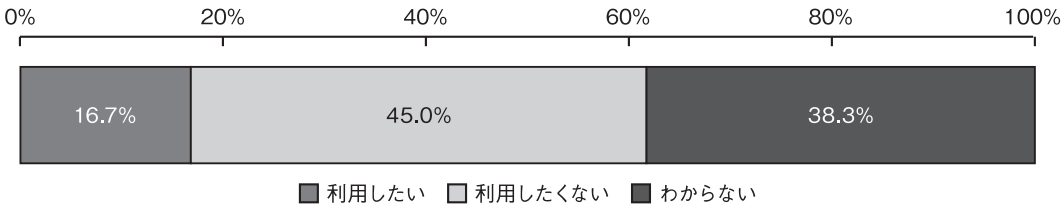

④セーフティネット貸付等の認知度と利用意向

借入経験のある事業者に対して、セーフティネット貸付等の認知度について調査したところ、「セーフティネット貸付等や保証制度を知らない」が51.4%と最も高く、次いで「セーフティネット貸付等や保証制度を知っているが、利用経験はない」が31.8%、「セーフティネット貸付等や保証制度を知っており、利用経験がある」が16.8%と続いている。図32-1

図32-1 【借入経験のある事業者のセーフティネット貸付等の認知度（n=1,000）】

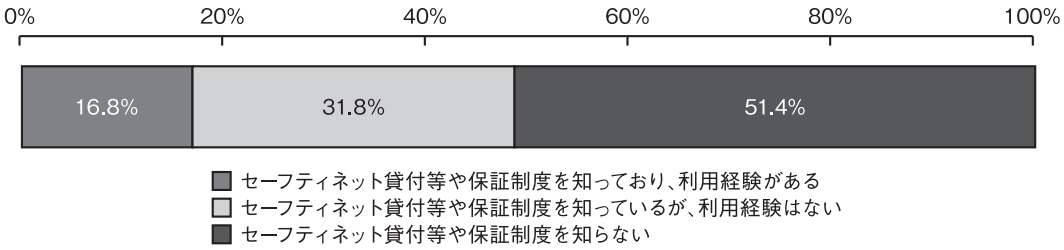

セーフティネット貸付等の利用意向については、「利用したい又は利用している」と「状況によっては利用したい」と回答した割合の合計は55.1%となった。図32-2

図32-2 【借入経験のある事業者のセーフティネット貸付等の利用意向（n=1,000）】

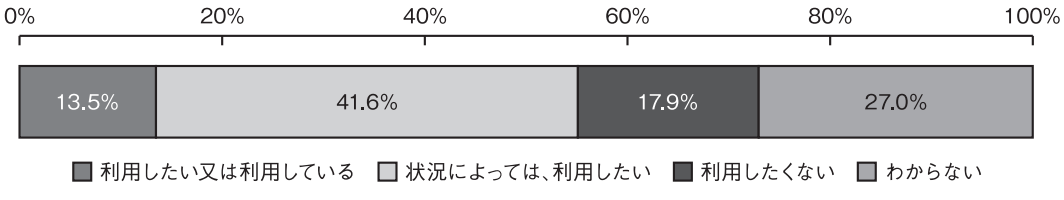

⑶社会問題となり得る可能性のある行動等について ＜借入経験のある個人＞

①消費者トラブル経験の有無

借入経験のある個人に対して、金融詐欺や悪質商法等による消費者トラブル経験の有無について調査したところ、「消費者トラブルになりかけた経験はない」が76.3%と最も高く、次いで「消費者トラブルになりかけた経験がある」が12.4%、「消費者トラブルの経験がある」が11.3%となった。また、年代別にみると、トラブル経験があると回答した割合は、20代以下が最も高い結果となっている。図33

図33 【借入経験のある個人の消費者トラブル経験の有無】

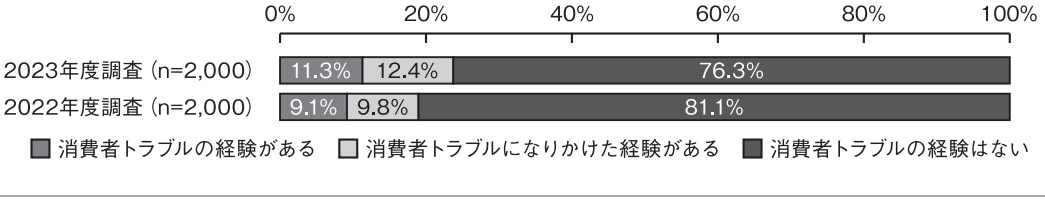

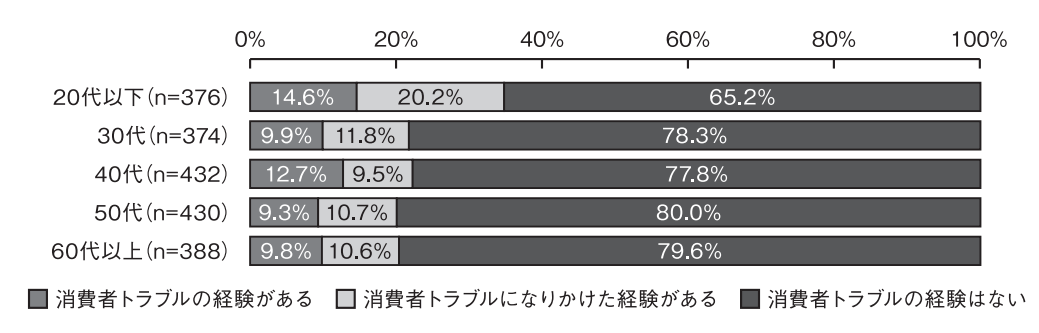

②ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等に対する認知・意識

借入経験のある個人に対して、ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の認知について調査したところ、「どのようなものか知っている」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が24.6%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が20.7%、「偽装質屋」が12.0%、「偽装ファクタリング業者」が10.1%、「SNSや掲示板などを通じた個人間融資」が13.4%となった。図34-1

図34-1 【借入経験のある個人のヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等の認知（n=2,000）】

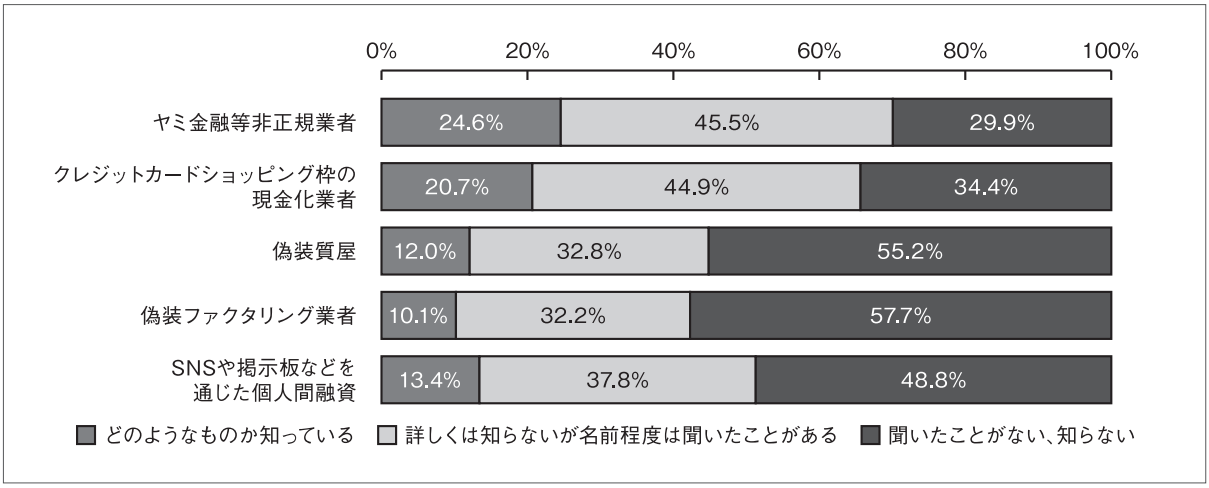

また、ヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等を利用することに対する意識について調査したところ、72.5%が「いかなる状況であっても、絶対利用したくないと思う」と回答している。図34-2

図34-2 【借入経験のある個人のヤミ金融等非正規業者やSNSなどを使った個人間融資等を利用することに対する意識（n=2,000）】

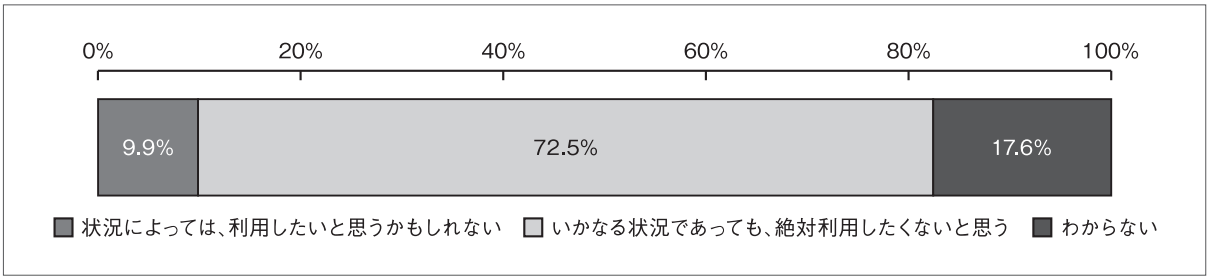

7. 資金需要者等が貸金業者に望むこと

⑴貸金業者に望むこと ＜借入経験のある個人・事業者＞

借入経験のある個人が貸金業者に望むことについては、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が45.8%と最も高く、次いで「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追求」が29.5%、「オンラインで完結する融資サービス」が29.1%となった。図35-1

図 35-1 【借入経験のある個人が貸金業者に望むこと（複数回答 n=2,000）】

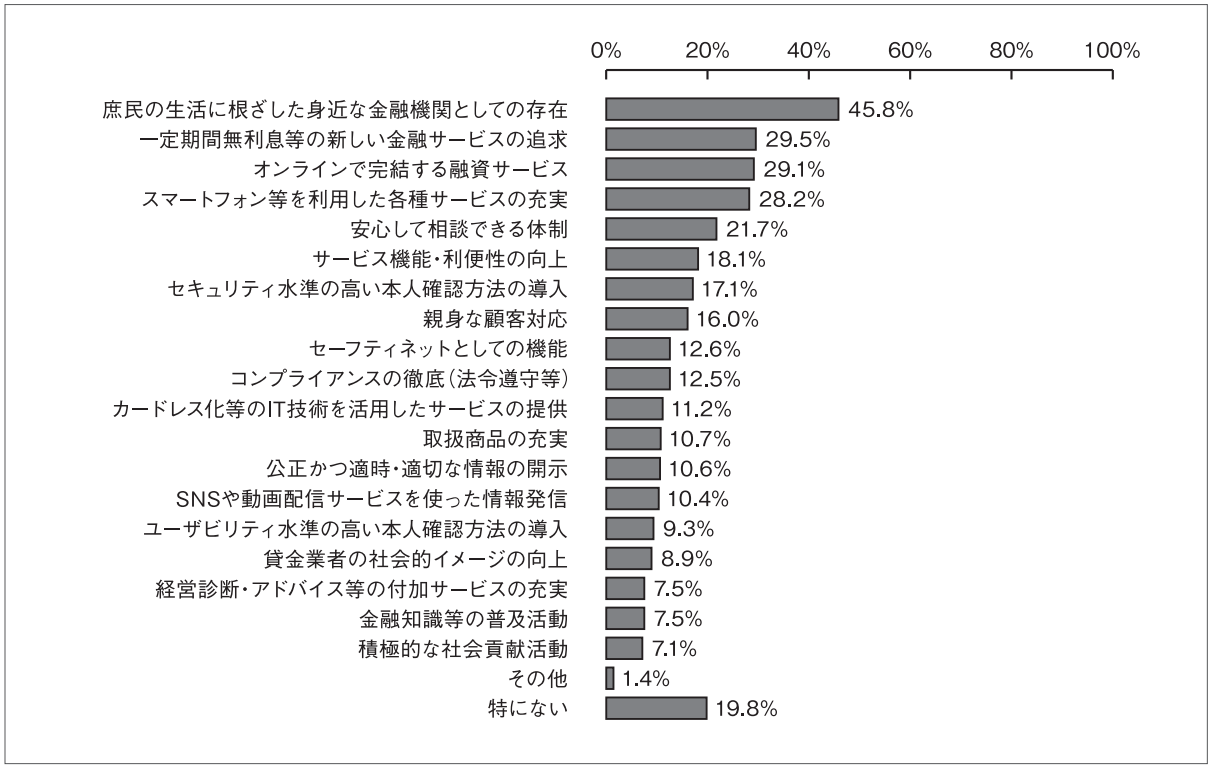

借入経験のある事業者が貸金業者に望むことについては、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が 52.0% と最も高く、次いで「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追求」、「オンラインで完結する融資サービス」が 35.3%、「安心して相談できる体制」が 29.0% となった。図 35-2

図 35-2 【借入経験のある事業者が貸金業者に望むこと（複数回答 n=1,000）】

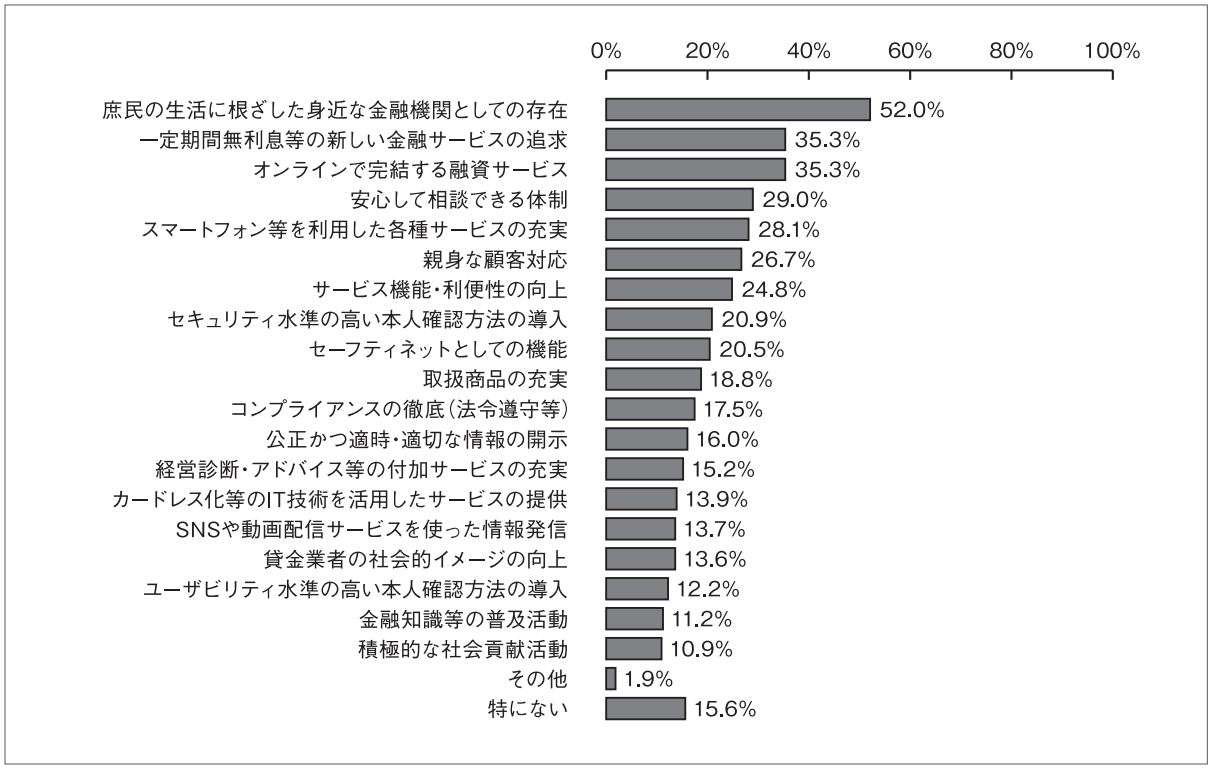

Ⅱ.貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

貸金業を取り巻く経営環境は、コロナ禍が収束に向かう中で、新規貸出はやや持ち直してきているものの、急激な物価上昇等の影響による事業コストの増加、デジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、引き続き厳しい状況に置かれています。

こうした背景を踏まえ、貸金業者の貸付実態や事業継続上の問題・課題等を調査し、貸金業者に求められている資金供給機能や社会的役割等を把握したうえで対応策を講じるなど、資金需要者等の利益の保護及び貸金業の健全な発展に資することを目的として、貸金業者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

調査概要

⑴調査方法	郵送及び電子メール・オンラインによる調査
⑵調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、及び非協会員 （日本貸金業協会と金融ADR手続実施基本契約を締結している貸金業者）
⑶調査期間	2023年12月24日から2024年1月31日
⑷調査票発送数	貸金業者1,404業者 ・協会員：896業者/非協会員：508業者 ※2023年11月末時点（発送直後に「廃業・不更新」となったもの等を除く）
⑸主な調査項目	①貸金市場の実像と動態 ・貸付金種別残高 ・属性（職業、年収、年齢、性別他）別の貸付件数 ・事業規模別貸付先の資金使途別残高 ・事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数　等 ②貸金業者の収益構造 ・直近3期の期末時点での収益、事業コスト ・主な資金調達先や資金繰りの変化　等 ・貸倒損失や利息返還の状況 ③貸金業者の課題と取組み ・貸金業者における経営の重要課題 ・相談内容の傾向と変化 ・カウンセリングの実施状況　等 ④貸金業者の今後の見通し ・今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点　等

▶調査回答事業者標本構成

⑴有効回答数	貸金業者807業者（協会員：649業者／非協会員：158業者）
⑵有効回答率 （有効回答数/発送数）	57.4％（前年比0.5ポイント増） ※協会員：72.4%(前年比2.8ポイント増) ※非協会員：31.1%(前年比1.9ポイント減)

属性		有効回答業者数（者）	構成比
事業規模（法人／個人）	法人貸金業者（資本金5億円以上）	125	15.5%
	法人貸金業者（資本金1億円以上5億円未満）	130	16.1%
	法人貸金業者（資本金1億円未満）	466	57.7%
	個人貸金業者	86	10.7%
	不明	―	―
	合計	807	100.0%
業態区分	消費者向無担保貸金業者	196	24.3%
	消費者向有担保貸金業者	66	8.2%
	事業者向貸金業者	296	36.7%
	クレジットカード・信販会社	175	21.7%
	リース・証券会社・他	61	7.6%
	非営利特例対象法人等	13	1.6%
	不明	―	―
	合計	807	100.0%
企業グループ系列	日本の企業グループ・系列に属している	395	48.9%
	海外の企業グループ・系列に属している	22	2.7%
	何れの企業グループ・系列にも属していない	370	45.8%
	不明	20	2.5%
	合計	807	100.0%

■業態区分
[消費者向無担保貸金業者] 消費者向無担保貸金業者
[消費者向有担保貸金業者] 消費者向有担保貸金業者　消費者向住宅向貸金業者　等
[事業者向貸金業者] 事業者向貸金業者　手形割引業者　建設・不動産業者　等
[クレジットカード・信販会社] クレジットカード会社　信販会社　流通・メーカー系会社　等
[リース・証券会社・他] リース会社　証券会社　投資事業有限責任組合　等
[非営利特例対象法人等] 非営利特例対象法人　一般社団法人　一般財団法人　等

■企業グループ・系列
「企業グループ・系列」とは、20％以上の議決権を所有している会社、ないしは出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる関係会社や、核となる有力企業のもとに形成された、グループ化された長期的取引関係のある企業等を指します。

属性		有効回答業者数（者）	構成比
主な貸付	主に消費者向貸付を取扱っている	416	51.5%
	主に事業者向貸付を取扱っている	391	48.5%
	うち、関係会社向貸付のみ取扱っている	30	3.7%
	不明	―	―
	合計	807	100.0%
貸付残高	1,000億円以上	31	3.8%
	100億円以上～1,000億円未満	54	6.7%
	10億円以上～100億円未満	132	16.4%
	1億円以上～10億円未満	263	32.6%
	1億円未満	185	22.9%
	貸付残高なし	141	17.5%
	不明	1	0.1%
	合計	807	100.0%
所在地域	北海道・東北	67	8.3%
	関東	374	46.3%
	うち、東京都内に所在している	318	39.4%
	中部	86	10.7%
	近畿	114	14.1%
	中国・四国	73	9.0%
	九州・沖縄	93	11.5%
	不明	―	―
	合計	807	100.0%

[主に消費者向貸付を取扱っている]：総貸付残高のうち、消費者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
[主に事業者向貸付を取扱っている]：総貸付残高のうち、事業者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
[関係会社向貸付のみ取扱っている]：総貸付残高のうち、関係会社向貸付の占める割合が10割の貸金業者

調査結果の概要

1. 貸金業者の実像と動態

⑴貸金業者数の変遷

登録貸金業者数及び協会員数の推移をみると、いずれも減少傾向が続いている。登録貸金業者数については、2009年3月の6,178業者から2023年3月には1,548業者と74.9%減少している。2009年3月から2011年3月までは前年対比で-20%を超える大きな落ち込みが続いたが、2011年3月以降の減少率は比較的緩やかになり、直近4年間では前年対比-5%を下回る推移を示している。図36

図36 【貸金業者数の変遷（登録貸金業者数、協会員数）】

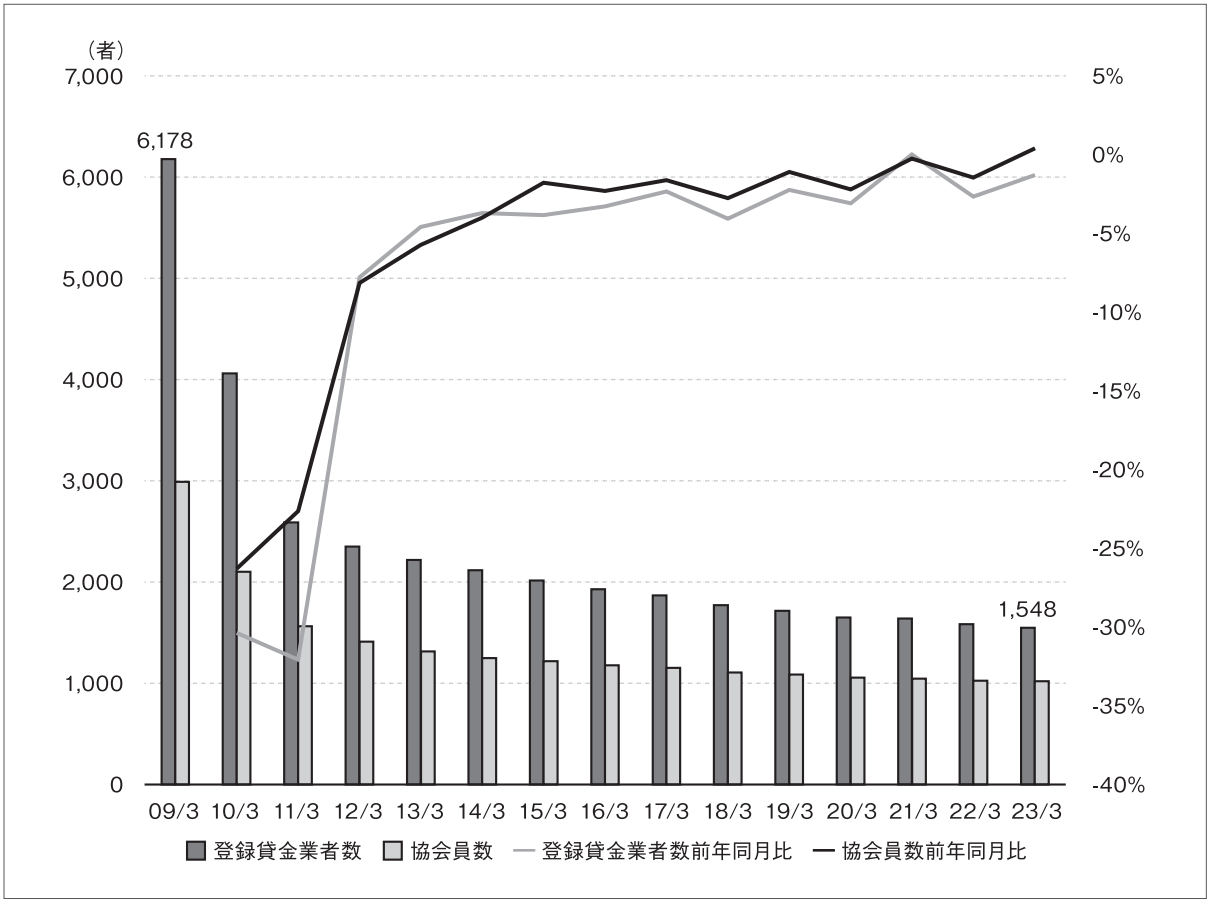

また、貸金業者の業態別に、貸付残高のある貸金業者数の推移をみると、消費者金融業態の減少が顕著であり、2009年3月の2,057業者から2023年3月には385業者と81.3%減少している。事業者金融業態の貸金業者数についても、2009年3月の1,486業者から2023年3月には584業者と60.7%減少している。対して、クレジット業態等においては、減少率は比較的緩やかではあるものの、2009年3月の326業者から2023年3月には235業者と27.9%減少している。図37

図37 【業態別貸金業者数の変遷】

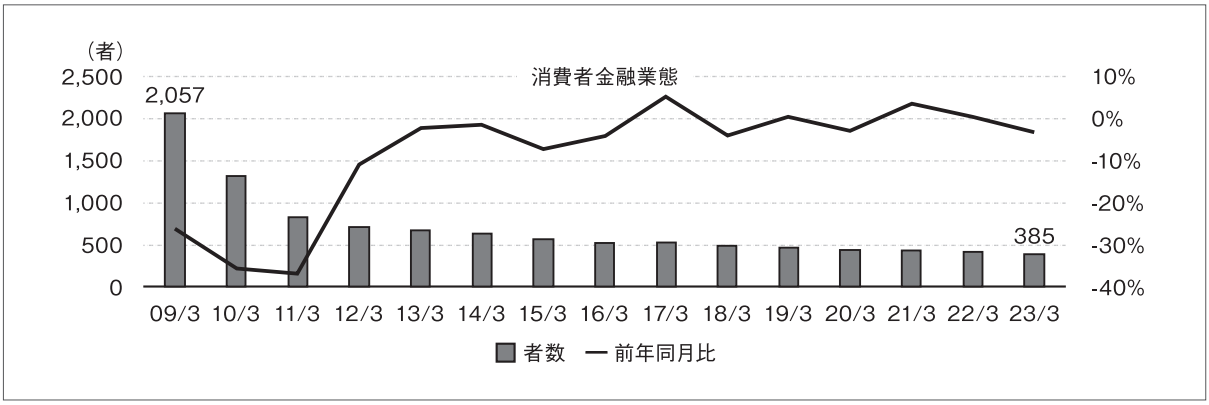

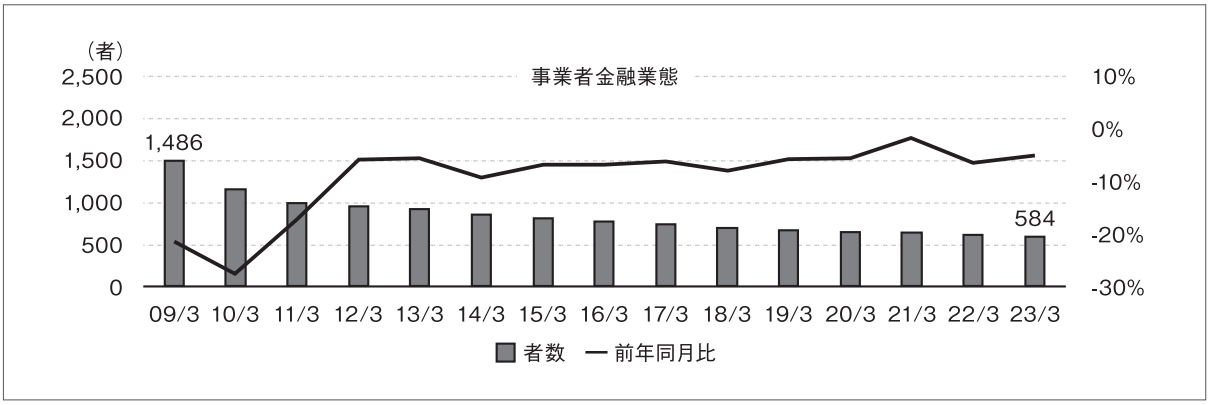

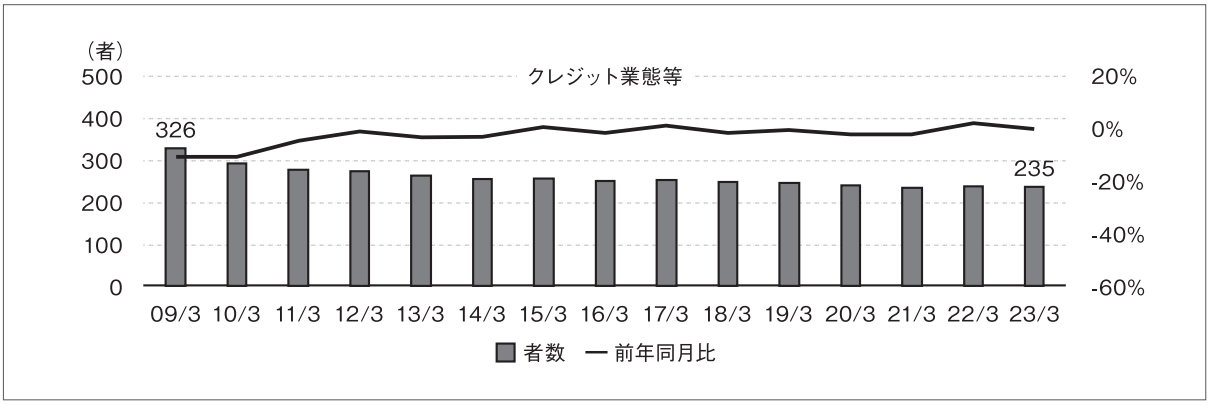

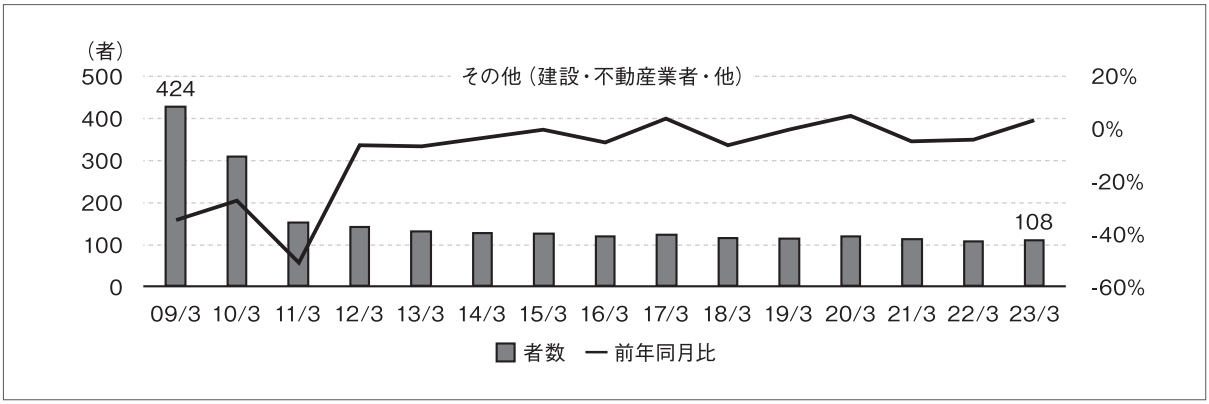

※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

⑵貸金業以外の事業との兼業状況

貸金業者における貸金業以外の事業との兼業状況について調査したところ、「直近5年以内に貸金業以外の事業との兼業を始めた」が18.9%、「5年よりも前から貸金業以外の事業と兼業している」が51.9%、「兼業していない」が29.2%となり、多くの貸金業者が貸金業以外の事業と兼業していることが見て取れる。図38-1

図38-1 【貸金業以外の事業との兼業状況（n=777）】

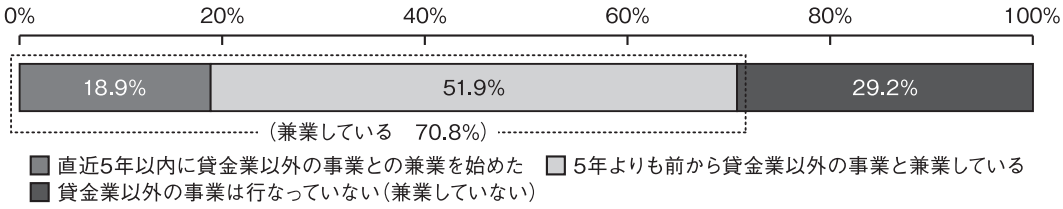

貸金業と兼業している業種では、「貸金業以外の金融・保険・投資関連業」が45.0%と最も高く、次いで「販売信用業」が37.1%、「不動産業」が32.5%となっており、多様な事業における兼業化を行っている様子がわかる。図38-2

図38-2 【兼業している貸金業以外の業種（複数回答）】

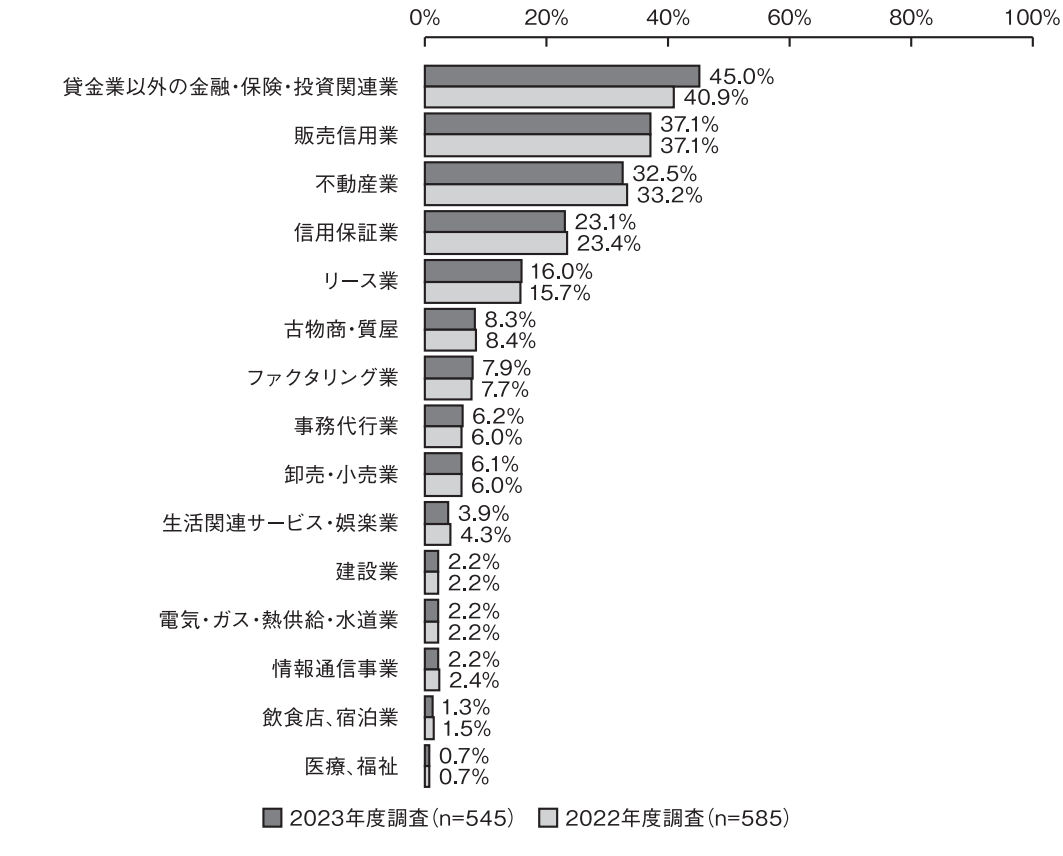

⑶貸付の実態

①貸付先の状況

消費者向貸付（貸付先）における年収別貸付先件数の構成比について調査したところ、「300万円未満」の低所得者層の占める割合が32.8%、「300万円以上～500万円未満」の中所得者層が39.1%、「500万円以上」の高所得者層が28.1%となっている。偏りの少ないバランスのとれた構成であることからも、貸金業者による健全な資金供給機能が的確に発揮されていることを裏付ける結果となっている。図39-1

図39-1 【年収別貸付先件数の構成比（n=203）】

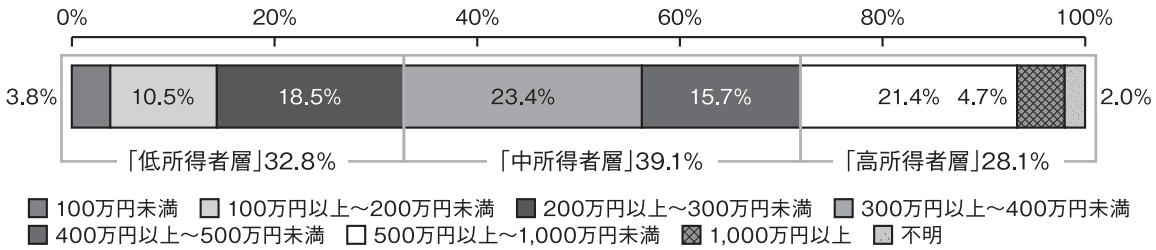

また、事業者向貸付（貸付先）における年商別貸付先件数の構成比をみると、「1,000万円以下」の占める割合が45.4%と最も高く、次いで「3,000万円以下」が26.4%、「5,000万円以下」が9.8%となり、5,000万円以下で全体の81.6%を占めた。図39-2

図39-2 【年商別貸付先件数の構成比（n=204）】

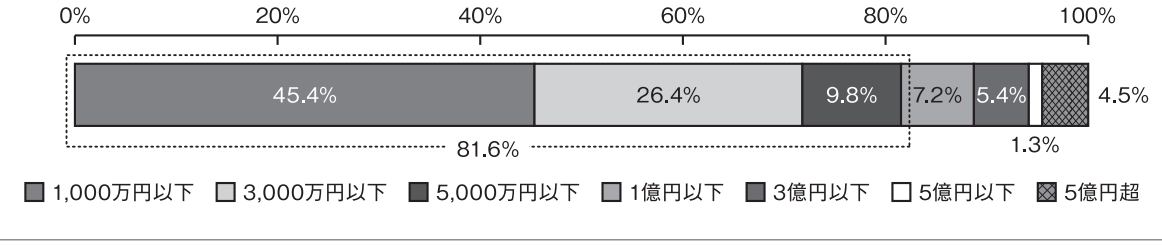

事業者向貸付（貸付先）における業種別貸付先件数の構成比をみると、「土木・建築業」の占める割合が29.0%と最も高く、次いで「サービス業」が18.0%、「卸・小売業」が11.2%となり、銀行などの預金取扱金融機関では対応が難しい中小零細事業者への資金供給の担い手として貸金業者が重要な役割を果たしている様子がみてとれる。図39-3

図39-3 【業種別貸付先件数の構成比（n=328）】

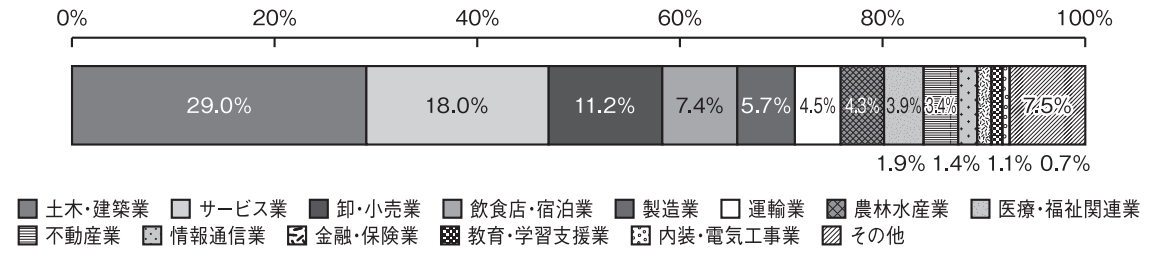

②貸付残高の推移

消費者向貸付残高の推移をみると、2009年3月～2012年3月は大きく落ち込んだが、その後緩やかな微減推移となり、2016年3月より増加傾向に転じている。貸付残高は2009年3月の157,281億円から2023年3月には74,629億円と52.6%減少している。図40-1

図40-1 【消費者向貸付残高の推移】

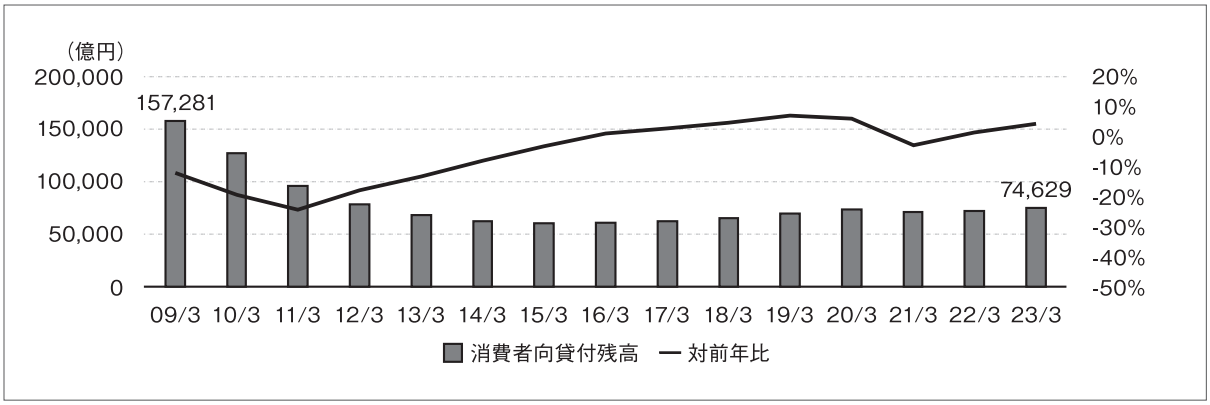

※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

一方で事業者向貸付残高は、2009年3月の221,186億円から2023年3月には295,009億円と33.4%増加している。2010年3月には前年対比-20%超の落ち込みがあったが、それを除くと経年ではほぼ横ばいの推移となり、足元では2023年3月には前年比5.6%の伸びとなっている。図40-2

図40-2 【事業者向貸付残高の推移】

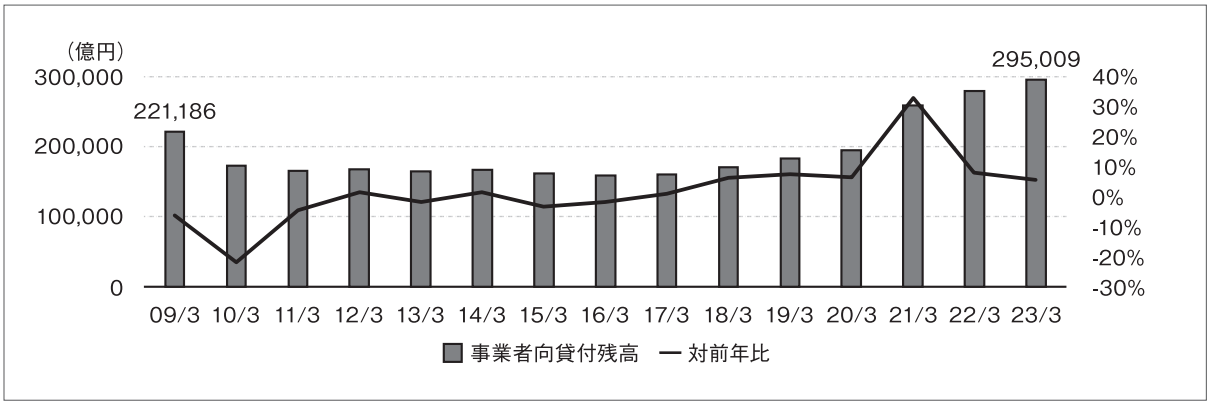

※金融庁が公表している「貸金業関係資料集」をもとに日本貸金業協会が作成。

2. 貸金業者の課題と取組み

⑴経営における重要課題

重要経営課題のうち最も重要な課題として取り組んでいるものについては、「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が25.8%と最も高く、次いで「コンプライアンスの徹底」が25.0%、「営業力や収益力の強化」が21.2%と続いている。図41

図41 【重要経営課題と最重要経営課題の内訳（「重要な課題として取り組んでいるもの」は複数回答）】

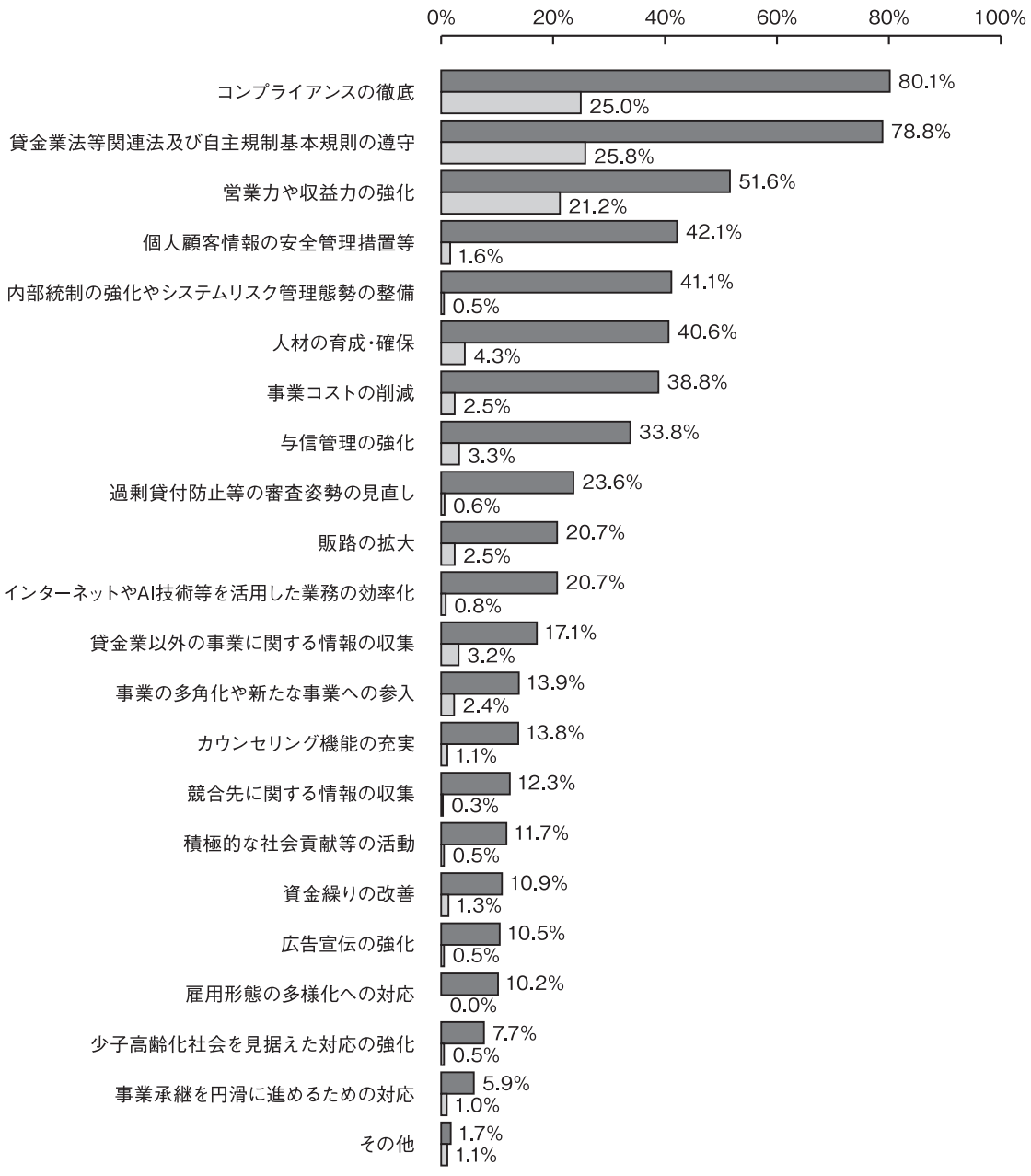

⑵相談内容の傾向と変化

直近1年間の利用者からの相談の有無について確認したところ、「借入について」、「返済について」では、相談があると回答した割合が、それぞれ84.4%、83.2%と高い結果となっている。一方で、「生活設計や事業の資金繰りについて」の相談も一定割合を占める結果となった。図42-1

図 42-1 【利用者からの相談の有無】

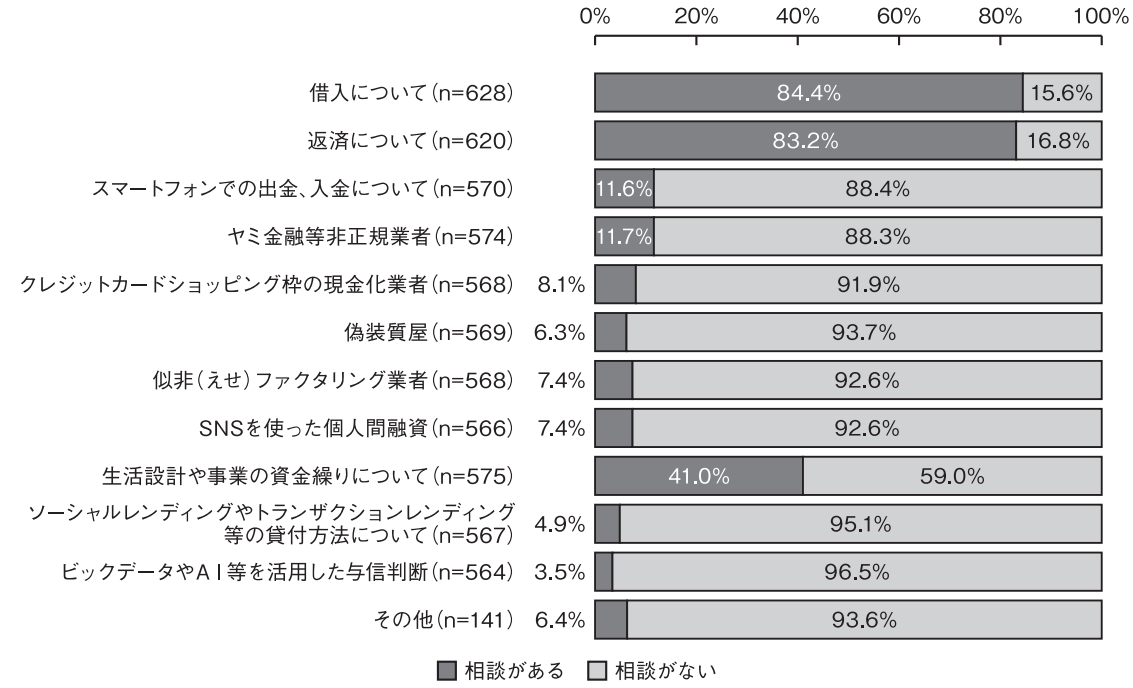

また、利用者からの相談内容の増減では、「似非（えせ）ファクタリング業者」や「ヤミ金融等非正規業者」、「スマートフォンでの出金、入金について」などの項目で増加している割合が高い結果となっている。図 42-2

図 42-2 【利用者からの相談内容の増減】

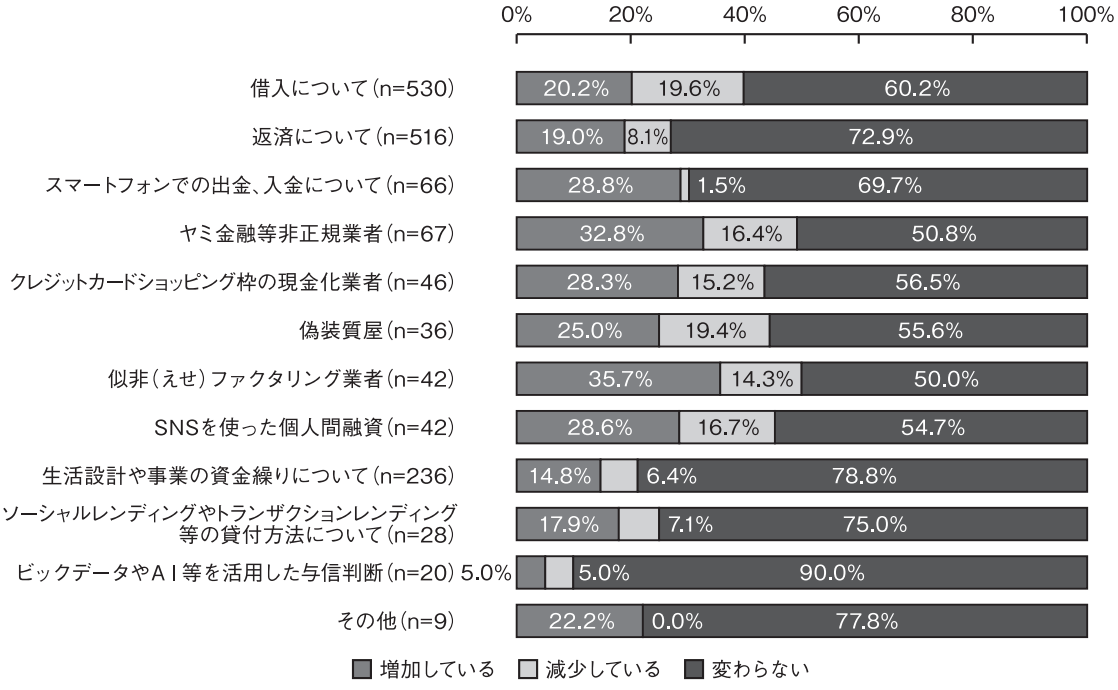

⑶資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み

貸金業者における資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み状況について調査したところ、現在行っているものでは、「対面や電話における顧客との会話を通して、家計管理やローンの利用に関する説明・アドバイス」と回答した割合が75.6%と最も高く、次いで「金融に関する基礎知識や留意点の説明、詐欺被害に関する注意喚起等のホームページコンテンツを作成」が31.5%、「金融に関する基礎知識や留意点の説明、詐欺被害に関する注意喚起等のパンフレットやポスター、教材等を作成して配布」が27.4%となった。図43

図43 【資金需要者等の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答）】

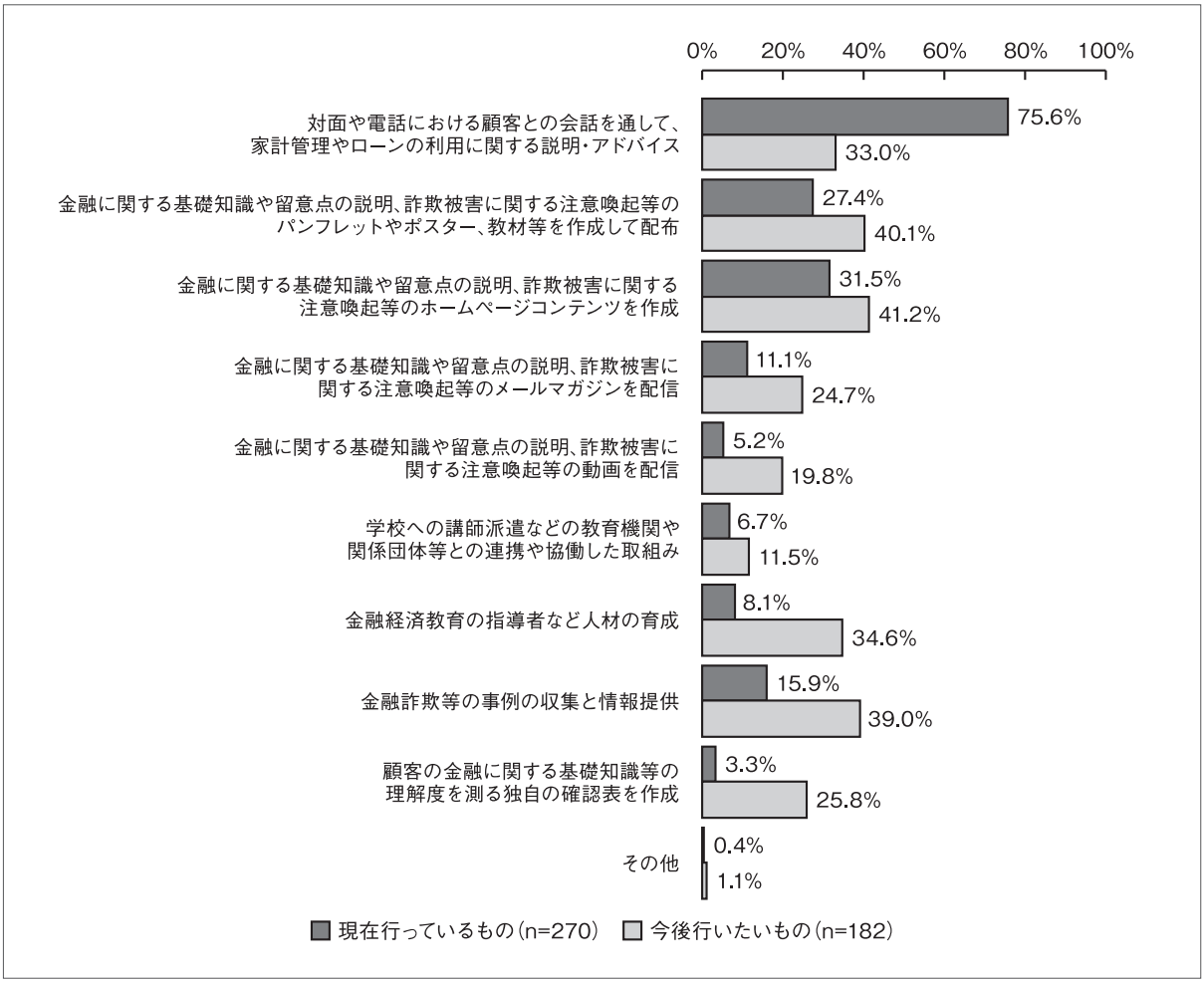

3. 事業環境の変化と今後の見通し

⑴貸金業を取り巻く環境の変化

①貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化

貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化について調査したところ、「市場の縮小・構造的変化」が47.4%と最も高く、次いで「企業収益や雇用・所得環境の改善などの景気動向」が43.5%、「少子高齢化・人口減少」が41.9%となった。図44

図44 【貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化（複数回答）】

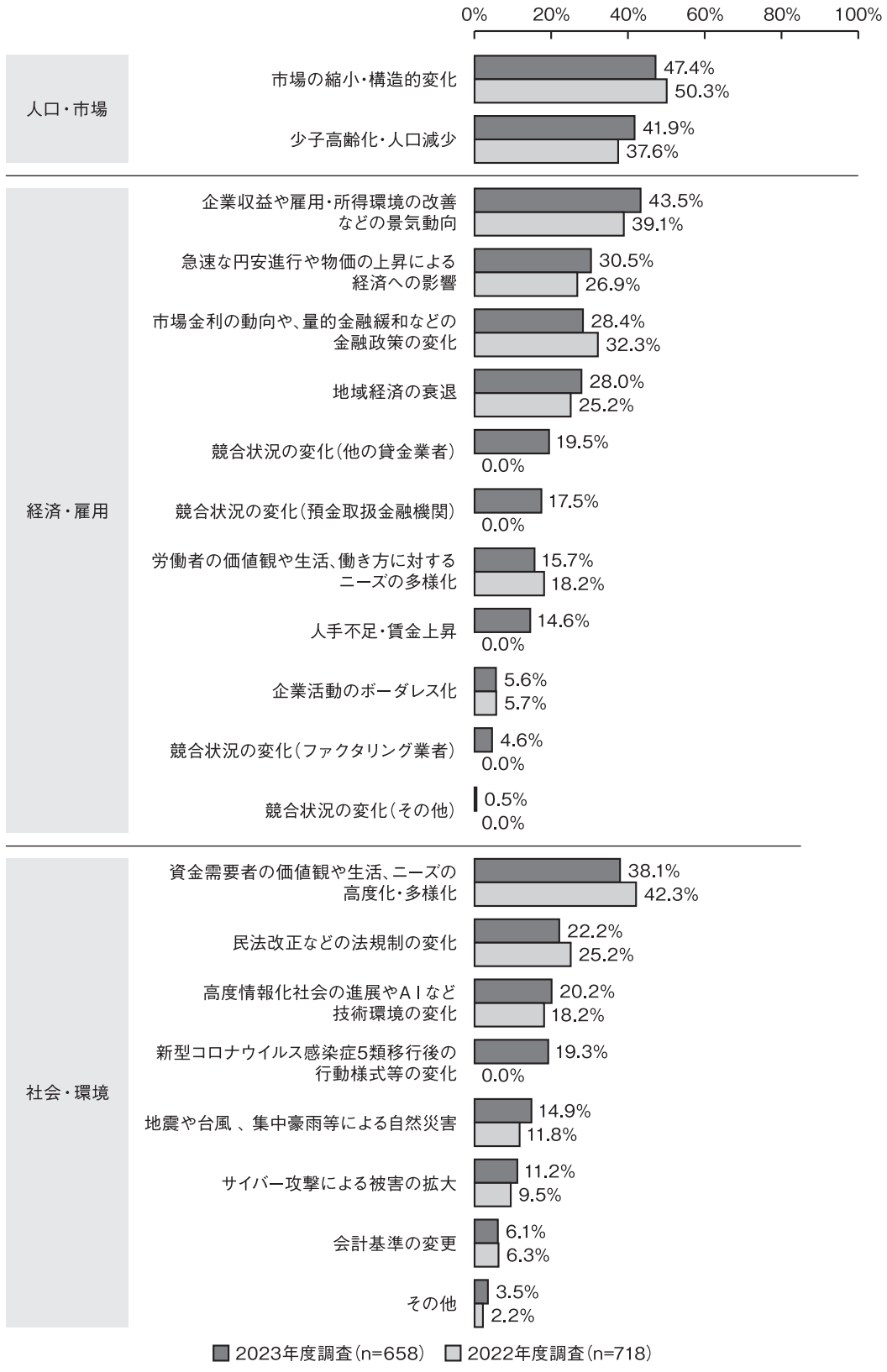

②顧客ニーズの変化

貸金業者における、感じている（意識している）顧客ニーズの変化について調査したところ、個人顧客のニーズ変化については、「スマートフォンを使ったサービスが選好される傾向が強まっている」が52.4%と最も高く、次いで「非対面でのサービスが選好される傾向が強まっている」が52.2%、「時間や場所にとらわれない傾向が強まっている」が34.9%となった。一方、法人顧客のニーズ変化については、「借入する際の金利を気にする傾向が強まっている」が35.1%と最も高い結果となった。図45

図45 【顧客ニーズの変化（複数回答）】

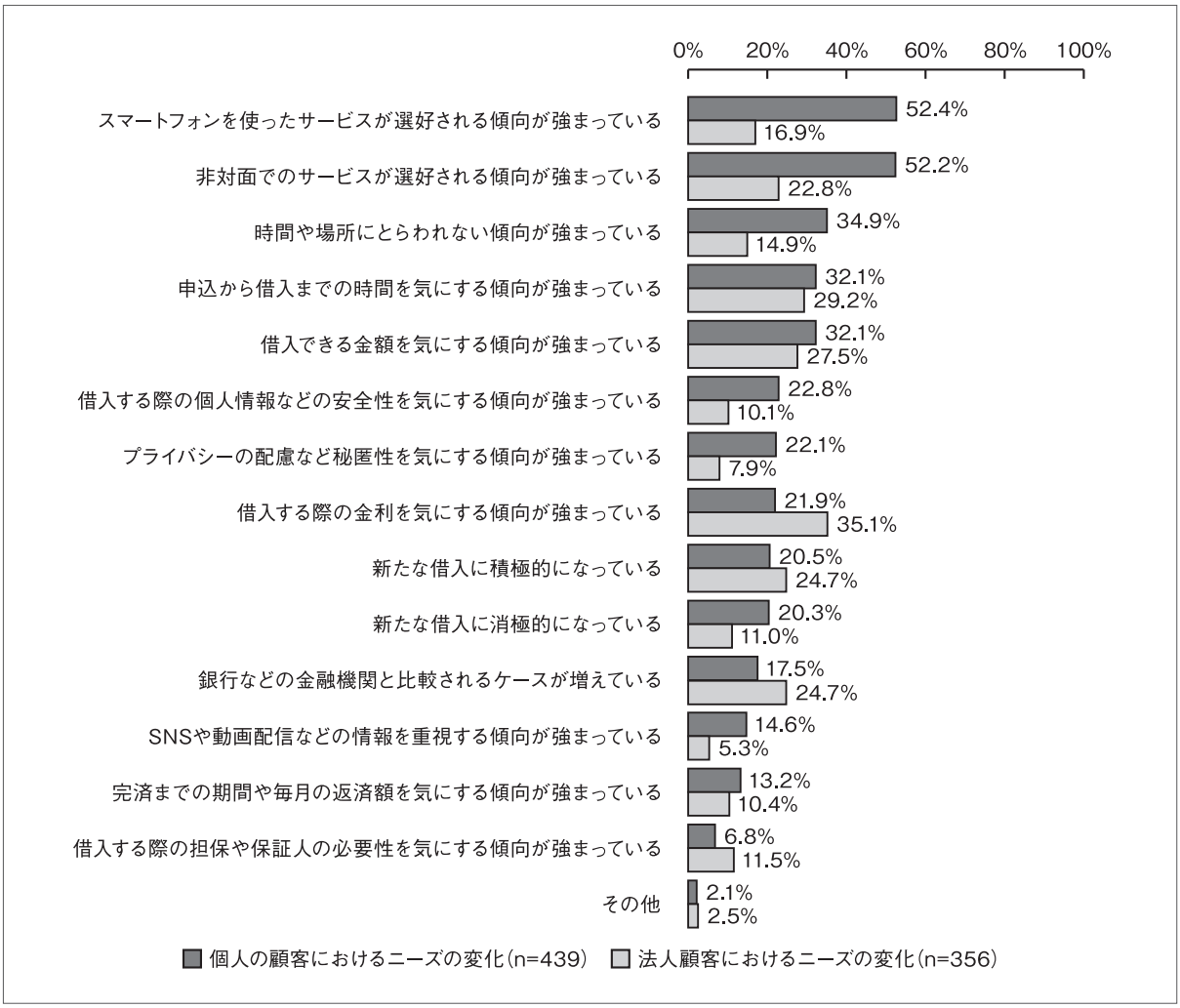

⑵利息返還の状況

2022年度（2023年3月度）の利息返還金と元本毀損額の合計は、991億円となっており、直近3年間の推移をみると、微減傾向にあるものの、依然として収束が見えない状況が続いている。また、最高裁判所判決後17年間の利息返還金と元本毀損額の合計は約7.5兆円となり、2022年度の期末利息返還引当金残高約0.3兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約7.8兆円となっている。図46-1

図46-1 【利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移】 （単位：億円）

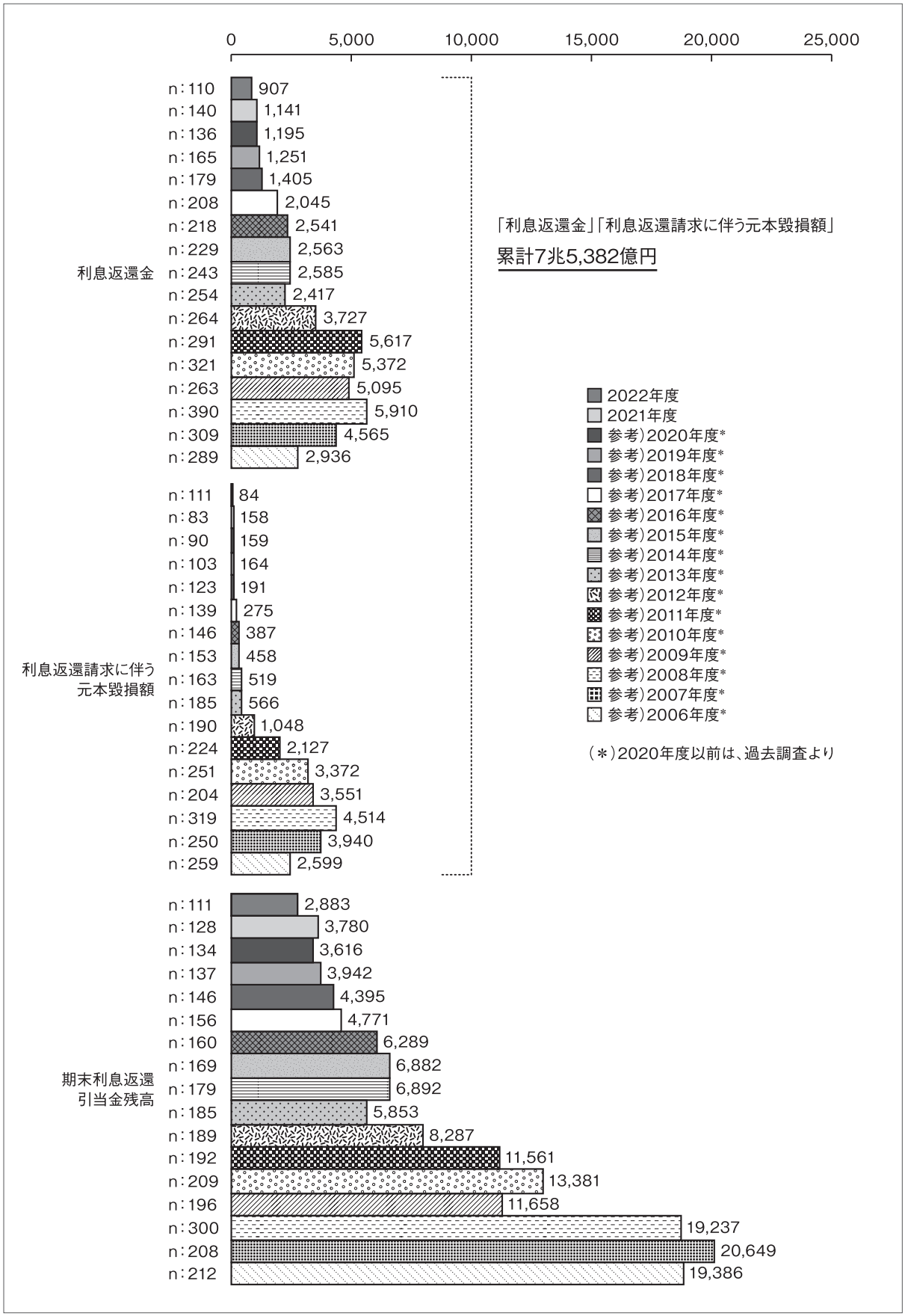

利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が69.7%と最も高く、「残高ありの先」が30.3%となった。図46-2

また、直近1年間の利息返還請求による影響の変化では、「改善した」、「やや改善した」と回答した割合が全体でそれぞれ、6.3%、10.8%となっており、昨年度調査と比べていずれも低下している。図46-3

図46-2 【利息返還請求時の債務者区分（n=190）】

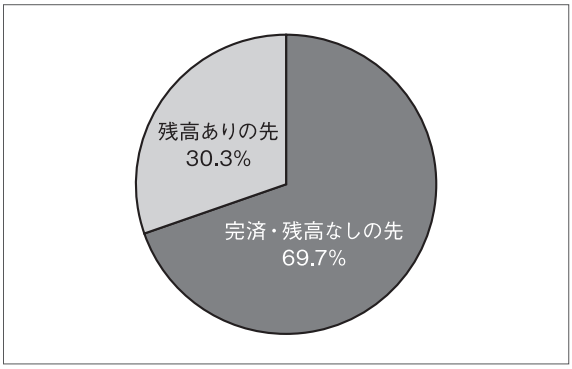

図46-3 【前年度と比較した利息返還請求による影響の変化】

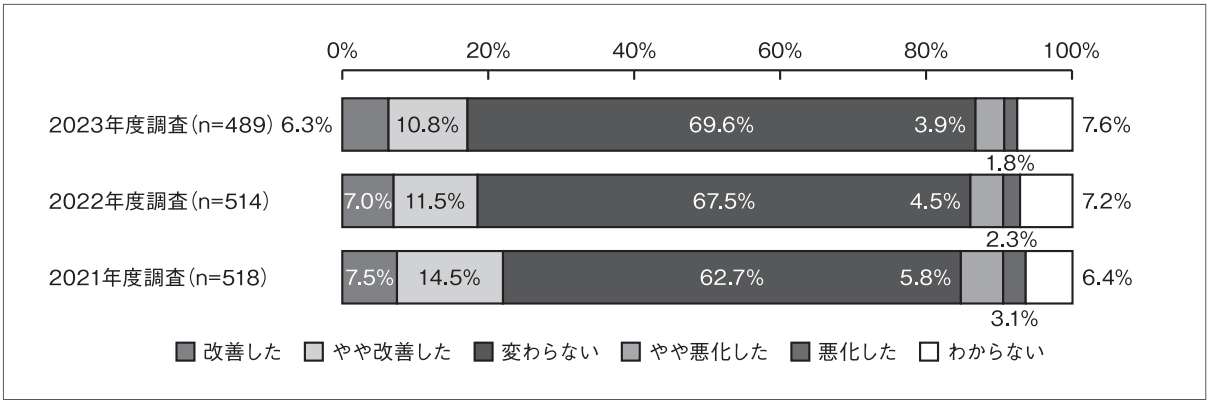

⑶貸金業者の業況感

貸金業者の業況感について調査したところ、1年前との比較については、「良くなった」と回答した割合は、「申込状況」が16.6%、「貸付状況」が14.4%、「回収状況」が6.5%、「収益状況」が14.7%となった。また、1年後の見込みについては、「良くなる」と回答した割合は、「申込状況」が13.9%、「貸付状況」が13.6%、「回収状況」が7.8%、「収益状況」が14.3%となった。図47

図47 【貸金業者の業況感】

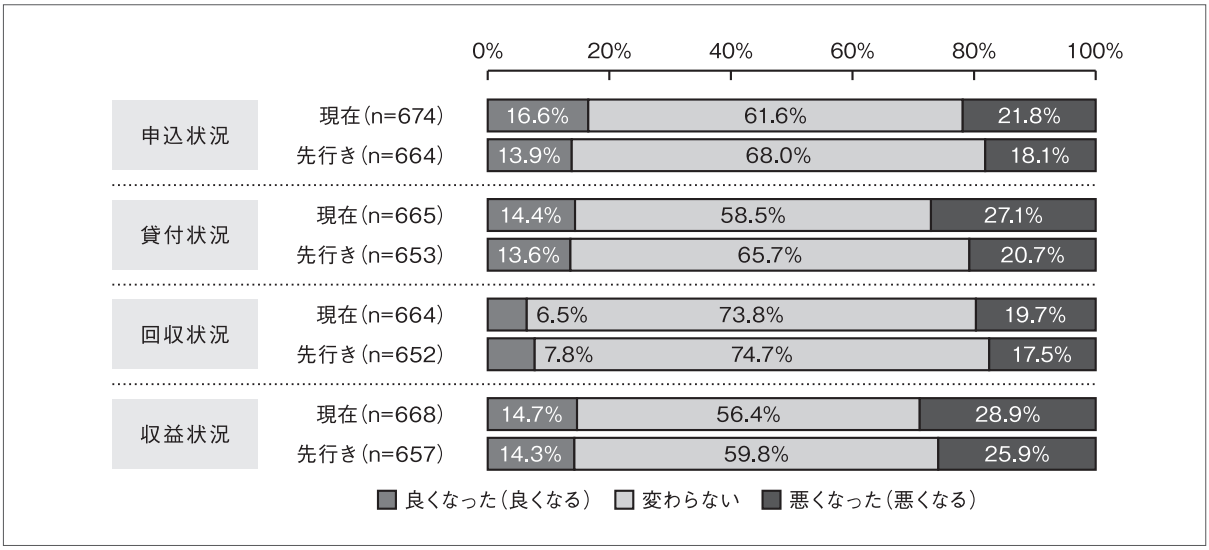

⑷貸金業の今後の見通し

貸金業者における今後の貸金業の見通しをみると、「現状維持」と回答した割合が65.2%と最も高く、次いで「事業拡大」が15.4%、「事業縮小」が13.9%と続いている。図48-1

図48-1 【今後の貸金業の見通し】

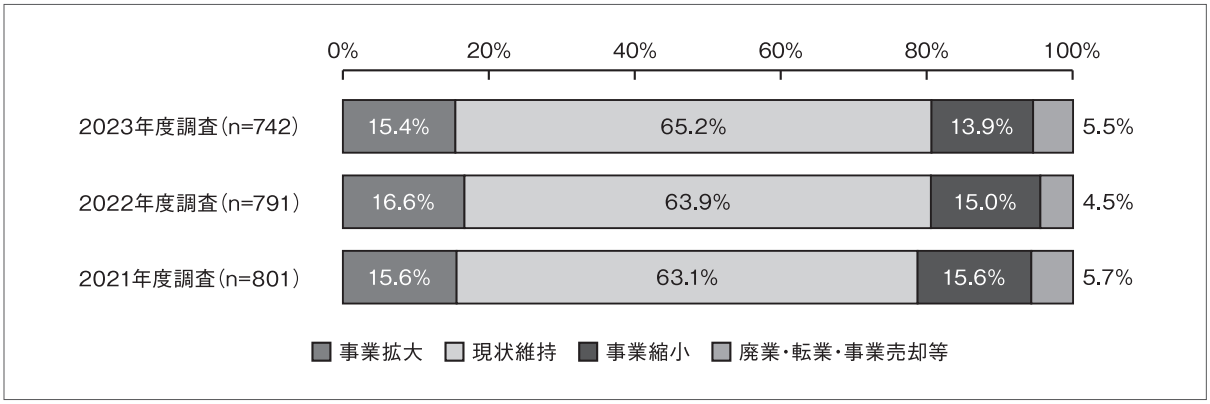

また、現在は行っていないが、今後行いたい貸付についてみると、消費者向貸付では、無担保貸付が13.8%で最も高く、次いで有担保貸付が10.3%となっている。一方、事業者向貸付においては、有担保貸付が51.7%で最も高く、次いで無担保貸付が31.0%となっている。図48-2

図48-2 【現在行っていないが、今後行いたい貸付の内訳（複数回答 n=58）】

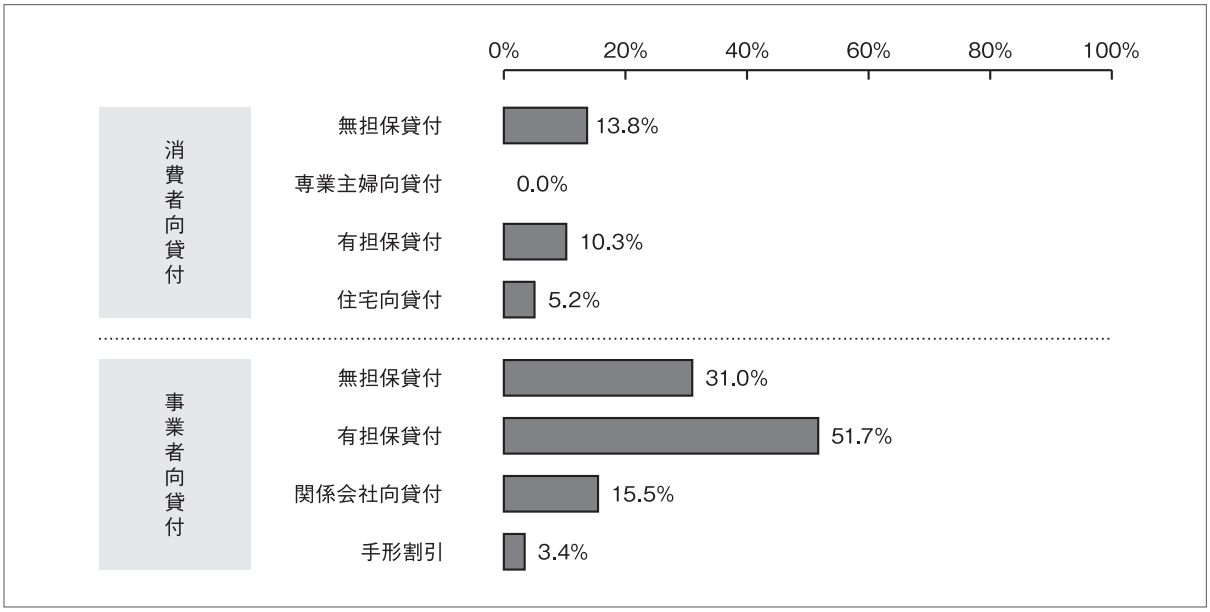

⑸動産や債権を担保とした貸付

現在行っている動産や債権を担保とした貸付の具体的な内容をみると、「売掛債権（売掛金、完成工事未収入金、診療報酬債権等）」が60.5%と最も多くなっている。一方で、「賃借権、火災保険金請求権等」、「機械設備（製造設備、太陽光発電設備等）」といった様々な担保を取得していることがわかる。図49

図49 【動産や債権を担保とした貸付の具体的な内容（複数回答 n=76）】

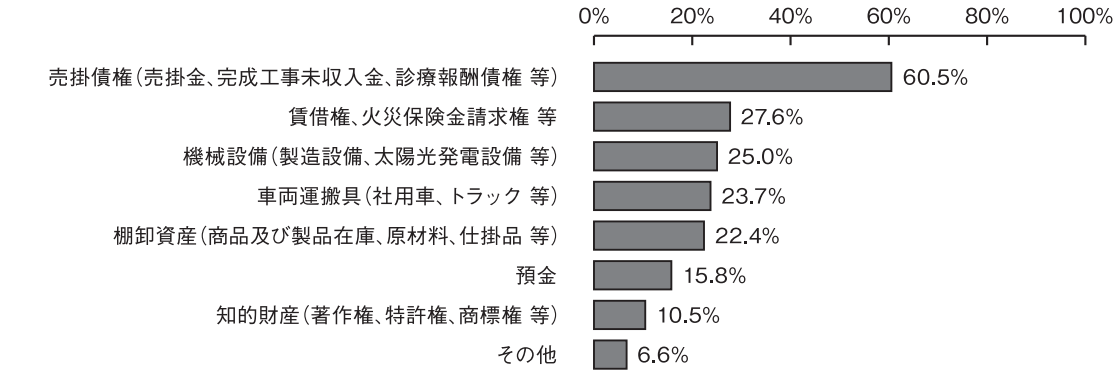

⑹新しい担保制度の法的見直しに対する関心度

法務省や金融庁などで検討が進んでいる新しい担保制度（事業成長担保権）の法的見直しに関する関心度については、「新しい担保制度が導入されても活用する予定もないし、関心もない」が36.0%と最も高くなっている。また、「詳しくは知らない」、「まったく知らない」があわせて37.9%となっており、関心度に向上の余地があることがみてとれる。図50

図50 【新しい担保制度の法的見直しに対する関心度（n=676）】

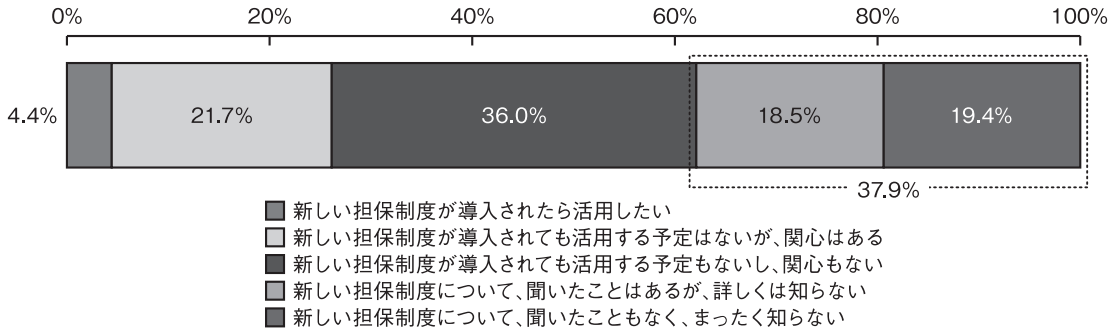

⑺インターネットを活用したサービスの実施状況

事業者向貸金業者における施策・サービスへのインターネット活用状況をみると、顧客との連絡方法・手段としての「電子メール」の利用が58.9%と最も高く、次いで「インターネット（パソコン）での申込受付」が43.1%、「インターネット（携帯・スマートフォン）での申込受付」が34.9%と続いている。申込受付、返済、顧客との連絡方法・手段の全てにおいて、依然としてインターネット活用の余地があることがうかがえる。図51

図51 【現在実施している施策・サービス】

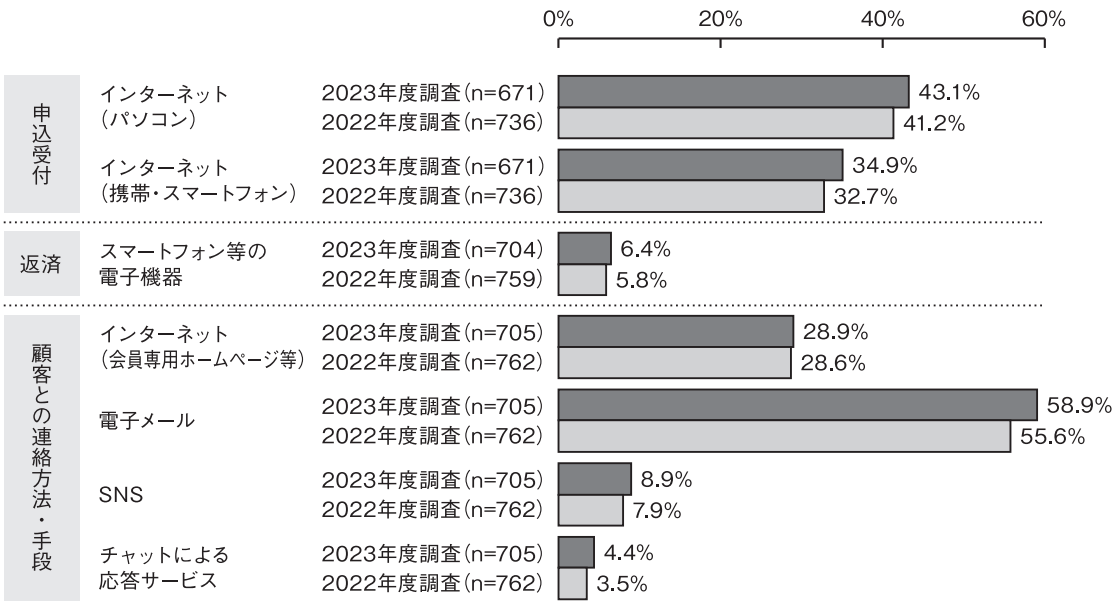

⑻今後の事業方針や事業のあり方

貸金業の今後の見通しで、「現状維持」、「事業拡大」と回答した貸金業者の今後の事業方針や、考えている事業のあり方などについてみると、「事業コスト構造の改善や、経営資源の効率的な活用」と回答した割合が70.0%と最も高くなっている。図52-1

図52-1 【今後の事業方針や事業のあり方（複数回答）】

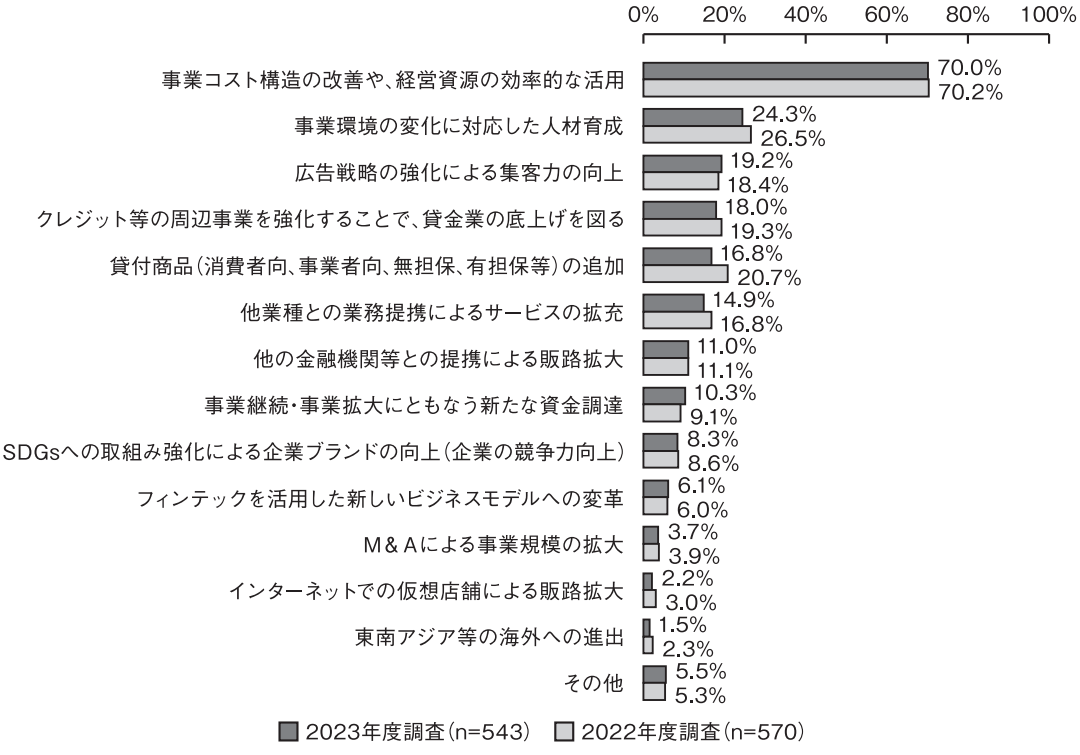

貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組みについて調査したところ、現在取組みを行っているものでは「人件費の見直し・効率化」が43.9%と最も高く、次いで「既存のシステムコスト等の見直し・効率化」が40.6%、「広告宣伝費の見直し・効率化」が33.0%となった。図52-2

図52-2 【貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組み（複数回答）】

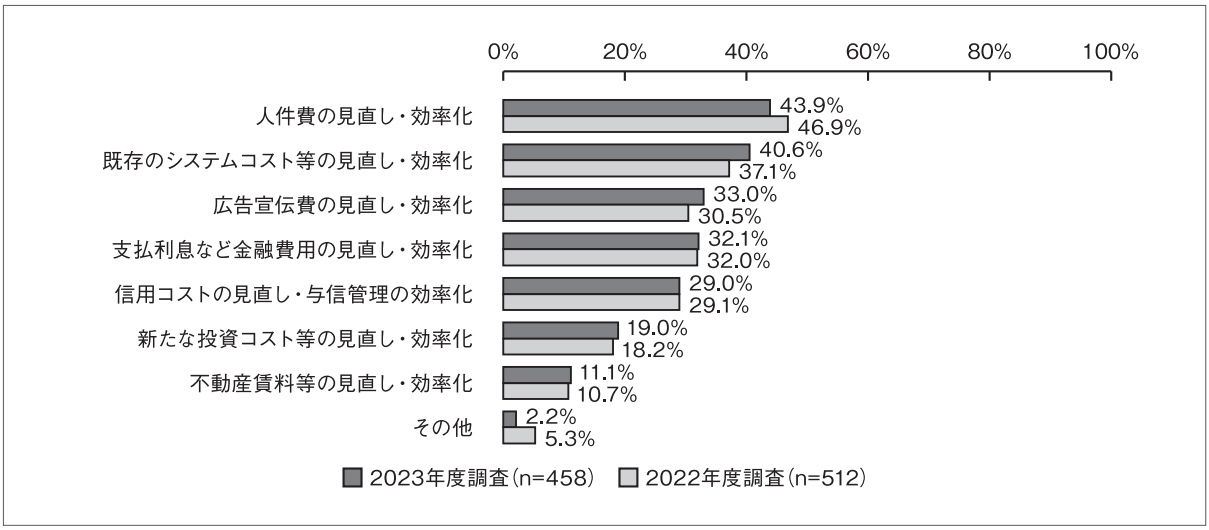

⑼事業継続上の課題や問題点

貸金業の今後の見通しで、「事業縮小」、「廃業」、「転業」、「事業売却等」と回答した貸金業者の事業を継続する上での課題をみると、「収益性、利幅の減少」が37.0%と最も高く、次いで「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」が36.3%、「集客力の低下」が28.8%と続いている。図53-1

図53-1 【事業継続上の課題や問題点（複数回答）】

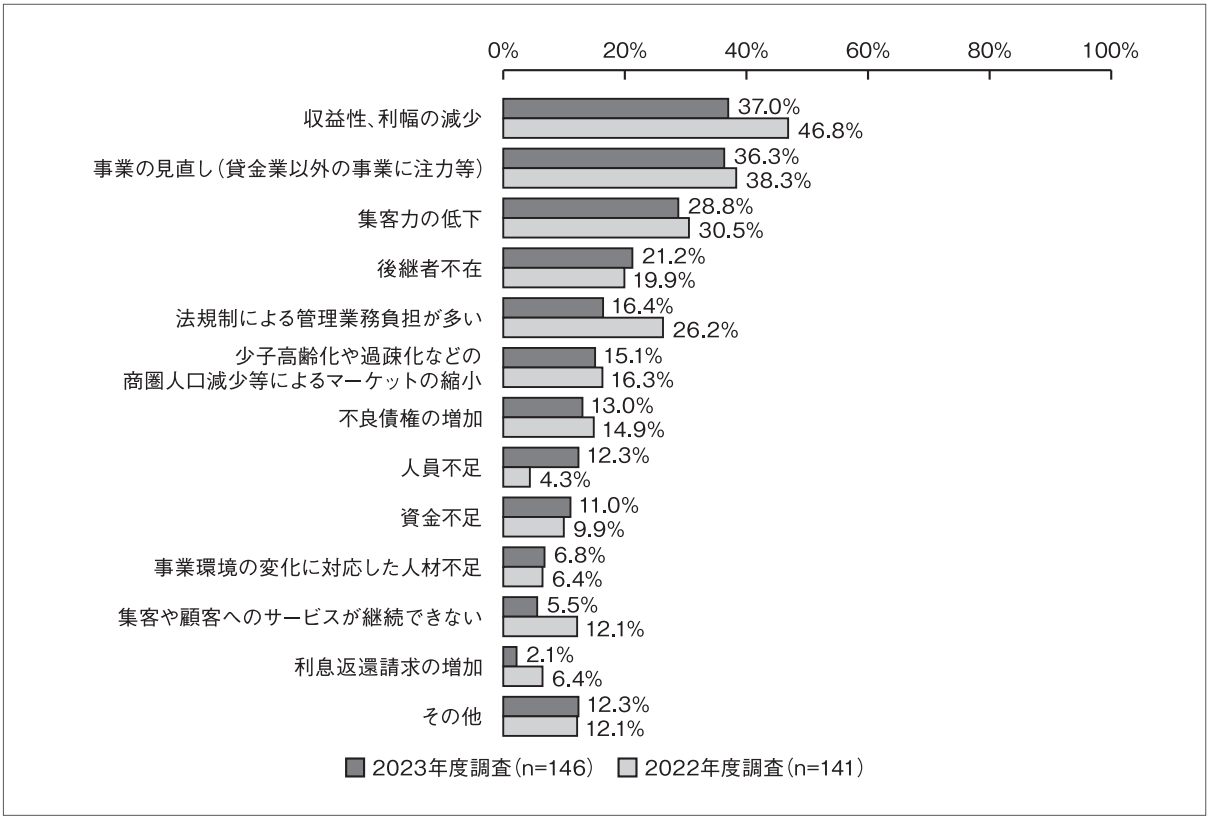

また、貸金業者の業態別では、消費者向無担保貸金業者では「収益性、利幅の減少」と「集客力の低下」、消費者向有担保貸金業者では「収益性、利幅の減少」、事業者向貸金業者やクレジットカード・信販会社、リース・証券会社・他では「事業の見直し（貸金業以外の事業に注力等）」がそれぞれ最も高くなっている。図53-2

図53-2 【業態別の事業継続上の課題や問題点（複数回答）】

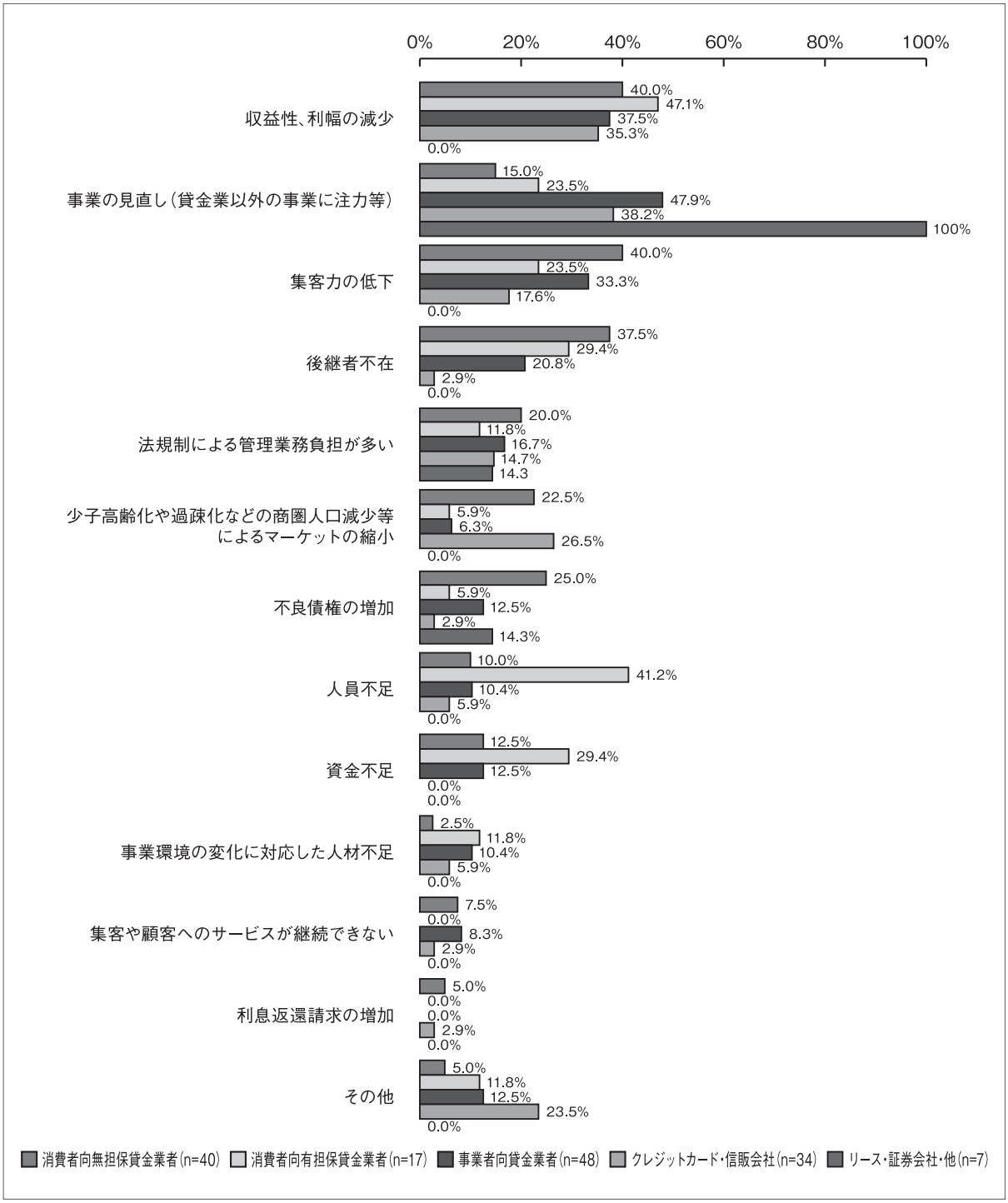

より詳しい調査結果の内容につきましては、日本貸金業協会Webサイトにてご覧ください。
日本貸金業協会Webサイト　https://www.j-fsa.or.jp/
貸金業関連資料（調査・分析レポート等）　https://www.j-fsa.or.jp/material/report/

貸金業関連資料
（調査・分析レポート等）は
こちらから▶

事業者金融の変遷と展望

事業者金融の実情に関するヒアリング調査レポート

業務企画部　調査課

はじめに

日本の貸金業における事業者金融の歴史は古く、明治期から現在に至るまで、時代の波に翻弄されながらも中小零細事業者の資金繰りにかかせない存在として発展を遂げてきた。

しかし、近年では市場の動向や社会のありようが目まぐるしく変化し続ける中、事業者金融業者は、かつてないほどに厳しい経営環境に置かれており、加えて、異業種との激しい競争にも直面している。

また、金融庁が公表している貸金業者の貸付残高をみると、2023年3月末時点における事業者向貸金業者の貸付残高（手形割引残高を除く）は、前年対比2.1%増の10.8兆円となり、直近5年間の平均伸び率でも5.7%と増加傾向で推移している。一方で、事業者金融業者数は依然として減少傾向が続いている。加えて、事業者金融業者の大半が首都圏エリアに集中している状況にある。

このレポートでは、これまでの事業者金融の歴史的変遷を踏まえ、複数の事業者金融業者に対してヒアリング調査を行った結果から、現在事業者金融が直面している問題等を明らかにするとともに、今後の課題と展望について考察する。

都道府県別協会員数（事業者向貸金業者数）

●2024年3月末時点の協会員数　**1,018**者
うち、事業者向貸金業者数　**359**者

※「事業者向貸金業者数」には、「手形割引業者」27者を含む

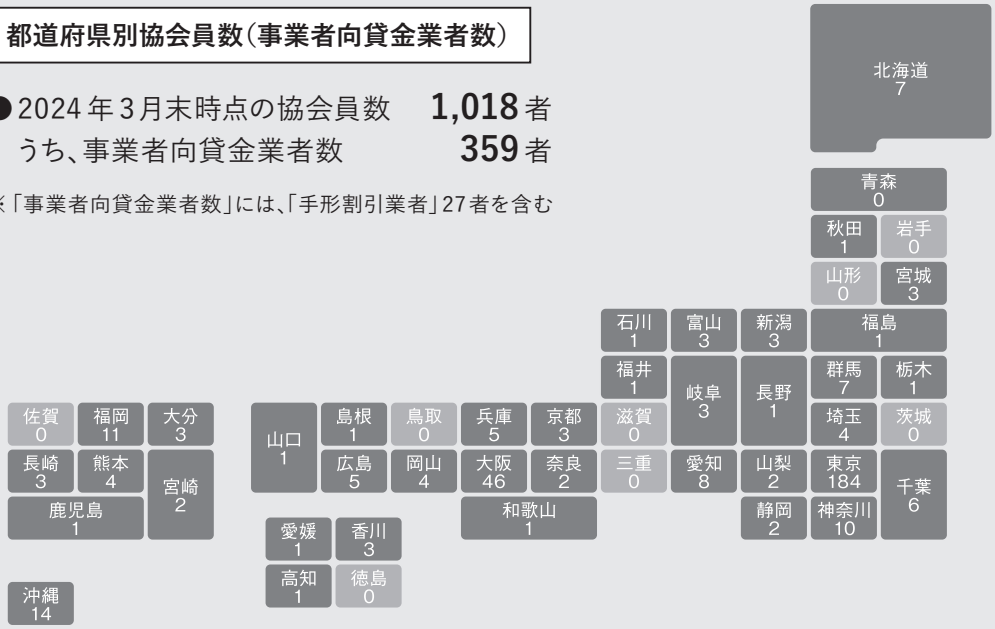

REPORT 1　事業者金融のこれまでの歩み

1 明治期から戦後復興期（1868～1954）…… 187
2 高度経済成長期（1955～1973）…… 189
3 安定成長期（1974～1997）…… 191
4 長期経済低迷期（1998～2023）…… 191

REPORT 2　事業者金融業者へのヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要 …… 197
2. ヒアリング調査の結果 …… 198

REPORT 3　事業者金融の現状と今後の展望 …… 207

REPORT 1

事業者金融のこれまでの歩み

1 明治期から戦後復興期（1868～1954） 明治期から大正期

明治期に入ってから銀行や信託会社などの金融制度が新たに導入されたが、1897年（明治30年）頃から、小商工業者や庶民の金融手段として、「無尽※1」が都市部を中心に流行するようになった。

その背景には、日清戦争中（1894年～1895年）の好況の反動で、経済が不況に陥り、普通銀行を利用することもできない庶民階層が、相互扶助的な金融機能を持つ「無尽」に頼るようになったことが挙げられる。

その後、「無尽」が急激に広がりをみせる中、1915年（大正4年）に「無尽業法※2」が制定され、無尽業が初めて正規の金融機関としての役割を担うこととなった。しかし、この「無尽業法」が施行されたことによって、無尽業者数は激減している※3。（大蔵省『銀行局年報』によれば当時、無尽業者数が2,046者から136者へ減少したとしている。）

また、この当時、急激な産業の発展に伴う資金需要の増大や、銀行類似の業を営む会社も私立銀行を創設できたことなどを背景に、普通銀行の設立ブームが起きていた。

現在も営業を続けている事業者金融業者のうち、東京都日本橋の「塚越商事株式会社（創業1894年）」図表・写真1 や京橋の「東信商事株式会社（創業1914年）」図表・写真2 などの歴史が古い貸金業者もその当時、銀行業を営んでおり、その後、1927年（昭和2年）の「新銀行法※4」施行にともない、両者ともに銀行業から貸金業に事業の転換を行っている。

図表・写真1 銀行業を営んでいた当時の塚越商事株式会社

図表・写真2 銀行業を営んでいた当時の東信商事株式会社

こうした状況の中、明治期から大正期にかけての事業者金融業者は、普通銀行を利用することができない小商工業者などを相手に日掛け金融を中心に貸付を行っていた。

※1 一定の口数を定め加入者を集め、一定の期日ごとに各口について一定の出資（掛金）をさせ、一口ごとに抽選または入札によって所定の金額を順次加入者に渡す方式でお金を融資するもので、相互扶助・非営利の金融制度のこと。

※2 無尽に加入することなく、謝礼・手数料を得ることを目的として無尽を運営する「営利無尽」が庶民金融機関としての役割を果たすための規制法。これには、営業上の資金運用の範囲の拡大や、営業主体を株式会社に制限することなどが規定されている。

※3 1915年（大正4年）に制定された「無尽業法」は、取締立法の姿勢を強く押出し、一方で認可権を行使して不健全及び弱小無尽業を淘汰し、他方で厳しい営業制限を課すことによって無尽業の健全性を確保しようとしたことから、無資本金の個人業者を中心に業者数が激減した。

※4 銀行倒産が相次いだ背景のもとで、普通銀行制度を整備し、健全経営の確保と信用秩序の維持を図ることを目的に制定された、日本で初めて「銀行法」と称する法律（昭和2年法律第21号）。具体的には、銀行の業務範囲や運営に関する規定を含んでおり、銀行業に関するいわゆる「業法」として位置づけられている。

◎金融業取締規則の制定

昭和期に入ると、貸金業者は重要な庶民金融としての役割を担っていたものの、利息の高い業者も少なくなかったことから、1939年に「金融業取締規則※5」が公布され、金融を業とする者は、警視総監の許可を受けなければならないこととなった。

この「金融業取締規則」においては、「資金制度（営業資金として3,000円以上の保有が義務付けられた）」や「利息の取締り（許可を申請する際に利息又は遅延利息の割合を定めて出願しなければならず、当時日歩25銭（年利91.25%）位まで認められていた）」、「貸付契約書の公布義務」などが定められた。

◎株主相互金融の広がり

昭和前半期において、度重なる恐慌により、多くの中小零細事業者が危機的状況に陥る中、新しい庶民金融として、「株主相互金融※6」が登場し、庶民大衆の支持を得て大きく成長を遂げていた。

「株主相互金融」は、小商工業者などを株主として零細な資金を広く集めて、それを貸付けるもので、日掛け金融を主に取扱っていた。

この「株主相互金融」の台頭によって、「質屋」や「街の金融業者」との間で、激しい顧客の獲得競争が行われるようになっていた。

現在も営業を続けている事業者金融業者のうち、新潟県の「東光商事株式会社（創業1933年）」図表・写真3などもその当時、株主相互金融を営んでいた。

◎終戦後の混乱期から復興期

終戦後の混乱期においては、新憲法施行によって「金融業取締規則」が失効したことや、社会経済の混乱と資金不足を背景に、貸金を業とする金融機関の類似行為を行う殖産会社や、利息の高い貸金業者等が続出し、大きな問題となっていた。

図表・写真3 株主相互金融を営んでいた当時の東光商事株式会社

こうした状況の中、1947年に「臨時金利調整法※7」が施行され、上限金利が6大都市※8で日歩50銭（年利182.5%）、地方で日歩40銭（年利146.0%）までとされた。

さらに、1949年に庶民金融を取締る法律として「貸金業等の取締に関する法律（貸金業法）※9」が制定され、この法律において「貸金業者」とは、大蔵大臣に届出書を提出し、届出受理書の交付を受けたものをいうこととされた。

この法律の目的は、「貸金業の公正な運営を保証すると共に不正金融を防止し、以て金融の健全な発達に資する」と、その第一条で規定されており、この法律によって届出をした貸金業者は、当時、全国で約1万者余りと言われている。

加えて、貸金業法が制定されたことで、問題と

※5 もともと貸金業は自由営業だったが、利息の高い業者も少なくなく、貸金業を取り巻く暴力的行為への対応が必要だったことから、警視庁令第29号として1939年（昭和14年）8月に制定された。

※6 「株主相互金融」は、貸金業等の取締に関する法律により届け出た株式会社組織による貸金業者が、通常増資にあたり、自己の役員等に株式を引き受けさせ右株式を広く公衆に売却しその代金を割賦にて受け入れ、これに対し融資を行うか又は株主優待金を支給する方式をいう。なお、当時、株主相互金融を営んでいるものの中には株主からの借入金等と称して預り金の受入を行っているものがあり、問題となっていた。

※7 内閣総理大臣及び財務大臣は、経済状況に応じて、日本銀行政策委員会を通じて金融機関の金利の最高限度を設定できるとする法律。ただし、他の法律で金利の最高限度が既に定められている場合は、この法律は適用されない。

※8 1922年（大正11年）に「六大都市行政監督ニ関スル法律」で定められた、東京府東京市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市の6つの市のことを指す。

※9 悪徳金融業者などによる被害が拡大していったことを契機に、悪徳金融業者や上限金利を取締まることなどを目的として、1949年（昭和24年）5月第5回国会において成立し、同年5月31日に公布された（昭和24年法律第170号）。

なっていた殖産会社は整理されることとなった。

また、この頃は、保有している資金に応じて、一業者が小口信用貸から手形割引、不動産担保金融、動産担保金融など幅広い商品を取扱いしていた。

戦後復興期に入ると、1951年に「相互銀行法※10」が制定され、「金銭無尽※11」は禁止となり、「住宅無尽」を除いて「相互銀行」へと転換された。

さらに、1954年に「出資法※12」が公布され、出資金受入の制限などを定めるとともに、貸付の上限金利が日歩30銭（年利109.5%）までとされた。

この頃の東京都における貸金業者の業態別構成比をみると、「小口信用貸（30%）」、「不動産担保金融（20%）」、「手形割引（15%）」、「動産担保金融（20%）」、「仲介業（10%）」、「証券担保金融（5%）」となっており、小売商店や飲食店、遊技場などを相手に日掛払いの信用貸しを行っていた「小口信用貸」が最も多かった。

その背景には、当時、戦後の闇市などで得た富の利殖の手段として、貸金業の人気が高かったことから、新しく貸金業を始めるにあたり、比較的少ない資金で始められることや、「手形割引」などに比べて、専門的な知識等が必要ないことなども多い理由のひとつとなっていた。

また、資金不足や専門的な知識不足（与信判断ができない）などの理由で自分のところで対応できない顧客からの申込を受付した場合においては、他の貸金業者を紹介して仲介料を得ていた貸金業者も多く存在していた。

戦後復興期における「不動産担保金融」については、終戦後の社会情勢の変化から、担保物件の処分が困難なことなどが原因となって、銀行をはじめとして、殆どの金融機関や貸金業者が行っていなかった。

さらにこの当時は、「融通手形」の全盛期で、上場企業までがさかんに「融通手形」を乱発し、手形割引市場で日歩14銭（年利51.1%）から30銭（年利109.5%）ほどで割り引かれていたことから、多くの手形割引業者が大きな利益をあげていた。その後の1953年に起きた朝鮮戦争特需後の反動不況等による不渡り旋風で手形割引業界の好景気は終わりを迎え、以後の手形割引業界は「商業手形」を本道とする形に変わっていった。

②高度経済成長期（1955～1973）

高度経済成長期に入ると、貸金業も手形割引業界を中心に高度成長の波にのって、大きく発展していった。この頃から、それまでの支払期日まで手持ちして、その割引料を収入とする割引業者に代わって、割り引いた手形を銀行や投資会社等に再割引（売却）してその手数料を収入とする割引業者が主流となり、取扱高も大きく伸ばしていた。

その背景には、当時、大企業から零細企業に至るまで極端な資金不足の中にあってその活動を支えたのが手形という信用手段であり、それを即現金化する道を開いたのが手形割引業者であったものの、多くの手形割引業者の最大の悩みが資金不足であった。そんな中、質屋（七光商会等）をはじめ、新興宗教団体（創価学会の大蔵商事等）や、共済団体（郵政互助会の弘信商事等）など、余裕資金をもつ異業種からの手形再割引市場への新規参入が相次ぐようになり、それに伴い割引持込業者数も大きく増加していたことが挙げられる。

現在も営業を続けている事業者金融業者のう

※10　国民の貯蓄を増やすため、金融の円滑さを促進し、相互銀行に必要な規定を定め、金融業務の公共性を考慮し、監督を適切に行い、信用維持と預金者などを保護することを目的としている。当時の金銭無尽会社に対し、庶民金融機関（中小零細事業者のための金融機関、国民大衆のための貯蓄機関）である「相互銀行」への転換が促されることとなった。

※11　「金銭無尽」とは、掛金を払い込み、一口ごとに抽選・入札・談合などを通じて、掛金を払った者に対して金銭を与えることをいう。また、建売用地・共同住宅用地の取得を中心に戸建・共同住宅建築などの給付業を行う「住宅無尽」がある。

※12　正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」。出資者の不測の損害を防止し、高い利息を取る行為をも禁止するとともに、金融機関の財務基盤の健全性もあわせて保護している。

ち、長崎県の「株式会社大黒屋（創業1953年）」図表・写真4 などもその当時、質屋から手形割引業者へと事業の転換を行っている。

図表・写真4 質屋を営んでいた当時の株式会社大黒屋

この頃の手形割引業者の営業スタイルをみると、東西の手形割引業者で顧客の獲得方法に違いがあり、東京商法が「顧客が店に現れるのを待つ」のに対して、関西商法は「顧客となりそうな先を訪問して注文をとる」やり方が主流となっていた。

また、この当時、東京の手形割引業者における店舗の多くが、京橋を中軸として、神田、日本橋、銀座、新橋に集中しており、それぞれが分業の形で手形の再割引市場を形成し、上場会社などの一流手形※13を中心に取扱いしていた。図表・写真5

超一流	三銭五厘
一流	三銭五厘～四銭五厘
二流	四銭五厘～六銭五厘
三流	六銭五厘～一〇銭
四流	一〇銭～一八銭
その他	一八銭～三〇銭

図表・写真5 1960年頃の手形の格付別割引利率

その一方で、「日証」や「大証（東京大証・名古屋大証）」といった、独自の調査機関を持ち全国の街手形を含む流通する全ての手形を一会社で扱っている業者も存在した。

1963年頃からはじまった不渡り倒産の増加（昭和40年不況）を受け、手形割引の業界は大きく変化の時を迎えることとなった。それまでは、上場会社の手形を軸として成長していたが、一流手形の出回りが極度に減少したことや、国の低金利政策のあおりを受けたことから、これまで積極的に取扱いをしてこなかった街手形 図表・写真6 などの取扱いを行うようになっていった。

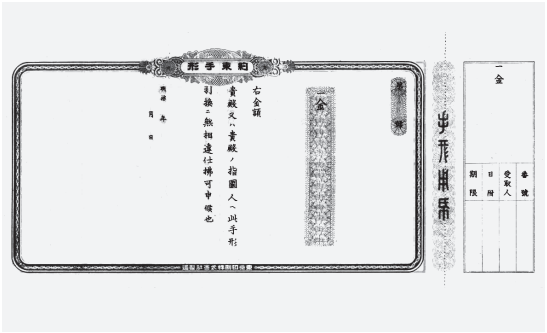

図表・写真6 昭和期に使われていた私製手形

その後、日本経済は石油危機（第1次オイルショック）を契機として、高度成長の時代に終わりを告げたが、この高度経済成長期において、貸金業者数は4万社を超えるまでに至り、1968年に「東京手形協議会」図表・写真7 が設立され、1973年には「全国庶民金融業協会連合会※14」が設立されるなど、貸金業の業界団体が相次いで設立された。

また、この頃から高度経済成長期に大きな発展を遂げていた自動車メーカーや、家電メーカー、リース会社などが取引先を相手に事業資金の貸付を積極的に行うようになった。加えて、電話の普及拡大にあわせて、電話加入権を担保にした貸付が広がりをみせていった。図表・写真8

※13 「一流手形」とは、株式を上場している企業が振り出す手形のことで、その中でも東証一部上場、二部上場などでランク付けされていた。ただし、非上場であってもサントリーや竹中工務店などの優良企業が振り出す手形も別格として含まれていた。また、「街手形」とは、中小零細事業者の振り出す手形のことをいう。

※14 高度成長下での消費者金融の広がりを背景に、悪質な貸金業者が増えたため、社会的地位向上を図るべく業界の要望を受け、議員立法で「貸金業の自主規制の助長に関する法律」が成立し、全国の都道府県にそれぞれ「庶民金融業協会」が設立され、その全国組織として公益法人の「全国庶民金融業協会連合会」が設立された。

図表・写真7 東京手形協議会創立10周年記念
（1978年11月）

図表・写真8 昭和期の電話金融業者の野立看板

3 安定成長期（1974～1997）

安定成長期からバブル期までの事業者金融の移り変わりをみると、1981年に手形割引業者の団体として、「日本手形協会」が発足するなど、前半期では「手形割引」が中心となっていた。一方、後半期に入ると、高騰する不動産価格やバブル崩壊後の金融不安などを背景に、「不動産担保金融」や、「商工ローン※15」と呼ばれる貸付が急速な成長を遂げていった。

この頃の事業者金融業者の貸付は、専業化が進んでおり、手形割引業者は手形割引だけ、不動産担保金融業者は、不動産担保貸付だけという状況であった。

また、この当時、急成長を遂げていた消費者金融における「高金利」及び「過剰融資」、「苛酷な取立」が深刻な社会問題となりつつあった。

◎貸金業規制法の制定

1983年に業務規制等を盛り込んだ「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）※16」が制定され、同時に「出資法」の改正により上限金利の段階的引下げがなされた。

また、1984年に「全国庶民金融業協会連合会」は、「全国貸金業協会連合会」に名称が変更され、組織体制が強化された。

1989年（平成元年）の金融政策転換（公定歩合の引下げ）や翌年に実施された不動産融資の制限（総量規制）などによって、バブル経済は終焉を迎えた。

バブル崩壊後の経済不況や銀行等の金融機関による貸し渋りの影響で、経営難や資金難に陥る中小零細事業者が急増していた。

このような状況の中、「日栄」や「商工ファンド」をはじめとする商工ローン業者が急速に貸付を拡大し、事業者金融の中心的存在となっていた。

その背景には、株式上場などで大型の資金調達が容易になったことや、不動産などの有形資産を持たない中小零細事業者に対して、根保証契約による保証人付貸付を行ったことで、融資を拡大していたことなどが挙げられる。

4 長期経済低迷期（1998～2023）

1998年に金融監督庁※17が総理府（現・内閣府）の外局として発足した。

1999年には、「脅迫的な取立行為」や「根保証問題」等の商工ローン問題及び消費者金融における多重債務問題などが大きな社会問題となってい

※15 「商工ローン」とは貸金業者による中小零細事業者向け保証人付き無担保貸付の総称をいう。
※16 1983年（昭和58年）に消費者金融など貸金業を行う業者に対して、貸金業を行うには行政庁への登録を必要とし、貸金業者の適切な運営と取り立て行為などの規制を設けるために作られた法律（5月13日 法律第32号）。
※17 「金融監督庁」は、大蔵省（現在の財務省）の金融行政のうち，証券取引等監視委員会や金融に関する検査・監督機能を、分離・独立させたもので、1998年（平成10年）6月に総理府の外局として設置された行政機関。

た。このような事実を受けて貸金業規制法の改正とともに出資法の改正がなされ、上限金利が日歩8銭（年利29.2%）に引き下げられた 図表・写真9 。

	上限金利の段階的引下げ
1983年	日歩20銭（年利73.00%）
1986年	日歩15銭（年利54.75%）
1991年	日歩11銭（年利40.004%）
1999年	日歩8銭（年利29.20%）

図表・写真9 出資法の改正による上限金利の段階的引下げ

この当時、規制強化の流れもあって、貸金業者数は1986年の47,504者をピークとして30,290者に減少していた。

2000年（7月）に金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合して金融庁※18が発足した。

2003年には、貸金業規制法及び出資法の一部改正法（いわゆるヤミ金融対策法）※19が成立し、その附則では、施行後3年を目途として、出資法上の上限金利等について必要な見直しを行う旨の規定が設けられた。

同じ年に「日本手形協会」は、「日本事業者金融協会（JBFA）」に名称が変更され、組織体制が強化された。また、手形割引の情報センターとして、「ジェイビック」が大阪に設立されるなど、業界連携の動きが活発化していた。

その背景には、この頃の商業手形の市場は年々縮小し、全国手形交換高は、ピーク時の15%程度となり、交換枚数でも半分以下にまで落ち込むなど、業界での危機意識の高まりがあった。

このような状況の中、多くの事業者金融業者が、商業手形割引に代わる新たな収益源として、急拡大していた商工ローン市場への参入をはじめ、新しい営業戦略に注力していた。その一方で、貸付基準を厳格化し、自己資本比率を高めるなど、自らの存在価値を急成長による規模拡大に求めるのではなく、経営の健全性や先進性に努力する事業者金融業者も存在した。

その後、商工ローン大手の事業者金融業者による度重なる不祥事が続く中、商工ローン市場は大きく縮小していった。

◎改正貸金業法の成立

2005年に金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会※20」（座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授）が開催された。

この懇談会における議論の中で、「事業者又は法人向けの貸付については、消費者向貸付とは異なった取扱いをすべき」との強い意見もあったが、合意形成までには至らなかった。

この頃（2005年）の事業者金融における顧客の業種別構成比をみると、「土木・建築業」が全体の70.8%と最も高く、次いで「内装・電気工事業」が30.4%、「製造業」が23.2%と続いており、支払手形の利用が多い業種が上位を占めていた。また、従業員数別構成比では、10人以下が8割強を占めていた。

2006年に前出「貸金業制度等に関する懇談会」から「座長としての中間整理」が発表され、この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（貸金業法）」が同年10月31日の第165回臨時国会に提出され、12月13日に可決・成立、12月20日に公布された。

また、同じ年に43条すなわち「みなし弁済※21」を否定する最高裁判決が下されると、利息返還請求のさらなる増加とともに、金融機関からの資金

※18 「金融庁」は、日本の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、2000年（平成12年）7月に「金融監督庁」と「大蔵省金融企画局」が統合して内閣府の外局として設置された行政機関。
※19 深刻な社会問題となっていたヤミ金融問題に対処するため、第156回国会において成立した。
※20 「貸金業制度等に関する懇談会」は、多重債務問題の増加等を背景に、貸金業制度等のあり方について幅広い観点から勉強するため、金融庁総務企画局長の私的懇談会として19回に渡って開催された。
※21 「みなし弁済」は、現在の貸金業法が改正される前の「貸金業規制法」で適用されていた規定で、利息制限法の上限金利を超える利息（俗にいうグレーゾーン金利）が、一定の条件を満たせば有効な利息の弁済があったとみなされていた。

調達も厳しさを増し、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いでいた。

この結果、2006年3月末時点の貸金業者数は、14,236者にまで減少していた。

2007年に改正貸金業法の成立※22を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布された。

また、同じ年の12月に貸金業界の自主規制機関（認可法人）として「日本貸金業協会※23」が設立され、それまでの全国の各都道府県に設置されていた貸金業協会及び全国貸金業協会連合会は解散し、その歴史を終えた。

2008年3月末時点の貸金業者数は、9,115者まで減少しており、貸付残高のある貸金業者数は5,664者となっていた。そのうち、事業者向貸金業者は1,442者（全体の25%）、手形割引業者は252者（全体の4%）にまで減少していた。

2009年11月に「日本事業者金融協会（JBFA）」が臨時総会で、解散を決定した。

この背景には、当時、「株式会社SFCG（旧商工ファンド）」が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）し、「株式会社ロプロ（旧日栄）」が会社更生法の適用を申請するなど、事業規模の大きい事業者金融業者をはじめとして、法改正を契機に、多くの事業者金融業者が姿を消していったことが挙げられる。

また、「ジェイビック」についても、設立後の運営方法をめぐって手形割引業界が一枚岩になれなかったことや、運営資金の問題などから、解散することとなった。

◎新しい時代の始まり

2010年に貸金業法が完全施行され、出資法が改正されたことによって、貸金業者は、利息制限法に基づき貸付額に応じて15%から20%の上限金利で貸付を行わなければならないこととなった。

同じ年に「日本事業者金融協会（JBFA）」が解散したが、同協会青年部会が中心となって「全国事業者金融協会（NBFA）」が新たに発足した。

2013年に一般社団法人全国銀行協会が電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」を設立し、サービスの提供を開始した。 図表・写真10 図表・写真11

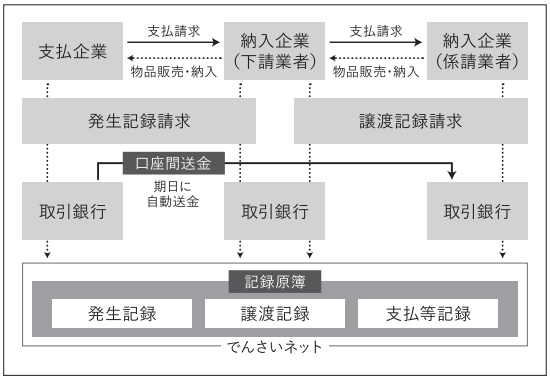

図表・写真10 でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ

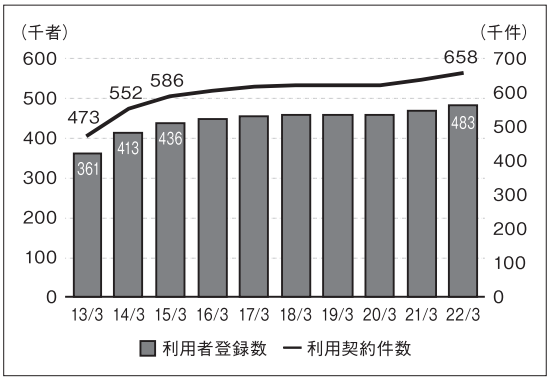

図表・写真11 でんさいネットの普及状況

2021年（令和3年）に任意団体であった「全国事業者金融協会（NBFA）」は一般社団法人となり、組織体制が強化された。 図表・写真12 図表・写真13

※22 2006年（平成18年）12月の第165 回臨時国会において採決され、全会一致で可決・成立し、同月20日に2006年（平成18年）法律第115号として公布され、段階的に施行された。

※23 「日本貸金業協会」は、2007年（平成19年）12月19日に資金需要者の利益の保護と貸金業の適正な運営を目的として、貸金業法第26条により内閣総理大臣の認可を受けて設立された法人。

一般社団法人 全国事業者金融協会
National Business Finance Association

図表・写真12 一般社団法人全国事業者金融協会（NBFA）ロゴマーク

図表・写真13 一般社団法人全国事業者金融協会（NBFA）業務研修会の様子

2022年に手形交換所が廃止となり、新たに電子交換所※24がスタートした。（政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、2026年までに手形・小切手の電子化を目指すこととなった。）図表・写真14

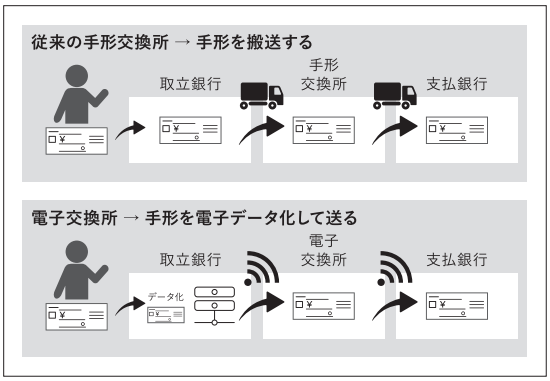

図表・写真14 従来の手形交換所と電子交換所との違い

2023年3月末時点の登録貸金業者数は、1,548者にまで減少し図表・写真15、そのうち、事業者向貸金業者は488者（全体の32%）、手形割引業者は49者（全体の3%）にまで減少している。一方、日本貸金業協会に新規に加入した貸金業者数の直近5年間の推移をみると、事業者向貸金業者が半数以上を占め、消費者向を上回る状況となっている。図表・写真16

その要因としては、フィンテックを活用した新しいビジネスモデルの登場や、異業種からの新規参入などが挙げられる。

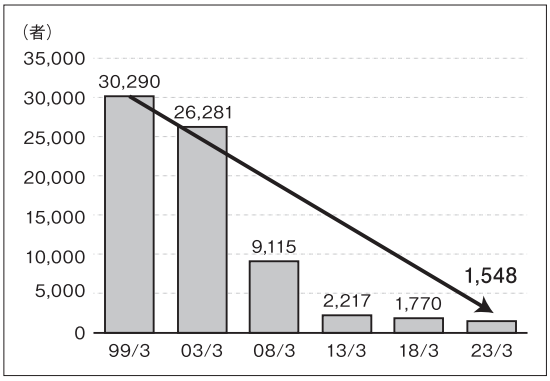

図表・写真15 登録貸金業者数の推移

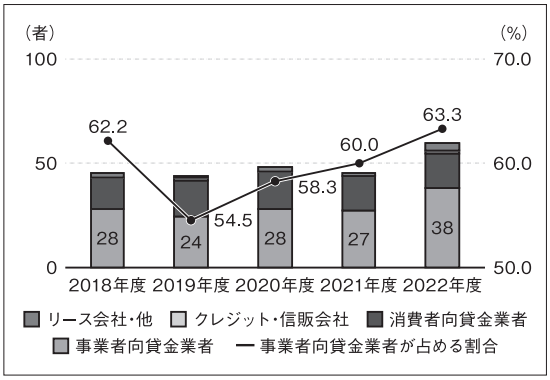

図表・写真16 日本貸金業協会における新規加入者数の推移

また、この法改正を契機に、消費者金融から事業者金融に事業を転換した事例もある。

現在も営業を続けている事業者金融業者のうち、東京都豊島区の「株式会社トミンシンパン（創業1965年）」図表・写真17や「株式会社セゾン

※24 「電子交換所」は、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している手形交換所を指す。「電子交換所」では、顧客から手形・小切手の取立依頼を受けた金融機関が、その手形・小切手のイメージデータを作成して金融機関間で送受信し、決済を行う。

ファンデックス（創業1984年）」図表・写真18 なども長年営んできた消費者金融から事業者金融へと事業の転換を行っており、同じように法改正を契機として、事業者向貸付やサービス等の取扱いをはじめた貸金業者も少なくない。

図表・写真17 消費者金融を営んでいた当時の株式会社トミンシンパン

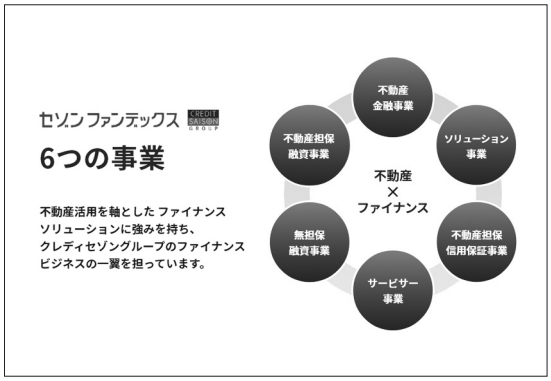

図表・写真18 株式会社セゾンファンデックスの事業概要

手形割引業者については、手形・小切手の電子化や、手形交換高減少等の影響もあって、業者数は減少傾向が続いている。その一方で、時代の変化にあわせて、でんさい割引の取扱いや、スマートフォン等のデジタル機器を活用して、地方から全国へ商圏を広げるなどの新しい取組みもはじまっている。

現在も営業を続けている事業者金融業者のうち、福岡県の「日栄倉庫株式会社（創業1958年）」や、埼玉県の「株式会社クレイリッシュ（創業2001年）」などもスマートフォン等のデジタル機器を積極的に活用した事業を展開している。

2023年3月末時点の事業者向貸付残高をみると、全体で29.5兆円となっており、リース会社やクレジットカード会社等による貸付を主体に2016年以降増加傾向で推移している図表・写真19。

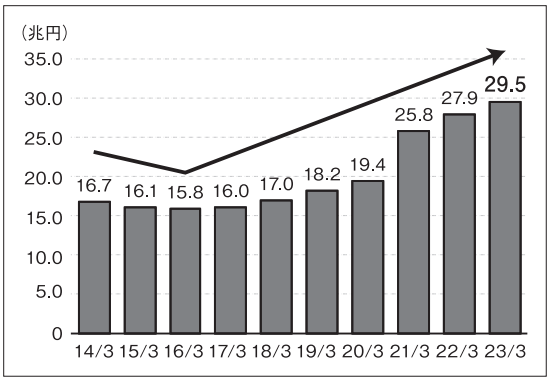

図表・写真19 事業者向貸付残高の推移

◎収益源の多様化

2020年から始まった未曾有の新型コロナウィルス感染症拡大の影響や急速に進展したデジタル化等を背景とした産業構造の変化に直面し、事業者金融を取り巻く経営環境は、前例のない変化の激しい状況にある。

コア事業である貸金業による収益が低迷する中、事業者金融業者の多くが、収益源の多様化を図るため、「不動産業」や「ファクタリング業」、「卸売・小売業」などの貸金業以外の事業を兼業している。図表・写真20

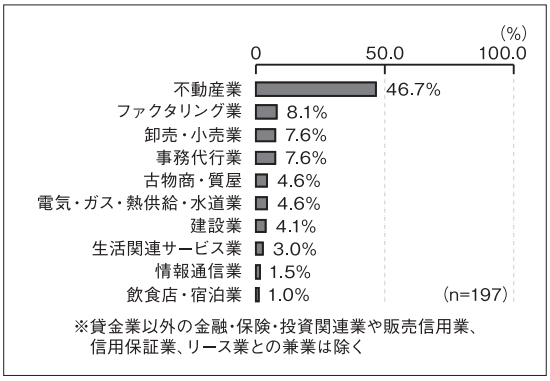

図表・写真20 事業者金融業者が兼業している貸金業以外の事業（上位10）

◎最近の動向

近年、従来の事業者金融の形にとどまらず、時代の変化に適応し、多様な資金ニーズに応えるた

め、手形割引から不動産担保貸付まで幅広く取扱う業者が多くなっている。その一方で、貸倒れリスクの低い診療報酬などの売掛債権担保貸付（ABL）や、不動産業者等の特定顧客を対象とした不動産担保貸付などに特化している業者も少なくない。

また、フィンテックを活用した新しいビジネスモデルの登場や、貸金業以外の事業における顧客等に対する貸付を行うなど、自社の強みを生かした貸付を行っているクレジットカード会社や、リース会社なども存在感を増してきており、現在の事業者金融は、業種や業態の枠を超えて、さまざまな広がりをみせはじめている。その一方で、過去に手形割引の取扱い額が業界一を誇った「日証」が2023年10月に創業から70年の歴史に幕を閉じるなど、事業者金融業者の厳しい経営環境が浮き彫りとなっている。

これまでの事業者金融の歩みを振り返ると、中小零細事業者の資金繰りにおいて欠かすことができない資金供給者として、各時代において重要な役割を果たしてきたことがうかがえる。

しかし、手形割引を中心に発展してきた事業者金融業者の多くは事業規模が小さく、金融機関からの資金調達が困難であるなど、安定した資金調達と収益の確保が常に重要な課題となっていた。

また、貸付の多くが中小零細事業者を対象とした「短期融資（一時的な資金需要）」であり、与信リスクが高いことや、昨今の物価上昇等による事業コストの増加などを踏まえると、事業者金融業者が一定の利ざやを確保することが極めて難しい状況に置かれていることがわかる。

さらには中小零細事業者の新たな資金調達手段として、貸金業法の対象外である「ファクタリング」図表・写真21や「請求書カード払いサービス」図表・写真22などが台頭してきたことなど、事業者金融業者は他業態との間においても厳しい競争環境に直面している。

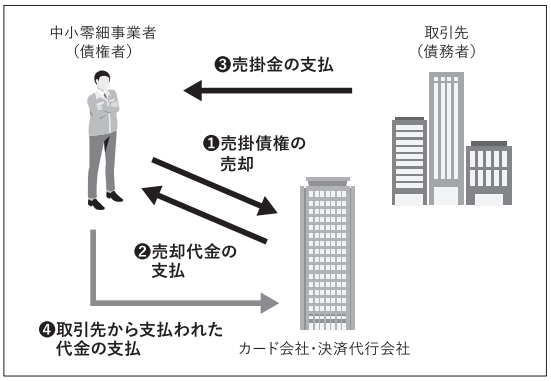

図表・写真21 二者間ファクタリングの概略

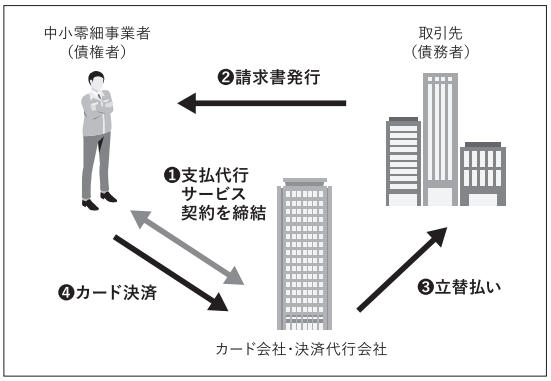

図表・写真22 請求書カード払いサービスの概略

時代とともに移り変わってきた事業者金融ではあるが、市場の動向や社会のありようが目まぐるしく変化し続ける中、これから先の時代においても、中小零細事業者の資金繰りにおいて欠かすことができない資金供給者としての役割（銀行等の金融機関を補完する位置づけの資金供給者として役割）を果たすためには、さまざまな課題を解決しなくてはならない状況となっている。

＜参考文献＞
1）松林義三：『貸す人・借りる人のために（金融手引）』, 鷺の宮書房, 1953年
2）島崎照雄：『高利貸・現代金融資本のはたらき』, 新評論社, 1955年
3）東京相互銀行十年史編纂委員：『東京相互銀行十年史』（終戦後の中小企業金融・旧三会社）, 東京相互銀行, 1960年
4）飯田清悦郎：『手形の秘密』, 至誠堂, 1965年
5）日本事業者金融協会：『会員営業実態調査・平成17年度版』（調査結果報告書）, 日本事業者金融協会（JBFA）, 2005年
6）金融庁：『貸金業関係資料集（統合版）』,『貸金業関係資料』, 金融庁（FSA）, 2023年
7）日本貸金業協会：『貸金業者の経営実態等に関する調査・2023年度版』（調査結果報告書）, 日本貸金業協会（JFSA）, 2024年

REPORT 2

事業者金融業者へのヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

◎調査目的

事業者向貸付は個人向貸付と比較して、ビジネスモデルが多岐にわたり、さまざまな業態や事業規模の貸金業者が営んでおり、これまで実施してきた横断的な定量調査だけでは、その実態をうかがい知ることは難しい。

そこで本調査では、事業者金融業者に特化して質的調査（事業者金融業者への個別ヒアリング調査）を行うことで、事業の特徴や経営実態、直面している問題等を明らかにし、事業者金融が抱えている課題の解決策を探っていくことを目的にしている。

◎調査方法

ヒアリング調査は、現地視察も兼ねて基本的に調査対象企業を訪問する形で実施した。

ヒアリング内容については、以下の項目を中心に聴取している。

主な聴取項目
・沿革（ターニングポイント） ・経営状況 ・事業のラインナップ・特徴 ・社会・業界の動向に関する見立て ・課題・今後の展望

◎調査期間　2023年11月から2024年3月

◎調査主体　日本貸金業協会 業務企画部 調査課
株式会社アイデアファンド（調査実施機関）

◎調査対象　調査対象を主要な貸付商品ごとに分け、対象としている顧客の違いや事業規模等の多様性を加味して事業者向貸付を中心に行っている貸金業者の中から7社を選定し、個別ヒアリング調査を実施した。

	主要な貸付商品	対象顧客	属性
A社	無担保貸付（カードローン）	中小企業向け	グループ会社（中規模会社）
B社	不動産担保貸付	中小企業向け	グループ会社（大規模会社）
C社		中小企業向け	グループ会社（小規模会社）
D社	売掛債権担保貸付	特定業種向け	独立系中規模会社
E社	手形割引（でんさい含む）	中小企業向け	独立系小規模会社
F社		中小企業向け	外資系小規模会社
G社	ソーシャルレンディング（卸金融）	特定業種向け	独立系中規模会社

2. ヒアリング調査の結果

A社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	2001年に大手消費者金融会社と銀行により共同設立された。競合他社との差別化を図るために、設立当初から低金利を掲げたブランドとして立ち上げ、銀行のブランドイメージ・資金力を活かし、個人事業主と中小企業向けの金融業として展開。
	設立当初は、銀行の与信ノウハウを主体とした営業を展開していたが、金融環境の変化や両社の経営戦略に照らし、銀行との合弁が解消され、以降は独自路線を歩む。
特徴	当社は、原則インターネット上で完結し、物理的な店舗を必要としないビジネスモデルを採用している。 また、最短で即日、最長でも3日以内に完了させることを目標としており、迅速な対応を期待する顧客層を獲得できる点で優位性を保持している。
	審査は、決算書および確定申告書、個人の属性の三つが基本となっており、決算書に基づく分析を専門部署がシステム化されたスコアリングにより実施している。 既存顧客に対しては、定量データに基づくモニタリングを常時実施しており、顧客の業種から融資のタイミングに至るまで、細かな情報を基にした高度なデータ分析を行っている。 加えて、審査の最終的な決定には、目利きに基づく判断も取り入れられてはいるが、与信の質の安定性を確保する観点から、スコアリングを中心とした審査に重きを置いており、かつ業務の効率化を図っている。
	顧客の中心は建設業と小売業が多く、主にカードローンを通じた貸出手法を採用しており、設定された極度枠の範囲内で顧客が自由に借入れすることが可能となっている。
	システムを利用して自動化された定期的な途上与信審査も実施しており、審査結果に応じて融資を中断することや、追加融資などを提案することがある。
社会・業界の動向に関する見立て	当社では、取扱い商品が他の事業者金融業者や地方銀行、信用金庫と類似しているものの、顧客層が重複することは少ない。
	コロナ禍以降の高まりつつある事業融資の需要に対して事業者金融業界全体が十分に供給できていない状況であるとみており、貸付残高を今後さらに増やすことが可能であると考えている。
課題・展望	グループ企業との連携を強化し、さらにシステム化を進めることによって、今よりも多くの新規顧客を受け入れる体制を構築していく。
	不動産担保融資事業も積極的に拡大していく。

B社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	1984年に流通系カード会社、銀行、証券会社の共同出資によって設立された。
	個人向けの無担保融資から始まった事業に様々な新商品や新スキームが順次追加され、現在では個人から法人まで多様で広範な商品のラインナップにより、様々な金融サービスを提供している。
	法改正を契機に無担保融資から不動産担保融資を軸にした事業に転換し、拡大を図っている。
特徴	かつて個人向けが多かった不動産担保融資関連について、最近は法人の顧客が増えてきており、これは銀行で融資を受けられなかった中小零細企業の受け皿としての性格を有する。
	不動産担保融資を取り扱う他の貸金業者と異なる点として、当社は首都圏以外の地域の物件も広く取り扱っている。都会の不動産は価値が出やすく流動性も高いが、地方の不動産はその逆で、取り扱うことの経済的なメリットは少ない。しかし実際に需要はあるためそれに応える形で当社はビジネスを展開している。 また、戸建てなどにおいて専門的な確認が必要な物件については、コストはかかるものの不動産鑑定業者に現地調査込みで外注している。
	扱っている商品にはファクタリングやABL、POファイナンス、事業承継ローンも含まれるなど、事業者金融の分野でそのバラエティーの豊かさは当社の特徴の一つである。 その他、銀行・信用金庫・信用組合が扱う不動産担保融資に対し当社は保証を行っている。特に事業者向け融資においては金融機関と連携した中小企業向け支援体制が形成されている。
社会・業界の動向に関する見立て	不動産価格は、依然として堅調に推移しているものの、不安定要素もありスピード感を持った柔軟な対応が必要であると考えている。
	日銀による金融政策が不動産市場へ影響する局面では審査における担保の査定や回収可能性に関する慎重な検討が求められる。
	不動産担保融資の利用状況に関しては、目下、不動産を居住する目的の実需で購入する人よりも、投資や不動産転売事業目的での購入が増加している。
課題・展望	不動産担保融資における審査の効率化を目指すため、他会社と協力して、審査システムの効率化を試みている。
	当面は、不動産担保融資を軸に事業者金融が拡大していくと予測するが、不透明な市況の変化に備えて、不動産担保融資以外の新たな市場開発に注力していく。

C社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	独立系の事業者金融会社として、2001年の創業時から順調に事業を拡大してきたが、リーマンショックの影響を受け、資金調達先が減少し、厳しい経営状況に追い込まれた。 その後、リーマンショック以前から契約していた複数の銀行との取引が復活したことで、当社の経営は再び軌道に乗った。
	法改正によって収益が大きく減少するなどの影響を受けたものの、早くから事業のＤＸ化を図り、不動産担保融資を中心に多様なサービスを展開している。
特徴	当社の主要な貸付は不動産担保融資であり、特に宅建業者が土地を購入する際の費用を貸付するケースが多い。続いて、手形割引、売掛債権担保貸付、無担保貸付、ファクタリングの順に当社の利益に貢献しており、ファクタリングによる利益は全体の1％程度である。
	不動産担保融資が事業の中心となっている背景には、その高い利益率がある。不動産担保融資における一件あたりの貸付額が他の商品に比べて大きいことに加えて、当社では契約時に1～2％の事務手数料を受領している。その結果、契約期間が本来半年であっても、3ヶ月で不動産売却が完了した場合、実質的な年利が15％近くに達することがある。なお、同業他社の中には事務手数料を取らないケースも多い。
	当社では、最短3日で不動産担保融資が完結するようにAIによる不動産査定を導入し、他社の不動産査定が完了する以前に貸付を完了させるという方針を掲げている。 また、独自開発したアプリを活用して、手形割引の迅速性を高めており、加えて、東京商工リサーチや帝国データバンクなどの評点を活用することで、申込受付から15分以内に見積もりを提供している。
	埼玉県に所在する当社だが、顧客の地理的分布については、東京都から最も多くの問い合わせを受けており、次いで埼玉県、神奈川県、千葉県の順になっているが、北海道から沖縄県まで地方からの依頼も寄せられている。
社会・業界の動向に関する見立て	資金需要が存在するにもかかわらず、貸金業者の数は年々減少しており、一部の都道府県では貸金業者が一件も存在しない状況が見られる。実際に、北海道から沖縄県に至るまで、全国各地から問い合わせが寄せられていることは、地方における貸金業者の激減の表れである。
	市場の動向に即した金利設定が可能になれば、大手企業も貸金業界への参入がしやすくなり、結果として業界の活性化が期待できる。
	銀行が創業間もないベンチャー企業への貸付をほぼ行わない現状において、貸金業者がより柔軟に貸付を行えるようになれば、日本経済全体の活性化にもつながることが期待できる。
課題・展望	未上場の貸金業者は銀行から融資を受けられないことがほとんどであるため、資金調達が事業拡大・事業継続のボトルネックとなっている。
	当社では、近々上場している人材派遣会社に株式を売却する予定である（実施済み）。
	売却の目的は二つ。第一に、上場企業のグループに加わることで社会的な信頼を獲得し、銀行からの借入れを容易にすること。銀行からの融資に切り替えられれば、より多くの需要を補足することができ、利益は現在の2倍～3倍に増えるだろうと予測している。 第二に、提携によって資金調達能力はもちろんのこと、優秀な人材の確保も見込めるようになると期待を寄せている。

D社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	1965年の設立当初のビジネスモデルは、消費者金融を主軸として、手形割引などの事業者向け金融サービスを含む金融全般を取り扱っていた。
	創業当初から「迅速」を旨とし、即日融資を行っていた。 また、顧客情報に対する絶対的な確信を有していない場合であっても、顧客との対話を重視し、収集した情報をもとにノウハウを駆使して迅速な与信判断を行っていた。
	最高裁判所が2006年に下した過払い金請求を可能とする判決は、消費者金融から事業者金融へビジネスモデルを変更する重要な転機となった。
	当社は当時、社会の状況を鑑み、金融業からの撤退や会社の売却も検討していた。しかし最終的には、医師向けの融資を行っている他社を参考にして、同種の融資を行った結果、予想を上回る需要と貸倒リスクの抑制が可能となり、消費者金融事業からの撤退を決定した。
特徴	現在、当社の貸付は、医師や医療関係の法人向け融資が大部分を占めており、全国の顧客との取引実績があるが、多くは東京を中心とした関東圏に集中している。
	当社の営業手法は、ダイレクトメールのほか、インターネット広告や雑誌広告等も行ったりしている。これらは新規顧客の獲得だけを目的とするものではなく、顧客に対して、自社への信頼と安心感を提供することも意図している。
	顧客との関係構築のあり方においては、完済のあり方（「終わらせ方」）が融資を実行する（「はじめ方」）よりも重要だと考えている点がポリシーであり、これにより、顧客との長期的な関係構築を目指しているからだと述べている。
社会・業界の動向に関する見立て	当社では、医師や医療関連の法人を対象とした融資領域において、現時点で直接的な競合相手の存在は意識していない。
	「誠実な金融機関」として、無理な貸付や強引な督促を行わないなどの法令遵守は当然であり、「常にお客様から喜ばれ信頼される企業」を目指している。
	銀行を“バス”、貸金業者を“タクシー”に準えて、審査時間が比較的長くかかるものの、低金利で融資を提供する銀行は、決まった時間にしか乗車できないが運賃が安く済むバスに似ている。その一方で、貸金業者は金利が銀行よりも高くなるが、迅速で柔軟なサービスを提供する点でタクシーに近いとしている。そのため、即日融資の対応に拘り続けている。
課題・展望	当社では、現在主軸となっている医師・医療関連の法人向け融資の需要は、今後も持続すると考えている。 また、近年全国的に見られる地価の上昇に伴い、不動産担保融資へのさらなる需要の増加を見込んでいる。ただし、地価上昇にはバブル的な側面があると警戒している。
	事業の長期的な拡大を検討する必要があると認識しつつも、リスクを取ってまで急拡大するという方針ではなく、現状維持を優先している。

E社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	1953年の創業時から会社の売り上げを伸ばすことに主眼を置かず、顧客の幸せを第一に考える経営で順調に事業を展開してきたが、事業内容という観点では、歴史的に大きく二つのターニングポイントがある。一つ目は質屋から他業種へ業態変換したこと、二つ目は手形割引だけでなく、時代に即した金融商品に挑戦したことである。
	当社では、お客様の幸せを第一に考えることを理念とし、人との繋がりを大切にする姿勢を維持しており、その思いが、社会貢献、納税、お客様への丁寧な姿勢へと繋がっている。 加えて、会社の歴史を彩る特徴の一つに、数多くの表彰や表敬状の受賞などがあげられる。
特徴	当社は、早くからDXに着目しており、業務のシステム化が発展している。近年は商圏を全国に広げ、ネット広告を中心に顧客を獲得し、契約も電子契約により行うことができるようにしている。
	当社の主たる事業として、でんさい割引、ABL、ファクタリング、商業手形割引があり、そのほかに不動産賃貸業、レセプト資金化、起業創業支援事業や太陽光発電事業、インターネット事業など、様々な金融サービスを提供している。
社会・業界の動向に関する見立て	経済産業省は下請け法の改正による支払サイトの短縮や2026年をめどに紙の手形の利用廃止を目指しているが、当社では中小企業の更なる資金繰りの悪化を予測している。
	依然手形の市場の規模は大きいものの、手形廃止に伴い、手形が減少していくことで、現金払いが増えてしまい、現金を乞う手数料で買い取る悪質なファクタリング会社が増加していると思う。また、この悪質なファクタリング増加が、多くの貸金業者のビジネスにマイナスに影響している。
課題・展望	本来手形割引の代わりを担うべきはファクタリングではなく、でんさい割引であると考えており、でんさい割引は悪質なファクタリングよりはるかに安全で安いということを周知し、でんさい割引の有用性を社会に普及させることが事業者金融業界の課題である。 また、貸金業法の改正時において、事業者金融と消費者金融の法律や規制を同じにしたことにより、中小企業金融が崩壊寸前となり、多くの事業者金融業者のビジネスが厳しくなってしまったが、業界の品質を維持するためには、現状の金利規制は維持した方がよいと考えている。
	当社では、適正な手数料によるファクタリングを実施しつつ、でんさい割引のサービスも成長させていきたいと考えている。

F社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	1974年の創業当時は、手形割引の訪問営業を中心に事業を拡大していた。その後、手形割引のみでは業容の拡大が困難であると判断し、手形貸付を開始し現在に至っている。
	大手事業者金融業者との競争や連携などの幾つもの変遷を経て、現在は外資系の傘下となり、手形割引サービスを利用する顧客に限定して貸付を行っている。
特徴	手形割引顧客の審査では、営業担当者が決裁するのではなく、審査担当者による厳格な審査を行っているが、審査システムや定量データに基づく評価よりも、直接顧客を判断する目利きの能力が重要な役割を果たしている。
	当社の顧客分布は、東京、大阪、名古屋に集中している。また、取引顧客の約7～8割が年商1億円以下の事業者で、業種は、手形を扱う建設、衣料、アパレル、広告代理店、その他の製造業が大半を占めている。
	当社では、様々な商品やサービスを提供しているが、9割が手形割引とでんさい割引、1割が事業融資となっており、この割合は向こう数年間変化しないと見ている。 加えて、自社で取り扱えない案件に関しては、事業提携している同業者に紹介し、その紹介手数料を得ており、提携先のネットワーク拡大にも力を入れている。
	当社における手形割引は、早ければ即日に実行されており、融資に関しては5～7日間で審査から実行までを行っている。
社会・業界の動向に関する見立て	手形の流通量が減少することにより、手形割引の市場規模は縮小の一途をたどると予測しており、そのため同業他社との競争がさらに激化していくと見ている。
課題・展望	手形割引よりも圧倒的に料率の高いファクタリング業者が増えているため、当社もファクタリングを扱うかどうかについての検討を何度も行った。しかし、顧客からのクレームにつながることなどを懸念し、現在のところ取り扱っていない。 また、事業資金の一部は銀行から借り入れているが調達額は十分ではなく、また新たな資金提供者を探すことも困難な状況である。
	貸金業者からの融資を必要としている中小企業・個人事業主（潜在的な顧客）が多く存在していると思われ、資金調達の拡大など環境さえ整えば、そうした顧客に資金を提供することができ、ひいては日本経済の発展にも繋がるだろうと長年感じ、もどかしく思っている。

G社

項目	内容
沿革（ターニングポイント）	創業時から、ソーシャルレンディングによる卸金融に特化した形で事業を展開している。
	ソーシャルレンディングは貸金業と第二種金融商品取引業を組み合わせたものであり、そのうちの貸金業のライセンスを、貸金業者の子会社化により獲得した。
	ソーシャルレンディングには二社型（金商法業者と貸金業者が別の法人で展開）、一社型（同一法人内で二つのライセンスを取得）という二つの形態があり、当社は一社型を選択している。 その理由として、借り手の情報を投資家に十分に開示しない二社型よりも、投資家の立場を鑑みて一社型を選び、自らが投資家の立場で回収を行えるようにした。
特徴	当社の主要な特徴は、貸金業者に対する卸金融の役割を担っていることである。貸金業者の資金調達環境が厳しくなる中、ソーシャルレンディングによる資金提供の重要性は上がっていると感じている。
	融資は、ノンリコースで融資するわけではないため、エンドの借り手のリスクを直接取らなくて済むことが特徴の一つである。
	投資先としての観点では、オルタナティブ投資という特徴を持っている。好景気の際には株に資金が流れるためソーシャルレンディングによる投資は少なくなるが、逆に不景気の際には株価が低迷するため、オルタナティブへの投資が多くなるとみている。 なお、当社を利用する投資家の多くは個人投資家であり、その他には個人の財産管理会社や宗教法人などが挙げられる。
社会・業界の動向に関する見立て	ソーシャルレンディングの市場規模は順風満帆に成長しているわけではないが、伸びしろが大きい市場である。 また、ソーシャルレンディングの市場には、リスクの判断が難しいため、金融の知識に長けた人が多いと思う。
	国内は、サブプライム層向けの資金供給機能が不十分であると考えており、こうした層に対してソリューションを提供するところにビジネスチャンスがあると考える。
	こうしたサブプライム層の借り手に対して、資金を提供する貸金業者が円滑に資金調達するには、銀行がリスクを取れない以上、ソーシャルレンディングによる卸金融が手段として重要であると考える。

課題・展望	当社の課題の一つは投資家への高い分配率がある。低い分配率で投資家を集めることができている同業者もある。
	融資先が現状投資案件一案件に対し融資先が一件となっていることも課題の一つになっている。このスキームでは、融資先が一件デフォルトするだけで投資家のゲインはゼロになってしまいリスクが高い。理想としては、融資先も分散させることが必要であり、リスクコントロールの面で重要な課題と認識している。 また、ソーシャルレンディングの分配金は雑所得として総合課税になる点も課題だと認識しており、分離課税が認められるようになれば、多くのケースで支払い税額の低下につながるためより多くの投資家を集められると考えている。
	マーケットの拡大には、融資先が一つで投資家が複数のファンドから、リスクの安定する融資先も投資家も複数であるファンドへの変化が必要である。 また、安定したリスクリターンを保てる商品を作ることが目標であり、そのためには大数の法則でリスクリターンをとれるような融資分野を増やせばよいのではないかと考えている。 加えて、ソーシャルレンディングの投資を一種の有価証券とみなした場合、売買が困難な点も投資を妨げる要因の一つであるとも考えている。将来的には、ソーシャルレンディングへの投資を流動性のある有価証券として流通させられることが理想であり、その市場の機能を担うために第一種金融商品取引業のライセンスの取得を視野に入れている。
	貸金業者に対する卸金融を行う立場からすると、投資家の資金が入って貸金業の事業が拡大し、またさらに投資家の資金が入るという正のサイクルを作ることを目標としている。

REPORT 3

事業者金融の現状と今後の展望

ヒアリング調査の結果などから見えてきた事業者金融の現状と今後の課題等について

CURRENT & OUTLOOK 01 手形市場の変化とその影響

政府、産業界は、2026年までに手形・小切手を全面的に電子化する取組みを進めている。

既に2022年に手形交換所が廃止され、新たに電子交換所がスタートしている。この結果、手形交換高が大幅に減少するなど、従来事業者金融の柱であった手形割引市場を取り巻く環境は大きく変化している。

一方で、2013年にスタートした「株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」を利用した電子債権取引の普及状況を見ると、中小零細事業者を中心にインターネットバンキングの利用が進んでいないという問題もあり、近年普及ペースは鈍化している。

こうした環境の変化を受けて、これまで地域に根差した身近な事業者向け資金供給機能として、手形割引を中心に発展してきた事業者金融は、厳しい状況に直面している。

CURRENT & OUTLOOK 02 手形の支払サイト短縮による影響

経済産業省、中小企業庁の方針のもと、手形の支払サイトを従来の主流であった120日から60日以内に短縮することが進められているが、事業者金融業者からは「資金繰りに余裕のない中小の元請け企業が手形割引に代えて自己資金で資金決済しなければならないケースが増えるため、下請け企業に対する前払金の支払を抑制するなどによる下請け企業の資金繰り悪化を招く恐れがある」といったことを懸念する声が聞かれる。

CURRENT & OUTLOOK 03 異業種との競争

手形市場の収縮に伴って手形割引業者は大幅に減少している。地方によっては手形割引業者の空白地域も生まれており、現在営業している手形割引業者の多くは、スマートフォンとアプリを活用し、商圏を自らが所在する地域内から全国に拡大している。

一方で、手形割引の代替手段として近年ファクタリングが伸びている。ファクタリングは貸金業法や利息制限法の対象外であるため取引条件などにおける制約が少なく、手形割引業者を含む事業者金融業者にとって脅威となりつつある。ただし事業者金融業者がファクタリングを併営するケースにおいては、殆どの場合貸金業法や利息制限法を意識した、ある意味穏当な条件でビジネスが行われているため、ファクタリング業界は、今後「良貨が悪貨を駆逐する」流れになっていくことが望まれる。

CURRENT & OUTLOOK 04 小規模業者における資金調達問題

事業規模の小さな事業者金融業者は、多くの場合銀行などの金融機関から融資の対象外とされているため、外部資金調達ができない。このため、併営しているビジネスからの収入を含む自己資金や、銀行等以外の割高な資金調達に頼らざるを得ない。

そうした中で、近年事業者金融業者に対する卸金融に特化したソーシャルレンディングが生まれてきている。

ただし、ソーシャルレンディングに資金を投じる投資家は、ソーシャルレンディング向けの投資を株式など他の投資とのオルタナティブとして捉えており、例えば株式市場が高騰するようなトレンドでは、資金が株式に流れるなどするため、ソーシャルレンディングは、貸金業者の調達手段としてやや安定性に欠ける、という弱点を抱える。

この様に、小規模事業者金融業者の最も大きな課題のひとつは資金調達であり、この制約により事業を拡大できない、あるいは事業を縮小、廃業せざるを得ないという状況にある。

CURRENT & OUTLOOK 05 事業譲渡等における異業種からの斯業界への参入

事業者金融業界では、資金調達力のある同業者のほかに、例えば人材派遣会社のような異業種による貸金業者の取得が見られるようになってきている。動機としては、ヒト、モノを持つ企業グループが、カネという手段を備えようというものが多い。

また、昨今のソーシャルレンディングのように、二種金融商品取引業者が集めた投資資金を運用するために貸金業者を取得する、という例も見られる。

もともと貸金業界は世の中一般と同様に、後継者難などを理由とした事業譲渡ニーズが増えてきている。こうした中、第三者に事業を譲渡することは、まず事業が継続されることで従業員を守ることなどが可能になることに加え、事業の買い手の信用力を背景に、銀行等からの資金調達が容易になったり調達コストが低下したりするというようなメリットが期待できるため、今後も増えていくと思われる。

CURRENT & OUTLOOK 06 業者間の連携とコミュニケーション

事業者金融の過去の歴史を振り返ると、貸付の種類別に専業化が進んでいたこと、各社の商圏がそれぞれの地域において限定的であったこと、あるいは大手の業者間では競争意識が強かったこと、などを理由として、これまで業者間の連携やコミュニケーションが必ずしも十分ではなかった。

しかし前述のような事業者金融業者共通の課題に対処するためには、今後業者間での情報共有や連携といった動きが極めて重要になってきている。

CURRENT & OUTLOOK 07 DX化への対応力による格差の拡大

従来の店舗展開と対面型のビジネスは、徐々にインターネットやWEB、更にはスマートフォンを活用したビジネスに変容しつつあるため、店舗展開の必然性は低下しており、どこに所在する業者でも、全国を相手にビジネスが可能な時代になっている。

ただし、こうしたDX投資を行える体力や、そのためのDXリテラシーの有無によって、業者間での格差が徐々に拡大しつつある。

その結果、「DX化等により効率化を図り、規模の拡大を追求する大手企業グループ傘下を含む業者」と「従来型の対面型ビジネスによって手形割引や貸付、債権買取に従事する地域密着型の業者」とに分化しつつあるといえる。

CURRENT & OUTLOOK 08 業界のマイナスイメージ

今回事業者金融業者に対するヒアリングをする中で、世の中の貸金業界に対するマイナスイメージに強い危機感を抱いている業者が多いことが確認された。そのため多くの事業者金融業者が、このマイナスイメージを払拭すべく、地域に根差した社会貢献活動をしたり、利用者目線に立ったきめ細やかな営業を実践したりといった努力をしている。

ある業者は、「過去の悪いイメージが依然として定着していることにより、ファクタリング業者との競合で負けてしまうことも多い」と述べており、業界のイメージ向上を図ることにより信頼性や競争力を高めることが重要な課題である。

CURRENT & OUTLOOK 09 課題への解決策構築の難しさ

現時点において、手形市場収縮による事業への影響、貸金業者に比べて制約要件が少ないファクタリング業者等異業種との厳しい競争、資金調達難といった事業者金融が抱える経営課題に対し、十分に有効と思われる解決策は現状見いだせていない。

こうした状況を踏まえると、今後は大手への集中化が進む一方で、中小・零細では事業縮小や廃業といった対応を余儀なくされる業者が一定数出現する可能性は高く、当面の収益対策として、貸倒れリスクが相対的に低い不動産担保貸付や、売掛債権担保貸付（ABL）等に注力する傾向が続くと思われる。

CURRENT & OUTLOOK 10 新たな改革の必要性

以上の通り、従来日本の中小零細事業者の資金繰りを支えてきた事業者金融が変革期を迎えている。過去事業者金融の柱であった手形割引が流通手形の激減により縮小する中、事業者金融業者は、デジタル技術の活用や、業者間での連携等を通じ、従来とは異なるビジネスモデルを構築することが求められている。

また、従来競合相手ととらえられていたファクタリング業ではあるが、今後は事業者金融業者が適正な条件によるファクタリングを扱うことによって優良なファクタリング業の規範を示し、問題のあるファクタリング業者を駆逐することも求められてきていると思われる。

おわりに

本レポートの作成にあたり

東光商事株式会社	片岡龍郎代表取締役
東信商事株式会社	土屋 顕太郎代表取締役
	佐藤峻輔氏
栄光商事株式会社	岡本強代表取締役社長
塚越商事株式会社	塚越良太代表取締役
中小企業振興株式会社	石神祥林代表取締役
株式会社クレイリッシュ	髙木秀男代表取締役社長
株式会社大黒屋	石坂鉄平代表取締役社長

に多大なご支援とご鞭撻を賜りました。
また、ヒアリング調査に快く応じて下さった
協会員の皆様へ感謝とお礼を申し上げたく、
謝辞にかえさせていただきます。

年表 （平成27年4月～令和6年3月）

平成27年	4月	・株式会社筑波銀行が株式会社いばぎんカードを吸収合併
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第10回）を実施
	6月	・日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始
		・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表
	7月	・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2015」を実施
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
	10月	・ビジネクスト株式会社（現AGビジネスサポート株式会社）が株式会社ビジエンスを吸収合併
		・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表
	11月	・日本貸金業協会が協会員各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・日本貸金業協会が「平成27年度第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	12月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第11回）を実施
		・金融庁がFinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置
平成28年	2月	・日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施
	3月	・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
		・株式会社セディナがさくらカード株式会社を吸収合併
	4月	・「平成28年熊本地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・「平成28年熊本地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
	5月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表
	6月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第12回）を実施
		・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表
		・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を公表
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・金融庁が「第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
	7月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表
	8月	・シンキ株式会社が新生パーソナルローン株式会社に社名変更
		・株式会社栄光が東京地方裁判所に自己破産を申請
		・金融庁が検査・監督のあり方を問う有識者会議を立ち上げる
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2016」を実施
		・日本貸金業協会が貸金業法第2条に定める「金銭の貸借の媒介」について公表
		・金融庁が「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布
		・株式会社日専連ベネフルが株式会社ヒタックスカードを吸収合併
	10月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第13回）を実施
		・金融庁が「中小企業向け個人情報保護法全国説明会」を開催
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入れに対する意識や行動に関する調査結果」を公表
	11月	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果を公表

		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・日本貸金業協会が「平成28年度第11回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	12月	・割賦販売法の一部を改正する法律が公布
		・金融庁が「第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」を公表
		・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表
平成29年	1月	・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表
	3月	・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表
		・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	・改正資金決済法施行 ※利用者の資産保護を目的として仮想通貨の法的定義を明確にし、仮想通貨と現金を交換する登録制を導入し、顧客の本人確認を義務つけた
		・改正銀行法施行 ※銀行による事業会社への出資を5％、持ち株会社も15％で制限していたが、当局の認可を得れば上限を超えて出資できる
		・株式会社東京商工リサーチが平成28年度の全国の企業倒産状況を公表 ※8,381件前年度比3.5％減、8年連続で減少
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第14回）を実施
	5月	・金融庁が「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」を公表
		・民法（債権法）改正成立※施行は令和2年4月1日
		・フィンテックの普及を目指す改正銀行法が成立
		・改正個人情報保護法が施行
	6月	・金融庁が「第9回多重債務問題及び消費者向金融等に関する懇談会」を開催
	8月	・金融庁が平成30年夏に検査局を廃止し、業務を監督局に統合すると発表 ※金融機関のガバナンスの点検等は新設の「総合政策局」が担う
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2017」を実施
		・日本貸金業協会が協会員に対し「銀行カードローンの保証業務に関するお願い」を発信
		・株式会社みずほ銀行とソフトバンク株式会社が出資する株式会社J.Scoreが国内初となるAIを使った個人向け融資サービスを提供開始
	10月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第15回）を実施
		・金融庁が「平成28事務年度金融レポート」を公表
	11月	・日本貸金業協会が「平成29年度第12回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
	12月	・金融庁が「第10回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）が平成30年4月に銀行カードローン「レイク」の新規融資を止め、同事業を再編すると発表
平成30年	1月	・警察庁が銀行の新規個人向け融資取引について、オンラインで暴力団情報の照会に応じるシステムを運用開始
	2月	・日本銀行が銀行による平成29年の不動産向けの新規貸出額が11兆7,143億円と前年比5.2％減と発表 ※前年を下回ったのは6年ぶりで13年に大規模な金融緩和に踏み切って以来初
		・株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）が平成30年4月に予定するカードローン事業の再編で「レイク」ブランドを残すことを決定 ※新たなブランド名「レイクALSA（アルサ）」
	3月	・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表

年表 （平成27年4月～令和6年3月）

	4月	・「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」（現一般社団法人日本暗号資産取引業協会）が設立
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第16回）を実施
	5月	・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
	6月	・成年年齢を20歳から18歳に引下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立
		・金融庁が「第11回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
	7月	・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
		・「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が設立
		・日本貸金業協会が「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」に団体会員として入会
		・金融庁が「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制に組織再編
	8月	・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を実施
		・「平成30年北海道胆振東部地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・「平成30年北海道胆振東部地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
		・金融庁が「フィンテック・サミット2018」を開催
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
	10月	・ギャンブル等依存症対策基本法が施行
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第17回）を実施
	11月	・日本貸金業協会が「平成30年度第13回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」改正によりオンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法が追加
	12月	・経済産業省から金融庁に対して「給与前払いサービス」が貸金業に該当するかとの照会に対し、金融庁は貸金業に該当しない旨を回答
		・金融庁が「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
平成31年	1月	・株式会社東京商工リサーチが人手不足倒産が前年度比で2割増加で過去最高と公表
		・「民法及び家事事件手続法」の一部が改正され、自筆証書遺言の方式が緩和
	2月	・日本銀行の「貸出先別貸出金」統計で国内銀行の不動産業向け融資の残高が平成30年度末で78兆9,370億円と4年連続で過去最高水準を更新
	3月	・金融庁が「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を更新
		・金融庁がソーシャルレンディングの匿名化解除に関する公式見解を公表
		・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	4月	・りそなカード株式会社が株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第18回）を実施
令和元年	5月	・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
		・日本貸金業協会が「貸付型ファンドに関するQ＆A」を公表
		・日本貸金業協会がギャンブル等依存症問題啓発週間に「ギャンブル依存度チェック」サイトを臨時開設
		・日本貸金業協会が「貸金業務取扱主任者ライブラリー」を開設
	6月	・金融庁が「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催

		・株式会社みずほフィナンシャルグループがLINE Credit株式会社でスコアリングサービス「LINE Score」を提供開始
	7月	・株式会社千代田信用が青森地方裁判所に自己破産を申請
	8月	・LINE株式会社が個人向けローンサービス「LINE Pocket Money」を提供開始
		・株式会社NTTドコモが金融機関向けに「ドコモ レンディングプラットフォーム」を提供開始
	9月	・金融庁が「フィンテック・サミット2019」を開催
		・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2019」を実施
		・金融庁がFinTech Innovation Hub活動報告「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた10の主要な発見（Key Findings）」を公表
		・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表
		・金融庁が「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する金融上の措置の要請」について公表
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
	10月	・金融庁が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表
		・「令和元年台風第19号」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・「令和元年台風第19号」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
		・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
		・消費税及び地方消費税の税率が8％から10％へ引き上げ。キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が開始
		・日本貸金業協会が「若年者への貸付に対する取り組みについて」を公表
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第19回）を実施
		・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
	11月	・金融庁が道路交通法の改正に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表
		・日本貸金業協会が「令和元年度第14回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・日本貸金業協会が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、成年年齢引下げを見据えた施策拡充を要望
		・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ＆A BOOK」を配布開始
	12月	・金融庁が「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が業界初となる日本貸金業協会の監修による金融経済教育セミナーを実施
令和2年	1月	・金融庁が貸金業者登録番号記載の緩和等に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
		・日本貸金業協会が成人式配布用として若年層向け啓発用冊子10万5千部を全国の教育委員会等に無償提供
	2月	・内閣府が令和元年10～12月期の国内総生産（GDP、季節調整済み）速報値を発表 ※実質で前期比1.6％減、年率換算で6.3％減となり、5四半期ぶりのマイナス
		・厚生労働省が新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定
	3月	・新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・金融庁が貸金業者登録番号記載の緩和に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表
		・金融庁が「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を公表
		・金融庁が給与ファクタリング業は「貸金業に該当する」との見解を公表

年表 （平成27年4月～令和6年3月）

		・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
		・株式会社みずほ銀行が子会社のユーシーカード株式会社を完全子会社化
	4月	・株式会社東京商工リサーチが令和元年度の全国の企業倒産状況を公表 ※8,631件（前年度比6.4％増）、負債総額1兆2,647億3,200万円（同21.9％減）と件数が平成20年度以来11年ぶりに増加に転じる
		・日本貸金業協会が貸付自粛Web申告の受付を開始
		・一律10万円を給付する「特別定額給付金」や新型コロナウイルス感染症の影響で売上減少した法人や個人事業者を対象に最大200万円を給付する「持続化給付金」などを含む補正予算が参議院の本会議で可決され成立
	5月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第20回）を実施
	6月	・日本貸金業協会が若年者向けの注意喚起ページを開設
		・金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表
		・金融庁が「第15回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所が弁護士法人としては過去最大の51億円という負債を抱え破産
		・改正金融商品販売法が成立
		・「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正資金決済法）が成立
		・改正割賦販売法が成立
	7月	・日本貸金業協会が「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定
		・日本銀行が金融庁と合同で実施した「LIBOR利用状況調査」の結果を中心に、本邦金融機関のLIBOR公表停止に備えた対応と今後の取り組みについて整理した「日銀レビュー「『LIBOR公表停止に備えた金融機関の対応と今後の取り組み』」」を公表
		・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表
		・株式会社セディナとSMBCファイナンスサービス株式会社が合併 ※新会社名は「SMBCファイナンスサービス株式会社」
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2020」を実施
	10月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第21回）を実施
		・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表
		・金融庁が「貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表
	11月	・日本貸金業協会が「令和2年度第15回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査結果」を公表
		・金融庁が「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の設置を公表
	12月	・株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）が株式会社アプラスフィナンシャル（株式会社アプラスの親会社）を完全子会社化
		・金融庁が「第16回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
令和3年	2月	・株式会社ファミリーマートが令和3年夏に消費者向けの金融事業に参入すると発表
	3月	・金融庁が「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の改正を公表
		・金融庁が「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を公表
	4月	・三菱UFJリース株式会社が日立キャピタル株式会社を吸収合併 ※新会社名は「三菱HCキャピタル株式会社」
		・株式会社東京商工リサーチが令和2年度の全国の企業倒産状況を公表 ※件数が7,163件（前年度比17.0％減）、負債総額が1兆2,084億1,100万円（同4.5％減）と前年度11年ぶりに増加に転じた件数が再び減少に転じる

		・オリックス株式会社と弥生株式会社が共同で設立したアルトア株式会社が展開する「アルトアオンライン融資サービス」をオリックス株式会社に事業移管
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第22回）を実施
		・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	6月	・NTTグループが新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ各社サービス料金等の支払期限を8月末日まで延長
		・金融庁が「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向け Q & A」を公表
		・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」を公表
		・金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み還元資料」を公表
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・金融庁が「第17回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・金融庁が金融機関等から受け付ける様々な申請・届出等（約4,000手続）について、オンラインでの提出が可能となる「金融庁電子申請・届出システム」を運用開始
	7月	・金融庁が「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について公表
		・金融庁が「貸金業法施行規則」の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について公表
	9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2021」を実施
		・アイフル株式会社が新会社「AG クラウドファンディング株式会社」を設立
	10月	・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第23回）を実施
		・日本貸金業協会が「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を公表
	11月	・PayPay株式会社が本人確認にマイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスを導入
		・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・日本貸金業協会が「令和3年度第16 回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・Fintertech株式会社が貸付型クラウドファンディングサービス「Funvest（ファンベスト）」を提供開始
	12月	・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」2022年版を配布開始
		・金融庁が「第18回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
令和4年	1月	・日本貸金業協会が「業務支援コンテンツ」を開設
		・株式会社NTT データが資金需要予測 AI サービスを提供開始
	2月	・個人情報保護委員会が「マンガで学ぶ個人情報保護法」を公開
		・日本貸金業協会が「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」を公表
		・日本貸金業協会が成年年齢の引下げを踏まえた対応について公表
		・金融庁が「金融庁電子申請・届出システムに係る説明会」を実施
		・個人情報保護委員会が「改正個人情報保護法対応チェックポイント」を公開
		・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）の「2. 法令等遵守態勢」の一部修正と「19. システムリスク管理態勢」（「個別ガイドライン」のみ）の追加を実施

年表 （平成27年4月～令和6年3月）

3月	・日本貸金業協会が成年年齢引下げを踏まえ金融庁と意見交換会（第24回）を実施
	・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表
	・日本貸金業協会が「若年者啓発ミニパンフレット」を配布開始
	・金融庁が「「金融機関における個人情報保護に関する Q＆A」等の改正について」「改正金融分野ガイドライン等の公布について」を公表
4月	・成年年齢を20歳から18歳に引下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行
	・日本貸金業協会が成年年齢引下げに係る消費者向け「若年者金融トラブルホットライン」を開設
	・金融庁が「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」を公表
	・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
5月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第25回）を実施
	・トヨタファイナンス株式会社がAdobe Acrobat Signを導入し融資借入手続きをデジタル化
6月	・金融庁が「第19回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
	・三井住友カード株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社SMBCモビットが決済・ファイナンス領域におけるグループ会社の再編を実施
	・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
7月	・楽天グループ株式会社と楽天銀行株式会社が楽天銀行株式会社の新規上場申請を発表
	・アイフル株式会社及びアイフルのグループ会社がビジュアルアイデンティティを刷新
	・株式会社アイティフォーがデジタルサービス事業及び決済代行事業などを行う新会社「株式会社シディ」の設立を発表
8月	・独立行政法人住宅金融支援機構がマイナンバーカード認証により取得した収入情報を「フラット35」等の申込みに活用できるサービスを提供開始
9月	・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2022」を実施
	・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが大学進学を目指す高校3年生と理系大学生を対象とする返済義務のない給付型の「あしながMUFG奨学基金」を創設
	・大和ハウス工業株式会社が新築戸建住宅を検討の顧客向けに残価設定型住宅ローン「ローンのお守り」を提供開始
10月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第26回）を実施
	・一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本貸金業協会が共同で「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施
	・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
11月	・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
	・日本貸金業協会が「令和4年度第17回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	・アイフル株式会社がセブン銀行ATMにてマイナンバーカードで所得情報の提出ができるサービスを提供開始
	・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表
12月	・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ＆A BOOK」2023年版を配布開始
	・株式会社ミロク情報サービスとオリックス株式会社がプラットフォームサービス「Hirameki7」で中小企業向けオンライン融資サービスを提供開始
	・日本貸金業協会が「中高生のためのe-learning講座～いまから知っておきたい金融経済基礎知識～」を公開
	・株式会社J.ScoreとLINE Credit株式会社が吸収分割方式による事業統合を発表
	・金融庁が「第20回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催

		・日本貸金業協会が「若年層（18歳および19歳）に対する貸付実態および自主的な取組みの状況等についてのアンケート調査結果」を公表
令和5年	1月	・新生フィナンシャル株式会社がカードローンブランド「レイクALSA」を「レイク」に名称変更し、ブランドロゴを刷新
	2月	・株式会社クレディセゾンが中小企業・個人事業主の経営を支援する融資サービス「セゾンビジネスサポートローン」を提供開始
		・株式会社NTTデータが融資稟議システムから契約に必要な情報を自動連携できる電子契約サービスを提供開始
	3月	・アイフル株式会社がSES事業を営むセブンシーズ株式会社を完全子会社化
		・日本貸金業協会が「生活再建支援ミニパンフレット」を配布開始
		・日本貸金業協会が「ソーシャルメディア運用ポリシー」を策定
		・日本貸金業協会が公式Xアカウントを開設
		・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と三井住友カード株式会社がカードローンとクレジットカード機能が1つになった「プロミスVisaカード」を発行開始
		・ミサワホーム株式会社が多様化する人生設計に合わせた住宅ローン「残価設定型住宅ローン」を提供開始
	4月	・日本貸金業協会が「家計管理診断」及び「返済シミュレーション」をリニューアル
		・三井住友カード株式会社が株式会社 SMBC モビットを吸収合併
		・株式会社デジタルガレージと株式会社オリエントコーポレーションがビジネスカードを利用した事業者間取引の請求書カード払いサービス「OBS（Orico Business payment for SME）」を提供開始
		・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」を公表
	5月	・日本貸金業協会が「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を廃止
		・オリックス・クレジット株式会社が「ORIX MONEY カード発行型」の取扱い開始
	6月	・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第27回）を実施
		・アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社（アルヒ株式会社の子会社）とSBIマネープラザ株式会社が住宅ローン紹介に関する協定を締結
		・金融庁が「第21回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
		・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・日本貸金業協会、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、アコム株式会社、新生フィナンシャル株式会社、アイフル株式会社が協働で「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立
		・株式会社ローソン銀行と株式会社Finatextホールディングスが個人向けローンサービスの実証実験に関する基本合意書を締結
	7月	・株式会社マネーフォワードが個人顧客向け金融商品へのニーズを契約につなげるWEBコンテンツ「XIM-Contents」を地域金融機関に提供開始
		・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社がSAS Institute Japan 株式会社のテクノロジーを活用し顧客体験向上と業務効率化を実施
		・JA三井リース株式会社が米国にてファクタリング事業を展開するKatsumi Global, LLCを100%連結子会社化
	8月	・日本貸金業協会が広告出稿前の協会審査におけるWEB受付システムを開設
		・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2023」を実施
	9月	・株式会社オリエントコーポレーションが株式会社Liquidと提携しクレジットカードお申し込み時の本人確認をオンラインで完結するサービス「LIQUID eKYC」を導入
		・消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始

年表 （平成27年4月～令和6年3月）

	10月	・株式会社NTTデータとSMBCコンシューマーファイナンス株式会社がローンデジタルプラットフォームのサービスを提供開始
		・日本貸金業協会が「貸金業者の広告に関する細則」を新設
		・日本貸金業協会が「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」を公表
	11月	・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
		・金融リテラシー向上コンソーシアムがホームページを開設
		・日本貸金業協会が金融庁と意見交換会（第28回）を実施
		・日本貸金業協会が「令和５年度第18回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・日本貸金業協会が株式会社インソースと連携しビジネス基礎テキストの別冊付録として消費者啓発教材「金融トラブル防止のためのＱ＆Ａ BOOK」を提供開始
	12月	・金融リテラシー向上コンソーシアムが公式Ｘアカウントを開設
		・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのＱ＆Ａ BOOK」2024年版を配布開始
		・株式会社クレディセゾンとスルガ銀行株式会社が法人顧客を対象とした後払い決済・請求代行サービス「セゾンインボイス」の紹介業務を開始
		・株式会社デジタルガレージと株式会社大塚商会が建設業界向けのB2B決済サービス「DGFT 請求書カード払い for 大塚商会」を提供開始
		・日本政策金融公庫がダイハツ工業株式会社の生産停止の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けに「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業相談窓口」を設置
令和6年	1月	・SCSK サービスウェア株式会社がauじぶん銀行株式会社から住宅ローン審査業務を受託し金融サービス仲介業を活用した「住宅ローンビジネスサポート」サービスを提供開始
		・株式会社オリエントコーポレーションがイオンプロダクトファイナンス株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社）を完全子会社化
		・「令和６年能登半島地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行
		・「令和６年能登半島地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
		・株式会社オリエントコーポレーションが株式会社武蔵野銀行と連携し空き家購入希望者の資金問題解消を目的とした「空き家活用ローン」を提供開始
	3月	・日本貸金業協会が東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し「事業承継に関するご相談」窓口を開設
		・株式会社マネーフォワードと株式会社PrivateBANKが合弁会社となる「マネーフォワードプライベートバンク株式会社を設立」
		・株式会社NTTドコモがオリックス・クレジット株式会社（オリックス株式会社の子会社）を連結子会社化
		・日本貸金業協会が「協議会」を廃止し「協会員懇談会」に移行すると発表

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

「新しい貸金市場を実現するため、
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」

【基本理念】

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され、安心して利用していただける
   新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

【行動指針】

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な応対を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう

令和５年度 年次報告書　　令和6年8月31日発行

発行 ： 日本貸金業協会
住所 ： 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3階
電話 ： 03-5739-3013（業務企画部）
ホームページ ： https://www.j-fsa.or.jp

https://www.j-fsa.or.jp